



平成26年度 原子力行政のあらまし

～福島県原子力発電所の廃炉に関する取組～

Fukushima Prefecture



福島県

はじめに

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに続く大津波によって東京電力株式会社福島第一原子力発電所（大熊町、双葉町）1～4号機は全交流電源が喪失し、1～3号機の原子炉に大きな損傷が生じました。また、1、3及び4号機は水素爆発により、原子炉建屋上部が損壊し、発電所から放出された放射性物質により県内の環境は大きく汚染されました。事故後、4年が経過しておりますが、依然として12万人余の方々が無事避難を余儀なくされています。

福島第一原子力発電所は、6基すべてについて廃炉が決定し、国及び東京電力株式会社によって、廃炉作業が進められているところです。平成26年12月22日には、4号機の使用済燃料プールからの燃料取出しが完了するなど、前進している作業もある一方、汚染水対策や溶融燃料取出しなど、いまだ多くの課題が残されております。世界的に例を見ない事故に対する廃炉作業を進めるためには、世界の叡智を結集して、新たな技術を研究・開発していく必要があります。

県としましては、原子力対策監及び原子力専門員により専門的な立場から廃炉に向けた取組の確認を行っているほか、専門家及び周辺市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」や県民、各種団体及び学識経験者で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」により取組を確認しています。平成26年4月1日からは、原子力専門員を2名増員し、また、楡葉町に現地駐在員を配置するなど、監視体制の強化をしています。さらに、平成27年1月7日には、立地町（大熊町、双葉町）とともに、東京電力株式会社と、廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めることや周辺地域住民の安全確保などを目的とした「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」を締結したところです。

廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進むことが、本県復興の大前提であります。専門性を高めながら引き続き厳しく監視していくとともに、国及び東京電力株式会社に対して必要な申し入れを行ってまいります。

本誌を、本県における原子力発電所の廃炉に向けた取組について、皆様の理解の一助としていただければ幸いです。

平成27年3月

福島県生活環境部長 長谷川 哲也

目 次

1	廃炉に向けた福島県の取組について	
(1)	福島県の組織	1
(2)	県内の原子力発電所に関する福島県の姿勢	1
ア	廃炉に向けた県の姿勢及び要請	1
イ	廃炉の決定状況	2
(3)	廃炉に向けた取組の安全確保	2
ア	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会とその部会	2
イ	原子力安全対策課檜葉町駐在の設置	4
ウ	福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る 周辺地域の安全確保協定の締結	5
エ	事前了解	5
(4)	県民の意見把握、県民への周知	6
ア	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	6
イ	電子掲示板	7
2	東日本大震災の被害状況及び県内の原子力発電所事故の概要について	
(1)	東日本大震災の被害状況	8
ア	県内の震度	8
イ	県の被害状況	9
(2)	県内の原子力発電所事故の概要	10
ア	福島第一原子力発電所	10
イ	福島第二原子力発電所	12
ウ	冷温停止へ至る道のり	13
3	福島第一原子力発電所の現状について	
(1)	廃炉に向けた取組（中長期ロードマップ）	15
(2)	原子炉の状態	16
ア	原子炉建屋	16
イ	原子炉格納容器	17
ウ	冷却設備	17
エ	放射性物質	18
(3)	汚染水問題	18
ア	多核種除去設備	18

イ	汚染水貯蔵タンクと漏えいトラブル	18
ウ	排水路、放水路及びトレンチ	19
エ	護岸エリア地下水の汚染とその対策	19
オ	地下水対策	20
(4)	使用済燃料の取り出し	21
ア	4号機からの燃料取出し	21
イ	1～3号機からの燃料取出し	22
(5)	溶融燃料（デブリ）の取り出し	23
(6)	その他の課題	23
ア	1号機建屋カバー解体作業	23
イ	廃棄物保管設備	24
ウ	作業員の確保	25
4	県内のモニタリング体制について	
(1)	福島第一原子力発電所周辺のモニタリング体制の強化	26
ア	1号機原子炉建屋カバー解体に伴う発電所周辺のモニタリング体制	26
イ	発電所周辺海域のモニタリング体制	26
(2)	県内全域における空間線量率モニタリング	27
ア	定点モニタリング	27
イ	随時モニタリング	27
(3)	環境試料の核種分析	29
ア	大気中のダスト、水、土壌等の調査結果	29
イ	定時降下物	29
ウ	定時降水	29
5	防災対策について	
(1)	地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し	30
ア	地域防災計画の見直し内容の整理	30
イ	今後の見直し	30
(2)	県広域避難計画の策定	31
(3)	原子力防災住民避難訓練	32
(4)	オフサイトセンターの再建設	33
6	県環境創造センターの整備について	
(1)	基本理念	34
(2)	機能と主な取組	35
(3)	整備計画	35

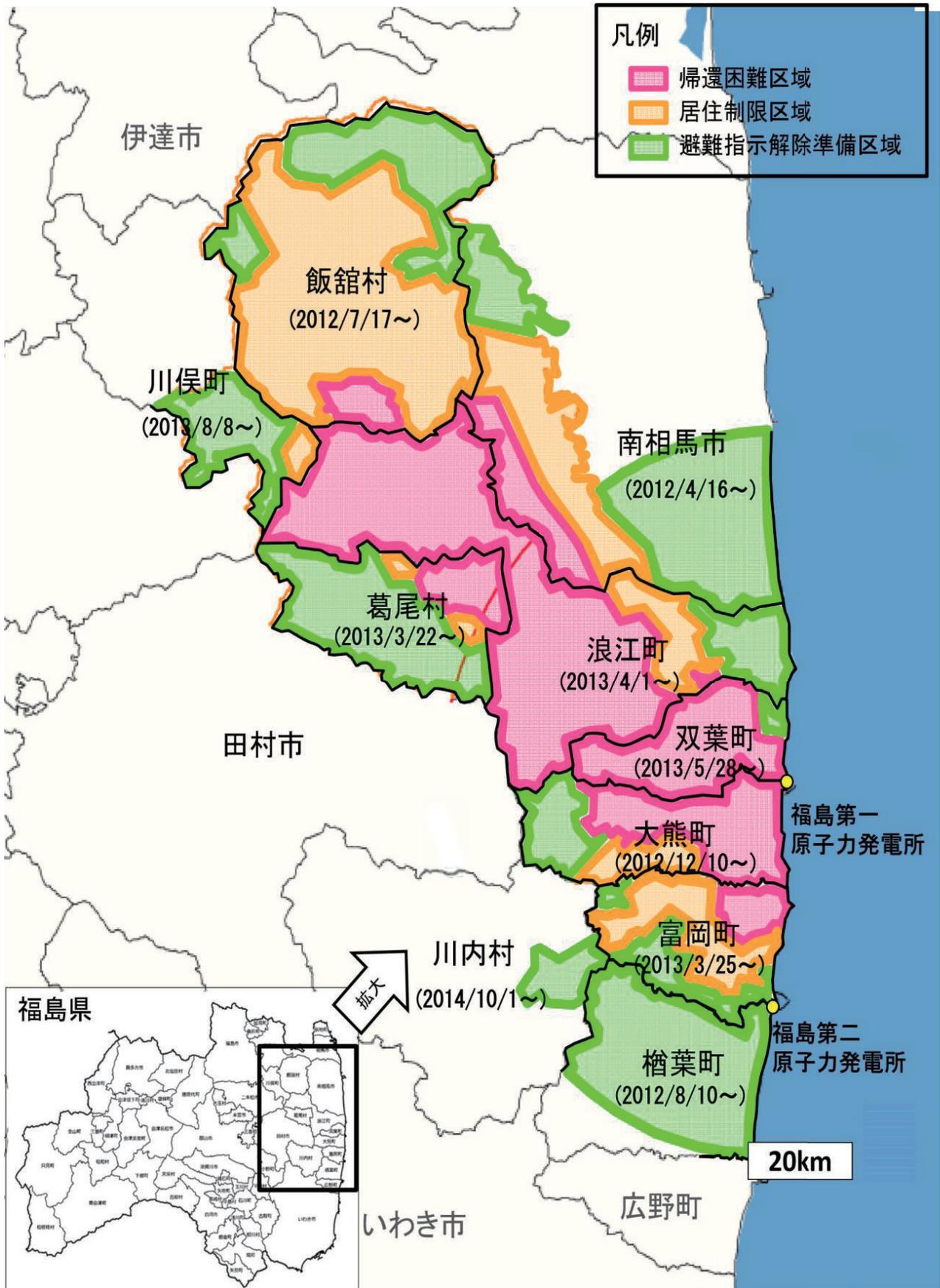
7	除染対策について	
(1)	概 要	38
(2)	課題と解決への取組	38
(3)	汚染状況重点調査地域における除染実施状況	39
8	中間貯蔵施設について	
(1)	中間貯蔵施設に係る経緯	41
(2)	中間貯蔵施設の案	42
(3)	今後の取組	43
9	避難状況について	
(1)	避難者数	44
(2)	主な取組状況	44
(3)	今後の課題・取組	46
10	損害賠償状況について	
(1)	現 状	47
(2)	課 題	49
(3)	県の取組	49

資 料 編

原子力センターの沿革	51
福島県原子力発電所設置概要	52
廃炉安全監視協議会開催結果	54
労働者安全衛生対策部会開催結果	73
環境モニタリング評価部会開催結果	80
廃炉安全確保県民会議開催結果	83
原子力関係部長会議開催結果	88
平成26年度における措置要求	90
平成26年度における申し入れ	91
国への要請、東京電力(株)への申し入れ（平成23～25年度）	108
国の会議への参加	111
通報連絡要綱・通報連絡協定	112
地域防災計画（原子力災害対策編）の概要	114
原子力防災訓練の実施	120
各協定、要綱等	125
原子力発電のあゆみ（年表）	164
関係機関一覧	244

避難指示区域の概念図

平成27年2月時点



1 廃炉に向けた福島県の取組について

(1) 福島県の組織

東日本大震災に伴う本県の原子力災害に対する主な組織は下図の通り。

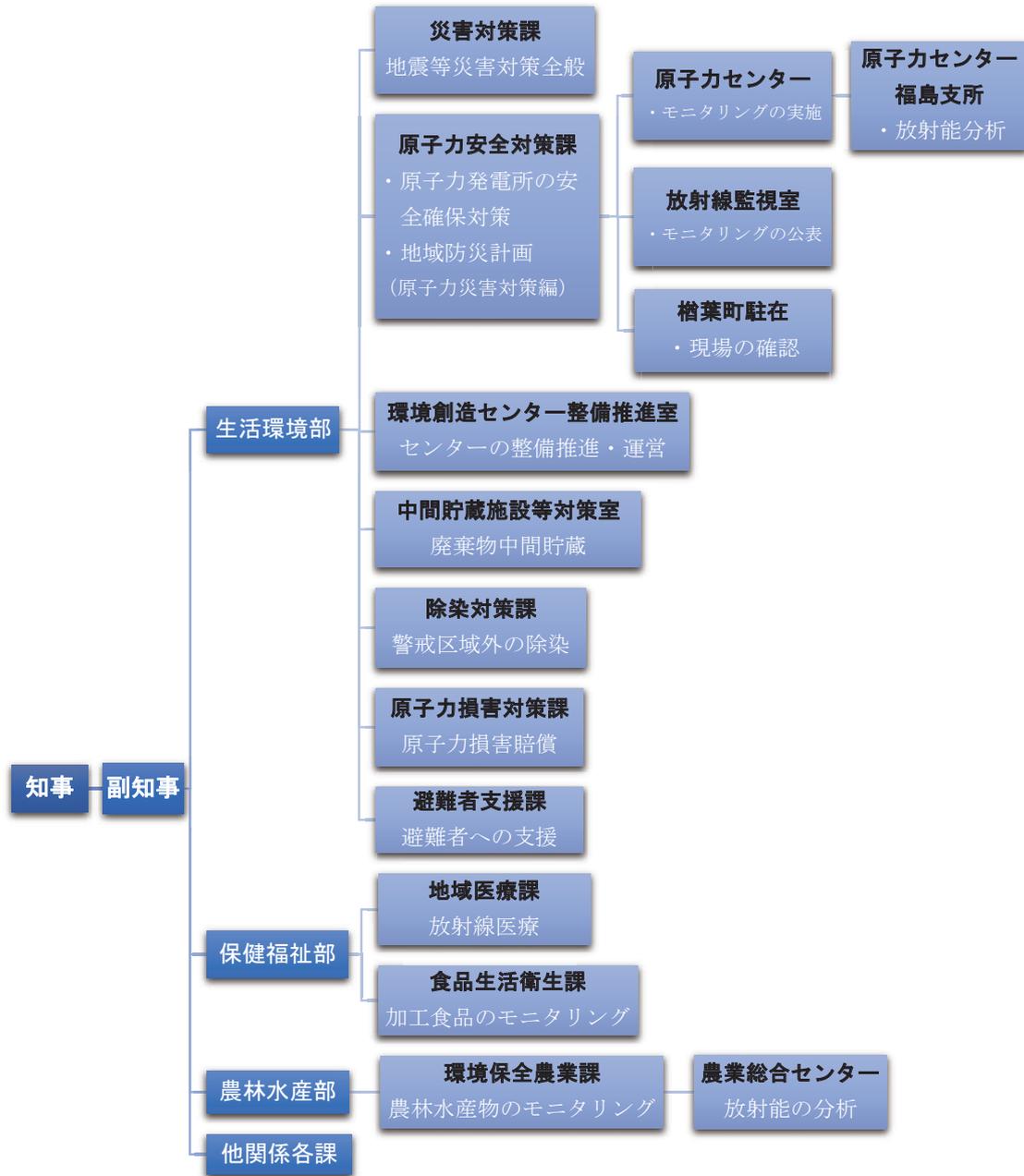


図 福島県の原子力災害に対する組織図

(2) 県内の原子力発電所に関する福島県の姿勢

ア 廃炉に向けた県の姿勢及び要請

県では、福島第一原発及び福島第二原発全10基について全基廃炉の姿勢をとっており、国及び東京電力(株)に対し、繰り返し全基廃炉の要請を行っている。

イ 廃炉の決定状況

(ア) 福島第一原子力発電所

福島第一原発については、1～6号機すべての廃炉が決定している。

1～4号機については、平成24年4月19日付けで廃止となり、5、6号機は、平成26年1月31日付けで廃止となった。

(イ) 福島第二原子力発電所

福島第二原発4基についても、県では国及び東京電力(株)に廃炉を求めているが、廃炉に対する判断は示されていない。

(3) 廃炉に向けた取組の安全確保

ア 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会とその部会

(ア) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（略称：廃炉安全監視協議会）

平成24年11月30日に開催された原子力事故対応関係市町村会議における関係13市町村との協議を踏まえて、本県における原子力発電所に関する新たな安全監視組織である「廃炉安全監視協議会」を、平成24年12月7日付けで設置した。

A 廃炉安全監視協議会の概要

○ 目的

中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力(株)の取組状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、専門家と県及び関係13市町村で構成する廃炉安全監視協議会を設置。

○ 協議会における協議事項

- ・ 福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組
- ・ 特定原子力施設の実施計画に基づく取組
- ・ 福島第二原発の冷温停止維持に必要な取組
- ・ 原発の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められること

○ 協議会が行う国及び東京電力(株)の取組の確認のための調査

- ・ 会議における質疑
- ・ 文書による照会
- ・ 現地調査

○ 福島第一原発の新協定締結（(3)ウ参照）により付与された権限

- ・ 立入調査（第7条）
- ・ 状況確認（第8条）
- ・ 措置要求（第9条）

B 組織

- 協議会の会長は、福島県生活環境部長を充てる。
- 専門事項を協議するため、知事が選任する「専門委員（15名以下）」を置く。
- 「説明者」として、国及び東京電力(株)等の出席を求める。

○ 特定の事項の協議のため、「部会」を設けることができる。

① 労働者安全衛生対策部会

- ・ 廃炉作業従事者の被ばく管理、安全衛生、雇用等に関する事項など

② 環境モニタリング評価部会

- ・ 発電所周辺モニタリングに関する計画、結果の評価に関する事項など

※ その他の部会が必要となった場合は、協議会において協議して設置（要綱改正）する。

C 開催状況（平成27年2月27日現在）

- ・ 第1回 平成26年4月9日（現地調査）
- ・ 第2回 平成26年5月20日
- ・ 第3回 平成26年6月2日（現地調査）
- ・ 第4回 平成26年7月17日（現地調査）
- ・ 第5回 平成26年7月30日
- ・ 第6回 平成26年10月22日（現地調査）
- ・ 第7回 平成26年10月31日（現地調査）
- ・ 第8回 平成26年12月2日
- ・ 第9回 平成26年12月4日（現地調査）
- ・ 第10回 平成26年12月24日（現地調査）
- ・ 第11回 平成27年2月17日
- ・ 第12回 平成27年2月27日
（安全協定に基づく立入調査）



第2回廃炉安全監視協議会



第6回廃炉安全監視協議会現地調査

(イ) 労働者安全衛生対策部会

○ 開催目的

長期にわたる廃炉に向けた作業における作業員の被ばく線量管理及び長期的健康管理等の実施状況を確認する。また、従事者の安全確保、雇用適正化、要員確保に関する事項についても協議する。

○ 協議内容

- ・ 作業従事者の被ばく線量の状況について
- ・ 廃炉作業にかかる作業員の確保について

○ 会議開催実績（平成27年2月27日現在）

- ・ 第1回 平成26年6月4日
- ・ 第2回 平成26年9月9日
- ・ 第3回 平成26年12月3日
- ・ 第4回 平成27年2月5日

(ウ) 環境モニタリング評価部会

○ 開催目的

福島第一原発周辺海域でのモニタリングを強化し、結果を当部会で確認するなどして監視の強化を行う。

- 協議内容
 - ・ 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
 - ・ 海域モニタリングについて
 - ・ その他
- 会議開催実績（平成27年2月27日現在）
 - ・ 第1回 平成26年6月4日
 - ・ 第2回 平成26年9月9日
 - ・ 第3回 平成26年12月3日
 - ・ 第4回 平成27年2月17日

イ 原子力安全対策課檜葉町駐在の設置

(ア) 設置の目的

東京電力(株)の廃炉に向けた取組の監視体制を強化するため、平成26年4月1日から、檜葉町に原子力安全対策課職員3名、原子力専門員1名、専門員1名の計5名が駐在し、立ち入りによる状況確認や、トラブル時の迅速な情報収集を行っている。

(イ) 活動内容

○ 現場確認

職員2名体制でローテーションを組み、平日は毎日、原子力発電所に立ち入りを行い、タンクエリア、地下水バイパス設備、凍土遮水壁、多核種除去設備、使用済燃料プールなど、確認を要する箇所の調査計画を定めて現場を確認している。また、トラブル発生時等は土日問わず速やかに現場確認を行っている。

○ 東京電力(株)からの説明聴取

免震重要棟において、東京電力(株)から最新のプラント管理状況、トラブル発生状況（原因、再発防止対策など）、県の申し入れ事項に対する対応状況などを確認している。

○ プラント関連パラメータの確認

原子炉注水状況、原子炉圧力容器底部温度、原子炉格納容器内温度、窒素封入流量、水素濃度、使用済燃料プール水温度などの各種パラメータについて確認している。



H6 タンクエリア堰内被覆状況確認



A排水路放水口付近における海水採取状況確認

ウ 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定の締結

(ア) 概要

- 福島第一原発の事故収束及び廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進め、周辺地域住民の安全確保及び敷地境界線量の低減による生活環境の回復が図られるよう、県及び立地町（大熊町、双葉町）は、東京電力㈱と平成27年1月7日付けで新たな協定を締結した。

なお、これに伴い、昭和51年3月22日に締結したこれまでの協定は廃止した。

(イ) 新協定の内容

- 新協定においては、廃炉安全監視協議会を協定に位置づけ、立入調査や措置要求等の権限を付与するとともに、事前了解や措置要求などの項目を強化し、福島第一原発の廃炉等に係る取組を厳しく監視することとした。

また、原子力防災対策、放射性物質の排出抑制及び線量低減、作業員の安全衛生対策などの新たな項目を設け、安全確保の取組の充実強化や敷地境界線量の低減を図ることとした。

(ウ) 東京電力㈱への申し入れ

- 新協定の締結に際して、知事及び立地町である大熊・双葉両町長から東京電力㈱に対して、新協定に基づき、汚染水対策や廃炉に向けた取組をしっかりと行うよう申し入れた。（平成27年1月7日）



(エ) その他の動き

- 福島第二原発の協定や周辺市町村との協定に関しては、福島第一原発の新協定締結を踏まえ、関係自治体と連携を図りながら、東京電力㈱との調整を進めるものとする。

※ 福島第二原発の立地町……楡葉町、富岡町

※ 周辺市町村……いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、浪江町、葛尾村及び飯舘村

エ 事前了解

(ア) 事前了解について

安全確保協定に基づき、東京電力㈱は、県及び立地町から次の対象について事前了解

を得ることとしている。

① 福島第一原発

実施計画の変更を伴う施設等の新增設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの。

② 福島第二原発

原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの及び復水器の冷却に係る取排水施設。

【事前了解の実績】※原発事故～平成26年度末

- 固体廃棄物保管庫第9棟（福島第一原発）……平成26年8月12日
- 覆土式一時保管施設（ ）……

(イ) 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（略称：技術連絡会）について

県、立地町及び学識経験者等で構成する技術連絡会において、技術的視点から事前了解事項に係る安全面の確認を行うこととしている。

なお、福島第一原発の新協定においては、「福島県原子力発電所安全確保技術検討会」を新たに設置し、事前了解事項を確認することとした。

【技術連絡会の実施状況】※原発事故～平成26年度末

- 固体廃棄物保管庫第9棟（福島第一原発）……2回実施
- 覆土式一時保管施設（ ）……3回実施

(4) 県民の意見把握、県民への周知

ア 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議

(ア) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議（略称：廃炉安全確保県民会議）の概要

○ 目的

関係13市町村の住民及び各種団体等で構成する会議により、国及び東京電力(株)による廃炉等の取組等を確認し、県民目線での意見や各界各層からの幅広いご意見をいただき、廃炉安全監視協議会等による国及び東京電力(株)への申し入れ等に反映させることを目的に、平成25年8月4日に設置。

○ 会議における確認事項

- 福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた取組状況
- 汚染水対策、労働環境改善の取組状況
- その他、原発の廃止措置等に関する安全確保の取組状況

(イ) 会議の構成員

県民13名（関係13市町村から1名）、各種団体の推薦者15名（団体から各1名）、学識経験者3名

(ウ) 開催状況（平成27年2月27日現在）

- 第1回 平成26年4月13日（現地視察）
- 第2回 平成26年4月18日（現地視察）

- 第3回 平成26年5月8日
- 第4回 平成26年8月4日
- 第5回 平成26年9月10日
- 第6回 平成26年11月19日
- 第7回 平成27年2月6日



第1回廃炉安全確保県民会議現地視察



第3回廃炉安全確保県民会議

イ 電子掲示板

本県の原子力発電所の廃炉に向けた取組状況や県の対応状況等を来庁者等に情報提供するため、平成25年12月18日から電子掲示板による配信を開始している。緊急時には、テロップにより速やかな情報発信を行うことができる。

- 設置箇所
 - 県庁西庁舎2階県民ホール
 - 県内6合同庁舎
郡山、白河、南相馬：玄関ホール
会津若松、南会津、いわき：県民ホール
- 配信時間
 - 8：30～17：15（土日祝日、年末年始除く）
- 主な配信内容
 - 廃炉に向けた安全確認体制
 - 福島第一原発4号機の使用済燃料プールからの燃料取出完了
 - 汚染水タンクに対する取組
 - 護岸エリアの汚染水対策
 - 多核種除去設備（ALPS）
 - プラント状況
 - 1号機原子炉建屋カバー解体工事
 - 陸側遮水壁



2 東日本大震災の被害状況及び 県内の原子力発電所事故の概要について

(1) 東日本大震災の被害状況

ア 県内の震度

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、福島県、宮城県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。その揺れは、6分以上も続き、震度4以上の揺れが190秒を観測した地点（いわき市小名浜）があるほか、最大加速度では、鏡石町において1,435galを観測した。さらに、この地震に伴い、相馬市では高さ9.3m以上の非常に高い津波を観測した。なお、M9.0は国内観測史上最大規模の地震であった。

また、本震に伴い地殻変動が発生し、水平変動量では、相馬市が2.7m東へ移動したほか、上下変動量では、いわき市で0.5m沈下した。

表 地震の震源及び規模等

地震名	平成23年東北地方太平洋沖地震
発生時刻	平成23(2011)年3月11日(金) 14時46分
発生場所	北緯38度06.2分 統計142度51.6分 深さ24km
規模	マグニチュード9.0(モーメントマグニチュード)
最大震度	7(宮城県栗原市)
発震機構	西北西－東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

表 県内の市町村で観測された震度

震度6強	白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町
震度6弱	福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町
震度5強	大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町

※その他県内で震度5弱～を観測

イ 県の被害状況

(ア) 県内の人的被害

最大震度6強を観測した地震及び9.3メートル以上を観測した津波により、中通り、浜通りを中心として、多数の死傷者がでた。また、本県においては、原発事故により、広範囲の地域の住民が避難生活を余儀なくされた。避難生活は長期にわたり、避難によるストレスや持病の悪化等が原因の死亡など、被災県で最も多くの震災関連死が認定されている。

死 者 3,641人 (うち震災関連死1,813人)

行方不明者 3人

重 傷 者 20人

軽 傷 者 163人 (平成26年12月5日現在)

※死亡届等が出されている行方不明者は死者として計上している。

- 直接的・物理的死者（直接死）（弔慰金の調査表からわかるもののみを記載）
災害弔慰金支給対象者のうち津波での溺死等による死者・行方不明者が直接死全体の9割超だった。
- 間接的死者（震災関連死）
震災関連死（災害発生からある程度の期間において亡くなられた方のうち、市町村において災害と何らかの因果関係があると認定されたもの。）とされた方が県内で1,813人確認されている（平成26年12月5日現在）。そのほとんどは66歳以上の高齢者である。

復興庁の調査によると、東日本大震災における震災関連死者数は、全国で3,089人（平成26年12月5日現在）である。岩手県及び宮城県と比べ、本県の震災関連死の原因は「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」の割合が大きい。これは、原発事故に伴う遠方への避難や複数回に及ぶ避難所移動等による影響が大きいと考えられる。

(イ) 県内の住家被害

最大震度6強を観測した地震及び9.3メートル以上を観測した津波により、中通り、浜通りを中心として、多数の住家被害が発生した。

全 壊 21,386棟

半 壊 74,393棟

一部破損 161,406棟

床上浸水 1,061棟

床下浸水 338棟 (平成26年12月5日現在)

(2) 県内の原子力発電所事故の概要

震災発生時、福島第一原発及び福島第二原発で運転中の7基の原子炉（福島第一原発4～6号機は定期検査で停止中）は、自動停止したものの、外部電源を喪失した。さらに、設計上の想定を上回る津波により、発電所施設は大きな影響を受けた。

ア 福島第一原子力発電所

地震により、運転中だった福島第一原発1～3号機は、緊急停止した。1～6号機の全てが外部電源を喪失したため、非常用ディーゼル発電機（非常用交流電源）が起動し、燃料の冷却を開始した。

地震発生から約50分後に発電所に到達した津波により、海側に設置された屋外設備が破損するとともに、原子炉が設置されている敷地のほぼ全域が浸水した。また、タービン建屋等の内部への浸水により電源設備の大部分が使えなくなったため、原子炉への注水やプラント状態の監視・計測機能等の安全上重要な機能を失った。

表 震災直後の福島第一原発の状況

	震災時の運転状況	施設への影響			
		外部電源	非常用電源	炉心等の冷却機能	水素爆発
1号機	運転中→自動停止	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能喪失 →炉心損傷	3月12日原子炉建屋で水素爆発
2号機	運転中→自動停止	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能維持 →3月14日に冷却機能喪失 →炉心損傷	—
3号機	運転中→自動停止	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能確保 →3月13日に冷却機能停止 →炉心損傷	3月14日原子炉建屋で水素爆発
4号機	定検停止中	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能喪失 (炉心に燃料なし)	3月15日原子炉建屋で水素爆発
5号機	定検停止中	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能維持	—
6号機	定検停止中	すべて喪失	使用可能		—

○ 1号機

1号機は、地震により外部電源を喪失したが、非常用ディーゼル発電機が起動したことで炉心冷却を行うことができた。しかし、その後の津波被害により、非常用ディーゼル発電機やバッテリー（直流電源）、電源盤等、全ての電源を喪失した。

これにより、冷却機能と監視・計測機能を失い、原子炉や機器の状態を確認することができなくなった。消防車などによる注水準備が進められたが、圧力容器内の水は蒸発を続け、水位が低下した。炉心や格納容器が

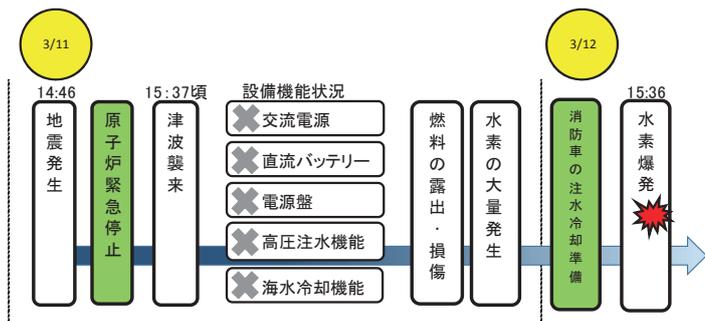


図 1号機の事故経過

損傷し、大量に発生した水素が原子炉建屋内に漏れ出し、3月12日15時36分頃、水素爆発が発生した。

○ 2号機

2号機は地震により外部電源を喪失したが、非常用ディーゼル発電機が自動起動するとともに、原子炉隔離時冷却系により、原子炉の冷却を行った。その後の津波によって、全ての電源を喪失し、監視・計測機能や操作機能、照明等も使用不可能となったが、原子炉隔離時冷却系が全電源喪失後も動作し続け、原子炉への注水を続けることができた。3月12日、電源車による給電準備を進めていたが、同日15時36分に発生した1号機原子炉建屋の水素爆発により電源ケーブルが損傷し、給電不能の状態になった。3月13日には、消防車による注水準備が進められるも、翌14日11時1分に発生した3号機原子炉建屋の水素爆発により消防車が破損し、注水不能の状態となった。さらに、同日13時25分には原子炉隔離時冷却系が停止し、冷却機能を喪失した。原子炉水位の低下により炉心損傷に至った。格納容器から原子炉建屋内に水素が漏れ出したが、1号機の水素爆発の衝撃によって開いた原子炉建屋上部側面のパネルから外部へ排出されたと推定され、建屋の水素爆発は回避された。一方、2号機は、格納容器ベント（圧力抑制室の水によって、ある程度放射性物質を取り除いてから、格納容器外に気体を放出する作業）に失敗していたことから、1～3号機の中で最も多くの放射性物質が放出されたと推定されている。

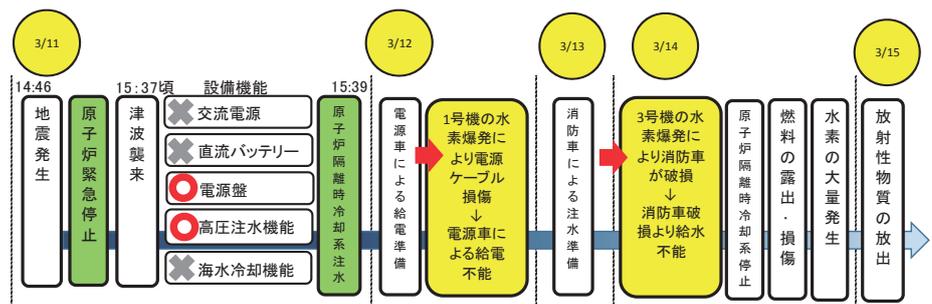


図 2号機の事故経過

○ 3号機

3号機は、地震により全ての外部電源を失ったが、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、原子炉隔離時冷却系により冷却が行われた。その後の津波により、交流電源を失ったが、非常用バッテリー設備は浸水を免れた。このため、原子炉隔離時冷却系や高圧注水系による冷却を継続できただけでなく、計器類による原子炉の状態監視も続けることができた。3月12日に原子炉隔離時冷却系による冷却からバッテリーを使用した高圧注水系に切り替えを実施した。翌13日2時44分、ディーゼル駆動消防ポンプによる低圧での注水に切り替えるため、高圧注水系を停止したが、この後の減圧に時

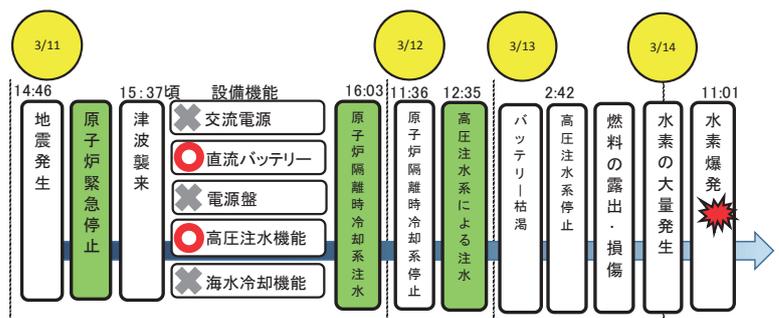


図 3号機の事故経過

間がかかり、水位が低下し、炉心損傷に至った。原子炉の減圧確認後に、消防車による注水を開始したが、格納容器から漏れ出した水素によって、翌14日11時1分に水素爆発が発生した。

○ 4号機

地震発生時、4号機は定期検査のため運転を停止しており、原子炉の燃料は全て使用済燃料プールに取り出された状態だった。その後の津波により全ての電源を喪失し、使用済燃料プールの冷却機能が失われた。蒸発による水位低下が懸念されていたが、水温状態等から燃料上端まで水位が低下するのは3月下旬と予想されており、対応にはある程度の時間的余裕があると思われていた。しかし、3号機の格納容器ベントに伴い、水素を含むベントガスが排気管を通じて4号機に流入し、3月15日6時14分、水素爆発が発生した。

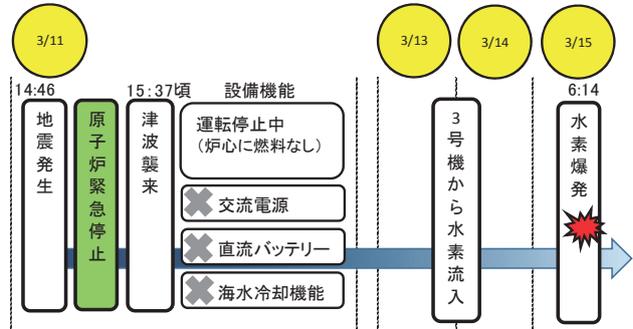


図 4号機の事故経過



水素爆発した3号機（撮影：東京電力）

○ 5、6号機

5、6号機も、地震により全ての外部電源を喪失した。その後の津波により、5号機は非常用電源が使用不能となったが、6号機の非常用ディーゼル発電機が使用可能な状態だったため、5号機と非常用交流電源を融通して両号機の原子炉への注水を行い、水素爆発等の事故を起こすことなく、炉心冷却を行うことができた。

イ 福島第二原子力発電所

福島第二原発も福島第一原発と同様に、地震及び津波による被害を受けた。しかし、立地場所が海拔12mにあったことや、津波の高さが福島第一原発よりも低かったことから、福島第一原発に比べると被害は軽微だった。一部の外部電源が確保されたため原子炉の冷却を行うことが出来た。また、仮設電源や電動機の緊急交換等により原子炉の除熱機能の復旧にも成功したため、過酷事故を回避することが出来た。

表 震災直後の福島第二原発の状況

	震災時の運転状況	施設への影響		
		外部電源	非常用電源	炉心等の冷却機能
1号機	運転中→自動停止	使用可能 (1回線/4回線中)	津波により 使用不能	冷却機能維持
2号機	運転中→自動停止	使用可能 (1回線/4回線中)	津波により 使用不能	冷却機能維持
3号機	運転中→自動停止	使用可能 (1回線/4回線中)	使用可能 (2台/3台中)	冷却機能維持
4号機	運転中→自動停止	使用可能 (1回線/4回線中)	使用可能 (1台/3台中)	冷却機能維持

ウ 冷温停止へ至る道のり

(ア) 福島第一原子力発電所

○ 1号機

3月12日19時55分、内閣総理大臣が1号機への海水注入の指示を出し、20時20分、消火系からの海水注入が開始された。同月23日には、計器類が復旧し、1号機の状態把握が可能となった。同日4時頃の原子炉内は、摂氏400度を超えていた。その後、炉内への注水量を増加させ、翌24日には229度まで低下した。また、この日、中央制御室の照明が点灯した。翌25日、腐食などのトラブルを避けるため、圧力容器内への注水を海水から淡水へ切り替えた。同月29日には、消防ポンプから仮設電動ポンプによる淡水注入へ切り替えた。同月31日には、コンクリートポンプ車による放水も開始された。4月3日、原子炉圧力容器に淡水を注入する仮設ポンプの電源が、電源車から外部電源に切り替えられた。8月1日、使用済燃料プールの冷却が、代替注水手段による淡水注入から熱交換器による循環冷却へ切り替えられた。12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

○ 2号機

2号機は、津波到達前から動作していた原子炉隔離時冷却系により、全電源喪失後も原子炉への注水を続けることができた。3月14日13時25分に、原子炉隔離時冷却系が停止したことから、海水による冷却を開始した。同月18日から準備が進められていた建屋内への送電の準備が整ったことで、同月20日には、使用済燃料プールに40トンの注水が行われた。同月22日には、燃料プールが満水になり、水温も51度になったと推定された。同月25日には、使用済燃料プールに燃料プール冷却浄化系を用いた海水の注入を開始した。翌26日には中央制御室の照明が復帰し、圧力容器内への淡水の注入が可能となった。4月25日、仮設電動ポンプによる淡水注入に切り替えた。同月28日、5月2日、6日には使用済燃料プールへ淡水約43トン注水した。5日にはコンクリートポンプ車により淡水約270トン燃料プールに放水した。12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

○ 3号機

3号機では、水素爆発が起きた翌日の3月15日に、炉心への海水の注水を再開した。同月17日には、陸上自衛隊のヘリコプター2機が消火バケットを使用し、4回計30トンの放水を行った。また、警視庁機動隊の高圧放水車が地上から12トンの放水、自衛隊大型破壊機救難消防車が約30トンの注水を行った。同月19日には東京消防庁の屈折放水塔車から毎分3トンを放水した。翌20日、東京消防庁のハイパーレスキュー隊が、使用済燃料プールへ6時間半放水した。同月22日、東京消防庁と大阪市消防庁が150トンの放水を行った。同月25日、腐食などのトラブルを防ぐため、炉心への注水を海水から淡水に切り替えた。同月29日、コンクリートポンプ車による淡水の放水を開始した。5月8日、燃料プール冷却浄化系を用いて使用済燃料プールに約60トンの淡水を注入した。12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

○ 4号機

3月20日、21日に放水を実施した。翌22日、使用済燃料プールに向け、大型コンクリートポンプ車を使った放水を開始した。同月25日、使用済燃料プールに使用済燃料プール冷却材浄化系を用いた海水の注入を開始した。同月30日、コンクリートポンプ車による使用済燃料プールへの放水を行った。4月3日、使用済燃料プールにコンクリートポンプ車で放水を実施した。同月23日、24日に、コンクリートポンプ車による放水を開始した。5月5日、コンクリートポンプ車により淡水約270トンを放水した。6月16日、使用済燃料プールの冷却のため、代替注水ラインによる淡水注水を実施した。7月31日、使用済燃料プールの冷却を、代替注水手段による淡水注入から熱交換器による循環冷却へ切り替えられた。12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

○ 5、6号機

3月19日、5号機に仮設の電源車が接続され、使用済燃料プールの冷却機能が回復した。同日、6号機では、非常用ディーゼル発電機が復旧し、その後、使用済燃料プールの冷却機能が回復。同月20日に冷温停止となった。

(イ) 福島第二原子力発電所

福島第二原発は、地震・津波による被害を受けたが、外部電源などの交流電源設備が使用可能であり、一部の電力供給は可能であった。原子炉の冷却を行うための海水ポンプ等が損傷したものの、原子炉隔離時冷却系や復水補給水系といった、海水冷却を必要としないシステムを活用するなどして、原子炉の冷却を継続した。一方で、原子炉を冷却するための注水により蒸気が発生し、その蒸気の冷却が行えないことから、格納容器の圧力は徐々に上昇していった。そのため、ベントの準備が進められたが、実施前に海水ポンプ等の復旧に成功したことから、結局はベントは行われず、その後、海水ポンプによる原子炉冷却が始まり、3号機は3月12日に、1号機及び2号機は3月14日に、そして4号機は3月15日に冷温停止状態を達成した。

3 福島第一原子力発電所の現状について

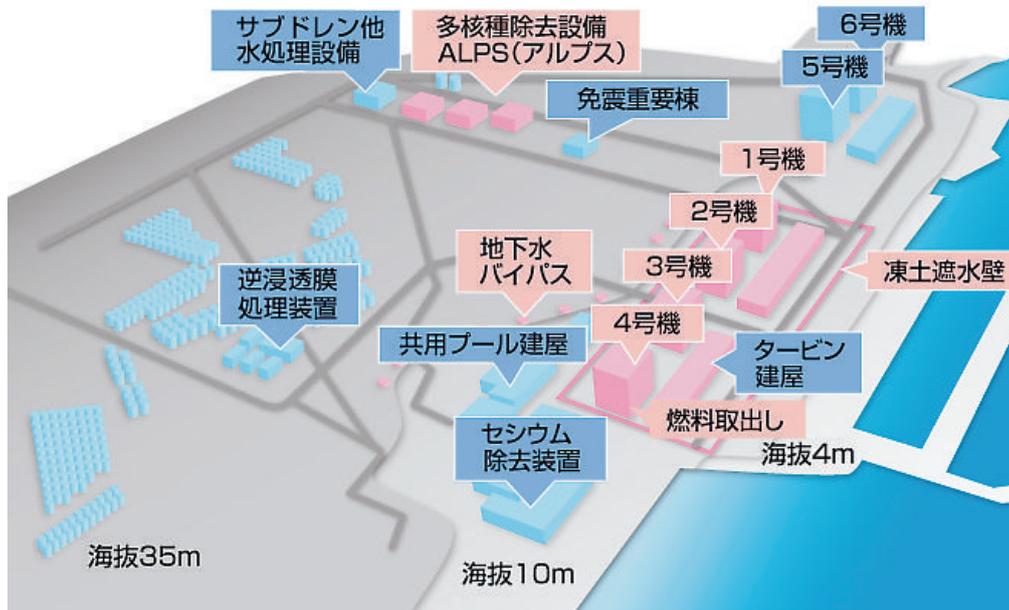


図 福島第一原発見取り図

(1) 廃炉に向けた取組（中長期ロードマップ）

平成23年12月、国と東京電力(株)は、廃炉に向けた中長期的な工程表（中長期ロードマップ）を定めた。平成25年6月30日、1回目の改訂が行われ、使用済燃料プールからの燃料取出しと、原子炉からの燃料デブリ取出しのスケジュールが発表された。平成26年10月30日、東京電力(株)は、1号機の使用済燃料と、デブリの取り出しが遅れる見込みであることを発表した。2回目の改訂が、平成27年春に予定されている。

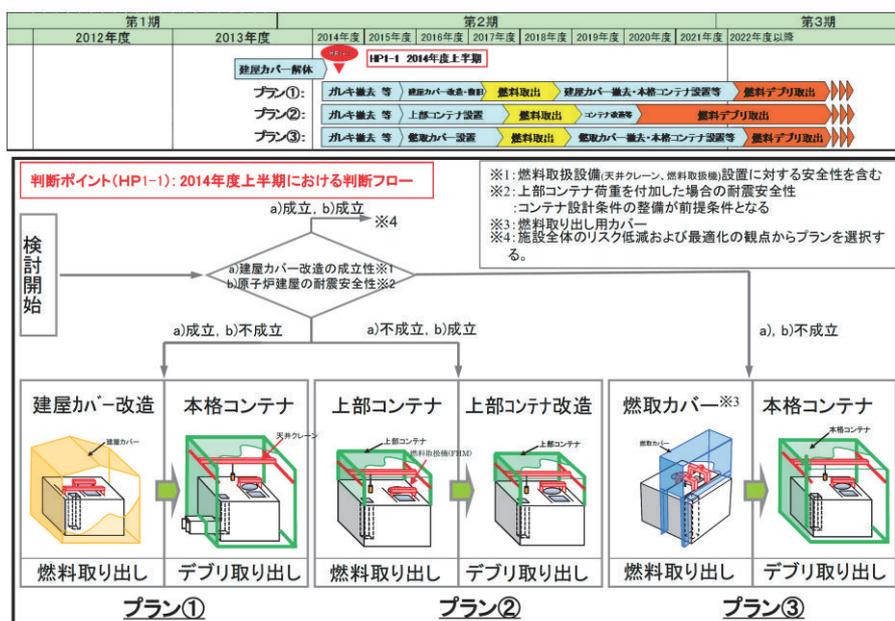


図 1号機廃炉工程（H25.6.27廃炉対策推進会議資料より）

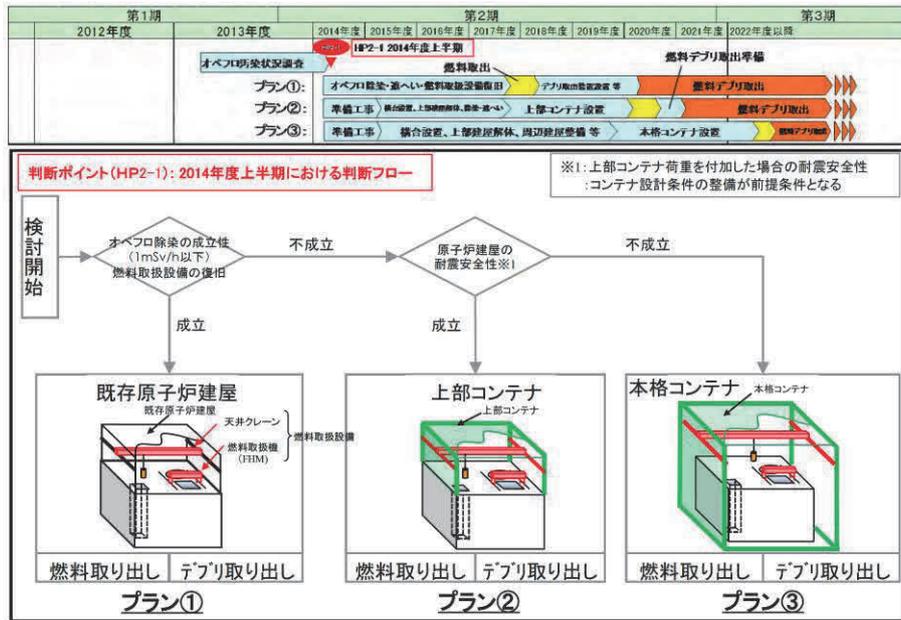


図 2号機廃炉工程 (H25.6.27廃炉対策推進会議資料より)

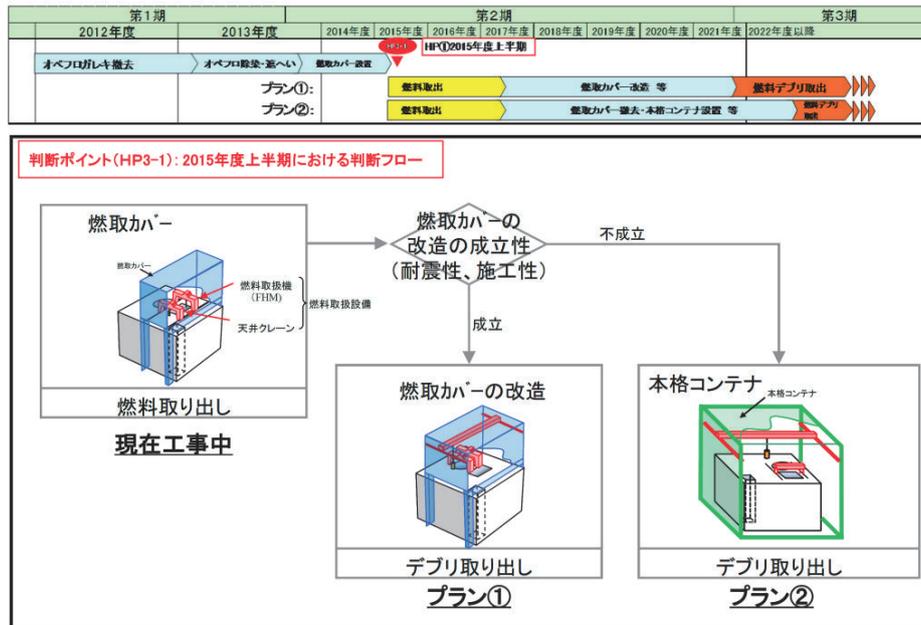


図 3号機廃炉工程 (H25.6.27廃炉対策推進会議資料より)

(2) 原子炉の状態

東日本大震災による津波の結果発生した水素爆発により、福島第一原発1～4号機の原子炉建屋、タービン建屋は大きく損傷した。高温になり溶融した燃料から放射性物質が大量に飛散したことにより、建屋内は大規模に放射能で汚染され、高線量のために作業員の立ち入りが難しくなっている。

ア 原子炉建屋

1号機、3号機、4号機の原子炉建屋最上階は、水素爆発により天井や壁が吹き飛び、

ガレキが散乱していた。1号機は建屋カバーと呼ばれる仮設建屋で覆いをしたことから、風による放射性物質の飛散が抑えられていたが、平成26年10月22日、使用済燃料取出しに向けた作業のため、建屋カバー解体工事が開始された。3、4号機は無人重機によりオペレーションフロア上のガレキが撤去された。3号機は燃料取出用カバー設置に向けた構台設置作業が平成25年3月13日に完了し、同年10月15日から線量低減対策が行われている。また、無人重機による使用済燃料プール内のガレキ撤去が進められていたが、平成26年8月29日、撤去中のがれきがプール内に落下するトラブルが発生し、大きく工程が遅れた。4号機は使用済燃料プール内のガレキ撤去が終了し、使用済燃料プールから燃料を取り出すための燃料取扱いカバーが設置され、平成25年11月18日から燃料取出しが開始された。平成26年11月5日、4号機から全ての使用済燃料が共用プールへ搬出され、発熱が極めて小さい新燃料も同年12月22日に6号機使用済燃料プールへの搬出が完了した。2号機は水素爆発を回避できたことから建屋天井は健全である。

イ 原子炉格納容器

1～3号機の原子炉建屋地下階から地上階まで貫通している原子炉格納容器は、冷却停止による高温高圧により損傷した。そのため、原子炉を冷却するために注水した冷却水が、格納容器の損傷部から建屋内に漏れ出している。漏えい部は一部しか特定されておらず、このことが汚染水問題の解決や、熔融燃料を取り出す際の冠水に向けての重要な課題となっている。4号機は格納容器内に燃料が存在しなかったため、水素爆発があったものの、大きな損傷はないと見られている。

地下階では、一日あたり約300m³の地下水が、建屋壁面の配管貫通部や亀裂から建屋へ流入している。流入した地下水は、原子炉から漏えいした放射性物質を含む冷却水と混ざって建屋地下の滞留水となる。滞留水が建屋外に漏えいするのを防ぐため、建屋内の地下水位を調節し、水圧を建屋外より低く保っている。地下水が冷却水と混ざること防ぐためには、建屋地下階の貫通部を補修する必要がある。

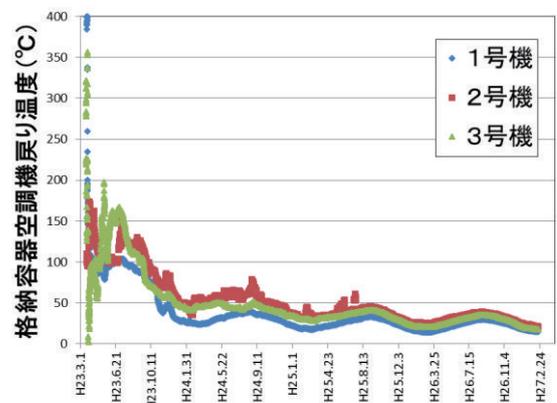


図 格納容器温度の推移

ウ 冷却設備

冷却設備を失った1～3号機の原子炉格納容器・圧力容器は、事故当初、高温であったものの、代替冷却設備の設置により安定的に冷却された。平成27年2月現在、原子炉格納容器の温度は10℃～50℃程度の範囲で推移しており、燃料デブリが再び熔融する温度よりも十分低い。

1～3号機の代替冷却設備は、損傷した原子炉建屋とタービン建屋に流入した地下水を汲み上げ、水処理設備で放射性物質を除去した後、再び原子炉に注水している。汲上量は、平均すると一日あたり約670m³であり、そのうち約320m³が原子炉に注水され、残りの約350m³は濃縮塩水としてタンクに貯蔵される。注水した冷却水は、損傷した原子

炉格納容器から漏えいし、再びタービン建屋地下階に移動して高濃度滞留水に混ざる。

代替冷却設備は多くの設備と配管からなっており、発電所敷地内の広い範囲に点在している。配管の全長は約3キロメートルにも及び、配管からの漏えい等の恐れがあることから、冷却設備を短縮する計画が検討されている。

エ 放射性物質

セシウム134、セシウム137、ヨウ素131、キセノン135などの揮発性放射性物質が大気中に放出される量は、半減期が比較的短い放射性物質（ヨウ素131、キセノン135など）が崩壊により存在量が少なくなったことや原子炉への安定した注水により原子炉格納容器・圧力容器内の温度が低下したことから、減少傾向である。平成27年2月現在で、建屋から大気中に放出された放射性物質による福島第一原発敷地境界における追加的被ばく線量は、年間0.03ミリシーベルトとなっている。1号機建屋カバーの屋根パネルを取り外したことから、1号機の開口面積が増加したが、有意な放出量の増加は確認されていない。

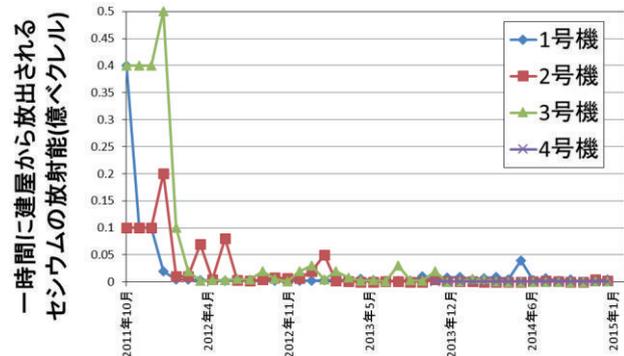


図 原子炉建屋からのセシウム放出量

平成27年2月現在で、建屋から大気中に放出された放射性物質による福島第一原発敷地境界における追加的被ばく線量は、年間0.03ミリシーベルトとなっている。1号機建屋カバーの屋根パネルを取り外したことから、1号機の開口面積が増加したが、有意な放出量の増加は確認されていない。

(3) 汚染水問題

地下水により増加し続ける滞留水は、循環注水に用いられるが、その一部の濃縮塩水は汚染水貯蔵タンクに貯水され、放射性液体廃棄物として処理されている。発生量は一日あたり約350m³であり、汚染水貯蔵タンクに貯水されている濃縮塩水の量は、平成27年2月現在、約20万m³である。

ア 多核種除去設備

貯水された濃縮塩水は、多核種除去設備（以下、ALPS という）により放射性物質を除去され、リスクの小さい水として再び貯蔵されている。濃縮塩水に含まれると考えられる放射性物質63種類のうち、トリチウムを除く62種類について検出限界を下回るまで除去できるが、トリチウムは除去できないため、ALPS 処理水はトリチウムが含まれた状態のまま汚染水貯蔵タンクに貯水される。

ALPS の一日あたりの処理能力は、一系統あたり約250m³である。ALPS は3系統運転しており、一日あたりの処理能力は約750m³となる。東京電力(株)は、ALPS を3系統増設し、平成26年10月6日から処理運転を行っている。また、国では、廃棄物発生量の少ない高性能 ALPS を1系統設置し、平成26年10月18日から試験運転を行っている。全ての ALPS を合計し、一日あたり約2,000m³の処理能力を目指している。

イ 汚染水貯蔵タンクと漏えいトラブル

汚染水貯蔵タンクは、フランジ型と呼ばれるボルト締めタイプ、溶接によりボルトの

つなぎ目のないタイプ、溶接だが横向きのタイプなど、多数の種類が使用されている。このうちフランジ型タンクはボルトのつなぎ目から貯蔵されている汚染水が漏えいするトラブルが頻発してきた。平成25年8月、H4タンクエリアのフランジ型タンクから、濃縮塩水約300m³が地下へと漏えいし、地下水に混ざった。H4エリアの付近には海へとつながる排水路があり、一部の汚染水は海へと流れた可能性が否定できない。その後もB南エリアにおいて、フランジ型タンクの天板から排水路へ汚染水が漏えいするなど、汚染水のトラブルが相次いだ。このトラブルを受け、国と東京電力(株)はフランジ型タンクから溶接型タンクへの置換計画を立てたが、増え続ける汚染水の貯蔵のため、工期の短いフランジ型タンクを使用せざるを得ず、置き換えが完了するのは早くとも平成27年9月の予定である。



フランジ型タンクを視察する廃炉安全監視協議会

ウ 排水路、放水路及びトレンチ

構内の雨水を排水するため、海へ通じているB・C排水路は、放射線モニタが設置され、出口がタービン建屋東側にある発電所専用港湾内に切り替えられた。台風に相当する雨量を排水した場合でも、港湾内の放射能濃度に変化はなく、海への影響は観測されなかった。

また、港湾に隣接する護岸エリアには、震災前に設備の冷却に使用していた冷却水の取水口がある。2号機と3号機の取水設備（配管、海産物を取り除くスクリーン、ポンプなど）の電源ケーブルや配管を建屋まで収納していたトレンチと呼ばれる坑道には、震災当時にタービン建屋地下から流れ込んだ高濃度汚染水が滞留している。平成23年4月、5月には、2・3号機取水口付近から海洋にトレンチ滞留水が漏れ出した。グラウト等の注入により止水したものの、依然としてトレンチ内には滞留水が残っている。4号機も濃度は比較的小さいものの、滞留水が存在している。1号機は、トレンチとタービン建屋の接続部が高い位置にあることから、滞留水は流れ込まなかった。

震災前、冷却に使用した海水を海に放水していた放水路には、震災当時に流れ込んだ滞留水が残っている。雨水が流れ込み、放射能濃度は下がっており、海への出口は碎石で埋め立てられ、海側遮水壁によって海への流出は食い止められている。東京電力(株)は、モバイル式浄化設備により浄化する計画を立てている。

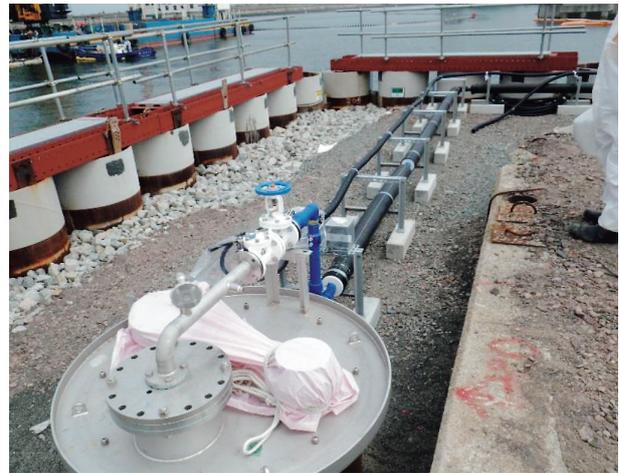


ウェルポイントによる汚染地下水汲み上げ

エ 護岸エリア地下水の汚染とその対策

平成25年6月、東京電力(株)は護岸エリアの1・2号機取水口間に設けた地下水観測孔

から高濃度のトリチウムが検出されたと発表した。その後の観測により、護岸エリア地下水は高濃度に汚染されていることがわかり、同7月には護岸から海洋に漏れ出していることが判明した。汚染源として、平成23年4月に漏えいし、土中に残留した滞留水が考えられている。護岸エリアに水ガラスを注入して部分的に止水し、ウェルポイントで地下水を汲み上げることで当面の漏えい対策が行われている。海側遮水壁を閉合することによって、地下水をせき止め、海への放射性物質の流出を大きく減らすことができるが、せき止めた地下水の処分方法が決まっておらず、平成27年2月現在、閉合されていない。



海側遮水壁

2、3号機トレンチ内には滞留水があり、抜き取りのための工事が行われている。トレンチはタービン建屋地下階とつながっており、トレンチ内の水を抜いても建屋から滞留水が流れ込んで来る。そのため、凍結管によって建屋とトレンチの連通部の水を凍結・止水し、水抜きを行う計画が立てられた。しかし、建屋から滞留水が漏れ出さないように水位調節した際のトレンチ・建屋間の水流によって氷の壁の造りが妨げられ、凍結のみによる2号機トレンチの止水は失敗した。平成26年10月、東京電力(株)は、グラウト充填により配管貫通部等を埋め立て、水流を抑制する工事を行ったが、これによっても止水することはできず、第3番目の手法として滞留水を抜き取りつつ、グラウトを充填していく工事が行われている。3、4号機トレンチも、2号機の経験を元に、グラウトを充填する工事が行われており、水抜きが終了するのは平成27年3月の予定である。



2号機海水配管トレンチ止水工事状況

オ 地下水対策

汚染水が増え続けるのを防ぐためには、建屋に流れ込む地下水を減らさなければならぬ。国と東京電力(株)は、地下水バイパス、サブドレン、凍土遮水壁の三つを汚染水対策の柱と位置づけている。

地下水バイパスは建屋山側（地下水の流れの上流側）で地下水を汲み上げ、汚染される前に海洋へ放出する設備である。設備の設置、水質確認が終了し、漁業関係者から海洋放出に対する理解を得られたことから、平成26年5月21日、排水が開始された。平成27年2月末現在、51回の排水が行われた。一日約300m³の地下水を汲み上げ、定期的に排水を行っている。水質は、排水前に第三者機関を交えて確認しており、運用基準を満

たすことを確認した後に排水している（これまでに運用基準（下表参照）を上回ったことはない）。排水の都度、排水後の海水中の放射能濃度を東京電力株が測定しており、有意な変動は観測されていない。県においても、月に一度、排水後の海水中放射能濃度を測定し、変動がないことを確かめている。地下水バイパス稼働による地下水流入抑制効果は、建屋貫通部止水効果と合わせて、一日約110m³と見積もられている。



地下水バイパス排水状況

【地下水バイパス運用基準】

核種	セシウム134	セシウム137	全β	トリチウム	他γ核種
基準 (Bq/L)	1	1	5	1,500	不検出

サブドレンは震災前からあった設備で、建屋の近傍に揚水井を設置し、地下水が建屋に及ぼす浮力を抑えるため、地下水を汲み上げて水位を調節する設備であった。震災により放射性物質やガレキが入り込み、いくつかの揚水井は使用不能となった。揚水井の除染や新設によって機能を回復し、地下水流入を抑制する試みが計画されている。汲み上げた地下水は汚染されているため、浄化設備を設置し、浄化後に運用基準以下であることを確認したうえで、海洋に排水することとしている。浄化設備は、試験運転により浄化性能が十分であることが確認されており、現在、設備の性能や今後の運用方針について漁業関係者への説明が行われている。

凍土遮水壁は、1～4号機建屋周辺を囲うように、地面に凍結管を埋め込み、地下水を土壌ごと凍らせて、氷の壁を作り、地下水が建屋を避けるように流れを変える計画である。発電所敷地内での実証試験が終了し、平成27年2月現在、凍結管の埋込工事が行われている。

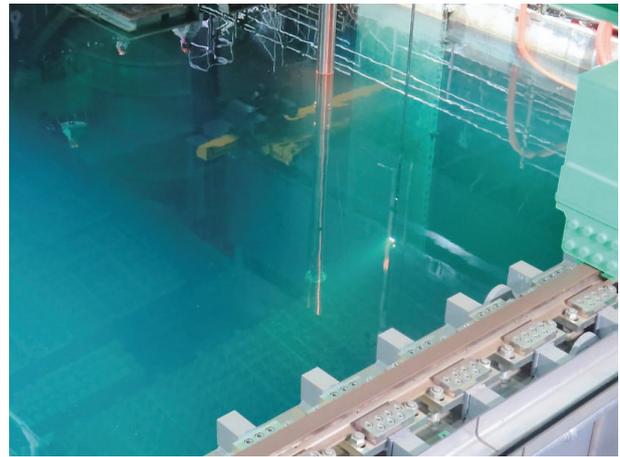
(4) 使用済燃料の取り出し

原子炉建屋は損傷しているため、原子炉建屋最上階の使用済燃料プールにある燃料は、震災で損傷が少なかった共用プール建屋へ移すことが望ましい。また、各号機に分散して保管するよりも、一カ所で保管、冷却する方が、管理上も優れている。共用プールには6,799体の燃料集合体を保管することができ、震災発生時点で6,375体が保管されていた。

ア 4号機からの燃料取出し

4号機使用済燃料プールからの燃料取出しは、屋上のガレキ撤去、燃料交換用のカバー設備を終えた後、平成25年11月18日から開始された。使用済燃料プールには、1,533体の燃料集合体があり、一度に22体の燃料を輸送できるキャスクと呼ばれる燃料輸送容器に装填して、共用プールに輸送していた。燃料のうち、新燃料22体、使用済燃料

全1,331体の移動作業は、平成26年11月5日に作業が完了した。残る新燃料180体は、共用プールの容量が不足していることから、6号機使用済燃料プールへの移送が行われ、平成26年12月22日に完了した。



4号機使用済燃料プールの燃料取出し（撮影：東京電力）

イ 1～3号機からの燃料取出し

1、2号機の使用済燃料プールにある燃料取出しは、まだ詳細な計画は立てられていない。

1号機は建屋上部のガレキ撤去が必要であるが、原子炉建屋を覆う建屋カバーの解体作業が開始されたばかりである。中長期ロードマップでは、最も早い場合で、平成29年度上期から1号機の使用済燃料プールからの燃料取出しが行われる予定であったが、平成26年10月30日、東京電力(株)は工程を見直し、1号機の使用済燃料プールからの燃料取出しが遅れるとした。使用済燃料プールからの燃料取出設備は、デブリ取出しとの兼用設備とする計画もあったが、検討の結果、プールからの取り出しに特化した設備とすることが発表された。

2号機は水素爆発を回避できたため、建屋は健全だが、建屋最上階の線量が高く、燃料取出作業を行うには除染が必要である。

3号機は平成25年10月11日に建屋上部のガレキ撤去が完了した。国の計画によると、平成27年度中に使用済燃料プールからの燃料取出しが行われる予定である。

1～3号機の使用済燃料を移動する際の、共用プールの燃料保管数の不足分は、共用プールに保管されている十分に冷却された燃料を乾式貯蔵キャスクに装填し、敷地内のキャスク仮保管施設に移動することで確保する予定である。乾式貯蔵キャスクは、放射線を遮へいし、燃料を空冷で冷却できる。

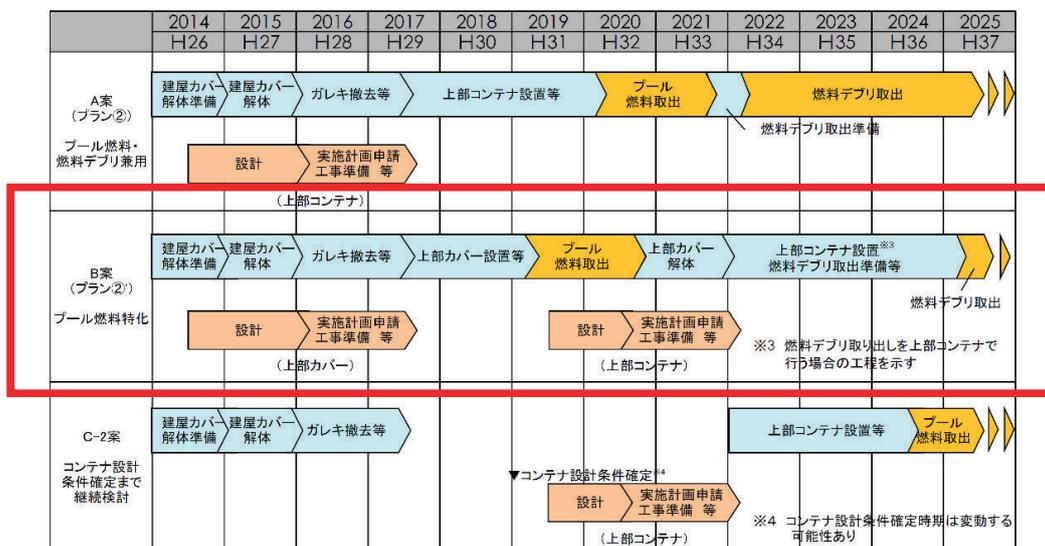


図 1号機廃炉工程（案）（H26.10.30廃炉汚染水対策チーム会合資料より）

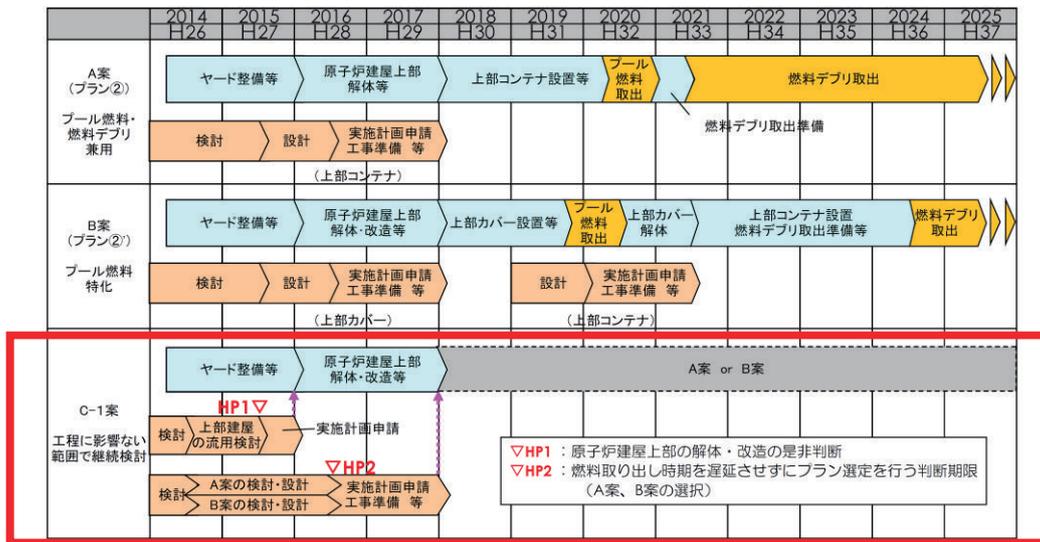


図 2号機廃炉工程(案)(H26.10.30廃炉汚染水対策チーム会合資料より)

(5) 溶融燃料(デブリ)の取り出し

原子炉内に残った燃料は、冷却が停止したことで高温となり、燃料ペレットや燃料被覆管が溶融した。溶融した燃料は、燃料を囲む圧力容器を溶かし、格納容器の底に溜まっていると推定されているが、詳細は判明していない。

原子炉から溶融燃料を取り出すためには、多くの課題が残っている。現在検討されている冠水方法では、まず、原子炉建屋上部に燃料取出用の器具を設置するため、建屋の健全性の調査や、ガレキ撤去を行う必要がある。次に、格納容器の漏えい部を止水し、格納容器内に水を満たすことで放射線を遮へいしなければならない。また、溶融燃料が圧力容器・格納容器のどこにあるのかを把握しなければならない。溶融燃料を取り出した後の保管容器や、保管先も未定といった問題のほか、多くの課題に対して、調査研究や技術開発が進められているところである。

(6) その他の課題

ア 1号機建屋カバー解体作業

1号機は、原子炉建屋からの放射性物質放出抑制のため、平成23年11月に建屋カバーが設置された。平成26年10月22日、原子炉建屋最上階にある使用済燃料プールからの燃料取出しのため、建屋カバー解体の準備工事が開始された。凍土遮水壁工事との干渉から3ヶ月の休工期間をはさみ、平成28年度上期までカバーの解体を行う計画である。その後、建屋上部ガレキ撤去、使用済燃料プールガレキ撤去を行い、使用済



1号機カバー屋根パネル解体に立ち会う
廃炉安全監視協議会

燃料プールからの燃料取出しが行われる。

カバー解体やガレキ撤去にあたっては、放射性物質飛散のリスクが懸念されている。平成25年8月、3号機の建屋上部ガレキ撤去工事に伴い、福島第一原発構外に放射性物質を含むダストが飛散した。この飛散により、福島第一原発敷地境界のモニタリングポストで毎時約0.05マイクログレイ（毎時約0.05マイクロシーベルトに相当）、県が双葉町郡山に設置しているモニタリングポストでは毎時約0.1マイクログレイの上昇が確認された。飛散の原因について、東京電力(株)は、飛散防止のためガレキに散布していた飛散防止剤の散布頻度が足りなかったことを挙げた。なお、国の避難指示の基準は、敷地境界で毎時20マイクログレイの上昇であり、このダスト飛散による線量上昇は、避難指示基準より非常に低い。

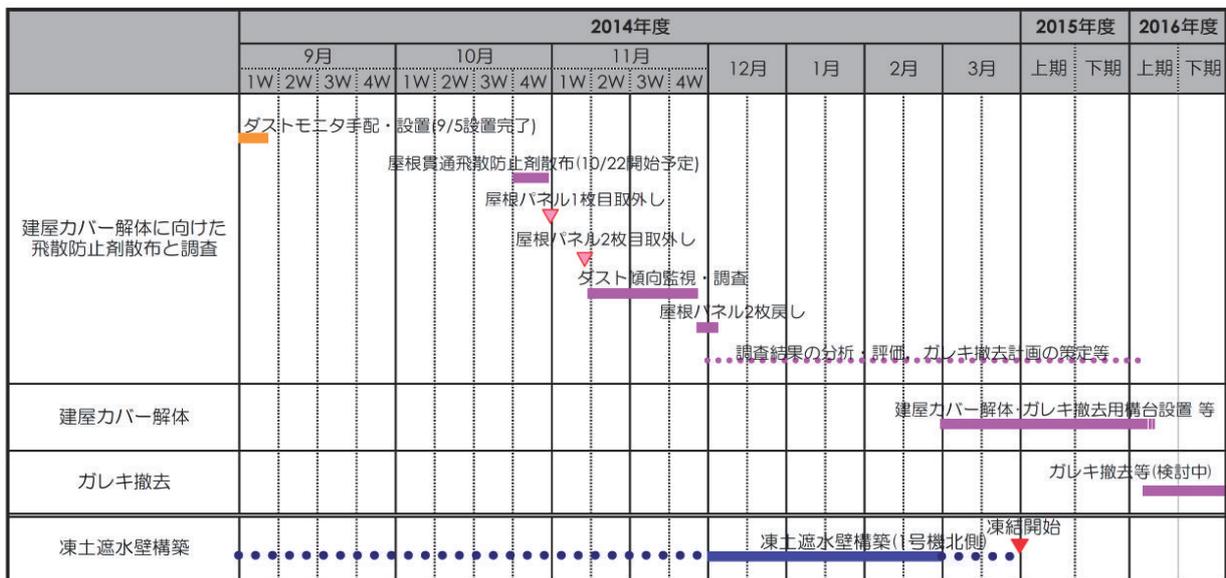
1号機建屋カバー解体・ガレキ撤去作業においては、飛散防止剤の濃度を調節し効果を高めること、散布の頻度を上げること、ガレキ撤去時にはガレキの下側にも散布すること、また、風速が大きい時は作業しないこと等の対策を挙げている。東京電力(株)は、飛散していないことの確認のために、構内ダストモニタを増設して監視を強化している。

東京電力(株)は次週の作業工程と当日分の作業実績をホームページで公開している。

<http://www.tepco.co.jp/decommision/planaction/removal-reactor/index-j.html>

国と県は、万が一飛散があった場合、迅速に市町村やマスメディア、帰還困難区域への一時立ち入り者等に連絡できる体制をとっている。

県は廃炉安全監視協議会等を通じて、10月31日、11月10日のカバー屋根パネル取外作業に立ち会い、作業が安全に行われていること、敷地境界のモニタリングポストやダストモニタに有意な変化がないことを確認した。



※他工事との工程調整、現場進捗、飛散抑制対策の強化等により解体工程が変更になる場合がある。

図 1号機建屋カバー解体工程（H26.10.30廃炉汚染水対策チーム会合資料より）

イ 廃棄物保管設備

ガレキや作業員の防護服、マスクなどの廃棄物、水処理設備での廃吸着塔など、廃棄物を保管する設備は構内各所に点在している。防護服やマスクなど低線量の廃棄物は、

本設の貯蔵施設である固体廃棄物貯蔵庫等に保管されている。一方、建屋上部のガレキ撤去で生じた高線量ガレキ等の高線量廃棄物は、覆土式一時保管施設と呼ばれる遮へいテントの中に保管されているが、放射線防護の観点からは、固体廃棄物貯蔵庫の地下階に保管することが望ましい。水処理設備の廃吸着塔は放射性物質を吸着しており非常に高線量であるため、建屋近くの専用施設に保管されている。

ウ 作業員の確保

廃炉作業は数十年にわたり続けられるため、安全かつ着実に作業を続けるためには、作業員の確保、熟練技術の継承が課題となる。特に、放射線作業従事者の被ばく線量は、法令により1年間で50mSv未滿、5年間で100mSv未滿であることが定められていることから、高線量環境下においては、作業の熟練に伴い被ばく線量が累積し、作業に従事できなくなるという問題がある。平成27年2月現在、作業員は毎日7,000人ほど従事しており、東京電力㈱は、随意契約の活用等により、長期的な作業員確保を行うとしている。

4 県内のモニタリング体制について

(1) 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング体制の強化

ア 1号機原子炉建屋カバー解体に伴う発電所周辺のモニタリング体制

- 発電所から多量の放射性物質が飛散した場合、周辺地域への影響を迅速に把握するため、県が発電所周辺に設置しているモニタリングポスト（32地点）等により空間線量率の上昇の有無を常時監視するとともに、連続ダストモニタ（13地点）及びダストサンプラ（24地点）により大気浮遊じんの測定を実施している。
- 県ホームページに特設サイトを開設し、作業状況やモニタリング結果を随時公表している。

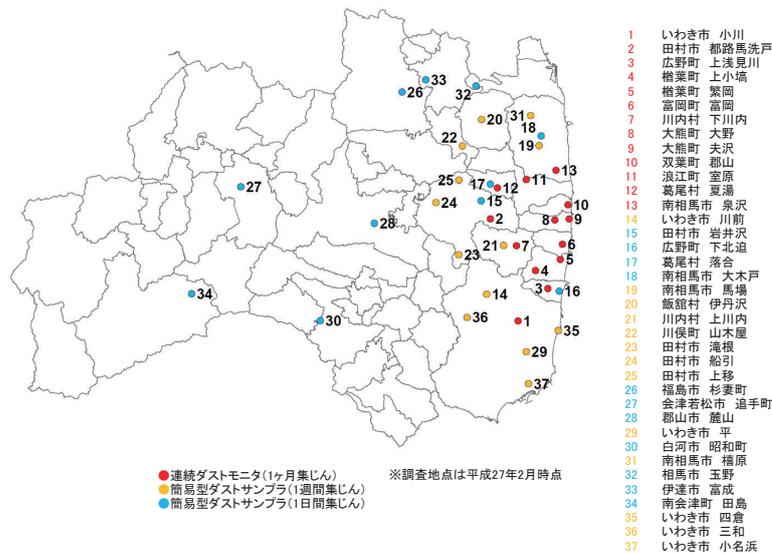


図 大気浮遊じん採取地点

イ 発電所周辺海域のモニタリング体制

- 平成25年度から、汚染水漏えいの影響を調査するため、試験操業海域及び福島第一原発周辺海域で強化モニタリングを実施している。
- また、平成26年度から、地下水バイパス水の排出に伴う海水モニタリングを実施している。
- 毎月調査を実施し、調査結果をホームページ等で公表している。

表 試験操業海域（海水：表層と水深7mの2層で採取）

（単位：Bq/L）

調査期間	調査地点数	測定検体数	調査結果		
			放射性セシウム	トリチウム	全ベータ放射能
平成26年度（2月18日現在）	6	108	不検出	不検出	不検出～0.03
平成25年度	6	84	不検出	不検出	0.01～0.04
事故前（平成13～22年度）			不検出～0.003	不検出～2.9	不検出～0.05

表 福島第一原発周辺海域（海水）

（単位：Bq/L）

調査期間	調査地点数	測定検体数	調査結果		
			放射性セシウム	トリチウム	全ベータ放射能
平成26年度（2月16日現在）	6	61	不検出～4.5	不検出～2.6	0.02～0.49
平成25年度	6	66	不検出～7.4	不検出～6.2	不検出～1.7
事故前（平成13～22年度）			不検出～0.003	不検出～2.9	不検出～0.05

表 地下水バイパス水の排出に伴う海水モニタリング

(単位：Bq/L)

採水地点	調査回数	調査結果		
		放射性セシウム	トリチウム	全ベータ放射能
福島第一原発南放水口付近	24	0.12～2.14	不検出～3.5	0.05～0.22

(2) 県内全域における空間線量率モニタリング

ア 定点モニタリング

- 震災発生以降、地方振興局等でサーベイメータ等による定点モニタリングを開始し、逐次、調査地点を拡大。(平成23年度末：127地点)
- 平成24年4月からは、文部科学省が整備したモニタリングポスト545台(平成25年4月から原子力規制庁所管)の本格運用により、サーベイメータ等による断続的な測定体制から、常設モニターによる連続測定体制へ移行。
- 平成26年11月末現在のモニタリングポストによる定点測定地点数は624地点(原子力規制庁578台、県46台)
- また、文部科学省(平成25年4月からは原子力規制庁)は、学校や公園等3,036カ所にリアルタイム線量測定システムを整備。
- これらの測定結果は、「福島県放射能測定マップ」等で公開している。

表 県内7方部 環境放射能測定結果

単位：μSv/h

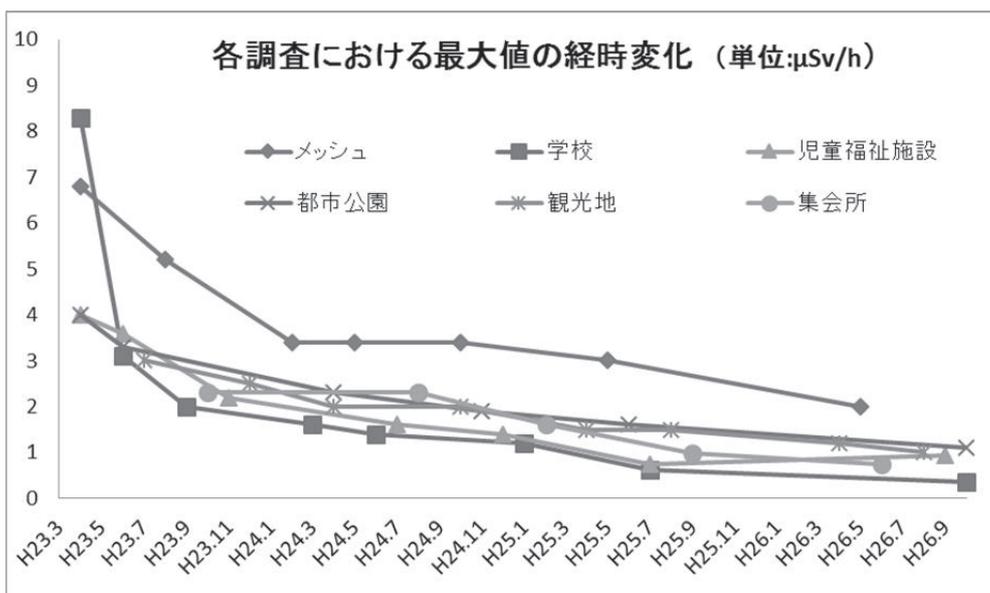
測定年月	福島市	郡山市	白河市	会津若松市	南会津町	南相馬市	いわき市
平常値(平成21年度)	0.04	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05	0.02～0.04	0.05	0.05～0.06
平成23年4月	2.74	2.52	0.80	0.24	0.08	0.92	0.66
平成23年10月	0.96	0.85	0.43	0.13	0.08	0.43	0.18
平成24年4月	0.80	0.62	0.29	0.12	0.08	0.40	0.11
平成24年10月	0.70	0.49	0.21	0.09	0.06	0.35	0.10
平成25年4月	0.52	0.29	0.14	0.08	0.05	0.16	0.09
平成25年10月	0.33	0.17	0.12	0.07	0.05	0.14	0.09
平成26年4月	0.28	0.15	0.11	0.07	0.04	0.13	0.08
平成26年10月	0.25	0.14	0.10	0.07	0.05	0.12	0.08

※ 測定場所は、福島市が県北保健福祉事務所、その他は県合同庁舎。

※ 福島市と郡山市は、平成25年4～5月に除染実施。

イ 随時モニタリング

- 子供への健康影響を心配する声が高まったことから、平成23年4月から学校の校庭、生活道路のモニタリングを実施。
- 県内全域の線量分布を把握するため、メッシュ調査(2km四方区画)を平成23年4月から開始し、マップとして公表。
- その後、児童福祉施設、文化・体育施設、公園・集会所等の公共的施設、観光地などに順次拡大し、定期的に調査を行っている。
- ※ 延べ実施地点数 約62,000地点(平成26年12月末)
- 空間線量率を面的に把握するため、自動車走行サーベイを17市町村で実施。



(単位: μSv/h)

調査区分	調査回	調査時期	調査地点数	調査結果 (最小値～最大値)
メッシュ調査	第1回	23年 4月	1,865	0.04 ~ 6.8
	第2回	23年 8月～9月	2,776	0.06 ~ 5.2
	第3回	24年 2月～3月	2,675	0.03 ~ 3.4
	第4回	24年 5月～6月	2,767	0.06 ~ 3.4
	第5回	24年 10月	2,748	0.06 ~ 3.4
	第6回	25年 5月～6月	2,747	0.05 ~ 3.0
	第7回	26年 5月～6月	2,904	0.05 ~ 2.0
学校等調査	第1回	23年 4月	1,772	0.05 ~ 8.3
	第2回	23年 6月	1,729	0.07 ~ 3.1
	第3回	23年 9月～10月	1,739	0.06 ~ 2.0
	第4回	24年 3月	1,758	0.02 ~ 1.6
	第5回	24年 6月～7月	1,749	0.06 ~ 1.4
	第6回	25年 1月	1,733	0.02 ~ 1.2
	第7回	25年 7月～8月	1,716	0.05 ~ 0.63
	第8回	26年 10月	1,681	0.05 ~ 0.36
児童福祉施設等調査	第1回	23年 4月	325	0.08 ~ 4.0
	第2回	23年 6月	327	0.06 ~ 3.6
	第3回	23年 11月	314	0.08 ~ 2.2
	第4回	24年 7月	330	0.07 ~ 1.6
	第5回	24年 12月	327	0.05 ~ 1.4
	第6回	25年 7月	429	0.06 ~ 0.74
	第7回	26年 9月	448	0.05 ~ 0.93
都市公園調査	第1回	23年 4月	735	0.10 ~ 4.0
	第2回	23年 6月	382	0.07 ~ 3.3
	第3回	24年 4月	1,122	0.06 ~ 2.3
	第4回	24年 11月～12月	1,114	0.04 ~ 1.9
	第5回	25年 6月	1,112	0.06 ~ 1.6
	第6回	26年 10月～11月	1,109	0.04 ~ 1.1
観光地等調査	第1回	23年 7月～8月	226	0.06 ~ 3.0
	第2回	23年 12月	264	0.06 ~ 2.5
	第3回	24年 4月～5月	278	0.05 ~ 2.0
	第4回	24年 10月～11月	283	0.04 ~ 2.0
	第5回	25年 4月	286	0.02 ~ 1.5
	第6回	25年 8月～9月	288	0.03 ~ 1.5
	第7回	26年 4月～5月	287	0.03 ~ 1.2
	第8回	26年 8月～9月	288	0.04 ~ 1.0
集会所等調査	第1回	23年 10月～11月	3,971	0.04 ~ 2.3
	第2回	24年 8月～10月	3,761	0.04 ~ 2.3
	第3回	25年 2月～3月	3,759	0.03 ~ 1.6
	第4回	25年 9月～11月	3,737	0.04 ~ 0.99
	第5回	26年 6月～8月	3,747	0.04 ~ 0.74

(3) 環境試料の核種分析

ア 大気中のダスト、水、土壌等の調査結果

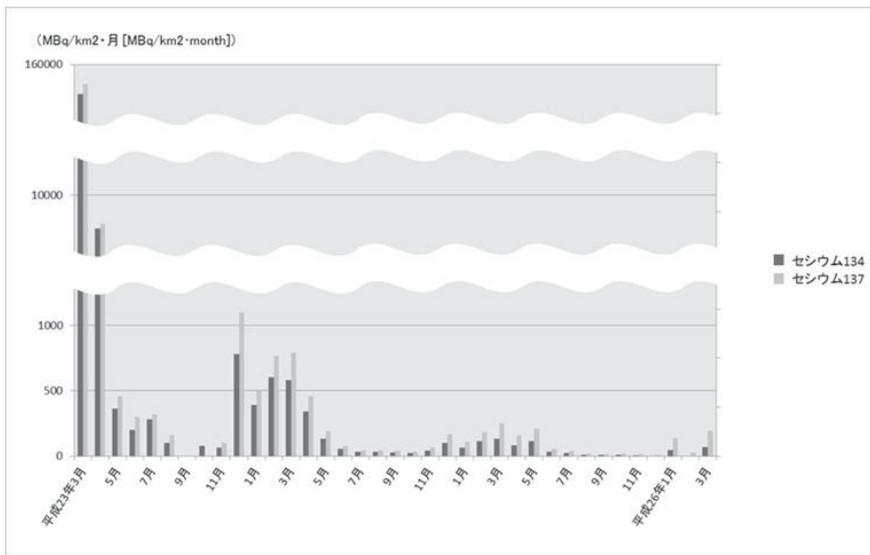
- 延べ分析検体数 約107,000 (平成26年11月末現在)

主な調査結果				調査結果		
調査区分	調査開始時期	調査検体数	調査結果			
			ヨウ素	セシウム134	セシウム137	
大気中ダスト	平成23年3月	3,866	不検出～555Bq/m ³	不検出～120Bq/m ³	不検出～140Bq/m ³	
河川・湖沼・ダム等	水質 底質	平成23年5月	述べ2,092	すべて不検出	不検出～12Bq/L	不検出～15Bq/L
				不検出～65Bq/kg	不検出～110,000Bq/kg	不検出～150,000Bq/kg
海域	海水 海底土壌	平成23年5月	述べ4,164	すべて不検出	不検出～12.8Bq/L	不検出～20.1Bq/L
				すべて不検出	不検出～4,592Bq/kg	不検出～4,679Bq/kg
水道水	平成23年3月	59,706	不検出～170Bq/kg	すべて不検出	すべて不検出	
土壌	平成23年3月	5,589	不検出～1,170,000Bq/kg	不検出～215,000Bq/kg	不検出～227,000Bq/kg	

イ 定時降下物 (福島市 平成23年3月～26年3月 (4月以降は定時降水調査を実施))

(単位: MBq/km²)

平成23年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
セシウム134	—	—	140,000	6,800	360	200	280	100	ND	74	61	780
セシウム137	—	—	150,000	7,000	460	300	320	160	ND	ND	100	1,100
平成24年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
セシウム134	390	600	580	340	130	55	28	28	25	20	39	97
セシウム137	500	770	790	460	190	79	42	43	40	32	65	170
平成25年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
セシウム134	61	110	130	81	110	28	19	8	6	8	3	ND
セシウム137	110	180	250	160	210	55	39	17	12	17	15	8
平成26年	1月	2月	3月									
セシウム134	42	ND	66									
セシウム137	139	30	193									



ウ 定時降水 (福島市 平成26年4月～27年1月)

(単位: MBq/km²)

平成26年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
セシウム134	9.31	31.72	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1.99	不検出	3.93
セシウム137	25.83	91.35	4.27	2.53	2.486	不検出	3.77	7.60	13.00	23.51

5 防災対策について

(1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し

ア 地域防災計画の見直し内容の整理

	当初	変更（平成25年1月）	変更（平成25年12月）
初動対応を中心とした見直しの内容	ステップ1 (平成24年11月完了) ○重点区域の暫定拡大 （6町→13市町村） ○通報連絡の強化 ○SPEEDI結果、モニタリング結果の提供・公表		
指針の改定を踏まえた見直しの内容	ステップ2 (平成25年3月目途) ○避難基準等の設定 ○SPEEDI予測結果の活用 ○緊急被ばく医療(一部) ○緊急時モニタリング(一部)	ステップ2 (平成25年3月完了) ○避難基準等の設定(一部) ○緊急被ばく医療(一部) ○輸送機関への支援対策	
	ステップ3 (平成25年4月以降) ○重点区域の本格設定 ○緊急被ばく医療(一部) ○緊急時モニタリング(一部)	ステップ3 (平成25年4月以降) ○避難基準の本格設定 ○重点区域の本格設定 ○SPEEDI予測結果活用 ○緊急被ばく医療 ○緊急時モニタリング	ステップ3 (平成25年12月完了) ○緊急時モニタリング (※上記以外の項目については、次のステップとして平成26年度以降に持ち越された。)

イ 今後の見直し

(ア) 重点区域等の本格設定

現在、暫定的に設定している重点区域等については、国に対して事故炉及び長期停止炉がある本県の実情を踏まえた指針の速やかな策定を引き続き求め、その結果を踏まえ計画を修正していくものとする。

(イ) オフサイトセンターの運営方法等の検討

オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）は、県原子力災害対策センター（大熊町）から県自治会館に移動しているが、現在、平成28年度の運用開始に向け、南

相馬市内及び楡葉町内に新たな施設を建設中であり、福島第一原発及び福島第二原発が同時発災した場合の組織体制や運営方法等を検討する。

(ウ) 安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄の体制構築

緊急被ばく医療（安定ヨウ素剤の配布体制等）については、原子力災害対策指針等により、事前配布や服用の方法等について一定の見解は示されたが、県の特殊事情に応じた具体的な配布方法等について不明確な点があるため、引き続き、関係市町村及び国等と十分協議の上、次のステップにおいて検討していくものとする。

(2) 県広域避難計画の策定

福島第一原発及び福島第二原発で、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがあり、市町村域または県域を越えた広域的な避難が必要となる場合に備え、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、県では平成26年4月30日に「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」（以下「県広域避難計画」という。）を策定した。この計画は広域避難の基本的なフレームを策定したものであり、避難対象の市町村ごとに避難先市町村を定めるとともに、基本的な避難ルート等を示したものとなっている。

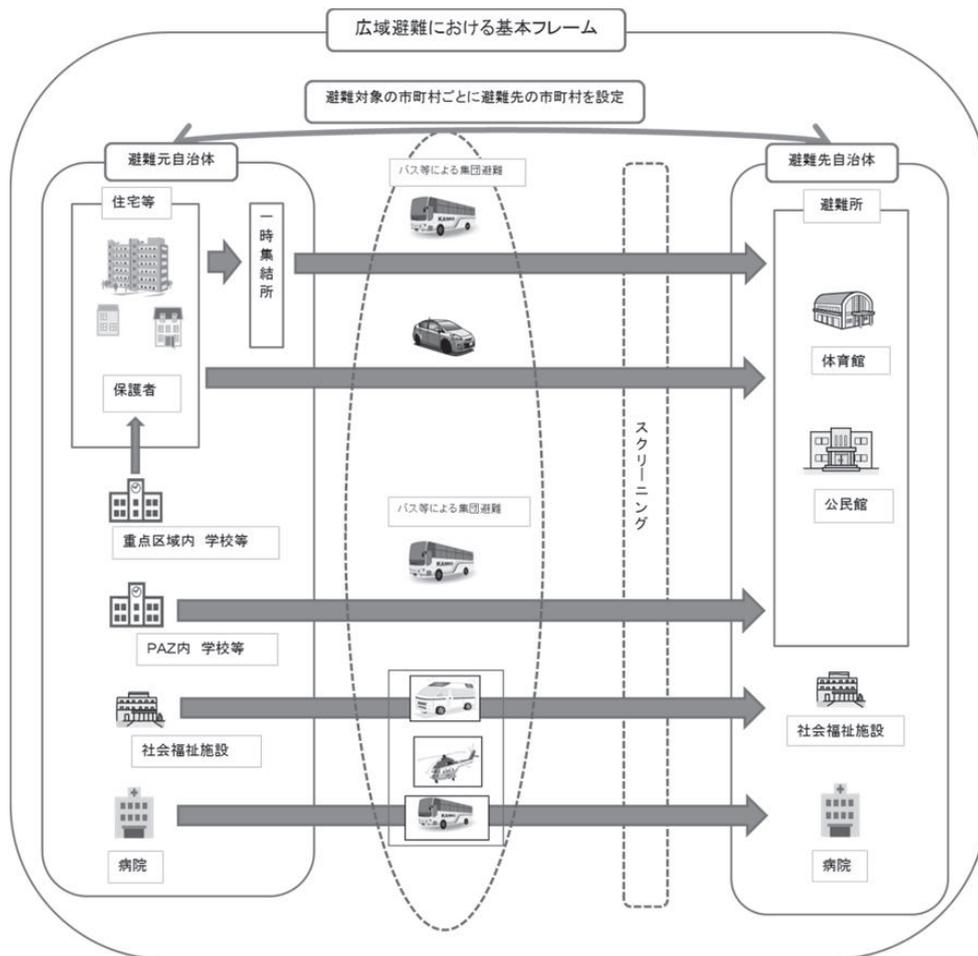


図 県広域避難計画のイメージ

また、避難対象の市町村は、県広域避難計画を踏まえ、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な避難計画を策定するものとし、あらかじめ地区ごとに避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して事前に周知しておくこととしている。

(3) 原子力防災住民避難訓練

○ 目的

東日本大震災後に改正した「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」等に基づき、本県における国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時にとるべき行動の周知を図ることを目的とした。

○ 訓練日時・実施場所

平成26年11月20日(木) 福島県庁、川内村及び県地域防災計画における
暫定的な重点区域市町村ほか関係機関

平成26年11月22日(土) 川内村、郡山市及び田村市

○ 事故、事象想定（対象施設：福島第一原発）

福島県浜通りを震源とする震度6強の地震を観測し、福島第一原発3号機使用済燃料プール冷却系の停止及び燃料プール水の漏えいが発生。燃料集合体から上方2mまで水位低下を確認し、双葉町、大熊町の一部（PAZ）に避難指示が出された。その後発電所敷地周辺のモニタリングポストの指示値が上昇し、また、緊急時モニタリング実施の結果、 $20\mu\text{Sv/h}$ 超が計測された地域があったため、国、県、関係村等協議のもと、原子力災害対策本部から双葉町、大熊町の全域、富岡町、楢葉町及び川内村に避難指示が出された。

○ 参加機関

川内村住民約260名、関係機関78団体 約1,000名

○ 訓練内容

(ア) 平成26年11月20日の訓練

災害対策本部運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練及び広報訓練を実施。

(イ) 平成26年11月22日の訓練

川内村を対象とした住民避難訓練（広報訓練、住民避難訓練、住民輸送訓練、避難所開設訓練）及び緊急被ばく医療活動訓練（スクリーニング及び医療中継拠点設置・運営訓練）を実施。

住民の実動を伴う訓練は、東日本大震災後初めての実施であり、県広域避難計画で定める川内村の避難先自治体（郡山市）に開設した避難所及び便宜上田村市都路町に開設した仮想の避難所において、避難所開設及び避難者受け入れ訓練を実施した。また、避難に際してのスクリーニング訓練と安定ヨウ素剤の配布・服用訓練を行った。さらに、自家用車で避難が困難な者に対して、陸上自衛隊輸送車両、バス、福祉車

両等を利用し、川内村避難計画で定める一時集合場所から避難所までの輸送訓練や傷病者等に対応するための医療中継拠点の設置・運営訓練も行った。

(4) オフサイトセンターの再建設

オフサイトセンター（以下、OFC）とは、原子力災害時に、国、県、関係市町村、放射線の専門家等が一堂に会し、災害への応急対策を講じていく施設である。

従来の OFC は帰還困難区域(※)となっている大熊町にあり、当面使用困難な状況であることから、県は新たな OFC を整備する。なお、従来は大熊町の1箇所のみであったが、福島第一原発及び福島第二原発の状況が異なることから、それぞれの施設にきめ細かく対応できるよう2箇所に整備することとし、平成28年度の開所に向けて、福島第一原発を対象とした OFC を南相馬市に、福島第二原発を対象とした OFC を楡葉町に建設中である。

※帰還困難区域…「5年間を経過してもなお、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50mSv超の地域」であり、引き続き避難が継続される地域。



図 南相馬市施設完成予想図（南相馬市原町区萱浜字巢掛場地内）



図 楡葉町施設完成予想図（双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸地内）

6 県環境創造センターの整備について

(1) 基本理念

次の理念の下、放射性物質により汚染された環境を早急に回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、環境創造センターの整備を進めている。

ア 放射性物質により汚染された環境の回復

詳細なモニタリング調査により県内の汚染状況を把握するとともに、除染の推進、効果的・効率的な除染技術の確立、除染に伴って生ずる土壌の処理方法等の調査研究を早急に進める。

イ 国内外の英知を結集した環境創造

国内外の研究者、研究機関等と連携して、効果的・効率的な除染技術を確立する。

国内外の英知を結集し、放射線に関する分野、廃棄物分野等幅広い分野の研究を統合的に推進し、環境創造を図る。

ウ 環境創造に向けた情報発信と人材育成

環境創造に向けた調査結果、研究成果等の情報を収集し、国内外に広く発信するとともに、総合的な環境問題を解決するための人材育成・教育を行う。

エ 環境共生・創造の実現

放射線量のさらなる低減を図り、県民が誇りと活力を持って地域の絆を再構築し、放射線に関する情報が正しく理解される社会の形成を目指す。

低炭素社会、循環型社会の形成を図るとともに、環境創造に向けた大気、水、土壌等の保全対策を推進し、本県の豊かな自然環境に恵まれた美しい姿を未来に継承する。

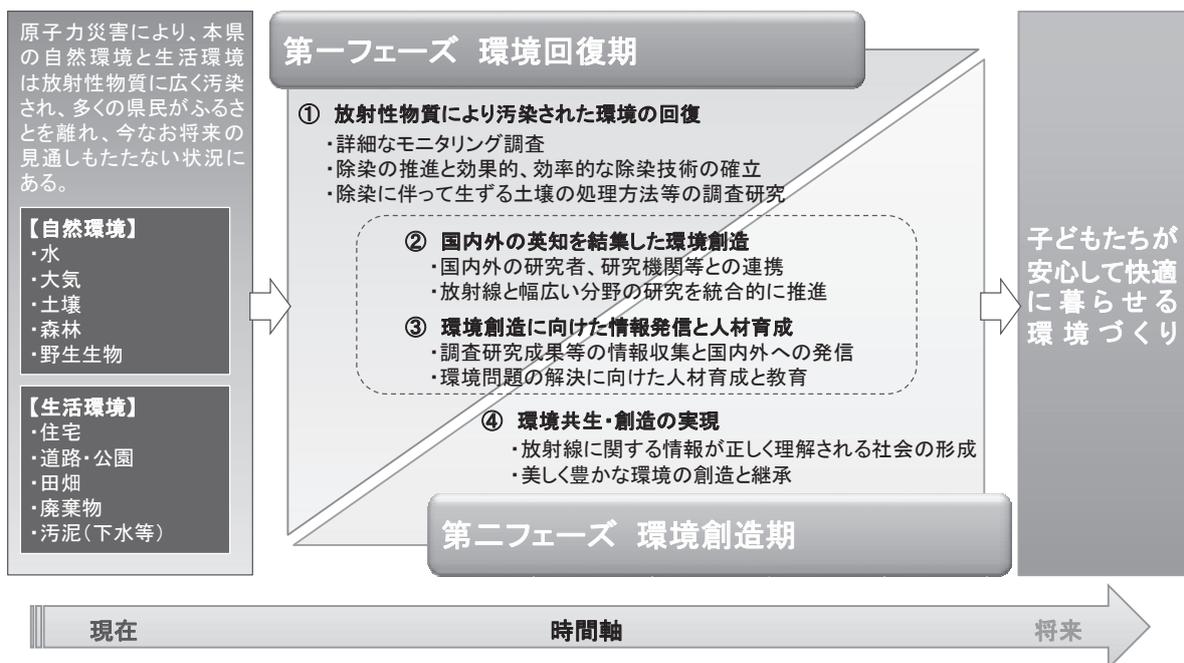


図 県環境創造センターの基本理念のイメージ

(2) 機能と主な取組

基本理念の実現のために必要な基本的機能は、「環境放射能等のモニタリング機能」（以下「モニタリング機能」という。）、「環境回復・創造技術の調査・研究機能」（以下「調査・研究機能」という。）、「情報収集・発信機能」及び「教育・研修・交流機能」の4つであり、これらの機能毎に環境創造センターにおいて実施する主な取組は次のアからエのとおりとする。

また、環境創造センターには独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）及び独立行政法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）を招致するとともに、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の研究機能を誘致する。

ア モニタリング機能

環境放射能モニタリングシステムの構築・運用、得られたモニタリングデータの一元管理、解析・評価等を実施する。

中長期的には、除染効果の評価を目的としたモニタリング、原子炉解体に備えた放射性核種分析、継続的モニタリング等を実施していく。

イ 調査・研究機能

除染技術や汚染土壌の処理技術等を確立する。

中長期的には、生態系への長期的な影響評価研究、廃棄物の減容処理効果の評価、持続可能な社会システムの形成研究等を実施していく。

ウ 情報収集・発信機能

放射線・除染に関するデータの収集・発信、内外専門家会議の開催等、積極的な情報収集・発信を実施する。

中長期的には、放射線・除染に関するデータの継続的な収集・発信、蓄積管理、国内外に向けた本県の環境状況の発信等を実施していく。

エ 教育・研究・交流機能

放射能に関する学習活動の実施・支援、環境回復・創造に関する技術研修、NPO・地域住民等を対象とした幅広い交流ネットワークの構築等を実施する。

中長期的には、放射性物質や廃棄物管理に関する人材育成、持続可能な地域社会の構築に向けた取組等を実施していく。

(3) 整備計画

(2)に掲げた4つの機能を担う施設を田村郡三春町に、モニタリング機能を担う施設を南相馬市にそれぞれ整備する。

また、三春町に整備する施設の機能を補完するため、野生生物のモニタリング等を実施する施設を大玉村に、河川、湖沼のモニタリング等を行う施設を猪苗代町にそれぞれ整備する。

ア 三春町に整備する施設

(ア) 本館（平成27年度供用開始予定）

- 放射性物質・有害物質等の調査分析、モニタリングデータの収集、一元管理、解析・評価、研究ネットワークの構築等を実施する。
- 招致機関（JAEA、国環研）と連携し、取組を効率的に推進する。
- IAEA 等の国外研究機関が本県で研究プロジェクトを実施する際の研究スペースを有する施設として整備する。

【施設概要】

放射性物質・有害物質等に係る前処理室、実験室、測定室、環境分析室、機器分析室等を備えた施設とする。（延床面積 4,235㎡）

(イ) 研究棟（平成28年度供用開始予定）

- 効果的・効率的な除染技術の開発、除染による環境影響の評価、放射性物質の環境動態の調査・研究、廃棄物の処理・処分に関する調査・研究等を招致機関（JAEA、国環研）が実施する。

【施設概要】

放射性物質の環境動態解明、除染技術開発等を行う研究室、情報解析室、実証試験室等を備えた施設とする。（延床面積 5,626㎡）

(ウ) 交流棟（平成28年度供用開始予定）

- 放射線等に関するデータ等の蓄積管理、学習活動の実施・支援、情報の収集・発信等を実施する。
- 環境創造に向けた未来を担う子どもたちへの学習活動の実施・支援、除染従事者への除染技術研修等を実施するとともに、NPO、地域住民等が広く交流を行えるスペースを有する施設として整備する。

【施設概要】

国際会議、学会等を開催するホール・会議室、展示室、体験研修室等を備えた施設とする。（延床面積 4,632㎡）



図 三春町に整備する施設のイメージパース（左から研究棟、本館、交流棟）

イ 南相馬市に整備する施設（平成27年度供用開始予定）

- 原子力発電所周辺のモニタリング、安全監視等を招致機関（JAEA）と連携・協力して実施する。
- 隣接して建設される「（仮称）浜地域農業再生研究センター」や「OFC」と調査研究や安全監視の連携を図る。

【施設概要】

放射性物質等に係る前処理室、実験室、測定室、テレメータ室、校正施設等を備えた施設とする。（延床面積 3,366㎡）



図 南相馬市に整備する施設のイメージパース

環境放射能等のモニタリング機能

- 1 きめ細かな環境放射能モニタリングシステムの構築・運用
- 2 環境放射能モニタリングデータの一元管理・解析・評価
- 3 緊急時環境放射能モニタリング体制の構築
- 4 一般環境中における有害物質等のモニタリング及びデータの一元管理

環境回復・創造技術の調査・研究機能

- 1 環境の回復・創造に向けた大気、水、土壌等に関する調査・研究
- 2 環境の回復・創造に伴う廃棄物の処理・処分に関する調査・研究
- 3 環境回復・創造に向けた共同研究のコーディネートと地域政策研究
- 4 関係機関への提言に向けた調査・研究
- 5 内外研究機関を対象とした交流ネットワークの構築

情報収集・発信機能

- 1 環境放射能モニタリングデータ及び一般環境中における有害物質等のモニタリングデータの収集・発信
- 2 放射線・除染に関するデータの収集・発信
- 3 調査・研究成果の内外への積極的な発信
- 4 情報収集・発信機能に必要な施設・設備等の整備

教育・研修・交流機能

- 1 県民などの環境放射能等に関する学習活動の実施・支援
- 2 放射線等の影響に関するリスクコミュニケーション、地域コミュニケーション
- 3 環境の回復・創造に関する技術研修
- 4 内外研究機関やNPO・地域住民等を広く対象とした交流ネットワークの構築
- 5 教育・研修・交流機能に必要な施設・設備等の整備

福島県環境創造センター

三春町に整備する施設

本館	前処理室・実験室	… 放射性物質等に係る前処理等
	測定室	… 放射性物質等の測定
	環境分析室	… 有害物質等の化学分析
	機器分析室	… 有害物質等の測定

研究棟	研究室	… 放射性物質の環境動態解明、除染技術開発
	情報解析室	… データ解析・評価に資する設備（サーバー等）
	実証試験室	… 産学官連携による協同実証研究スペース

交流棟	ホール・会議室	… 国際会議、学会等
	展示室	… 情報検索閲覧、常設展示等
	体験型研修室	… 放射線計測等に関する体験研修

南相馬市に整備する施設

前処理室・実験室	… 放射性物質等に係る前処理等
	測定室
テレメータ室	… 環境放射線監視テレメータシステム
校正施設	… 放射線測定機器の校正

大玉村・猪苗代町に整備する施設

野生生物、湖沼等の調査等

図 環境創造センターの施設構成イメージ

7 除染対策について

(1) 概 要

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌等の処理を進めるための法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「特措法」という。）が制定された。

特措法に基づき、国が除染を行う除染特別地域（7町村及び4市町村の一部）と、環境の汚染状況について重点的に調査測定する汚染状況重点調査地域（39市町村）が指定されている。

除染特別地域では、国が市町村ごとに策定した特別地域除染実施計画に基づき除染の措置を実施（帰還困難区域を除く）しており、平成25年度末までに、田村市、楡葉町、大熊町、川内村において計画に基づく除染が終了し、川俣町、葛尾村、双葉町では平成27年度内、南相馬市、飯館村、浪江町、富岡町では平成28年度内の完了を目途に除染等の措置が進められている。

また、汚染状況重点調査地域では、36市町村が特措法に基づく除染実施計画を策定して除染を進めている。

【除染特別地域指定状況】 計11市町村

全域指定：楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

一部指定：川俣町、田村市、南相馬市、川内村

【汚染状況重点調査地域指定状況】 計39市町村

県 北：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県 中：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

県 南：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、埴町、矢祭町

会 津：会津坂下町、湯川村、会津美里町、柳津町

相 双：新地町、相馬市、南相馬市、広野町、川内村

いわき：いわき市

※埴町、矢祭町、柳津町は除染実施計画未策定

(2) 課題と解決への取組

除染を進めるにあたっては、除染を効果的・効率的に実施するための技術の確立や市町村における発注業務の円滑化、仮置場の確保、除染に従事する事業者の確保が課題となっており、県では、技術的な支援の強化、住民理解の促進、事業者等の育成の加速化を3本柱として支援を行っている。

技術的支援については、市町村除染技術支援事業等により、効果的な除染技術の普及

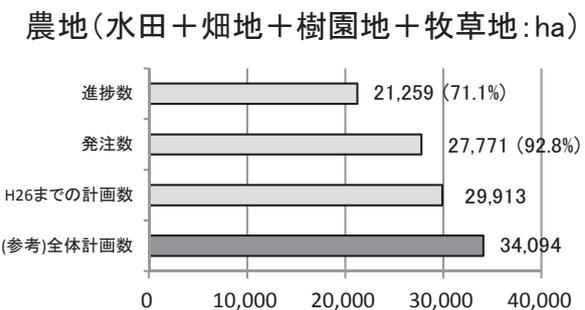
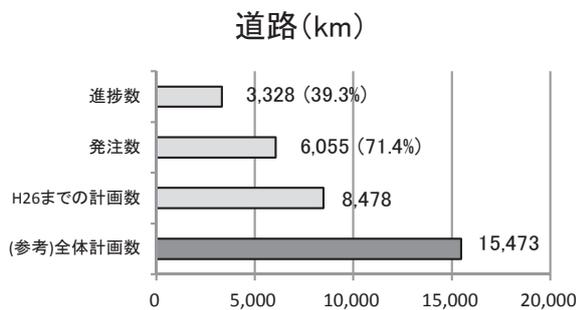
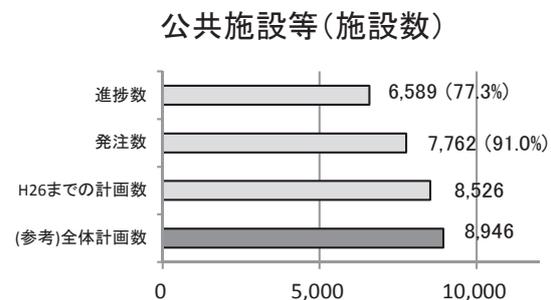
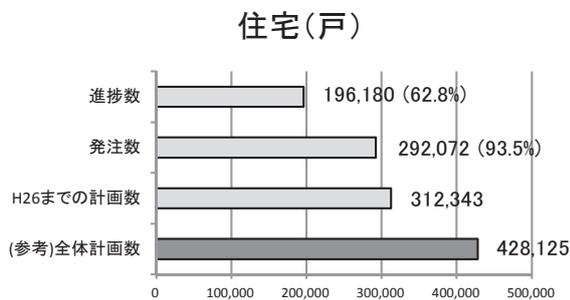
を図るとともに、除染業務発注のための共通仕様書や積算基準を作成し市町村へ提供するなどのほか、除染管理目標の考え方の提示や仮置場等技術指針を策定するなどして、除染業務の円滑化を図っている。

住民理解の促進については、住民説明会への専門家や職員の派遣に加え、先進事例の紹介や現地視察会を通じ、市町村と一体となって住民理解への促進を図っている。また、県有地の提供などを通じて仮置場の確保を進め、円滑な除染の推進を図っている。

事業者等の育成に向けては、除染業務講習会を実施し、作業を適切かつ安全に行うための基礎的な知識と技能の習得を行い、除染事業者の早急な育成に取り組んでいる。

(3) 汚染状況重点調査地域における除染実施状況

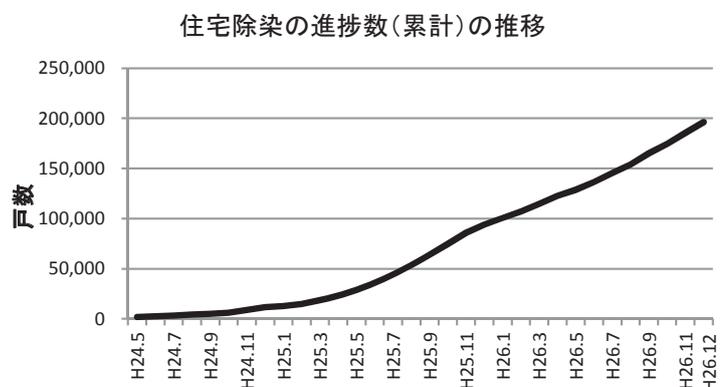
平成26年12月末時点



ア 住宅の除染

平成26年度末までの計画数312,343戸に対して発注数が292,072戸(93.5%)、除染実施数(169,315戸)と調査にて終了(26,865戸)を合わせた進捗数は196,180戸(62.8%)となっている。

なお、全体計画数428,125戸に対する発注率は68.2%、進捗率は45.8%となっている。



イ 公共施設等の除染

平成26年度末までの計画数8,526施設に対して発注数が7,762施設（91.0%）、除染実施数（5,869施設）と調査にて終了（720施設）を合わせた進捗数は6,589施設（77.3%）となっている。

なお、全体計画数8,946施設に対する発注率は86.8%、進捗率は73.7%となっている。

ウ 道路の除染

平成26年度末までの計画数8,478kmに対して発注数が6,055km（71.4%）、実施数が3,328km（39.3%）となっている。

なお、全体計画数15,473kmに対する発注率は39.1%、進捗率は21.5%となっている。

エ 農地（水田＋畑地＋樹園地＋牧草地）の除染

平成26年度末までの計画数29,913haに対して発注数が27,771ha（92.8%）、実施数が21,259ha（71.1%）となっている。

なお、全体計画数34,094haに対する発注率は81.5%、進捗率62.4%となっている。

	<全体計画>	<平成26年度計画>	<発注数>	<進捗数>
住宅（戸）	428,125	312,343	292,072 (93.5%)	196,180 (62.8%)
公共施設 （施設数）	8,946	8,526	7,762 (91.0%)	6,589 (77.3%)
道路（km）	15,473	8,478	6,055 (71.4%)	3,328 (39.3%)
農地（ha）	34,094	29,913	27,771 (92.8%)	21,259 (71.1%)

※ 全体計画数は、市町村によっては概数あるいは平成26年度末までの計画数を計上しているところもあり、今後変更されるため参考値である。

8 中間貯蔵施設について

(1) 中間貯蔵施設に係る経緯

平成23年 10月	<p>国が中間貯蔵施設等の基本的考え方を公表</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う 仮置場の本格搬入から3年程度を目途として施設の供用を開始するよう最大限努力する 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する
平成23年 12月～	国が福島県及び地元町村に対し、中間貯蔵施設の設置について検討を要請
平成24年 11月28日	福島県知事が、地元への丁寧な説明等を条件として調査を受入
平成25年 1月～	国が調査のための住民説明会を開催
平成25年 4月～	国が地元の理解を得て、現地調査（ボーリング調査等）を実施
平成25年 12月14日	調査結果等を踏まえ、国が福島県及び大熊町、双葉町、楡葉町に対し、中間貯蔵施設の設置の受入を要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（中間貯蔵施設の大熊町及び双葉町への集約）等を申入れ
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が当該2町に集約すること等を回答
平成26年 4月25日	国が福島県、大熊町及び双葉町に対し、生活再建・地域復興策等について追加回答を行うとともに、速やかな住民説明会の開催を改めて要請
平成26年 5月～6月	国が中間貯蔵施設について住民説明会を開催（全16回（福島県内10回、県外6回））
平成26年 8月8日	福島県知事、大熊町長、双葉町長と環境大臣・復興大臣との会談 国より、中間貯蔵等に関する交付金等の規模提示
平成26年 8月25日	福島県知事、大熊町長・双葉町長との会談 両町に県独自の中間貯蔵等に関する財政措置（交付金）の考え方を提示
平成26年 8月30日	福島県知事が大熊・双葉両町長と双葉8町村と協議を実施、中間貯蔵施設の建設受入を容認するとの考えを表明
平成26年 9月1日	福島県知事、大熊、双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れの容認、大熊町及び双葉町の両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に対し伝達
平成26年 9月～10月	国が地権者説明会を開催（全12回（福島県内9回、県外3回））
平成26年 10月3日	県外最終処分の法制化に対応する「日本環境安全事業株式会社（JESCO法）」の改正案を閣議決定し、国会に提出

平成26年 10月23日	大熊、双葉町長から国に対し、地権者に丁寧な説明を行うよう申入れ
平成26年 11月19日	改正 JESCO 法「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が成立
平成26年 12月16日	大熊町長が、施設の建設受入れ容認を表明
平成26年 12月24日	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が施行
平成27年 1月13日	双葉町長が、建設受入れ容認を表明
平成27年 1月16日	環境大臣から中間貯蔵施設への搬入見通しについて、東日本大震災から5年目を迎えるまでに搬入開始を目指すことを表明
平成27年 2月8日	国から福島県知事へ県の確認項目（法制化等5項目）等に対する回答
平成27年 2月24日	福島県知事が大熊・双葉両町長と双葉8町村と協議を実施、中間貯蔵施設への搬入受入れを容認する考えを表明
平成27年 2月25日	福島県知事・大熊、双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県知事より国に対し、中間貯蔵施設への搬入受入れの容認を表明 大熊、双葉両町長より国に対し、3月12日以降の搬入開始等を申入れ
平成27年 2月27日	環境大臣が、3月13日に搬入を開始する旨、発表
平成27年 3月13日	中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入開始

(2) 中間貯蔵施設の案

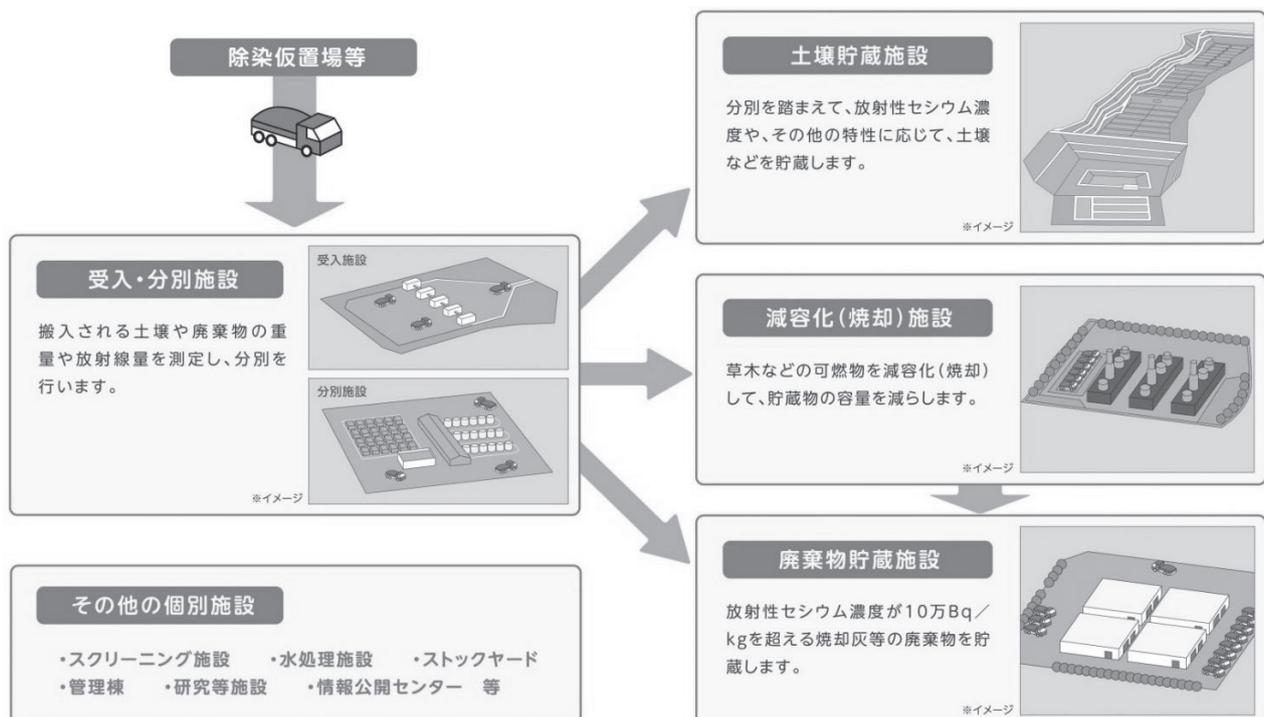


図 中間貯蔵施設に整備する施設と処理フローのイメージ

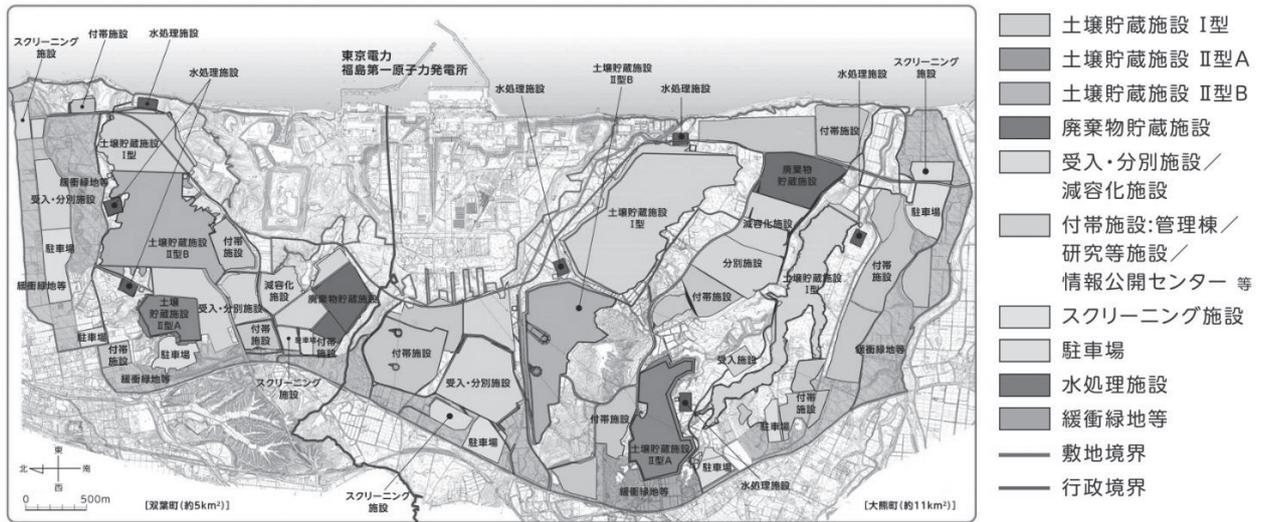
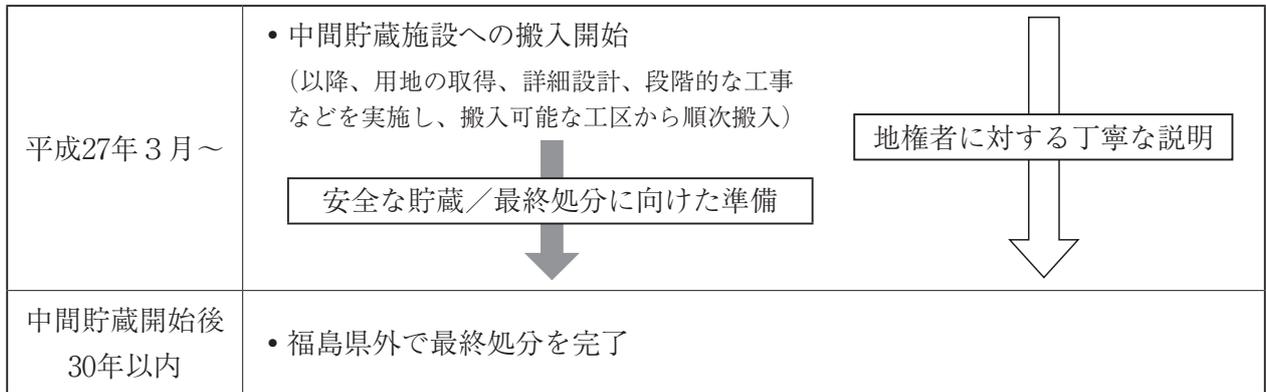


図 中間貯蔵施設配置図（※環境省「除染土壌などの中間貯蔵施設について」より引用）

(3) 今後の取組



9 避難状況について

(1) 避難者数

避難者数の状況（平成26年11月）

- 県内 76,903人（※1）
- 県外 46,070人（※2）
- 合計 123,023人
（避難先不明者50人含む）

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 東京都 6,190人
- ② 埼玉県 4,992人
- ③ 山形県 4,229人
- ④ 新潟県 4,001人
- ⑤ 茨城県 3,425人

（※1）福島県災害対策本部調べ（H26.11.17現在）

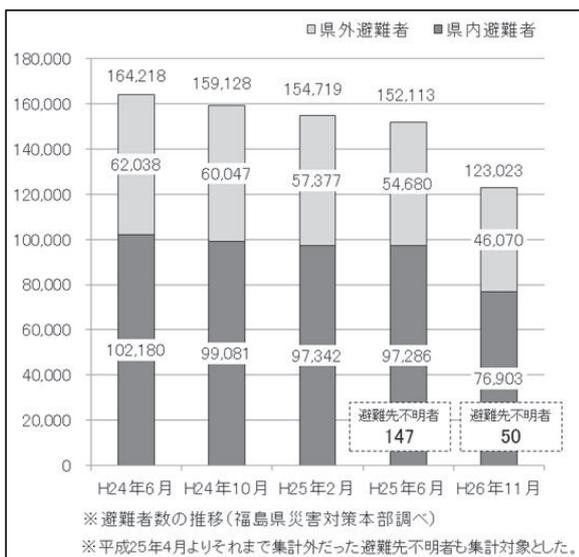
（※2）復興庁調べ（H26.11.13現在）

*参考（ピーク時（平成24年5月））

- 県内 102,827人
- 県外 62,038人
- 合計 164,865人

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 山形県 12,607人
- ② 東京都 7,821人
- ③ 新潟県 6,521人
- ④ 埼玉県 4,289人
- ⑤ 茨城県 3,718人



(2) 主な取組状況

ア 安定した住まいの提供

原子力災害により避難指示を受けている方の居住の安定・確保のため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や復興公営住宅の整備を行っている。応急仮設住宅の供与期間については、本県の実情を踏まえ平成28年3月まで延長し（平成26年12月現在）、県外の応急仮設住宅についても同様の措置とするよう各都道府県に要請している。

また、復興公営住宅については「復興公営住宅整備計画」を策定し、全体で4,890戸を整備する。このうち約2,100戸については、平成27年度までに、残りについては、平成28年度末までに整備する予定。

【県内避難者への応急仮設住宅の供与状況（H26.10.31現在）】

建設型仮設住宅12,628戸、借上げ住宅19,617戸、雇用促進住宅・公務員宿舎等1,072戸、公営住宅336戸（県営114戸、市町村営222戸）

イ 駐在職員の派遣

避難者の多い各都府県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応などを実施。[14都府県（※）へ11人派遣]

（※）秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、大阪府

ウ 避難者への情報提供

避難者が、ふるさととの繋がりを保ちながら避難先での安定的な生活を送るとともに、帰還の時期を適切に判断できるよう、次のような情報提供事業を実施している。

- 県外の公共施設等へ地元新聞（福島民報・福島民友）を送付。[46都道府県約500箇所週2回発送]
- 「東日本大震災における原発事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（以下、「原発避難者特例法」という）指定市町村のうち12市町村からの避難者〔約42,000世帯に月2回送付〕と県外自主避難者〔約5,000世帯に月1回送付〕へ、県や避難元市町村からの広報誌、地元新聞のダイジェスト版などを送付。
- 原発避難者特例法指定市町村のうち9市町村からの避難者へ、通信機能の付いたフォトフレームやタブレット端末を配付し、県や市町村からの情報をリアルタイムで配信。
- 福島の復興に向けた動きや避難者支援に関する取組などを盛り込んだ地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を発行し、避難者受入自治体や支援団体などを通じて避難者に提供。[H24.8.31創刊、月1回発行]
- 「福島県避難者支援ブログ」を運営し、避難先での生活支援や交流会・相談会情報などを発信。[H23.7.8開設、総アクセス数371,309件（H26.12.4現在）]

エ 避難者支援団体との協働

- 県外の避難先において、避難者に対する相談、見守り、交流の場の提供などの支援事業を行う団体に対して活動経費の一部を助成している。
- 避難先自治体や支援団体などによる全国規模の避難者支援ネットワークを構築し、情報交換を行うことで各団体の効果的な避難者支援活動の実施を図っている。
- 県外避難者の帰還に向け、その入り口となる総合相談窓口（toiro）を開設し、避難者の帰還に対するニーズにきめ細やかに対応していくとともに、本県の復興に向けた取組や現状などを発信する。
- 南関東圏の4都県（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）に復興支援員を設置し、

県外駐在員と共に避難者に対する個別訪問や相談対応等を行う。

オ 健康管理や心のケア等に対する支援

- 県内での検査のほか、県外に避難されている方を対象に、県外の大学や医療機関等と連携してホールボディーカウンターによる内部被ばく検査等を実施している。
- 避難者のきめ細かな心のケアに取り組むため、県内6箇所「ふくしま心のケアセンター」を設置するとともに、県外への避難者も多い状況を踏まえ、現地の民間団体等と連携し、県外での窓口の確保にも取り組んでいる。
- 子育て家庭や母子避難者等を支援するため、ふくしま子ども支援センターに委託し、帰還した子育て世代が気軽に集まることのできる交流サロン（ままカフェ）を開催している。

(3) 今後の課題・取組

- 避難の長期化に伴う避難者の様々な課題に対応するため、県内市町村及び受入都道府県との連携を強化し、帰還や生活再建につながる支援に取り組む。
- 駐在職員による相談対応のほか、県及び市町村職員が交流会や相談会に積極的に参加し、避難者が必要とする情報の提供に努めるとともに、南関東4都県（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）に復興支援員を配置し避難者の戸別訪問や相談対応等に当たる。
- 避難者支援を行う受入自治体や民間団体等に対し、継続的な財政措置を講じるよう、引き続き、国に要望していく。
- 子ども・被災者支援法に基づき、本県の実情を踏まえた個別施策の充実と必要な財政措置が継続的になされるよう、引き続き国に対し働き掛けていく。

10 損害賠償状況について

(1) 現 状

ア 原子力損害賠償制度の概要

(ア) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）

- A 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。（無過失責任、責任集中、無限責任）
- B 原子力事業者が原子力損害を賠償するための措置（保険への加入等）を義務付け。
- C 和解の仲介や原子力損害の範囲を判定する指針の策定を行う原子力損害賠償紛争審査会の設置について規定。

(イ) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号。損害賠償に関する部分のみ記載）

- A 大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等を行い、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施等を図ることを目的として支援機構を設置。

B 機構の主な業務

(a) 負担金の収納業務

機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。

(b) 資金援助業務

原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。

(c) 情報提供業務

損害賠償の円滑な実施を支援するため、電話相談窓口及び弁護士等の専門家チームによる巡回相談などにより、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。

イ 原子力損害賠償紛争審査会について

(ア) 指針の策定

原子力損害賠償紛争審査会を、平成27年1月28日までに40回開催。

- A 第13回（平成23年8月5日）において、農林漁業、商工業等の各分野ごとの専門委員調査結果を踏まえ、現時点での原子力損害の全体像として「中間指針」を策定し、避難費用、営業損害、風評被害、間接被害などの損害を類型化。

- B 第18回（平成23年12月6日）において、自主的避難者及び滞在者の精神的損害を賠償対象とする「中間指針第一次追補」を策定。

- C 第26回（平成24年3月16日）において、避難区域の見直し等に係る損害について、「中間指針第二次追補」を策定。

- D 第39回（平成25年12月26日）において、避難指示の長期化等に伴う損害に係る

「中間指針第四次追補」を策定。

(イ) 原子力損害賠償紛争解決センター

A 被害者からの損害賠償請求について、弁護士である仲介委員が和解の仲介手続を行う機関として設置

(a) 平成23年8月29日 東京事務所開所

(b) 平成23年9月13日 福島事務所開所（郡山市）

(c) 平成24年7月2日 福島事務所支所開所

（福島市、南相馬市、いわき市、会津若松市）

B 総括基準の策定（平成24年2月14日～）

センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する項目について総括基準が策定された。

C 和解事例の公表（平成24年4月27日～）

和解仲介事例は平成24年4月から平成27年1月まで計32回にわたり計984例が公表されている。

ウ 賠償項目

(ア) 避難等指示区域内の個人

精神的損害、避難・帰宅費用、一時立入費用、検査費用、生命・身体的損害、就労不能損害、土地・建物・立木・家財（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、住居確保損害（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等が対象）等

(イ) 避難等指示区域内の法人及び個人事業主

営業損害、検査費用、土地・建物、棚卸資産、償却資産、住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等の個人事業主が対象）等

(ウ) 避難等指示区域外の個人

就労不能損害

(エ) 避難等指示区域外の法人及び個人事業主

営業損害、検査費用

(オ) 自主的避難等対象区域（県北、県中、相双、いわき地域の23市町村）の住民及び県南地域（9市町村）の住民

精神的損害

(カ) 避難指示区域外の個人、法人及び個人事業主

自主的除染費用

エ 東京電力株による本県分の賠償金支払い進捗状況（平成27年2月13日現在）

支払済額 約3兆7,055億円

区分	支払済額	内 訳 等
個人	約2兆5,228億円	避難指示区域内 約2兆1,720億円 自主的避難等対象区域内 約3,495億円 自主的除染費用 約13億円
事業者	約1兆1,827億円	

(2) 課 題

- 被害者が生活や事業の再建を果たすことのできる賠償が确实かつ迅速になされる必要がある。
- 東京電力株は、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、損害賠償請求への迅速な対応を含め、被害者優先の親身な賠償を行う必要がある。また、このことについての国の指導も必要。

(3) 県の取組

- 関係団体、市町村と共に、福島県原子力損害対策協議会として、国及び東京電力株に対し、被害の実態に見合った确实、迅速、十分な賠償を求めていく。
- 原子力災害により被害を受けている個人及び事業者を対象として、円滑な賠償請求のため、弁護士による法律相談、不動産鑑定士による巡回相談等の支援を行う。

資 料 編

原子力センターの沿革

- 昭和48. 6. 1 原子力対策駐在員事務所として発足
48. 8. 1 原子力発電所周辺環境放射能等の測定開始
49. 4. 1 原子力センターに改組
49. 6. 1 モニタリングポストによる環境放射線の常時監視測定開始
50. 2. 20 新庁舎に移転
50. 6. 30 環境放射能監視テレメータシステム完成
50. 8. 20 原子力センター落成式
54. 3. 15 庁舎増築完成
56. 2. 28 高線量測定用モニタリングポストの整備
60. 3. 25 展示室改装、マルチビジョン映像ホール設置
61. 3. 25 環境放射能監視テレメータシステム更新
61. 12. 9 緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）の導入
- 平成6. 1. 6 庁舎増築完成
6. 3. 24 広報展示室及び映像ホールの全面改装
8. 4. 1 衛生公害研究所環境放射能分析棟（現：原子力センター福島支所）の発足
9. 3. 27 環境放射能監視テレメータシステム更新
11. 4. 1 原子力発電所排気筒モニタのデータをテレメータシステムで公開
12. 4. 1 原子力発電所放水口モニタのデータをテレメータシステムで公開
13. 4. 1 衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組
監視測定範囲を発電所から概ね5kmから10kmに拡大
新たに広野町、浪江町で環境試料の採取開始
モニタリングポスト7局を新設
高線量測定用モニタリングポスト6局に低線量測定用検出器設置
合計23局体制
ホームページ公開
環境放射線情報システムの稼働
13. 4. 19 ホームページ上で空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開
14. 1. 24 庁舎増築完成（非常用ディーゼル発電設備）
15. 3. 18 天秤室・試料調整室等改修
18. 3. 20 モニタリングポスト22局に非常用ディーゼル発電機を設置
19. 3. 29 環境放射能監視テレメータシステム更新
20. 4. 1 モニタリング情報共有システム（RAMISES）の導入
23. 3. 15 東日本大震災に伴い、福島支所へ拠点を移転
23. 4. 24 京都大学とGPS連動型放射線量計測システム（KURAMA）の実証実験を開始
23. 6. 29 KURAMAを導入
24. 9. 13 笹木野事務所へ拠点を移転

福島県原子力発電所設置概要

		東京電力(株)福島第一原子			
		1号機	2号機	3号機	4号機
1	設置位置	双葉郡 大熊町	同 左	同 左	同 左
2	設置者	東京電力 株式会社	同 左	同 左	同 左
3	炉型式	沸騰水型 軽水炉 (Mark I)	同 左	同 左	同 左
4	プラントメーカー	GE	GE・東芝	東 芝	日 立
5	発電出力	46万kW	78.4万kW	78.4万kW	78.4万kW
6	発電所用地面積	約350万㎡			
7	建設工事費	約390億円	約560億円	約620億円	約800億円
8	原子炉設置許可 申請年月日	41.7.1 ※43.11.19	42.9.18	44.7.1	46.8.5
9	原子炉設置許可 年月日	41.12.1 ※44.4.7	43.3.29	45.1.23	47.1.13
10	着工年月日	42.9.29	44.5.27	45.10.17	47.9.12
	燃料装荷年月日	45.7.4	48.3.15	49.8.1	52.12.15
	初臨界年月日	45.10.10	48.5.10	49.9.6	53.1.28
	運転開始年月日	46.3.26	49.7.18	51.3.27	53.10.12
11	燃料体の装荷数	400本	548本	548本	548本

注) ※は400千kW から460千kW への変更申請による年月日

力 発 電 所		東 京 電 力 (株) 福 島 第 二 原 子 力 発 電 所			
5 号 機	6 号 機	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機
双 葉 郡 双 葉 町	同 左	双 葉 郡 楡 葉 町	同 左	双 葉 郡 富 岡 町	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	沸 騰 水 型 軽 水 炉 (Mark II)	同 左	同 左	同 左	同 左
東 芝	GE・東芝	東 芝	日 立	東 芝	日 立
78.4万kW	110万kW	110万kW	110万kW	110万kW	110万kW
		約150万㎡			
約900億円	約1,750億円	約3,560億円	約2,760億円	約3,150億円	約2,920億円
46.2.22	46.12.21	47.8.28	51.12.21	53.8.16	53.8.16
46.9.23	47.12.12	49.4.30	53.6.26	55.8.4	55.8.4
46.12.22	48.5.18	50.11.1	54.2.28	55.12.1	55.12.1
52.7.2	54.1.16	56.5.8	58.4.1	59.9.27	61.10.1
52.8.26	54.3.9	56.6.17	58.4.26	59.10.18	61.10.24
43.4.18	54.10.24	57.4.20	59.2.3	60.6.21	62.8.25
548本	764本	764本	764本	764本	764本

廃炉安全監視協議会開催結果（平成27年2月27日現在）

○ 第1回（平成26年4月9日：現地調査）

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力(株)

- 調査内容
- (1) 多核種除去設備（ALPS）におけるトラブルへの対応状況について
 - (2) H6 エリアタンク上部天井板からの高濃度汚染水の漏えいに関する対策実施状況について
 - (3) 地中埋設ケーブル切断による4号機使用済燃料プール冷却の一時停止に関する対策の実施状況について
 - (4) ストロンチウム90及び全 β の測定誤りに関する対策の実施状況について
 - (5) ろ過水タンクエリア堰及びG5タンクエリア堰からの溢水について

申入内容【東京電力(株)に対して】

- 多核種除去設備（ALPS）について
ガスケットなどの消耗部品について、作業ごとの交換を行うこと。また、今後新增設するものも含めて、再発防止策を確実に反映させること。
- タンク堰からの溢水について
原因を再検証し、雨水の移送体制や測定体制を見直し、降雨量を予測した対応を行うこと。
- タンク天板部からの汚染水漏えいについて
観測孔の増設やウェルポイントの追加設置について検討すること。また、堰の二重化などの対策を可能な限り前倒しすること。
- 4号機使用済燃料プールの冷却一時停止（埋設ケーブルの切断）について
既存の設備も含めて重要な設備の本設化を確実に実施するとともに、作業前の確認や各部署間の情報共有をしっかりと行い、リスク管理を徹底すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- 設備の点検時には、消耗品の交換を行うなど適切な点検を実施します。また、逆洗実施時には、Ca濃度測定を行いクロスフローフィルタからの炭酸塩スラリー流出が発生していないことを確かめた上で実施することといたします。
また、今後設置する多核種除去設備においては、今回の事象の水平展開として、サンプルタンクでの濃度測定を行うとともに、設備出口での連続放射線モニタを設置しました。
- 観測孔G-2周辺にウェルポイントを新設・稼働させた場合、地表から地下へ汚染水を引き込む懸念もあります。そのため、観測孔G-2については、全 β 、トリチウムを継続して計測・監視し、濃度に有意な増加傾向が認められた場合には、速やかにウェルポイントを設置し、揚水を行う方針で検討しております。
- 今後、順次設備の更新を行っていきます。また、重要なリスクを伴う作業前には当社関係部門および関係企業を交えて安全事前評価を実施し、作業の各行程における安全対策について協議をすることとします。
雨水処理手順書の冒頭に「吸引車のオペレータ手配を水処理運営部に依頼すること」と明記

しました。

- 分析装置については年1回の定期点検を行い機器の健全性を確認するとともに、使用前には校正線源による動作確認を行っております。また分析手順についても最新の知見（不適合の対策等含む）を踏まえ適宜見直しています（今回のSrに関する不適合は機器購入時に機器メーカーによる値付けすることとしており、手順対象外であるが別件の全βに関する不適合の再発防止対策は平成25年10月2日に織り込み改訂済）。
- 第三者機関によるクロスチェックについては日本分析センターが調整した標準試料を弊社の分析装置にて分析し、日本分析センター測定結果と同じ測定結果が得られるか確認しております。

○ 第2回（平成26年5月20日）

場 所 ホテル福島グリーンパレス

説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力(株)

議 事 (1) 申入事項（4月25日実施）に対する国、東京電力(株)の対応について

- ・ 地下水バイパス計画について
- ・ 廃炉・汚染水対策について

(2) 凍土遮水壁について

(3) 雨水対策について

(1) 申入内容【東京電力(株)に対して】

- 地下水バイパスについて
 - ・ 地下水バイパスの稼働にあたっては、4月25日の申入内容等を徹底すること。
 - ・ 運用目標値の厳格な遵守はもとより、新たな風評被害が発生しないようにすること。
- 廃炉汚染水対策について
 - ・ トラブルが相次いでいることから、根本原因をしっかりと究明し、現場管理、環境改善、人材確保などの対策を総合的に実施すること。
 - ・ 東京電力(株)は廃炉汚染水対策を最優先に、あらゆる経営資源を投入して確実に結果を出すこと。
- 凍土遮水壁について
 - ・ これまでに前例のない取組であり、安全性を十分に確保し、確実に結果を出すこと。
- 雨水対策について
 - ・ 雨水の散水にあたっては、基準の遵守はもとより、しっかりと分析を行い、県民に分かりやすく公表すること。
 - ・ 降雨時の対応については、堰からの溢水などのトラブルが発生しないよう、万全の体制をとること。

【東京電力(株)の対応状況】

- 地下水バイパスの稼働にあたっては、運用目標の厳格な遵守、第三者による分析結果の確認、分析結果を速やかに整理し公表していきます。
- 福島県漁連様の苦渋の決断を重く受け止め、その思いに背くことがないよう、運用目標の遵守はもちろんのこと、一時貯留タンクや配管、弁などの設備管理も徹底していきます。新たな

風評被害を発生させない取り組みの一つとして、地元紙の民報・民友、TVではNHK・FCTに対して、弊社から海水モニタリングデータを提供し、地下水バイパスの稼働後も海洋への影響が無いことを広く公表しております。引き続きマスメディアを通じてお伝えしてまいります。また、福島第一原子力発電所の港湾内並びに発電所を中心とした20km圏内海域の魚介類の分析を定期的実施し、その結果についても、弊社の定例記者会見や弊社HPへの掲載を通じて公表していきます。

- トラブルの発生原因については、弁の施錠管理がなされていなかったことや電源盤の個別表示が不足していたこと等の設備面での問題や、現場の確認不足、基本ルールの徹底不足等の運用面の問題があります。これらトラブルは、通常の作業現場とは異なる厳しい環境下での作業とはいえ、新たな事象に対して対応が後手に回ったケースが多くあったことを反省しており、同じ過ち・トラブルを繰り返さないよう、根本原因を解消するため、原点に立ち返り、取り組んでまいります。
- 本年4月1日、福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水対策に関して、責任体制を明確化し、集中して取り組むことを目的として、「福島第一廃炉推進カンパニー」を設置しましたが、これまで通り、東京電力グループをあげて福島原子力事故に対する責任を果たすべく、廃炉・汚染水対策を最優先に対応してまいります。
- 凍土遮水壁については、特定原子力施設監視・評価検討会でご審議いただき、その内容を踏まえて凍土遮水壁造成後の地下水位低下に伴う地盤沈下の影響、山側における埋設物に対する施工時考慮等を実施計画に反映し適宜補正申請を実施している。今後も検討会でご審議いただいた内容を踏まえ、適宜、実施計画に反映していきます。また、施工にあたっては安全性を十分に確保し、凍土遮水壁の運用に向けて安全かつ確実に実施してまいります。
- 雨水の散水にあたっては、弊社で分析して基準以下であることを確認した上で散水しております。また、散水の環境への影響を確認するため、散水場所での空間線量率や空気中の放射性物質濃度も合わせて分析しています。分析結果については、弊社HPに公表しており、合わせて、弊社の定例記者会見を通じて公表しております。
- 4月1日に専門チーム（10名）を発足し、降雨時に対応にあたる体制を整備しました。更に、降雨が激しい場合には、所管グループマネージャーが状況を判断し必要に応じて応援態勢を組んで対応していきます。また、設備面でも、すでに堰が設置されている全てのエリアにおいて、堰高さのかさ上げを完了しております。さらに、堰内にピットを整備することなどにより、降雨時にも速やかに堰内の水を抜き出すことが出来るように改善する等、溢水防止に努めてまいります。

(2) 申入内容【国に対して】

- 地下水バイパスについて
 - 地下水バイパスの稼働にあたっては、4月25日の申入内容等を徹底すること。
 - 運用目標値の厳格な遵守はもとより、新たな風評被害が発生しないようにすること。
- 廃炉汚染水対策について
 - トラブルが相次いでいることから、根本原因をしっかりと究明し、現場管理、環境改善、人材確保などの対策を総合的に実施すること。
 - 自ら前面に立ち、世界の叡智を結集し、総力を挙げて、廃炉汚染水対策に取り組むこと。

- 凍土遮水壁について
 - ・ これまでに前例のない取組であり、安全性を十分に確保し、確実に結果を出すこと。
 - ・ 資源エネルギー庁及び東京電力(株)は、効果や安全性について、原子力規制委員会に対して十分な説明を行い、原子力規制委員会においても、スピード感を持って対応すること。

○ 第3回（平成26年6月2日：現地調査）

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力(株)

- 調査内容 (1) 地下水バイパス設備（排水溝、免震重要棟、一時貯留タンク、排水配管、現場制御盤）について
- (2) 凍土遮水壁実証試験の現場確認について
- (3) 多核種除去設備（ALPS）のクロスフローフィルタについて

申入内容【東京電力(株)に対して】

- 地下水バイパスについて
 - ・ 運用目標値の遵守はもとより、誤操作やトラブルが発生しないよう、中央操作室での操作や現場管理を徹底すること。
 - ・ 揚水井の濃度上昇の原因と経過を分析すること。
 - ・ 稼働後の地下水位への効果を把握し、地下水の水位管理を徹底すること。
- 凍土遮水壁について
 - ・ 着工にあたっては、埋設物に注意するとともに、地下水管理についても十分に安全性を確保すること。
- ALPSについて
 - ・ トラブル再発防止策を確実に行うこと。
- 作業管理等について
 - ・ 夏場の対策や線量管理を徹底し、トラブルを未然に防止するとともに、あらゆる作業の安全性の確保に取り組むこと。
- 県民への情報公開について
 - ・ 測定結果やトラブル発生時の情報公開を速やか、かつ正確に分かりやすく行うことを改めて徹底すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- 地下水バイパスについては、5月21日の初回排水以降、誤操作や漏えいなどのトラブルを起こすことなく運用しておりますが、今後も引き続き、運用目標の厳格な遵守、第三者による分析結果の確認、分析結果を速やかに整理し公表するとともに、運転操作等についても手順を守り実施していきます。また、No.12揚水井のトリチウム濃度が一時貯留タンクでの運用目標を超えていること、変動していることについては、急激な濃度上昇がないかなど傾向を継続監視します。また、地下水バイパスの効果については、その把握に数ヶ月かかりますが、地下水流入量、地下水位などの評価を実施しております。
- 凍土遮水壁の工事を進めるにあたっては、事前に埋設物の確認をしっかりと行った上で慎重か

つ安全に工事を進めていきます。一方、凍土遮水壁完成後は、凍土遮水壁により建屋への地下水の流入量を減らすとともに、建屋内の汚染水を移送・処理することで滞留する汚染水の量を減らし、凍土遮水壁内の建屋外水位を建屋内水位より高く保つことにより、建屋から周辺地盤への汚染水漏えいを防ぎます。

- クロスフローフィルタについては、3系統全ての交換を完了し、A系が6月9日、B系が5月23日、C系が6月22日より運転に入っております。また、すき間腐食など新たに確認された不具合についてもC系については対策済であり、A・B系にも水平展開を実施致しました。
- 夏場の対策及び作業管理を以下の通り行うことにより、トラブル未然防止に努めてまいります。
 - ① 予防対策強化期間：5～9月、炎天下作業制限：7、8月（14～17時）
 - ② クールベストの着用の徹底
 - ③ 体調不良の早期申出と救急医療室での早期対応
 - ④ WBGT 値に基づく作業管理
 - ⑤ チェックシートを用いた体調確認
 - ⑥ 作業前後の水分・塩分の摂取
 - ⑦ 熱への順化
 - ⑧ 一人KY（危険予知）
 - ⑨ 各元請企業の朝礼への参加
 - ⑩ 入退域管理棟入口にて、熱中症対策に関するキャンペーンの実施
- 地下水バイパスについては、東京電力(株)の定例記者会見での説明のほか、HPに関連資料等を掲載しております。なお、今後も地下水バイパスに限らず、県民に速やかに分かり易い情報発信に取り組んでまいります。

○ **第4回（平成26年7月17日：現地調査）**

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力(株)

- 調査内容
- (1) 地下水バイパスの運用について
 - (2) 凍土遮水壁の工事について
 - (3) B・C排水路付替工事について
 - (4) 5号機補機冷却海水系及び6号機燃料プール冷却除去系からの漏えい対応状況について
 - (5) 1号機建屋カバー解体とガレキ撤去について

申入内容【東京電力(株)に対して】

- 地下水バイパスについて
運用目標を確実に遵守するとともに、モニタリングの結果の正確な数字について、県民に分かりやすい形で情報提供すること。
- B・C排水路について
代替排水路が2系統で信頼性も高いと思うが、豪雨の時に、放射性物質の巻き上げや港湾外への押し出しの影響を確認し、分かりやすく情報提供すること。

- 凍土遮水壁について
地層のデータを示し、専門的な観点で、県民の懸念に対する説明をすること。また、下部透水層への汚染の流入の件については、原因究明を早急にすること。
- 海水配管トレンチについて
凍結が完了していないことについては、県民も心配している。追加的に考え得る対策を検討し、一刻も早く凍結させること。
- 5号機、6号機の漏えい事象について
残留熱除去系による原子炉と使用済燃料プールの交互冷却については、しっかり温度管理を行い、確実に実施するとともに、早期に漏えい箇所の補修を行うこと。また、漏えいの原因分析を踏まえ、点検の方法・周期の見直しを行うなど冷却設備をはじめとする重要な設備について、管理を徹底すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- 地下水バイパス貯留水の分析については、当社水質を分析する所管グループ及び第三者機関による分析を行い、運用目標値を満足していることを確認するとともに、最終的に当直長がその双方の分析結果の確認を行った上で排水許可を行っています。引き続き厳正な対応を行ってまいります。
- 新たに付け替えた排水路には、今後の降雨時に段階的に通水量を増やすとともに、サンプリングを行って影響を確認していく計画としています。確認した結果については、わかりやすい形で情報提供させていただきたいと考えております。

○ 【地質データ】

現地実証試験で採取した地質データ（FS-A、FS-B）をお示しします。敷地内にはFS-B孔のように中粒砂岩層に泥質部がはさみ層として存在する場所があります。砂層と泥質部がはさみ層として存在する互層に代表されるように地層においても、実証試験で凍結が確認されております。もちろん中粒砂岩層と互層の流況特性は異なりますが、本工事では土の中で凍りにくい箇所が出来た場合でも、従来使われている補助工法（薬液注入等）により流速を遅くして凍結を促進させることも可能です。

【下部透水層】

建屋海側の地下25m付近の下部透水層で告示濃度未満ですが、一部の観測孔でトリチウムが観測されました。セシウム、全βはいずれの孔でも検出限界未満で、上部透水層の水質とは異なります。汚染の原因は断定できておりませんが、海側遮水壁の鋼管矢板設置のために作業孔を貫いたことにより、下部の水圧が低下し、上部から下部へ地下水が流れやすくなっている可能性があります。

海への流出については、既設護岸近傍に設置した観測孔においては検出されていないこと、下部透水層が建屋東側の近傍海域で海面に露出していることは確認されていないことから、その可能性は低いと考えております。下部透水層が汚染されても、現時点での影響範囲は海側遮水壁内に限定されると考えられ、閉塞後は海側遮水壁により捕捉されます。凍土遮水壁の施工により汚染を拡大させないように対応するとともに、引き続き水位・水質の観測を続け、原因を評価してまいります。

- 氷を投入して水温を下げる対策や凍結管を増やす対策などを7月24日から実施していきます。

- 5号機の海水系弁の不具合については、原子炉及び使用済燃料プールの冷却および温度の状況を継続監視し、それぞれの温度の運転上の制限値に余裕をもった冷却運転を実施します。

弁の修理については、福島第二原子力発電所の弁を流用することにより復旧しました。

6号機の燃料プール冷却浄化系の弁については、漏えいが無いことを確認し、復旧しています。弁補修については、使用済燃料プールの一時的な冷却停止、使用済燃料プールの水位調整などが必要となるため、最適な補修を行います。

○ 第5回（平成26年7月30日）

場 所 ホテルサンルートプラザ福島

説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力(株)

- 議 事
- (1) 1号機建屋カバー解体及びガレキ撤去について
 - (2) 配管トレンチ内滞留水の処理及び凍土遮水壁について
 - (3) 地下水バイパスについて
 - (4) 汚染水タンクの健全性について
 - (5) 申し入れに対する対応状況確認（5・6号機関連トラブルへの対応）

(1) 申入内容【東京電力(株)に対して】

- 1号機建屋カバー解体及びガレキ撤去に係る飛散防止対策について
今後実施する建屋カバーの解体とガレキの撤去作業においては、放射性物質の飛散防止対策を確実に行うとともに、モニタリングを強化すること。
- 配管トレンチ内滞留水の処理について
海水配管トレンチについては、現在行われている凍結促進対策を実施し、確実に凍結させるとともに内部の汚染水の処理を早期に適切に行うこと。
- 凍土遮水壁について
地下埋設物に対して十分注意の上、着実に進めるとともに、下部透水層への汚染水の流入の原因調査と防止対策をしっかりと行うこと。
- 地下水バイパスについて
運用にあたっては、引き続き排水の運用目標値を確実に遵守するとともに、地下水位の状況など建屋の流入量も含めて、地下水バイパスの効果について適宜、分かりやすく県民に情報提供をすること。
- 汚染水タンクの健全性について
パトロール、漏えい対策に万全を期すとともに、その抜本的対策として、中古品のリプレースの考え方など、全体的なタンクのリプレースの対応方針を示すこと。

【東京電力(株)の対応状況】

- 1号機建屋カバー解体及びガレキ撤去に係る飛散防止対策について
今後実施する建屋カバー解体とガレキ撤去作業においては、放射性物質の飛散防止対策を確実に行うとともに、モニタリングを強化して実施してまいります。→県及び廃炉安全監視協議会の意見を反映した「1号機建屋カバー解体・ガレキ撤去における施工計画・安全計画について」（平成26年9月9日）を作成しました。

○ 配管トレンチ内滞留水の処理について

凍結促進対策として7月中旬より2号機立坑Aに氷の投入等の対策を行っており、92%まで凍結が進展（面積比）しました。しかしながら、トレンチの水位の低下に伴い部分的に温度が上昇する現象が見られ、凍結の促進を阻んでいることが確認されました。このことから、新たな水位変動方策を検討するとともに、間詰め充填の実施に向けた準備を開始いたします。

○ 凍土遮水壁について

凍土遮水壁設置工事における地下埋設物等への考慮については、埋設物をリストに取りまとめ、埋設物に応じた施工方法を選定しています。

下部透水層の汚染の原因は断定できておりませんが、海側遮水壁の鋼管矢板設置のために作業孔を貫いたことにより、下部の水圧が低下し、上部から下部へ地下水が流れやすくなっている可能性があります。今後も上部・下部透水層の水位・水質を継続的に実施し、状況の把握に努めてまいります。防止対策については、凍結管設置の施工時に上部透水層の汚れが下部透水層に拡散しないよう汚染拡散防止対策を実施していきます。

○ 地下水バイパスについて

地下水バイパス貯留水の分析については、当社水質を分析する所管グループ及び第三者機関による分析を行い、運用目標値を満足していることを確認するとともに、最終的に当直長がその双方の分析結果の確認を行った上で排水許可を行っております。引き続き厳正な対応を行います。

地下水バイパスの効果については、建屋が揚水井から離れていること、揚水井の水位も慎重に低下させている途中であることから、流入量の変化が認められるには時間がかかると想定しております。分かりやすく変化をお示しできるようデータ整理に努め、情報提供してまいります。

○ 汚染水タンクの健全性について

現在、1日4回のタンクパトロールを行うとともに、水位計による24時間体制の監視により、汚染水漏えい防止に努めております。中古品を含め、フランジタンクは、今年9月以降、順次、溶接タンクへのリプレースを行うこととしています。なお、中古品タンクについてもフランジ間のパッキン等の止水材や内面のシーリング等については新品を使用しており、またフランジタンク全基についてタンク設置時に、水張試験や外観確認等を実施し、漏えいがないことを確認しております。

(2) 申入内容【国に対して】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 地下水バイパスについて、地下水の建屋流入量への効果を分かりやすく示すこと。○ 東京電力(株)に対して監視・指導を徹底すること。○ 技術的な課題に関しては国が前面に立って対応すること。 |
|---|

【国の対応状況】

- 福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水対策は、国内外の叡智を結集し、世界に開かれた形で取り組んでいくことが必要です。これまでも、汚染水対策や燃料デブリの取出方法について、技術研究組合国際廃炉研究開発機構を通じた公募により、多くの技術情報を国内外から集めたところですが、今後も、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の運営の工夫等も通じて、国内外の叡智を結集し、廃炉・汚染水対策の着実な実施に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

- より高性能な多核種除去設備については、本年度中のできるだけ早い時期の運用開始を図りますが、その際にはこれまでの既存設備のトラブルで得られた知見を確実に反映していきます。
- 国としては、平成25年9月に「廃炉・汚染水対策現地事務所」を設置し、現場で日々発生する様々な問題点等を把握するとともに、「廃炉・汚染水対策現地調整会議」において、廃炉や汚染水問題に関する課題について、現場の意見を吸い上げ、きめ細かい対応策の検討や工程管理等を行っています。
- 廃炉・汚染水対策現地事務所職員は、トラブル発生時だけでなく、定期的に福島第一原子力発電所に赴き、現場の確認や、必要な対応の指導等を行っています。今後は、問題点への対策を他分野に横展開することで、類似トラブルの防止に一層努めるとともに、東京電力(株)に指導した内容の進捗状況の確認を強化していきます。

○ **第6回（平成26年10月22日：現地調査）**

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力(株)

調査内容 1号機建屋カバーの解体に向けた飛散防止対策の取組状況及びモニタリング監視体制の整備状況について

- ・ 遠隔監視モニタ（免震重要棟）
- ・ 1号機建屋飛散防止剤作業現場（1・2号機開閉所前）
- ・ 連続ダストモニタ設置箇所（1・2号機開閉所前）
- ・ 遠隔操作室（1号機西側作業コンテナ室）

申入内容【東京電力(株)に対して】

- 1号機建屋カバー解体に関する安全確保の状況について
作業にあたっては、あらかじめ定められた手順に従い、安全かつ確実に実施し、ダストの飛散防止を徹底すること。
万が一、飛散または飛散した恐れが発生した場合、関係機関及び県民へ速やかに情報提供するとともに、作業を即時中断し、飛散防止剤の散布などを手順通り行うよう、しっかりと現場の管理と意識の共有を図ること。
- 作業の強化・見直しについて
作業開始後も、現場の状況や作業で得られた知見などを踏まえ、飛散防止対策の強化、見直しを行うこと。
- 県民等の理解
県民の不安を招くことのないよう、作業の全体工程、毎週の作業予定、毎日の作業実施状況について、県民等に分かりやすく丁寧な情報提供を行うこと。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① 10月22日に、リモート室にて実際の作業状況を確認していただいた通り、廃炉安全監視協議会で事前にご説明した手順をひとつひとつ確認しながら、引き続き安全に作業を進めていきたいと考えております。万が一の際の対応は、協力企業と朝礼や安全大会等を通じて共有し、何かあった時にはいったん立ち止まり飛散防止剤散布を行うよう、現場の管理と意識の共有に努めます。

- ② 10月22日に、風速に応じ飛散防止剤散布装置の一時停止位置を見直しましたが、より安全に工事を進めるため、作業を進める中でも、そのような改善に取り組んでいきたいと考えます。
- ③ 1号機建屋カバー解体作業につきましては、作業の状況を直接皆様にご覧いただけるよう、ライブカメラで当社ホームページにライブ映像を配信しております。また、当社ホームページでは「1号機原子炉建屋カバー解体作業」の解説ページを開設して、作業の全体概要や作業予定などを掲載するとともに、日々の作業実績については作業当日の夕方に、翌週の作業予定については毎週金曜日の夕方に、それぞれ掲載し、報道関係者への定例レクや会見でも説明を行います。引き続き、皆様にわかりやすい丁寧な情報発信に努めます。

○ 第7回（平成26年10月31日：現地調査）

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力(株)

- 調査内容 (1) 1号機建屋カバーの屋根パネル取外作業における飛散防止対策の取組状況及びモニタリング体制について
- 遠隔監視モニタ（免震重要棟）
 - 連続ダストモニタ監視設置（免震重要棟）
 - 1号機建屋カバーの屋根パネル取外作業現場（1・2号機開閉所前）
 - 連続ダストモニタ設置箇所（モニタリングポスト No.8（敷地境界付近））
- (2) 4号機使用済燃料（変形燃料）移動作業の安全確保状況について
- 4号機使用済燃料移動作業現場（4号機オペレーションフロア）

申入内容【東京電力(株)に対して】

- 1号機建屋カバー解体に関する安全確保の状況について

作業にあたっては、あらかじめ定められた手順に従い、安全かつ確実に実施し、ダストの飛散防止を徹底すること。

今後、屋根パネルが外れた状態がしばらく続き、放射性物質飛散のリスクも高くなることから、より一層、監視を徹底すること。

万が一、飛散または飛散した恐れが発生した場合はもちろんのこと、作業上トラブル等の事態が発生した場合にも、関係機関及び県民へ速やかに、しっかり情報提供すること。

今月28日に発生したトラブルの反省を踏まえ、同様のトラブルが再発しないように十分留意すること。
- 作業の強化・見直しについて

屋根パネルを取り外した後は、放射性物質のガレキの状況調査などをしっかりと行い、そこで得られた知見及び、今後の作業で得られた知見を踏まえ、飛散防止対策の強化、見直しを行うこと。
- 県民等の理解

県民の不安を招くことのないよう、作業の全体工程、毎週の作業予定、毎日の作業実施状況について、県民等に分かりやすく丁寧な情報提供を行うこと。
- 4号機燃料移動作業に関する安全確保の状況について

今回取り出した変形燃料及び今後取り出す予定の漏えい燃料を共用プールに移動するまでの作業について、安全を確保したうえで実施すること。

燃料移動を開始して1年が経過しており、今までのところ、作業はおおむね計画通り進んでいるが、今後、新燃料は6号機に移送することとなるため、引き続き最後まで慎重に作業を進めること。

【東京電力㈱の対応状況】

- ① 1号カバー解体工事においては、オペフロへの飛散防止剤散布を徹底して実施し、監視しているダスト濃度も上がることなく安全に作業を進めております。引き続き飛散防止に努め、安全優先で慎重に作業を進めていきます。
- ② 屋根貫通飛散防止剤散布時の装置停止位置の修正や貫通孔拡大時の瞬間風速監視値の明確化等、改善を重ねております。今後も、作業を進める中で、より安全に作業を進めるための改善に努めてまいります。
- ③ 1号機建屋カバー解体作業につきましては、当社ホームページに特設コンテンツを開設し、作業の全体概要や作業予定と作業実績を掲載するとともに、作業状況を直接皆さまにご覧いただけるようにライブカメラで映像配信しております。また、この特設ページのトップ画面にバナーボタンを設け、知りたい情報へのアクセス性を向上させています。今後も引き続き、皆さまにわかりやすい情報発信を心がけ、日々改善の努力をしていきます。また、警報が発報された場合には、有意な変動か否か判るように情報の根拠となるデータの準備ができ次第、ホームページへ掲載するなど皆さまにわかりやすい形でお知らせしていきます。
- ④ 今後も燃料輸送に関して、作業手順を確実に確認しながら、作業安全維持・向上に努めてまいります。

○ 第8回（平成26年12月2日）

場 所 サンパレス福島

説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力㈱

- 議 事
- (1) 2・3号機海水配管トレンチの充填作業について
 - (2) 構内汚染水処理計画について（敷地境界線量低減）
 - (3) 3号機使用済燃料プール内のガレキ落下再発防止対策について

(1) 申入内容【東京電力㈱に対して】

- 海水配管トレンチの閉塞工事について
コンクリートの充填状況を適切に監視・確認しながら慎重に実施し、高濃度滞留水を確実に除去すること。
- 構内汚染水処理計画について
汚染水処理設備の運用に万全を期し、計画通り汚染水を処理し、貯留されている汚染水の漏えいリスク及び被ばく線量を確実に低減すること。
- 凍土遮水壁設置工事について
ケーブル等埋設物と干渉しないよう、事前調査をしっかりと行うとともに、トレンチ等を貫通する際は、汚染水が地下水へ流出しないよう、漏えい防止を確実に行うこと。
- 3号機使用済燃料プール内のガレキ撤去作業の再開について
作業実施前のガレキ調査を十分に行い、手順をしっかりと検討した上で慎重に作業を行うなど、落下の再発防止対策を確実に実施すること。

- 1号機カバー解体作業について
飛散防止対策を確実に実施するとともに、現在行われているガレキの状況調査結果などで得られた知見及び、今後の作業で得られた知見を踏まえ、飛散防止対策の強化を行うこと。
- 2号機使用済燃料プールの冷却一時停止トラブルについて
原因究明をしっかりと行い、再発防止を図ること。

【東京電力㈱の対応状況】

- 海水配管トレンチの閉塞作業におきましては、充填材料の充填高さを適宜確認するとともに、立坑内の水位を的確に監視しながら慎重に実施します。また、汚染水除去については、底部に堆砂が確認されていることから、堆砂間隙に残水は残ると想定されますが、汚染水を確実に除去してまいります。
- 三種類の多核種除去設備をはじめ、追加的な処理設備を加えて、福島第一原子力発電所構内に貯留しているRO濃縮水を処理しており、RO濃縮水の貯蔵量は、9月2日以降、減少傾向にあります。引き続き、当該汚染水の処理を行い、漏えいした場合のリスク及び当該汚染水による被ばく線量の低減を図ってまいります。
- 凍土遮水壁と干渉するケーブル等埋設物周辺の施工にあたっては、埋設物を図面・試掘・現地調査で確認し、注意喚起の表示及び当該設備の移動・防護を実施し損傷防止を図っております。引き続き、埋設物損傷防止対策を手順通り行い、トラブル防止に努めていきます。
また、貫通施工におけるダクト・トレンチ等、埋設物内溜まり水の地下水への流出防止にあたっては、貫通箇所における水密性を確保し（内部充填工法、マルチステップ工法）、溜まり水の漏えい防止を図っています。引き続き、貫通施工時の水密性を確実に確保し、溜まり水の地下水への流出がないよう努めていきます。
- ガレキ撤去作業の再開にあたっては、作業実施前に撤去対象のガレキ状況を再確認し、必要に応じて3D画像を修正する予定です。
また、撤去計画を3D画像に基づき策定し、作業前に関係者全員による撤去手順・体制確認を入念に行い、慎重にガレキ撤去作業を実施してまいります。万が一に備え、落下防止対策を行いますが、今回の落下事象でのラック養生板の有効性から、更なる追加養生板の敷設を行います。
- いずれの作業においても作業の進捗に伴い作業環境が変化していくことから、それに合わせてリスク管理を徹底し、作業環境の改善を含めた線量低減に取り組んでいきます。
また、廃炉作業の取組状況については、日々の会見やHP、各種会議の場を通じて県民の皆さまにお伝えしております。引き続き、分かりやすく丁寧な情報発信を心がけてまいります。

(2) 申入内容【国に対して】

- 資源エネルギー庁においては、廃炉・汚染水対策の取組について、その技術的課題の解決や取組の有効性の検証を汚染水処理対策委員会等によりしっかりと行うなど、さらに前面に立ち責任を持って取り組むこと。
- 原子力規制庁においては、東京電力㈱の廃炉作業において、依然トラブル等が発生していること、作業環境の改善が必要であることから、現場において、指導・監督の更なる徹底を図ること。

○ 第9回（平成26年12月4日：現地調査）

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力(株)

調査内容 (1) 1号機建屋カバーの屋根パネルの吊戻作業の確認（1・2号機開閉所前）
(2) 2号機海水配管トレンチにおけるコンクリート充填作業の確認

申入内容【東京電力(株)に対して】

- カバー内部の調査結果について
飛散防止剤等対策を強化できる点が見つかったのであれば、しっかりやっていくこと。
- 海水配管トレンチについて
引き続き閉塞を行い、間違いなく閉塞が完了するようにすること。

【東京電力(株)の対応状況】

- 構内南側のダストモニタ（3号機南側）については、平成27年3月下旬を目途に二重化する予定としています。
また、モニタリング結果のトレンド表示については、システムの改造など大幅なプログラムの変更が必要となるので、順次対応してまいりたいと考えております。
- ろ紙切れが発生した構内ダストモニタのろ紙の残量については、ダストモニタ本体のろ紙残量のカウンターが残りが1m（約1.5日間測定可）になると警報がなるように設定していますが、その警報に至る前に、残りが3～4m程度のときに交換するように、計画表を作成し対応していきます。
なお、敷地境界ダストモニタについては、構内ダストモニタと機種が違うため、ろ紙の使用量が80%になった時点で、画面にメッセージ（警報は出ない）が出力される仕様になっており、この時点でろ紙を交換する運用としていますが、毎週実施している集じん部の清掃時においても目視にてろ紙の残量を確認し、交換を行う手順としております。
- 今回の屋根パネル外し時には、飛散防止剤の着実な散布等によりダスト濃度の有意な変動もなく、ガレキ等調査を実施致しました。今後、その状況を踏まえ、現在想定しているガレキ撤去作業時の飛散抑制対策を必要に応じ検討・確認していきます。
- 海水配管トレンチの閉塞作業においては、充填材料の充填高さを適宜確認するとともに、立坑内の水位を的確に監視しながら慎重に実施します。また、汚染水除去については、底部に堆砂が確認されていることから、堆砂間隙に残水は残ると想定されますが、汚染水を確実に除去していきます。

○ 第10回（平成26年12月24日：現地調査）

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力(株)

調査内容 (1) 3号機使用済燃料プール内ガレキ撤去作業について
(2) 構内汚染水処理設備について（RO濃縮水処理設備等）
(3) フランジ型タンクの解体作業について
(4) 2・3号機海水配管トレンチの充填作業について
(5) 4号機使用済燃料プール内燃料取出状況について

(6) J 6 エリア移送ラインでの ALPS 処理水の漏えいについて

申入内容【東京電力(株)に対して】

- 3号機使用済燃料プール内のガレキ撤去作業が再開されたが、一つ一つの撤去作業実施前におけるガレキの状況調査を十分に行い、手順をしっかりと確認した上で慎重な作業を行うなど、落下防止対策を確実に実施すること。
- 構内汚染水処理計画において、計画通り汚染水を処理し、貯留されている汚染水の漏えいリスク及び被ばく線量を確実に低減すること。
- サブドレン他水処理施設に隣接して設置される RO 濃縮水処理設備の運用には万全を期し、高濃度の汚染水がサブドレン他水処理施設の系統に混入することがないように十分配慮すること。
- 今回の J 6 エリアで発生した処理水の漏えいをはじめとして、基本的な作業の流れの中で、適切なリスク管理がなされていれば防げたトラブルが繰り返し発生していることから、汚染水対策以外の作業も含め、作業手順書の作成にあたってのチェック体制や現場における作業指示及び実地の確認など、リスク管理が十分か確認し、必要な対策を実施すること。
- フランジ型タンク解体作業中には、放射性物質の飛散がないよう飛散防止対策を確実に実施した上で、慎重に作業を実施すること。
- 2号機海水配管トレンチのトンネル部分の充填作業が天井部まで進んでいるが、閉塞材料への放射性物質の取り込みや高濃度汚染水の残水の有無やトレンチと建屋の連通性の有無など、確実に閉塞が完了していることを確認した上で、次の立坑充填へ進むこと。
- 万が一、連通性が残っていると判断された場合においては、さらに充填性の高い閉塞材料や薬剤等を早急に検討し、確実にトンネル部分の充填を行うこと。
- 今回の情報提供に対する報告では、タンク設置工事の元請各社とも上下での溶接作業を実施する際に安全確保対策を講じている、とされているものの、必要な安全対策が確実に実施され、工具などの資機材や溶接時の火の粉が落下することのないよう、協力企業を含めて徹底するとともに、東京電力(株)は協力企業に対して適切な指導を行うこと。

【東京電力(株)の対応状況】

- 撤去対象ガレキの現状確認を確実に実施し、撤去に支障がある場合は3D 画像を修正した上で撤去計画を見直します。作業前には、撤去計画を基に作業関係者による撤去手順・体制確認を確実に実施してまいります。作業時にはガレキの把持状態の監視を確実にを行います。さらに、落下時影響緩和対策として追加養生板の敷設を適切に行います。
- 当初1基だった多核種除去装置を2基追設して3基体制にするとともに、モバイル型のストロンチウム除去装置（追設）、RO 濃縮水処理装置（追設）、セシウム除去装置へのストロンチウム同時吸着塔の採用（既設設備改造）を併用して、RO 濃縮水の処理を進めることにより、万一の漏えい時のリスクや敷地境界線量の低減をはじめとする汚染水自体のリスクを低減できるよう最大限努力してまいります。
- RO 濃縮水処理設備とサブドレン浄化設備とは、連結配管を撤去、閉止板による隔離を実施し、サブドレン浄化設備への汚染水混入を防止する設計としております。また、RO 濃縮水処理設備からサブドレン浄化設備側への汚染水飛散防止対策として、飛散防止シートを設置するなど設計上の対応をとっております。さらに、ろ過水や圧縮空気系などのユーティリティ設備につ

いては、互いの設備の停止時に使用することから、系統圧力によって逆流が発生することはありません。ただし万が一のことを考慮し、運転状態・運転パラメータには十分に注意し運用してまいります。

- 作業手順書の作成にあたってのチェックや実地の確認は非常に重要と考えており、汚染水対策以外の作業も含め再発防止のため、以下の対策などを実施することとしております。
 - ・ 作業過程プロセスなどのイメージができるまで把握した上で、作業手順書の確認を実施してまいります。
 - ・ リスクが想定される作業については、立ち会い等のホールドポイントを設けて現場確認を実施してまいります。
- タンク解体にあたっては、放射性物質の飛散抑制のため、事前にタンク内面に散水を行うとともに、タンク下部に集じん機を設置してタンク内の空気を吸引しながら解体作業を実施する計画としております。また、日々の作業終了時には、仮設天板（エアータント）を設置するとともに、作業開始前及び作業中に放射性物質の濃度を測定する等、飛散防止抑制に努めてまいります。
- 平成26年11月25日からトンネル部の充填を開始し、12月18日に充填を完了しました。充填量の累計は、2,510m³となります。各立坑に設置した観測孔における充填高さの測定値及び累計の充填量から判断して、トンネル部は閉塞されていると判断いたしました。
 - ・ 閉塞材料への巻き込みについては、長距離流動試験の結果より巻き込み率1～3%と推定しております。
- 充填後に実施した揚水試験の結果、トンネル部分はわずかな連通が残る結果となりました。この連通については、立坑の閉塞によって遮る計画とし、具体的な材料や施工方法について、現在検討を進めております。
- タンクの設置作業における上部での溶接作業を実施する際には、人払いを行い上下作業とならないように配慮すること、旋回梯子を利用し、上部からの資機材や溶接時の火の粉が作業中の下の作業エリアに落下することのないよう養生を行う等の対策を実施しているところです。現在、同一企業内に限らずタンク設置作業に係わる複数の企業において統括管理が出来るように、事業者を指名し安全管理の協議組織の立ち上げを行う等の災害防止も図り、なお一層の労働安全衛生の確保に努めてまいります。

○ **第11回（平成27年2月17日）**

場 所 サンパレス福島

説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力(株)

- 議 事
- (1) サブドレン他水処理施設について
 - (2) 凍土遮水壁について
 - (3) その他

申入内容【東京電力(株)に対して】

- サブドレン他水処理施設については、設備の内容・安全対策・運用等について、より具体的な手順、マニュアル等を示すこと。
- サブドレン・地下水バイパス・凍土遮水壁については、進捗方法をまとめた全体的な計画についても資料を提出すること。

- サブドレンに関しては、漁業関係者をはじめとする県民に対し、引き続き丁寧な説明をすること。特に、建屋への地下水流入抑制効果、地下水浄化後の放射性物質の濃度、海への影響、風評対策について、凍土遮水壁も含めた全体計画として丁寧に説明すること。

○ **第12回（平成27年2月27日：安全協定に基づく立入調査）**

場 所 福島第一原子力発電所

説 明 者 東京電力(株)

- 調査内容 (1) 2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水のK排水路からの港湾外への流出について
- (2) B・C排水路からの放射性物質を含む水の港湾内への流出について

申入内容【東京電力(株)に対して】

【情報公開について】

- 情報の速やかな公開とその意識の徹底は再三申し上げてきた。全社で認識を再度徹底するとともに、必要な体制を整備すること。
- 環境に影響を及ぼすものについては当然であるが、廃炉作業の進捗状況やそれぞれの対策の効果等についても、県民に迅速に、かつ分かりやすく情報提供すること。

【2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水のK排水路から港湾外への排出について】

- 3月中に行うとしているゼオライト土嚢設置や、汚染源である2号機大物搬入口屋上部の放射能除去を早急に行うこと。その際には、ダストの飛散防止対策に万全を期すこと。
- 対策の効果を確認し、濃度の十分な低減が図られない場合、追加対策を検討すること。
- K排水路において、今回確認された箇所以外に汚染源がないか調査を速やかに行い、その結果と対策を報告すること。
- K排水路からC排水路への切替に関しては、ポンプでの切り替えとのことであるが、最大流量時にも溢水することのないよう設計を行い、体制も整備すること。恒久的措置として、K排水路排水先の港湾内への切替や、側溝放射線モニタ及び電動ゲートの設置を行い、排水中の放射能濃度が上昇した際、速やかに海への放出を止められるように対応すること。

【B・C排水路からの放射性物質を含む水の港湾内への流出について】

- 早期に原因究明するとともに、その結果を踏まえた再発防止対策を確実に実施すること。
- 警報発生時の止水までの対応マニュアルを精査し、速やかなゲート閉止について電動化も含めて改善すること。
- ゲートを閉止している間、特に降雨時の排水の管理、設備や体制、排水再開の基準を定めること。

【排水路等全般について】

- 構内の排水路及びその枝排水路に加え、放水路など、敷地内の雨水の流路を全て確認し、その途中で高濃度に汚染する恐れのある箇所を全て洗い出し、速やかに対策を講じること。
- 排水口や海のモニタリングを強化するとともに、排水による環境への影響を評価し、構内の排水路全体の系統構成や管理計画を策定すること。

平成24年度から平成25年度までの開催状況は、次のとおりである。

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	主な協議（調査）内容
第1回	H24.12.26	杉妻会館	経済産業省資源 エネルギー庁、 東京電力(株)	(1) 廃止措置等に向けた中長期ロード マップの進捗状況について (2) 滞留水処理の現状と今後の予定 (3) 特定原子力施設のリスク評価 (4) 福島第一原発5、6号機と福島第二 原発の現状について
第2回	H25.2.5 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 中長期ロードマップに基づく個別の 安全確保に関する取組について (2) 特定原子力施設の実施計画に関する 取組について
第3回 (H25 第1回)	H25.4.3 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 停電トラブルの原因と再発防止対策 について (2) 県の申し入れ（H25.3.28）に対す る対応状況について
第4回 (H25 第2回)	H25.4.24 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 地下貯水槽からの漏えいトラブルへ の対応状況について (2) 3号機使用済燃料プール冷却停止ト ラブルへの対応状況について (3) 2号機使用済燃料プール冷却系一時 停止への対応状況について
第5回 (H25 第3回)	H25.6.11	ふくしま中町 会館	経済産業省資源 エネルギー庁、 東京電力(株)	(1) 廃炉に向けた東京電力(株)の取組状況 について (2) 特定原子力施設に係る実施計画の概 要について (3) 「廃止措置等に向けた中長期ロード マップ」の改訂について
第6回 (H25 第4回)	H25.6.13 現地調査	福島第二原発	東京電力(株)	(1) 福島第二原発の復旧状況（1号機復 旧完了に伴う報告）について (2) 冷温停止維持に係る1号機設備等の 復旧状況の確認について
第7回 (H25 第5回)	H25.8.6 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 海側地下水の放射性濃度の上昇及び 汚染水の海への漏出について (2) 多核種除去設備（ALPS）における バッチ処理タンクからの漏えいについ て (3) 3号機原子炉建屋上部からの湯気の 発生について (4) 原子炉注水タンクの高台タンクから 復水貯蔵タンクへの変更等について

第8回 (H25 第6回)	H25.9.13 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) H4エリアタンクにおける汚染水の漏えいに対する対応状況について (2) 海側地下水の放射能濃度の上昇及び汚染水の海への漏えいに対する対応について
第9回 (H25 第7回)	H25.9.17	杉妻会館	経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力(株)	(1) 汚染水貯タンクからの汚染水漏えいについて (2) 汚染地下水の海への漏えいの対応について (3) 汚染水対策に係る国の取組について (4) 海域モニタリングについて (5) 平成24年度年報及び平成25年度第1四半期原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書について
第10回 (H25 第8回)	H25.9.20 現地調査	福島第二原発	東京電力(株)	(1) 2号機燃料移動作業について (2) 2号機使用済燃料プールにおける異物混入防止対策について
第11回 (H25 第9回)	H25.10.22 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 汚染水貯留タンクエリアにおける堰内雨水排出対応状況について (2) H4タンクエリア周辺における高濃度放射性物質検出について (3) 6号機の燃料移動作業について
第12回 (H25 第10回)	H25.11.12 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 4号機の使用済燃料プールからの燃料移動に関する安全確保の状況について
第13回 (H25 第11回)	H25.11.21 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 4号機の使用済燃料プールからの燃料移動に関する安全確保の状況について
第14回 (H25 第12回)	H25.11.26 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 4号機の使用済燃料プールに沈めた空の移送用キャスクに使用済燃料を移動する作業について
第15回 (H25 第13回)	H25.12.16 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 4号機使用済燃料プールから共用プールへの燃料移動作業について (2) 汚染水貯蔵タンクエリアにおける雨水対策について
第16回 (H25 第14回)	H26.1.16 現地調査	福島第一原発	東京電力(株)	(1) 4号機使用済燃料プールからの燃料移動作業について (2) 汚染水貯蔵タンクエリアにおける堰からの漏えい防止対策について

<p>第17回 (H25 第15回)</p>	<p>H26. 2 .20</p>	<p>杉妻会館</p>	<p>経済産業省資源 エネルギー庁、 原子力規制庁、 東京電力(株)</p>	<p>(1) 汚染水貯留 H6 北エリアのタンク上部からの漏えいについて (2) 2号機原子炉圧力容器底部温度計の故障について (3) ストロンチウム90及び全βの測定方法誤りについて (4) 廃炉・汚染水問題に対する追加対策の実施状況と今後の見通しについて</p>
<p>第18回 (H25 第16回)</p>	<p>H26. 3 . 7 現地調査</p>	<p>福島第一原発</p>	<p>東京電力(株)</p>	<p>(1) 汚染水移送に関する作業管理について (2) 地中埋設物の管理について (3) ストロンチウム90及び全βの測定誤りについて (4) 2号機原子炉圧力容器底部温度計の損傷について (5) 水処理二次廃棄物の管理について</p>

労働者安全衛生対策部会開催結果（平成27年2月27日現在）

○ 第1回（平成26年6月4日）

場 所 福島テルサ

説 明 者 福島労働局、東京電力㈱

- 議 事 (1) 作業従事者の被ばく線量の状況について
(2) 作業環境の安全確保について
(3) 労働条件の改善に関する取組について

申入内容【東京電力㈱に対して】

- 1 作業従事者の被ばく線量低減のため、敷地内の細かいサーベイマップを作成し、きめ細かな更新を行うこと。
- 2 労働環境、労働条件の改善状況について、各施策の課題が分かるよう、実効的なアンケートを実施し、作業従事者へ丁寧に情報提供すること。
- 3 被ばく線量について、どのくらいの作業員が法令の線量限度に近づいているのか、分かりやすい統計を示すこと。
- 4 作業効率の改善や傷病予防のため、全面マスク省略可能エリアの拡大を早期に進めるとともに、エリア内のダスト濃度を作業従事者に分かりやすく周知し、不安解消に努めること。
- 5 死亡事故の発生や傷病者の搬送例が多いことから、迅速な搬送体制を取れるよう医療体制を含め見直すこと。
- 6 労務費割増しについて、作業従事者の基本給に影響が出ないように、協力企業に対して説明を行い、全作業従事者に行き渡るよう実効性を確保すること。

【東京電力㈱の対応状況】

- 現場の線量率の測定については、各作業での測定結果を入手し、測定結果の収集に努めています。作業への反映としては、収集したデータを基に、作業方の求めに応じ提供することとしています。また、各企業には放射線管理グループメンバーが現場オブザベーションなどを行い、現場の測定結果を表示するなどし、現場での反映（測定日の更新や表示間隔の緻密化など）をお願いしています。また、ダストモニタと同様、今年度末以降線量率表示器を多数設置し、現場作業員がリアルタイムで線量率を確認できるようにする予定です。
- これまで、東京電力㈱では、国の指導や元請会社のアドバイス等に基づき、労働環境の改善に取り組んでいます。アンケートは、作業員が入退域管理施設に移動し現場で作業を行うまでの流れに沿って、現在の環境について評価しており、評価が低い項目については、具体的に改善を望んでいる内容について質問させて頂いております。要望事項については、内容をとりまとめ対策を検討し、今後の労働環境の改善を行うとともに、作業員に取組内容が伝わるよう、丁寧に情報提供を行ってまいります。
- 線量の分布状況については、分布表にて示しております。なお、法令の線量限度を超えないよう18mSv/年、80mSv/(定められた5年)を確認線量として定めており、この線量に達したか否かを線量管理システムで管理しております。確認線量に達した場合には、以降の線量管理方法を決めて、線量限度を超えないようきめ細かく管理しています。また、人事面では、業務

状況や個人のスキル等を勘案し、現場作業が少ない職場への配置替えを行っており、定期異動（7月）では他サイトや本店とローテーションをかけ、現場作業に支障がないよう要員の入れ替えを行っています。なお、協力企業の方の線量についても同様に線量管理システムにて確認できるようになっており、確認線量に達した場合には元請企業にお知らせするとともに、今後の作業内容、予想線量、線量管理方法等について元請企業に確認し、線量限度を超えないようにしています。また、元請企業でも年度実効線量20mSvを超える及び超えるおそれがある場合の線量管理方法を予め定めています。

○ 全面マスク省略可能エリアの拡大については、構内除染の進捗に合わせて、順次エリアを広げていきます。また、構内において、現状ではダストの発生はありません。ダスト監視用の測定器については、設置箇所の選定を実施中です。測定器は作成中であり、年度末から順次現場に設置していく予定です。

○ 福島第一原子力発電所においては通常の緊急搬送とは異なり、周辺が帰還困難区域で医療機関がないことから、入退域管理施設内の緊急医療室に救急科専門医師・救急救命士・看護師各1名が24時間体制で常駐して、医療を開始するまでの時間を短縮しています。構内で傷病者が発生した場合には、まず一番近くに常駐している救急医療室のスタッフが速やかに応急措置を施し、適切な医療機関へ搬送するために傷病者の状態及び汚染の有無を確認しております。これまでの救急搬送時の救急車要請についても、これらの手順を踏まえて適切に行われたものと認識しております。また、救急搬送の時間を極力短縮し、救命措置をしながらの搬送をするために救急医療室に急患搬送車を常置することにより救急搬送に備えており、平成26年5月末には救急医療室に配備している車両全て（4台）を医療設備がある救急車タイプの車両に入れ替え搬送体制の強化を図っております。今後も一層の迅速搬送を目指し、実践に即したケース設定で搬送訓練を継続して実施してまいります。

○ 労務費割増の増分については、元請企業に本件の趣旨を説明しています。元請企業からは、労働条件通知書等に福島第一原発割増手当や危険手当といった名称で、割増分として理解していただけるように記載する旨をヒアリングの際に確認しています。なお、元請け企業が検討・立案した施策の検証のため、末次の企業までに支払いが終了した工事件名から順次実際に支払いが末次の作業員まで行き渡っているか、元請企業を訪問し書類にて確認を行ってまいります。

○ 第2回（平成26年9月9日）

場 所 福島テルサ

説 明 者 福島労働局、東京電力(株)

議 事 (1) 作業従事者の被ばく線量の状況について
(2) 作業従事者の被ばく線量低減対策について
(3) 作業従事者の要員確保に関する取組について

(1) 申入内容【東京電力(株)に対して】

- 1 個人線量計未着用の再発防止対策を確実に実施すること。なお、ハード面での対策も含め検討すること。
- 2 除染や遮へい等の被ばく線量低減対策を計画的に実行するとともに、各作業エリアの線量率について、線量マップを用いるなど、作業員に分かりやすく周知すること。また、作業員の更なる被ばく線量低減化に取り組み、作業員が安心して長期間働ける作業環境を確保すること。

- 3 安定的に作業員を確保するため、作業環境改善を継続的に図るとともに適切に労務費を設定し、その設定内容に合致した雇用条件で作業員を確保するよう元請業者を指導すること。
- 4 中長期ロードマップにおける「中長期の取り組みに向けた要員計画」で行われている熟練作業員の被ばく線量傾向分析を最新のデータに基づいて行い、得られた結果に応じて適切な熟練作業員の確保対策を進めること。
- 5 末次の下請けの作業員まで、労務費割増に関する説明を徹底すること。
- 6 労務費割増分の増額の実効性の確認作業の終了予定を明示し、計画的に確認作業を進めること。

【東京電力㈱の対応状況】

○ 個人線量計未着用事象について

平成28年度中を目途に工事を開始できるよう進めてまいります。

○ 作業従事者の被ばく線量低減対策について

線量低減対策を実行中です。線量マップは、現地調整会議等でフェージングによる線量低減効果などについて活用しております。作業員への周知と被ばく線量低減化は継続して実施しています。

○ 作業従事者の要員確保に関する取り組みについて

労務費割増分の設問が入ったアンケート調査を8月27日に実施しており、その結果のとりまとめを11月末までに行い、公表いたしました。

熟練作業員の被ばく線量傾向分析については、今後もロードマップの改訂の都度、分析を実施していきます。

アンケート調査結果は、元請業者に提出する今までの方法と、東京電力㈱が設置する回収箱に入れるいずれの方法でも可能となっています。

労務費割増分の増額の実効性の確認作業は、今年度末までの終了を予定しております。

(2) 申入内容【福島労働局に対して】

- 1 雇用確保について、引き続き取り組むこと。
- 2 被ばく線量の低減等による作業環境の改善について、東京電力㈱をしっかりと指導すること。

○ 第3回（平成26年12月3日）

場 所 杉妻会館

説 明 者 福島労働局、東京電力㈱

議 事 (1) 作業従事者の被ばく線量の状況について
(2) 作業従事者の安全確保について

(1) 申入内容【東京電力㈱に対して】

○ 作業従事者の被ばく線量の状況について

- ・ 今後、凍土壁造成作業において、作業員の被ばく線量の増加が予想されるが、高線量下での作業が続くため、引き続き、線量低減に努めること。

○ 作業事故について

- ・ 早急に作業管理マニュアルを改訂するとともに、新たに設置される設備等がマニュアルか

ら脱落することのないようにすること。

- 定常的な作業においても、基本ルールの遵守や安全意識の向上を目的とする教育を定期的に行うとともに、東京電力(株)としても教育の効果を確認すること。
 - 今後行われる類似の工事や作業についても、こうした事故が発生しないよう、十分なリスク管理を行うとともに、定期的に手順の見直しを図るなど、再発防止対策をしっかりと行うこと。
 - 複数の業者により近接区域で同時並行的に行われる作業に関しても、相互の連絡調整や作業の安全管理の徹底を図るなど、東京電力(株)が主体的にマネジメントを行うこと。
 - 今回示された東京電力社員の力量向上策に加え、力量評価について定期的実施すること。
 - 警察や労働基準監督署の調査結果が出次第、その結果を踏まえた再発防止対策を速やかに実施すること。
- 福島第一原発に対する監督指導について
- 労働災害の未然防止を図る観点から、協力企業と連携し、さらに労働環境の改善を図ること。
- 作業環境改善に向けたアンケート集約結果について
- 労務費割増分に関しては、元請企業と一体となり、全ての作業員の手元に割増分が届くようにするため、具体的な取組事項と終了時期を明記し、次回までに示すこと。
 - 「労務費割増の増額」に関する実効性の確認作業について、確認結果を踏まえ、改善事項がある場合については終了予定を示し、即座に対応すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- 作業従事者の被ばく線量の状況について

昨夏より、個人線量の低減のみならず、被ばく線量が大きな作業について線量低減を図る試みを実施しているところです。今年度は既に、4号機燃料取出作業や陸側遮水壁作業などの作業について線量低減に取り組んできましたが、引き続き1～4号機の滞留水排水設備設置工事についても線量低減に向けた取り組みを実施する予定です。来年度以降についても、今年度の実績を踏まえた線量低減対策を継続していく予定です。

- 高圧受電盤内のケーブル端末作業における感電負傷事故について

作業管理マニュアルの改訂は検討に着手しており、年度内制定を目指しています。当然、新たに設置される設備等が脱落することがないように慎重に検討してまいります。

(重大災害の再発を防止できないマネジメントの反省から)基本ルールの遵守や安全意識の向上に加え、安全意識の低下を防止するねらいで、過去の災害事例やヒューマンエラー等で学んだ経験を基にした事例検討を2月から所内で展開していきます。なお、効果の確認方法については、その実効性や有効性も含めて検討していきます。

- J2タンクエリアにおける鉄骨落下による人身災害について

今後、他エリアにおいても同様のタンク建設が計画されており、こうした事故が発生しないよう、安全事前評価ならびに手順書への適切な反映を行ってまいります。また、福島第一原発構内での作業においては、これまで以上に安全施工サイクル(安全朝礼→危険予知(危険リスクの排除)→作業開始前点検→元請企業責任者の現場パトロール→安全工程打合せ→作業中の指導監督→翌日の手配→終業時の確認・報告等)が確実に実施できるよう、当社主管部は元請企

業への指導を含めて、より確実にリスクを排除するため、必要に応じて手順書等へ反映していきます。

現在、同一企業内に限らず、タンク設置作業に係わる複数の企業において統括管理が出来るように、事業者を指名し安全管理の協議組織の立ち上げを行う等の災害防止対策を進めるとともに、東京電力(株)が主催する工程調整会議において、作業「エリア」と「時間」の調整を確実に実施することで、安全管理の徹底を進めています。

○ 掘削作業中の死亡災害について

現在実施している力量向上対策については、定期的実施内容ならびに定着状況を確認し評価することといたします。

前回の部会でご説明させていただいた社員の力量向上対策以外にも、発注者として原因を推定して各種対策に取り組んでいるところですが、今後、警察署ならびに労働基準監督署のご判断が出され次第、その内容を確認させていただき、速やかに対策へ反映することといたします。

○ 福島第一原発に対する監督指導について

協力企業の方々が安心して働ける環境作りを目指し、当社として労働環境の改善に取り組んでいるところです。

具体的な取り組みについては、平成25年11月8日に公表させていただいた「緊急安全対策」にお示ししている通りですが、除染作業の加速化による全面マスク省略エリアの拡大、大型休憩所の設置や給食センターの設置など、鋭意実施しているところです。今後も更なる改善対策を検討・実施していきます。

○ 作業環境改善に向けたアンケート集約結果について

「設計上の労務費割増の増額」への取り組みのうち、実効性の確認作業においては、平成27年1月末時点で31社について終了しています。

また、現時点では2月に6社に対して確認を進めていく予定です。なお確認作業については可能な限り早く、全ての元請企業に対して一巡させたいと考えています。

一方で、本件の定着化という観点からは、アンケート結果をふまえて、各企業に対する2巡目の確認作業が必要であると認識しており、4月以降の実施を検討しているところです。

また、これまでの実効性の確認作業の結果からは、元請各社のご理解・ご協力等により適切な対応をしていただいていると認識しています。なお、労働条件に関するアンケートに企業名の記載があったものについては、元請企業に対する実態調査を2月に開始いたします。引き続き対応してまいりたいと考えています。

(2) 申入内容【国に対して】

○ 福島第一原発に対する監督指導について

- 福島労働局は、引き続き、東京電力(株)ならびに関係事業者に対して、関係法令の遵守を徹底させることはもとより、労働者の安全衛生が確保されるよう継続的に監督指導を実施すること。
- 原子力規制庁、資源エネルギー庁は、労働者の安全衛生の確保のため、作業環境の改善や現場における指導・監督の徹底を図ること。

○ 第4回（平成27年2月5日）

場 所 ふくしま中町会館

説 明 者 福島労働局、東京電力(株)

- 議 事 (1) 福島第一、第二原子力発電所における作業員の死亡事故について
(2) 作業員の被ばく線量の状況について
(3) その他

(1) 申入内容【東京電力(株)に対して】

- 福島第一、第二原子力発電所における作業員の死亡事故について
 - 過去に実施していた「失敗に学ぶ教室」などの「危険体感教育」を計画的かつ早期に作業員に受講させることや、TBM-KY に対する東京電力(株)の関与を深めることにより、作業員の基本動作の徹底を図ること。
 - 安全総点検が終了していない工事については、確認作業をしっかりと行い、是正内容の手順書への適切な反映や不安全箇所の改善等、必要に応じた措置を直ちに講じること。また、安全総点検が終了した工事についても協力企業と一体となり是正措置が適切に行われているかを継続的に確認すること。
 - 安全総点検で実施した事例検討会において、他サイトにも有効であると指摘された対策については、サイト間で共有される仕組みを構築すること。また、今回行われている安全総点検は、工事・作業件名毎の点検となっているため、工事・作業対象以外の箇所についても不安全箇所の改善を行うこと。
 - 今回の事例の根本原因分析ならびに共通要因分析について期限を定めて実施するとともに、改善点に対する対策を講じること。
- 作業員の被ばく線量の状況について
 - 今後、滞留水排水設備設置工事等の高線量作業も発生するため、新たな被ばく低減対策を行うこと。また、凍土壁造成作業などの建屋周りの作業については、引き続き、作業環境の改善を図り、計画的な線量低減に努めること。
- 「労務費割増の増額」に関する実効性の確認作業について
 - 今年度中に1巡目の確認を確実に終了させるとともに、その結果を踏まえ、改善事項については完了時期を明確にした上で、即座に対応すること。

(2) 申入内容【国に対して】

- 福島第一、第二原子力発電所における作業員の死亡事故について
 - 死亡事故に対する原因調査をしっかりと行うとともに調査結果を踏まえ、協力企業の監督指導の強化ならびに東京電力(株)の取組状況を確認して頂きたい。

平成25年度の開催状況は、次のとおりである。

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議内容
第1回	H25.9.17	杉妻会館	福島労働局、 東京電力(株)	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況について (2) 東京電力(株)における緊急作業従事者の長期的健康管理について
第2回	H25.11.21	杉妻会館	福島労働局、 東京電力(株)	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況について (2) 廃炉作業にかかる作業員の確保について
第3回	H26.2.6	福島テルサ	福島労働局、 東京電力(株)	(1) 作業従事者の被ばく線量の状況について (2) 廃炉作業の雇用の適正化について

環境モニタリング評価部会開催結果（平成27年2月27日現在）

○ 第1回（平成26年6月4日）

場 所 福島テルサ

説 明 者 原子力規制庁、東京電力㈱

議 事 (1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成25年度第4四半期）について
(2) 海域モニタリングについて

(1) 申入内容【東京電力㈱に対して】

- 1 海域への汚染拡大防止対策の確実な実施を行うこと。
- 2 地下水や海域モニタリング結果を評価し、県民に分かりやすく説明すること。
- 3 地下水バイパスが新たな風評被害を招かないよう、丁寧で分かりやすい情報発信を行うこと。

(2) 申入内容【原子力規制庁に対して】

- 1 汚染水対策を含めた東京電力㈱への指導を行うこと。
- 2 モニタリング結果の全体的な確認・評価を行うこと。
- 3 県民が安心できるような分かりやすい情報提供を行うこと。

○ 第2回（平成26年9月9日）

場 所 福島テルサ

説 明 者 原子力規制庁、東京電力㈱

議 事 (1) 原子力発電所周辺の環境放射線測定結果（平成26年度第1四半期、平成25年度）について
(2) 1号機建屋カバー解体及びガレキ撤去について

(1) 申入内容【東京電力㈱に対して】

- 1 1号機建屋カバー解体とガレキ撤去において飛散防止対策を確実に実施すること。
- 2 実施スケジュールや作業内容は地元市町村に対して事前に説明するとともに、県民に分かりやすく情報提供すること。
- 3 汚染水の海域への汚染拡大防止対策を確実に実施し、その効果等について県民に分かりやすく説明すること。

【東京電力㈱の対応状況】

- 1号機建屋カバー解体作業の開始時期は未定です。早ければ、9月29日(月)になりますが、国が関係13市町村だけでなく、JA（新福島（川俣）、いわき市、福島中央会、たむら、ふたば、そうま）にも、①放射性物質の飛散があった場合の自治体等への通報方法、②建屋カバー解体作業スケジュール案、③一時立入者への連絡方法について説明を行っており、その対応結果によっては開始時期が遅れることとなります。
- 国と協議の上、公表日程が決まり次第、事前に関係市町村に実施スケジュールについて説明を行う予定です。作業内容や放射性物質の飛散防止対策等の説明は実施済みです。

○ 汚染拡大防止対策実施中ですが、効果の説明は未実施となっております。

(2) 申入内容【原子力規制庁に対して】

- 1 1号機から放射性物質が飛散しないよう東京電力㈱を日々厳しく監視すること。
- 2 敷地外への飛散による影響評価を行い、県民に分かりやすく情報提供すること。
- 3 海域モニタリング結果の総括的な評価を行い、県民が安心できる情報提供に努めること。

○ 第3回（平成26年12月3日）

場 所 杉妻会館

説 明 者 原子力規制庁、東京電力㈱

- 議 事
- (1) 原子力発電所周辺の環境放射線測定結果（平成26年度第2四半期）について
 - (2) 3号機ガレキ撤去作業（平成25年8月）に伴う放射性物質の敷地外への降下量について
 - (3) 海域モニタリングについて

(1) 申入内容【東京電力㈱に対して】

- 1号機建屋カバー解体作業や汚染水対策などの廃炉作業を安全かつ着実に進捗させるためにも、飛散や漏えい防止対策に加え、発電所における放出管理を徹底するとともに、モニタリングデータを併せることで、発電所の現状について県民に分かりやすい情報提供に取り組むこと。

(2) 申入内容【国に対して】

- 引き続き、「事業者に対する指導」や「モニタリング結果の確認と総括的な評価」をしっかりと行うとともに、原子力規制委員会等において議論された県民や地元市町村に関わる情報については、本日の意見等を参考に、より丁寧で分かりやすい情報提供を行うこと。

○ 第4回（平成27年2月17日）

場 所 福島テルサ

説 明 者 原子力規制庁、東京電力㈱

- 議 事
- (1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果（平成26年度第3四半期）について
 - (2) 海域モニタリングについて
 - (3) 平成27年度の発電所周辺環境モニタリング計画（案）について

(1) 申入内容【東京電力㈱に対して】

- 汚染水の海域への漏出防止対策を確実に実施するとともに、地下水や海水のモニタリングを徹底して行い、汚染水対策の効果とモニタリング結果を相互に評価して、県民に分かりやすく説明すること。
- モニタリングの適切な実施と評価を行い、発電所の現状について県民への分かりやすい情報提供に取り組むこと。

(2) 申入内容【国に対して】

- 東京電力(株)に対する指導や、モニタリング結果の確認と総括的な評価をしっかりと行うとともに、本日の専門委員からの意見等を参考に、放射線量の推移を示すなど、より丁寧で分かりやすい情報提供をすること。
- 平成25年8月の3号機ガレキ撤去作業による放射性物質の飛散の影響に関して、南相馬市における米汚染の原因が依然として特定できていないことが県民の不安となっていることから、国として一元的に原因究明に取り組み、結果を分かりやすく説明すること。

平成25年度の開催状況は、次のとおりである。

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議内容
第1回	H25.7.11	杉妻会館	原子力規制庁、 東京電力(株)	(1) タービン建屋東側における地下水等のモニタリング状況と対策について (2) 海域モニタリングについて
第2回	H25.11.21	杉妻会館	原子力規制庁、 東京電力(株)	(1) 原子力発電所環境放射能測定結果(平成25年度第2四半期)について (2) 海域モニタリングについて
第3回	H26.2.6	福島テルサ	原子力規制庁、 東京電力(株)	(1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果(平成25年度第3四半期)について (2) 海域モニタリングについて (3) 平成26年度原子力発電所周辺環境モニタリング計画(案)について

廃炉安全確保県民会議開催結果（平成27年2月27日現在）

○ 第1回（平成26年4月13日：現地視察）

- 場 所 福島第一原子力発電所
説 明 者 東京電力(株)
出 席 者 関係市町村の住民代表4名、関係団体5名
視察内容 構内視察 ※バス車窓からの視察（外には下りない）
- 多核種除去設備（ALPS）
 - 地下水バイパス揚水井
 - 1～4号機外観確認
 - 滞留水処理設備制御室
 - 4号機原子炉建屋
 - 乾式キャスク保管庫、仮保管設備現場
 - 5、6号機海側設備
 - 非常用ディーゼル発電機
 - 夜ノ森線鉄塔倒壊現場
 - 原子炉注水ポンプ、処理水貯蔵タンク
 - 事務棟本館
 - 免震重要棟

主な意見等

- 東京電力(株)が廃炉に向けて大変な苦勞をしていることがわかった。
- 低レベルの廃棄物の処理はどうするのか。
- トラブルばかりではなく、安心できる情報も発信するべきだ。
- 作業員の人材確保が重要。勤務環境の改善が必要。

○ 第2回（平成26年4月18日：現地視察）

- 場 所 福島第一原子力発電所
説 明 者 東京電力(株)
出 席 者 関係市町村の住民代表7名、関係団体7名、学識経験者1名
視察内容 構内視察 ※バス車窓からの視察（外には下りない）
- 多核種除去設備（ALPS）
 - 地下水バイパス揚水井
 - 1～4号機外観確認
 - 滞留水処理設備制御室
 - 4号機原子炉建屋
 - 乾式キャスク保管庫、仮保管設備現場
 - 5、6号機海側設備
 - 非常用ディーゼル発電機

- 夜ノ森線鉄塔倒壊現場
- 原子炉注水ポンプ、処理水貯蔵タンク
- 事務棟本館
- 免震重要棟

主な意見等

- ALPSで今後どこまで処理量を増やせるか。
- ALPSで処理できないトリチウムの人体への影響は。
- 作業員5,000人のチェックはどうしているのか。
- タンクの寿命を教えて欲しい。
- 将来帰還しても再度トラブルが起きないか心配である。

○ 第3回（平成26年5月8日）

場 所 サンパレス福島

説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力㈱

出 席 者 関係市町村の住民代表8名、関係団体13名、学識経験者3名

議 事 (1) 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた短期ロードマップの作成について
(2) 汚染水の状況及び漏えい対策について

議長まとめ

【東京電力㈱に対して】

- 作業員の線量管理や人材確保の対策を示すこと。
- ヒューマンエラー防止対策を示すこと。
- 廃棄物の処理・管理の仕方を示すこと。
- 県民目線で進捗状況がチェックできる短期ロードマップを作成すること。

【資源エネルギー庁に対して】

- 国の取組状況を示すこと。

【原子力規制庁に対して】

- 現在の福島第一原発の状況を鑑み、三者一体となって取り組んでいけるよう、県民会議の意向を原子力規制委員会へ伝えること。

○ 第4回（平成26年8月4日）

場 所 サンパレス福島

説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力㈱

出 席 者 関係市町村の住民代表11名、関係団体13名、学識経験者1名

議 事 (1) 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた短期ロードマップについて
(2) 汚染水対策について
(3) 原子力規制庁・経済産業省資源エネルギー庁の活動状況について

議長まとめ

【資源エネルギー庁、東京電力㈱に対して】

- 短期ロードマップについては、リスクや課題の記載がまだ足りない。ロードマップについては国にも責任があることから、内容を確認し、分かりやすく示すこと。

【資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力㈱に対して】

- ガレキ撤去について、対策の適切性、ダストの放出量について、東京電力㈱のほか、原子力規制庁及び資源エネルギー庁からも説明をすること。

【東京電力㈱に対して】

- 地下水バイパスや凍土壁の効果や課題について報告をすること。

○ 第5回（平成26年9月10日）

場 所 杉妻会館

説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力㈱

出 席 者 関係市町村の住民代表10名、関係団体10名、学識経験者2名

議 事 (1) 1号機建屋カバー解体・ガレキ撤去に伴う放射性物質飛散抑制対策について
(2) ヒューマンエラー対策、作業員の被ばく管理及び確保対策について

議長まとめ

【東京電力㈱に対して】

- 1号機建屋カバー解体・ガレキ撤去について、現状で考えられる対策はとられていると思うが、追加対策の検討を行いながら、放射性物質が飛散することがないようにしっかりと作業を行うこと。
- 県民会議が開催される間に起こったトラブル等の結果をまとめ、会議で状況の説明を行うこと。
- ヒューマンエラー対策について、体系的に整理すること。

○ 第6回（平成26年11月19日）

場 所 杉妻会館

説 明 者 原子力規制庁、東京電力㈱ ※経済産業省資源エネルギー庁は欠席

出 席 者 関係市町村の住民代表9名、関係団体8名、学識経験者1名

議 事 福島第一原子力発電所の廃炉措置等に向けた取組の進捗状況について
(1) 福島第一原子力発電所1～4号機について
(2) 汚染水対策、労働環境改善について

議長まとめ

【東京電力㈱に対して】

- 燃料取出計画の工程の伸縮が県民に上手く伝わっていない。国と調整した上で、県民にわかる形で中長期ロードマップを説明すること。
- 会議間に福島第一原発で生じた事故、取組の工程やリスク及び課題などを1枚にまとめ、次回の会議で説明を行うこと。

【資源エネルギー庁に対して】 ※欠席のため内容は事務局から伝達した。

- 汚染水対策は国家事業であるが、対策の全体が見えてこない。国の取組状況がわかる資料を提出し、説明を行うこと。
- 昨年8月の放射性物質飛散の原因について、農水省と検討した結果を説明すること。
- 東京電力(株)と調整した中長期ロードマップの説明を行うこと。

【原子力規制庁に対して】

- 震災から3年半以上が経過しているが未だに事故が多い。原因解明を行うこと。
- 東京電力(株)が同じ事故を繰り返さないための監視、規制体制を検討すること。

○ 第7回 (平成27年2月6日)

場 所 サンパレス福島

説 明 者 経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、東京電力(株)

出 席 者 関係市町村の住民代表9名、関係団体13名、学識経験者3名

- 議 事
- (1) 福島第一、第二原子力発電所における作業員の死亡・負傷事故等について
 - (2) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況について
 - (3) 中長期ロードマップ改訂の考え方について
 - (4) 福島第一原子力発電所の原子力災害対策のあり方(案)について

議長まとめ

【東京電力(株)に対して】

- 安全確保対策については、持続的に行うことが重要である。持続的に安全を確保するための体制づくりを検討すること。
- リスクを含めた中長期ロードマップの作成を国とともに行うこと。
- 作業進捗状況について、リスクを含めた県民に分かりやすい工程表を作成し、説明を行うこと。

【資源エネルギー庁に対して】

- 平成25年8月の放射性物質飛散問題についての検討結果をまとめ、報告すること。
- 汚染水対策について、現在国で行われている議論の内容とその進捗状況を報告すること。

【原子力規制庁に対して】

- 原子力規制庁が作成した「中期的リスク低減目標マップ」について説明を行うこと。

平成25年度の開催状況は、次のとおりである。

年度 (回数)	開催日	開催場所	説明者	協議内容
H25 第1回	H25.8.4	杉妻会館	経済産業省資源 エネルギー庁、 原子力規制庁、 東京電力(株)	(1) 福島第一原発の現状と今後の対応について (2) 福島第一原発の廃炉に向けた取組について (3) 福島第一原発の安全監視状況について
H25 第2回	H25.11.15	サンパレス 福島	経済産業省資源 エネルギー庁、 原子力規制庁、 東京電力(株)	(1) 汚染水対策について (2) 福島第一原発4号機の燃料取出しについて
H25 第3回	H26.2.18	福島テルサ	経済産業省資源 エネルギー庁、 原子力規制庁、 東京電力(株)	(1) 福島第一原発の廃止措置等に向けた 中長期ロードマップについて (2) 汚染水問題の追加的対策について

原子力関係部長会議開催結果（平成27年2月27日現在）

○ 平成26年4月25日

場 所 本庁舎特別室

出席者 佐藤雄平知事、内堀副知事、村田副知事、角山原子力対策監、直轄理事、総務部長、
企画調整部長、避難地域復興局長、生活環境部長、農林水産部長、土木部長 他

議 題 (1) 福島第一原子力発電所における地下水バイパス計画について
(2) 滞留水の誤移送など最近の汚染水トラブルについて

開催結果（知事からの指示内容等）

福島第一原発においては、昨年度からトラブルが相次いで発生し、今回も滞留水の誤った移送や多核種除去設備（ALPS）での洗浄水の漏えいが発生するなど、これまでリスク管理の徹底について、再三申し入れてきたにもかかわらず、依然としてトラブルが後を絶たない状況である。

国及び東京電力(株)は、トラブルの再発防止、未然防止そして汚染水対策の解決に向け、これ以上県民に不安を与えないという覚悟を持って取り組むべきである。

また、地下水バイパス水の排出は、汚染水問題解決のため、必要な措置であると考えますが、地元漁協や県漁連が苦渋の決断をして了承したことを踏まえ、国及び東京電力(株)は運用基準の遵守はもちろんのこと、風評が起こらないよう万全を期すべきである。

なお、県としても、廃炉安全監視協議会や檜葉駐在職員が第三者機関によるクロスチェックの結果や排出時の操作などについて確認を行うとともに、海水のモニタリングをしっかりと行うこと。

今、取りまとめた申し入れ事項については、午前11時に赤羽経済産業副大臣と東京電力(株)の広瀬社長に対して、知事から直接申し入れを行う。

○ 平成27年2月25日

場 所 本庁舎特別室

出席者 内堀知事、鈴木副知事、直轄理事、企画調整部長、生活環境部長、農林水産部長、
土木部長、避難地域復興局長 他

議 題 (1) 2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水のK排水路からの港湾外への流出について
(2) B・C排水路からの放射性物質を含む水の港湾内への流出について

開催結果（知事からの指示内容等）

汚染水問題については、その管理と対策に万全を期すよう、これまでも、再三申し上げてきたところであり、そのような中で、汚染された水の海への流出という県民に大きな不安を与える問題が発生したこと、さらには、これも再三申し上げてきたことであるが、情報の速やかな公表とその意識の徹底、こういったことがなされなかったことは、極めて遺憾である。

それぞれの件について申し入れを行ったところであるが、東京電力(株)は、B・C排水路からの流出については、原因究明と再発防止策の徹底を、また、K排水路からの流出については、汚染

源の除去や雨水対策を、早急に実施することが必要であるとともに、いずれも港湾内や海域のモニタリングを徹底して環境への影響を把握し、県民に対し分かりやすく情報提供しなければならない。

さらには、東京電力(株)は、速やかな情報公開の徹底と早め早めの対策に取り組まなければならない。まずは、これらの内容を、東京電力(株)に確実に実施させること。

県としても、廃炉安全監視協議会の立入調査を行い、東京電力(株)の対応状況をしっかりと確認し、必要な対策を強く求めること。

平成26年度における措置要求（平成27年3月3日現在）

1. 2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水がK排水路から港湾外へ流失していたこと及びB・C排水路から放射性物質を含む水が港湾内に流失していたことに対する措置要求（平成27年3月3日）

- 要求者 長谷川哲也生活環境部長
- 相手方 東京電力㈱福島第一廃炉推進カンパニー 増田 CDO
- 要求内容

1 情報公開の徹底について

情報の速やかな公開とその意識について、全社で認識の徹底を図るとともに、必要な体制を整備すること。

2 2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部の高濃度の放射性物質を含む雨水がK排水路から港湾外へ流出していたことについて

(1) 屋上の放射能除去等を早急に行うとともに、対策の効果を確認し、必要に応じて追加対策を行うこと。なお、除去にあたっては、ダストの飛散防止対策に万全を期すこと。

(2) 今回確認された箇所以外の汚染源の有無について速やかに調査を行い、その結果を報告するとともに、必要な対策を行うこと。

(3) K排水路からC排水路へのポンプでの切替に関しては、溢水することのないよう設計を行うとともに、降雨時等の管理体制を整備すること。

(4) 恒久的措置として、排水先の港湾内への切替や側溝放射線モニタ及び電動ゲートの設置など、汚染された水が流出することのないよう対策を講じること。

3 B・C排水路から放射性物質を含む水が港湾内へ流出したことについて

(1) 早期に原因を究明するとともに、その結果を踏まえた再発防止対策を確実に実施すること。

(2) 警報発生時の止水までの対応マニュアルを精査し、速やかなゲート閉止ができるよう、電動化も含めて改善を行うこと。

(3) ゲート閉止中の排水管理のための体制等を整備するとともに、排水再開までの手順を明確にすること。

4 構内の排水路等全般について

(1) 構内の排水路及び放水路など、敷地内の雨水の流路を全て確認し、雨水が汚染されて流出することがないように必要な対策を速やかに講じること。

(2) 排水口や海のモニタリングを強化するとともに、排水による環境への影響を評価し、構内の排水路全体の系統構成を含めた管理計画を策定すること。

本日要求したことについて、速やかに対応すること及び、これらの要求項目についての回答を3月中に報告するよう求めた。

平成26年度における申し入れ（協議会を除く）（平成27年2月27日現在）

1. プラスチックタンクからの漏えい及び焼却工作建屋への誤った滞留水の移送に対する申し入れ （平成26年4月14日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力(株)廃炉推進カンパニー 河合バイスプレジデント
- 申入内容

- プラスチックタンクからの漏えいについては、原因を早期に究明することはもとより、発電所構内の同様のタンクについて、請負企業等から、貯めている水や使用目的などの現状を聞き取り、把握するとともに、それらを踏まえ、管理方法を含めて再発防止対策を徹底すること。
- 焼却工作建屋等への誤った滞留水の移送については、通常使用しないポンプが運転状態となっていた原因を究明するとともに、誤って移送された滞留水の適切な処理を速やかに行うこと。
- 今回のようにポンプが誤って運転状態とならないよう、誤操作防止のための表示板の設置や施錠管理といった対策を行うなど、作業上のミスやトラブルの未然防止を図るため、現場管理を徹底すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- プラスチックタンクからの漏えい
プラスチックタンクからの漏えいは、重機のキャタピラがタンクに接触したことで発生したことが判明しました。再発防止のため、現状で敷地内に存在する同様のタンクの所持者を確認し、適切な表示を行うとともに、不要になったタンクを速やかに処分することとしております。
（対応結果）
 - ・ 汚染水が広がり水たまりとなったエリア全域の土砂8m³を回収済み。
 - ・ タンクに残った残水200Lを、4,000m³ノッチタンク群に回収済み。
- 焼却工作建屋等への誤った滞留水の移送
焼却工作建屋の誤移送原因は、作業員の誤った操作が原因と推定されましたが、誤操作を誘発するスイッチ構造・表記にも原因があったとして、表記の徹底等の再発防止策を実施しました。滞留水については、プロセス主建屋への再移送を実施し、工作建屋については5月16日、焼却建屋については6月10日に移送が完了しております。

2. 地下水バイパスの運用開始及び廃炉・汚染水対策に対する緊急申し入れ（平成26年4月25日）

(1) 国への申し入れ

- 申入者 佐藤雄平知事
- 相手方 赤羽経済産業副大臣
- 申入内容（文書）

- 地下水バイパス計画について
 - ・ 地下水バイパス計画の実施にあたっては、地下水の放射性物質の分析について、第三者機

関によるクロスチェック結果の確認や排出時の操作確認など、国が責任を持って監視を行うこと。

- 地下水の汲み上げにより、地下水位が低下し、原子炉等建屋内の汚染水が流出しないように水位管理を徹底させること。
- 地下水の分析結果をはじめ、海水や海産物への影響等についても調査、評価を行い、県民はもとより広く国民に対して丁寧にかつ分かりやすく情報の発信や説明を行うこと。
- 廃炉・汚染水対策について
 - 国は、廃炉・汚染水問題に対する追加対策が確実に実施されるよう、世界の叡智を結集し、総力を挙げて、予防的・重層的に取り組むこと。
 - 国が新設する高性能多核種除去設備については、汚染水処理の要であり、これまで多核種除去設備で確認されているトラブルの対応策を確実に反映したうえで、早期に整備すること。
 - 昨年度から作業上のミス等によるトラブルが相次いで発生していることから、廃炉に向けた取組が安全かつ着実に実施されるよう、国が前面に立ち、現場での指導体制強化を図ること。

【国の対応状況】

【地下水バイパス計画について】

- 地下水バイパスの排出運用目標及び運用方法については、これまでの説明会等において御説明してきたとおりであり、国としても東京電力(株)に対し、これらを厳重に遵守するよう指導していきます。また、水質分析結果が運用目標等を超過した場合の対応についても明文化し、その厳守を指導します。
- 東京電力(株)による測定結果の確認のため、東京電力(株)と資本関係のない複数の分析機関が、排出前の水質分析を行い、また、これら分析機関及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が定期的に詳細な水質分析を行います。また、地下水の排出の際に誤った操作が行われないよう、国の廃炉・汚染水対策チーム廃炉・汚染水対策現地事務所職員が、適宜、排出作業に立ち会うこととします。
- 地下水バイパスの実施にあたっては、福島第一原子力発電所の原子炉建屋周辺の土壌の水位を継続的に観測し、福島第一原子力発電所の原子炉建屋内の滞留水の水位が、周辺の土壌の水位よりも常に低く保たれるよう、水位差を確保しつつ運用することとしています。国としても東京電力(株)に対し、この運用方法を厳重に遵守するよう指導していきます。
- 地下水バイパスを含め、福島第一原子力発電所事故により、漁獲物が風評被害を受けることのないよう、以下の取組を始め、国内外への積極的な広報・情報発信を行ってまいります。
 - ① マスメディアを通じた海洋モニタリング結果の周知依頼
 - ② 東京電力(株)や福島県等が行う海洋モニタリングの結果について、原子力規制庁による一元的な評価を毎週実施
 - ③ 水産物の調査結果等に関する消費者、流通業者や国内外の報道機関への説明会の開催
 - ④ 国際原子力機関に対する包括的な形での情報提供

【廃炉・汚染水対策について】

- 福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水対策は、国内外の叡智を結集し、世界に開かれた形で取り組んでいくことが必要です。これまでも、汚染水対策や燃料デブリの取出方法につ

いて、技術研究組合国際廃炉研究開発機構を通じた公募により、多くの技術情報を国内外から集めたところですが、今後も、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の運営の工夫等も通じて、国内外の叡智を結集し、廃炉・汚染水対策の着実な実施に向けて、引き続き全力で取り組みます。

- より高性能な多核種除去設備については、本年度中のできるだけ早い時期の運用開始を図りますが、その際にはこれまでの既存設備のトラブルで得られた知見を確実に反映してまいります。
- 国としては、平成25年9月に「廃炉・汚染水対策現地事務所」を設置し、現場で日々発生する様々な問題点等を把握するとともに、「廃炉・汚染水対策現地調整会議」において、廃炉や汚染水問題に関する課題について、現場の意見を吸い上げ、きめ細かい対応策の検討や工程管理等を行っています。
- 廃炉・汚染水対策現地事務所職員は、トラブル発生時だけでなく、定期的に福島第一原子力発電所に赴き、現場の確認や、必要な対応の指導等を行っています。今後は、問題点への対策を他分野に横展開することで、類似トラブルの防止に一層努めるとともに、東京電力(株)に指導した内容の進捗状況の確認を強化していきます。

(2) 東京電力(株)への申し入れ

- 申入者 佐藤雄平知事
- 相手方 東京電力(株) 廣瀬社長
- 申入内容

- 地下水バイパス計画について
 - ① 地下水バイパス計画の実施にあたっては、排水基準に係る運用目標値を確実に遵守すること。
 - ② 地下水を一時貯留するタンクや配管から漏えい等が起きないように、弁の管理を含めた適切な運転管理を行うこと。
 - ③ 地下水の汲み上げにより、地下水の水位が低下し、原子炉等建屋内の汚染水が流出しないように水位管理を徹底すること。
 - ④ 地下水の分析結果をはじめ、海水や海産物への影響等についても調査、評価を行い、県民はもとより広く国民に対して丁寧にかつ分かりやすく公表すること。
- 廃炉・汚染水対策について
 - ① 汚染水対策をはじめ、廃炉を安全かつ着実に推進するため、福島第一廃炉推進カンパニーに対して、東京電力(株)のあらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて取り組むこと。
 - ② 汚染水処理の要である多核種除去設備については、これまで確認されているトラブルの対応を確実に行之、安定稼働を図るとともに、増設する多核種除去設備についても、これらの対応策を反映したものとし、年度内にタンク内の汚染水処理を確実に行うこと。
 - ③ 作業上のミス等によるトラブルが相次いで発生している。それらが繰り返される原因を徹底的に調査し、また、自らが現場の十分な状況把握とリスク管理を行い、トラブルを未然に防止するとともに、一刻も早い汚染水問題の解決と廃炉に向けた対策を予防的・重層的に実施し、確実に結果を出すこと。
 - ④ 廃炉の作業においては、ミスが起きないように、現場で指示・監督が出来る人材の計画的な

育成・確保、研修の強化、作業員が安心して働けるための作業環境や労働環境の改善等に確実に取り組むこと。

【東京電力㈱の対応状況】

【地下水バイパス計画について】

- ① 地下水バイパスの実施にあたりましては、排水の基準となる一時貯留タンクにおける運用目標を厳守することはもちろん、定例モニタリング等により、その傾向をしっかりと把握してまいります。一時貯留タンクに汲み上げた水の分析につきましては、弊社のみならず、弊社とは資本関係のない第三者機関にも分析を依頼し、データの信頼性を担保するとともに、分析結果を速やかに公表いたします。加えて揚水井においても、モニタリング結果が、運用目標等以上となった場合は一旦停止して、第三者機関におけるクロスチェックを週1回実施するなど、より慎重な運用に努めてまいります。なお、一時貯留タンクや揚水井におけるモニタリング結果が運用目標等以上となった場合の取り扱いにつきましては、手順書を作成し、しっかりと遵守してまいります。
- ②、③ 地下水の急激な汲み上げによる建屋周辺の地下水位低下によって、建屋内の汚染水が外部に流出することのないよう、今後1か月程度かけて、建屋内滞留水や建屋周辺の地下水位を確認しながら、揚水井の汲み上げ水位を設定してまいります。原子炉建屋周りの地下水の水位管理については、従来から実施しているように、サブドレンの水位が建屋水位を上回るよう建屋内水位を管理いたします。加えて、各揚水井の水位が、その下流に位置する観測孔（原子炉建屋と同じ標高に設置）の水位を上回るよう管理してまいります。また、一時貯留タンクにおける水質分析が完了し、運用目標を下回ることを確認した後、キーロックを解除し、二重の止め弁の開操作、ポンプを起動するなどの手順を徹底し、万が一にも運用目標以上の水を排水することのないよう、厳重な運転管理を実施してまいります。
- ④ 地下水の分析結果につきましては、一時貯留タンクにおいて、運用目標値未満であることを確認する分析結果はもちろんのこと、揚水井を含めた定期的なモニタリング結果につきましても、出来る限り速やかに整理して公表いたします。なお、揚水井における週1回の定例モニタリングにつきましては、これまで12本全ての揚水井からの採水を一律同じ日に実施しておりましたが、急激な濃度上昇があった場合、早期に対処が出来るよう、4月28日より揚水井を偶数番号と奇数番号に分け、異なる曜日に採水を行うよう変更いたしました。今後も適宜、運用方法の改善に努めてまいります。海水への影響につきましては、海水モニタリング計画に基づき着実にを行うとともに、排水の前後で海水データに有意な変動がないかを確認してまいります。なお、本年1月31日から地元紙、5月12日からはNHKにて海水モニタリング結果をお知らせいただいているように、今後とも地元紙やテレビなどのマスメディアのお力もお借りしながら、福島県民の皆さま、国民の皆さまに広くお知らせする取り組みを推進してまいります。また、海産物につきましては、福島第一原子力発電所の港湾内ならびに発電所を中心とした20km圏内の魚介類モニタリングを定期的実施し、その結果について漁業関係者の皆さま等へご説明するとともに、弊社の定例記者会見やホームページへの掲載を通じて公表させていただいておりますが、今後も分かりやすく丁寧に情報をお伝えするよう努めてまいります。

【廃炉・汚染水対策について】

① 新カンパニー発足後においても、これまで通り、東京電力(株)グループをあげて福島原子力事故に対する責任を果たすべく、廃炉・汚染水対策を最優先に対応してまいります。具体的には、コーポレート・他カンパニーとの人事異動、廃炉作業に必要な資金の確保、トラブル対策等の検討協力など、人材・資金・技術面でコーポレート部門と密接に連携し、全社を挙げて取り組んでまいります。また、社外との関わりについては、国・東京電力(株)・ゼネコン・プラントメーカー等からなる委員会、タスクフォース等（汚染水処理対策委員会、高性能多核種除去設備タスクフォース、トリチウム水タスクフォースなど）の設置や、海外先行事例の情報収集・活用、海外機関や有識者によるレビューの実施など、国家的プロジェクトとして国や内外の専門家と協力しながら取り組んでまいります。

② 多核種除去設備につきましては、万が一トラブルが発生した場合は、速やかに対策をとり、信頼性を向上させるとともに、以下の対応を実施いたします。

1. 現行多核種除去設備の早期本格稼働

なお、現在発生しているクロスフローフィルタの不具合の原因は、テフロン製シール剤の放射線照射脆化であるため、照射脆化に強い合成ゴム製の対策品に順次取り替えてまいります。

2. 経済産業省補助事業である高性能多核種除去設備の早期稼働

3. 増設多核種除去設備の早期稼働

高性能多核種除去設備および増設多核種除去設備の設置にあたっては、現行多核種除去設備で発生した不具合対策の水平展開を実施いたします。

今後とも汚染水処理に万全を期し、2014年度内にタンクに貯留している高濃度汚染水の処理を完了するよう取り組んでまいります。

③ トラブルの発生原因につきましては、弁の施錠管理がなされてなかったことや電源盤の個別表示が不足していたこと等の設備面での問題や、現場の確認不足、基本ルールの徹底不足等の運用面の問題がありますが、通常の作業現場とは異なる厳しい環境下での作業とはいえ、新たな事象に対して対応が後手に回ったケースが多くあったことを反省しており、同じ過ち・トラブルを繰り返さないよう、根本原因を解消するため、原点に立ち返り順次取り組んでおります。

具体的には、現場に密着した管理を行うために、管理職によるエリアキーパー制（1～4号機側・タンクエリアを14エリアに分割、現場が管理されていることを責任を持って確認）の採用やパトロールの追加、東電ワッペンへの貼り付け等の諸対策を準備・実施しております。さらに、福島第一に事務本館を設置し、現場出向時間の短縮を図るとともに、全面マスク着用省略エリアの拡大等、現場の問題点を改善するための対策を計画的に実施してまいります。

また、汚染水対策に関しては、護岸の地盤改良、地下水汲上げ、地表舗装・トレンチ内の汚染水除去、地下水バイパスの運用による緊急対策、海側遮水壁、凍土遮水壁（陸側遮水壁）、サブドレンからの汲み上げによる抜本対策を確実に実施してまいります。

④ 長期にわたる安定的な雇用を確保できるよう、随意契約にて工事を依頼することで計画的な作業員の育成に取り組み、現場を良く把握し、適切な判断が下せる人材の確保に努めてまいります。

労働環境の改善に向けた取組として、線量低減の進捗にあわせ、作業員の負荷軽減のため、

全面マスク着用省略エリアを拡大すること（平成27年末までに完了予定）、また、協力企業とのコミュニケーションを緊密にするため、現場近くに暫定事務棟（Ⅰ期工事：平成26年6月末完了目標、Ⅱ期工事：平成26年9月末完了目標）や本設事務棟を設置することに加えて、大型バスを改造した移動式休憩所（平成26年1月に設置済み）や大型休憩所の構内整備（平成26年度未完了目標）、給食センターの設置（平成26年度未完了目標）などの改善を進めてまいります。

また、作業員へのアンケート結果も踏まえ、継続して作業環境や労働環境の改善に取り組んでまいります。

3. 雨水処理設備を用いたタンクエリア堰内雨水の散水の実施に対する申し入れ（平成26年5月16日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力㈱
- 申入内容

- 散水にあたっては、環境影響が生じないように、浄化処理を徹底し、雨水の排水基準（運用基準）以下であることを散水する前に確認し、適時、県民に分かりやすく公表すること。
- 適切な散水面積を確保し、散水により、散水箇所周辺の土壌や散水した水が付近の排水溝に流れ込むことのないよう適切に行うこと。
- 定期的に散水場所での空気中放射性物質濃度、周辺の空間線量率等の測定を行い、作業員等に対する影響がないことを確認すること。また、散水日時、散水場所、散水水質、散水量等を記録し、管理しながら散水すること。
- 雨水処理にあたっては、処理設備の漏えい防止対策を徹底するとともに、誤操作等によるタンク等からの溢水等が起きないように、運転管理を適切に行うこと。
- 分析については、定期的にクロスチェックを行い分析の信頼性を担保すること。
- タンクエリア堰内を除染し、ポリウレタン被覆塗装を施したにも関わらず、堰内水が雨水の暫定排水基準を超過しているエリアについては、暫定排水基準以内となるよう継続して除染を行うなど、必要な対策を講ずること。
- 今後、梅雨や台風など、降雨量が多くなる季節となっても、タンクエリア堰から雨水を溢水させることのないよう、各種雨水対策を万全にして対応すること。

【東京電力㈱の対応状況】

- ① 雨水処理設備を適切に運転し、認可を頂いた雨水処理設備による排水の基準以下であることを確認の上、散水いたします。
確認結果は、毎日、当社のホームページでお知らせいたします。
- ② 雨水処理設備で浄化した雨水の散水は、散水量に見合った広さを確保し、土嚢積みなどで土壌・水が排水溝に流れ込むことのないよう実施するか、または排水溝から離れた場所で行うことにいたします。
- ③ 雨水処理設備で浄化した雨水の散水場所の空気中放射性物質濃度、周辺の空間線量率を週1回測定し、公表いたします。
また、散水日時、散水場所、散水水質、散水量を記録し保管いたします。

- ④ 設備の始業前点検（漏えい有無、機器外観点検、弁開閉状態確認など）を確実に実施し、処理設備の健全性確認をいたします。また、運転は、手順書に則り、設備操作（Wチェックによる誤操作防止、施錠管理含む）を行います。さらに、受入タンクに雨水を受け入れる時は、監視員を配置し水位計を監視しながら受入を実施します。また、処理水タンクについては、受入タンクにおける受入量を制限することにより溢水が起きないようにいたします。
- ⑤ 月に1回、第三者機関によるクロスチェックを受け、この結果を公表いたします。その体制が整うまでの間は、週に1回、社内の別の場所で二通りの分析を実施し、この結果を公表いたします。
- ⑥ 堰内ポリウレタン塗装完了後にタンクからの漏えいを発生させた堰に対しては、追加のポリウレタン塗装を6月末を目標に行います。漏えい後にポリウレタン塗装を実施した堰については、さらなる汚染低減のための除染（タンク漏えい水に触れた保温材の撤去）を実施しました。また、過去にタンクからの漏えいの有無に関わらず、フランジパッキンに高線量箇所が確認された場合にはシールを実施いたします。
- ⑦ 暫定排出基準を満たさない堰については、堰内に雨水が溜まる量を軽減するため、タンク天板の雨樋の設置を実施済みであり、堰カバー（堰の覆い）の設置を9月中旬を目標に行います。堰に溜まった雨水を早期に移送するため、移送ポンプの大型化、ポンプピットの設置、タンクの増設を実施いたしました。

4. 平成26年7月6日に福島第一原子力発電所5号機原子炉建屋1階の補機冷却海水系配管の弁付近から海水が漏えいしていることが判明し、当該系統による使用済燃料プールの冷却を一時停止したことに対する申し入れ（平成26年7月7日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力(株)廃炉推進カンパニー 河合バイスプレジデント
- 申入内容

- ① 残留熱除去系による原子炉と使用済燃料プールの交互冷却を行うとのことであるが、十分に管理をしながら安全かつ着実に実施するとともに、漏えい箇所の補修等を早期に行うこと。
- ② 県民の不安を招くことのないよう、対応状況について、復旧の見通しを含め分かりやすく丁寧に情報提供すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① 原子炉、使用済燃料プールの冷却状況及び温度上昇状況を継続して確認し、原子炉水温度の運転上の制限値、使用済燃料プール温度の運転上の制限値に対して、十分余裕を見た冷却運転を実施します。
また、当該弁は応急復旧し待機状態にしておりますが、福島第二原子力発電所の同型弁を流用すること等による補修など適切な対応を早期に実施し、今月中の同系統の再起動を目指します。
- ② 発生以降、毎日報道機関を通じ、写真等も用いて漏えい箇所の様子や補修状況、原子炉やプール冷却の状況などを逐次説明しております。また、7月8日のマスコミ現場公開の際は小野所長より地元マスコミの皆さまに対し原子炉やプール冷却の状況、当該設備の復旧状況を説明しております。引き続き、県民の皆さまに正しい情報が伝わるよう、丁寧な情報提供を心が

けてまいります。

5. 福島第一原子力発電所6号機において、原子炉建屋6階の使用済燃料プール冷却浄化系の弁付近の床に水が溜まっていたことに対する申し入れ（平成26年7月11日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力(株)福島復興本社福島広報部長
- 申入内容

- 原因を早期に究明し、当該弁の補修など確実に対策を実施すること。
- 5号機及び6号機の冷却設備等の重要な設備について、同様の不具合がないか、点検を確実に実施するなど管理を徹底すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① 6号機使用済燃料プール冷却浄化系については、当該弁を「閉」状態で冷却運転を再開し、漏えいがないことを確認したことから、冷却運転を継続しております。漏えい部と考えられる部位の点検、補修について、来年2月の実施を予定しています。点検するには、同系統の停止、使用済燃料プールの水位調整などが必要となりますので、慎重な事前検討を進めた上で実施します。
- ② 使用済燃料を冷却する設備を中心に、重要な設備の点検方法、点検周期を震災以降の不具合等の実績を参考に再検討し、冷却設備の不具合による停止を防止します。

6. 福島第一、第二原子力発電所の燃料取出計画の見直しに対する申し入れ（平成26年10月31日）

- 申入者 長谷川哲也生活環境部長
- 相手方 東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー 増田 CDO
- 申入内容

- 1号機、2号機の燃料取出計画をはじめ、廃炉工程については、世界の叡智を結集し、安全・安心を大前提に工程の短縮を含め検討を行うこと。
- 燃料取出しに向けた溶融燃料の現状把握や工法の検討、技術の開発などの工程に影響を及ぼす課題の解決に、世界の知見、技術を結集し、また、あらゆるリスクを想定して取り組むこと。
- 全体の工程を県民に具体的に分かりやすく示すこと。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① 廃炉工程につきましては、国、東京電力(株)及び関係機関において世界の叡智を集めながら進めている技術開発の成果を取り入れ、工程ありきではなく、安全確保を最優先に進めてまいります。その中で、少しでも早く、住民の皆さまへ安心していただけるように廃炉作業を進めてまいります。
- ② 溶融燃料（燃料デブリ）を原子炉から回収して安全に保管するための一連の技術や、事故によって発生した放射性廃棄物の処理・処分技術など、国、東京電力(株)及び関係機関において世界の叡智を集めながら進めている技術開発の成果を取り入れながら進めてまいります。また、廃炉工程を進めるにあたり、考えられるリスクを抽出して必要な対策を講じながら各プロジェクトに取り組んでいきます。

- ③ 廃炉工程の全体を示す中長期ロードマップについて、その進捗状況を毎月末のロードマップ会見で公表してまいります。また、合わせて当社ホームページに公表して県民の皆さまにわかりやすくお示しいたします。今後も県民の皆さまにご理解いただけるよう、わかりやすい広報に努めてまいります。

7. 福島第一原子力発電所汚染水タンクエリアにおける作業員負傷事故に対する申し入れ（平成26年11月7日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー 河合バイスプレジデント
- 申入内容

- 今回の事故の原因調査を早急に実施し、その調査結果を踏まえた再発防止対策を徹底すること。
- 安全総点検にあたっては、全ての作業における現在の安全対策についてあらゆるリスクを想定して検証し、必要な見直しや強化を行うこと。
- 作業員が安全に安心して働くことが出来るよう、作業環境の整備や労働安全衛生の確保に確実に取り組むこと。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① レール落下対策として、レールの位置調整・溶接による固定が終了した後にクレーンの玉がけを外す内容を施工要領書に反映します。
- 工程調整会議でエリアと時間の調整を行い、特に上部作業及びその近傍作業においては、作業時間をずらす、十分な離隔距離を確保する等の十分な調整が図られていることを確認します。
- 更なる原因の深掘りを行い、作業手順書や輻輳した作業のエリア調整等について、背後要因等を踏まえた改善を図ってまいります。
- ② レール落下災害に伴う総点検については、上部からの落下物、仮設取付品等を重点的に11月7日から全作業を中止し、当社と元請企業で作業件数358件、改善件数31件、是正件数30件の安全確認を実施しました。
- 今後は、今まで以上に福島第一原発構内での作業において安全施工サイクルを確実に実施するよう、当社主管部は元請企業を指導してまいります。
- 当社主管部、元請企業は協同し不安全行為、不安全状態の改善を実施し安全対策の強化を行ってまいります。
- ③ 作業環境の整備について、福島第一原子力発電所で作業されている協力企業の方々が、安心して働ける環境作りを目指し、当社として労働環境の改善に取り組んでいるところであります。具体的な労働環境改善の取組内容については、除染作業の加速化による全面マスク省略エリアの拡大や、大型休憩所の設置、給食センターの設置など平成25年11月8日に「緊急安全対策」として対策を公表させていただいている通りですが、今後も更なる改善対策を検討・実施してまいります。
- また、随意契約の適用により長期間にわたって継続的に発注を行うことで、作業員の育成・確保をしやすい環境作りを協力企業と一体となって取り組んでおります。
- 労働安全衛生の確保について、②の回答のとおり、安全施工サイクルの確実な実施、不安全

行為、不安全状態の改善実施により労働安全衛生の確保に取り組んでまいります。

8. 福島第一原子力発電所4号機使用済燃料プール代替冷却系の停止に対する申し入れ（平成26年11月8日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力(株)福島復興本社福島広報部リスクコミュニケーター
- 申入内容

- ① 今回のトラブルの原因究明を早急に実施し、その調査結果を踏まえた他号機への水平展開と再発防止対策を徹底すること。
- ② 漏えい検知器周辺に、その検知目的以外の不必要なホース等がないかどうか確認を行うとともに、他の作業現場においても適切な現場管理を徹底すること。
- ③ トラブル発生時の情報提供については、リスクの程度や解決の見通しを含め、丁寧かつ分かりやすく行うこと。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① ホース先端がタンクより低い位置にあったこと、さらにバルブや接続部の不具合によりホース内に残っていた水が出てきたことが原因です。
再発防止対策として、不具合のあったバルブや接続部を新品に交換しました。また、施行中の注水ホース接続部は水漏れ養生を行い、作業終了後は注水ホースを重要設備などに影響がないよう片付けることを徹底しました。さらに、再周知として、作業員等へ既設設備の重要性や漏えい検知器が設置されている目的などを再度情報共有し意識付けを徹底しました。
- ② 漏えい検知器周辺の現場調査を実施し、不必要なホース等がないことを確認しました。また、今回の事象について社内周知を実施しました。
- ③ 漏えい検知器動作に伴い、4号機使用済燃料プールの代替冷却系が停止したことにつきましては、平成26年11月5日に全ての使用済燃料の移動作業が終了し、新燃料のみが保管されていることから、プール水温の上昇がないことも併せて記載し、報道関係者へ第一報のお知らせを行いました。また、その後の調査状況や復旧状況についても、随時、お知らせを行いました。
引き続き、トラブルが発生した際には、上記のようにリスクの程度や解決の見通しを示すなど、丁寧に分かりやすい情報発信を心掛けてまいります。

9. 福島第一原子力発電所2号機使用済燃料プール代替冷却系の停止に対する申し入れ（平成26年11月27日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力(株)福島復興本社福島広報部長
- 申入内容

- ① 使用済燃料プールの冷却再開にあたっては、安全かつ確実に実施すること。
- ② コンプレッサーが停止した原因究明を速やかに行い、再発防止を図るとともに、必要に応じて他号機への水平展開を図ること。
- ③ 県民の不安を招くことのないよう、復旧の見通しを含め、復旧の進捗状況や結果について分かりやすく丁寧に情報提供すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① 使用済燃料プールの冷却再開にあたっては、慎重を期して以下のとおり実施しております。
1. コンプレッサー2台（A、B）の外観点検、メガリング測定を実施し、機器に異常がないことを確認したうえで待機としていたコンプレッサー（B）を起動。
 2. その後、空気貯槽の圧力上昇を確認。
 3. さらには空気作動弁の動作確認を行い、異常がないことを確認。
 4. 使用済燃料プール一次系ポンプ（B）を再起動。
プール冷却再開以降、異常等は確認されていません。
- ② 今回の事象は、使用済燃料プール一次系システムの出入口弁（空気作動弁）に空気を供給しているコンプレッサーの運転スイッチが「停止」になっていたことから空気貯槽の圧力が低下し、その後、空気作動弁への供給圧力が低下して出口弁が閉動作したことにより、一次系ポンプが停止したものです。
- このため、コンプレッサーの運転スイッチが「停止」位置になっていた原因を特定するため、以下の3点について調査を実施しました。
- 運転スイッチが「停止」位置となった時期の調査（コンプレッサー空気貯槽の圧力低下時間の確認）
 - 当該エリアにおける至近の作業及び関係者への聞き取り調査
 - コンプレッサーの状態確認調査（運転スイッチの動作確認、スイッチカバーの状態確認等）調査の結果、運転スイッチが「停止」位置になっていた直接的な原因は確認できませんでしたが、運転スイッチが「停止」位置となったと推定される約6.3日以前に当該エリアにおいて操作・作業が行われていたこと（一部、作業前後の運転状態確認が不十分）、及び、操作運転スイッチがスイッチカバーの接触等により容易に切り替わる状況であったことから、当該エリアにおける操作や作業の際に意図しない接触により運転スイッチが切り替わった可能性が高いと推定しました。
- さらに、今回の事象は、コンプレッサー（A）の運転スイッチが「停止」位置となった後、空気貯槽の圧力が低下継続したことを検知出来ずに、安全上重要な使用済燃料プール冷却の停止に至ったことを踏まえて、以下の再発防止対策を実施することとしました。
- コンプレッサーの運転スイッチについては、意図しない接触による動作を防止するため、スイッチカバーの接着力の強化を図る。
 - 何らかの原因により空気貯槽圧力が低下した場合に、早期の圧力低下を検知するため、新たに設置したwebカメラにて空気貯槽の圧力を毎日1回以上確認し、記録採取する。
 - 当該機器を含め安全上重要な設備の操作及び作業等を実施する場合には、作業前後で運転状態を確認することを徹底するため、当該事例を関係者へ周知し、注意喚起を行う。
- また、本事象の水平展開の範囲を検討した結果、類似設備である3号機使用済燃料プール循環冷却設備のコンプレッサーに対して、同様の再発防止対策を実施することとしました。
- ③ 2号機使用済燃料プールの代替冷却系が停止したことにつきましては、冷却停止時のプール水温及び温度上昇率、プール水温が運転上の制限値65℃に到達するまでの日数も併せて記載し、報道関係者へ第一報のお知らせを行いました。
- また、現場の調査状況や復旧見通し、復旧の進捗状況についても、随時、お知らせを行いました。

引き続き、トラブルが発生した際には、丁寧に分かりやすい情報発信を心掛けてまいります。

10. 福島第一原子力発電所移送ラインからの多核種除去設備（ALPS）処理水漏えいに対する申し入れ（平成26年12月17日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー 河合バイスプレジデント
- 申入内容

- ① 漏えいした処理水の回収を速やかに行うとともに、環境への評価をしっかりと行い、必要な対策を確実に講じること。
- ② 原因究明を速やかに行い、再発防止の徹底を図ること。
- ③ 作業指示や手順書のチェックを確実に行うなど、作業上のリスク管理を徹底すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① 漏えいした約6 m³のALPS処理水については、漏えい箇所周辺に留まっており海洋等への影響はありません。
漏えい箇所周辺の土壌及び漏えい水については、当日（12月17日）中にそれぞれ約0.9m³、約9 m³の回収を実施しており、土壌については翌日（12月18日）も引き続き実施し、合計約5.7 m³を回収し、予定されていた回収をすべて終了しました。これらの速やかな回収により、環境への影響はないものと考えております。
なお、漏えい箇所周辺の空間線量は2～8 μSv/hでバックグラウンドと有意差がないことを確認しております。
- ② 今回の原因は、施工図面から配管ラインを読み間違え、間違えた手順書を作成してしまい、その間違えた手順書をもとに、施工中の配管につながる弁を開とってしまったことにあります。
再発防止として、現場で操作を行う際に、初めて使用する配管に対してはライン構成について確認を実施することとし、このことを社内の手順書に反映して改訂し、再発防止対策の徹底を図りました。
- ③ 現状の施工図では配管の接続が読み取りづらいため、今後は読み間違えることがないように、工事実施箇所から設備運用箇所へ配管の接続が容易に判明できるような情報を着実に伝達し、作業上のリスク管理を確実に行えるようなやり方を徹底していきます。

11. 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定の締結にあたっての申し入れ（平成27年1月7日）

- 申入者 内堀雅雄知事
- 相手方 東京電力(株) 数土会長、廣瀬社長
- 申入内容

- これまでの協定の延長ではなく、廃炉に係る新しい協定である。安全協定の「安全」という意味は、事故を二度と起こしてはいけないという非常に重い意味を持つものである。新協定に基づき、汚染水対策や廃炉に向けた取り組みをしっかりと進めていただきたい。
- 全基廃炉が県民の強い思いである。事業者である東京電力(株)が早急に決断するよう改めて強く求める。

12. 雨水処理タンクエリアにおけるタンク天板部からの作業員落下事故に対する申し入れ（平成27年1月19日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力(株)福島復興本社福島広報部長
- 申入内容

- 本日発生した雨水処理タンクエリアのタンク設置工事における天板からの落下事故に関しては、事故の原因調査を早急を実施し、その調査結果を踏まえた再発防止対策を講じるとともに、現在行われている全ての作業における安全対策について、あらゆるリスクを想定した検証を行い、必要な見直しや強化を行うこと。
- 関係事業者に対して再発防止対策を徹底するとともに、全ての作業において、改めて、作業開始前における手順確認の励行など作業における基本的な安全確保について、十分な指導等を行うこと。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① 今回の転落事故に関しては、関係者からヒアリングを行った上で、現場の管理方法やタンクの構造等も踏まえ、災害の直接原因と背後要因の分析を行いました。

直接原因としては、

- ・ 天板での作業（高所作業）にあたり、装備していた安全帯を使用していなかった。
- ・ タンク天板部にあるハッチの形状は、人とハッチの蓋が落下可能な構造だった。

等があげられました。

直接原因の深堀により、抽出された背後要因としては、

- ・ 検査が遅れると考え、ハッチの蓋を開けることを急いだこと等から、安全帯の使用を失念してしまった（推測）。
- ・ 震災直後に定めたハッチの設計を用いており、蓋の落下防止対策が講じられていなかった。

等があげられました。

上記の直接原因と背後要因を踏まえ、当該工事においては、

- ・ 当社・元請会社の社員及び作業員は、タンク天板での高所作業に従事する場合、フルハーネスタイプの安全帯を使用する。また、作業は二人以上で実施し、作業開始前に互いの安全帯使用状況を指差呼称で確認する。
- ・ 当社は、今後設置するタンクを、ハッチの蓋が落下しない構造の設計とする。
- ・ 元請会社は、ハッチの蓋が天板に取り付けられていないタンクは、ハッチの蓋を開ける作業前に、落下防止対策を実施する。ハッチの蓋に二人で開ける原則を明示するとともに、安全帯使用等の注意標識を取付ける。

等の対策を実施することとしております。

全ての作業に対して意識・手順・設備の観点から、作業上想定されるリスクを抽出した上で不安全箇所の抽出・是正等、確実な点検を実施し、十分な安全確認を行った上で作業を再開することとしました。

具体的には、意識の観点として、基本動作の徹底、高所作業における保護具等の安全装備品装着の徹底、作業ルールの理解や TBM-KY の必要性について徹底しました。

手順の観点からは、手順書の有無確認、手順書内容の適切性の確認、手順における留意点の確認、治具使用手順の確認等を実施しました。

さらに、設備の観点からは、不安全箇所の確認として、重量物、開口部、アンバランス（吊り上げ）、高所、手すり、治具、暗所（照明）等の観点で不安全箇所を抽出し、是正処置を実施することにより安全対策の強化・徹底を行っております。

是正が必要とされた項目の一例としては、収集柵の開口部にバリケードを設置、作業床上に安全帯の使用の標識を設置、設備保護の観点から接触防止のバリケードを設置等の是正・改善処置を実施しております。

- ② 上記に示す通り、今回の転落事故に関する分析の結果、抽出された直接原因及び背後要因に対する再発防止対策を安全推進協議会、朝礼・事例検討会への参加等を通じて、関係事業者に対して徹底してまいります。

今回の災害に鑑み、福島第一原子力発電所に入域する当社社員、協力企業の全社員を対象に、本災害及び福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所で発生した災害に対しても事例検討を行い、作業手順の事前確認、安全装具の使用徹底、単独行動の禁止等の重要性について周知・徹底を図りました。今後実施する作業においても作業開始前における手順確認の励行等、作業における基本的な安全確保に元請企業や協力企業と一体となって取り組んでまいります。

13. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で作業員の死亡事故が続いた件に対する申し入れ（平成27年1月20日）

- 申入者 長谷川哲也生活環境部長
- 相手方 東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー 河合バイスプレジデント
東京電力(株)福島第二原子力発電所 佐藤副所長
- 申入内容

- 今後実施する安全総点検にあたっては、全ての作業において、必要な安全対策が行われ、作業が手順書通り行われているか、また、現場の管理体制が適切に行われているかなど、あらゆるリスクを想定して検証を行い、必要な見直しや安全対策の強化・徹底を行うこと。
- 重大事故を含め労働災害が多発していることから、労働災害が発生する根本原因を究明し、抜本的な再発防止対策を実施すること。
- 作業経験の少ない作業員や現場で作業指示をする安全監理員に対する必要な研修や訓練を行うとともに、作業が輻輳する現場においても適切な安全管理を行うことなど、元請企業や協力企業と一体となって、作業における基本的な安全確保についての指導や安全対策の実施を徹底すること。

【東京電力(株)の対応状況】

- ① 安全総点検にあたっては、今回3発電所で発生した災害の事例検討会を実施するとともに、これらの災害の事象を鑑みたりスク点検を重点的に実施しました。全ての作業に対して意識・手順・設備の観点から、作業上想定されるリスクを抽出した上で不安全箇所の抽出・是正等、確実な点検を実施し、十分な安全確認を行った上で作業を再開することとしました。

具体的には、意識の観点としては、基本動作の徹底、高所作業における保護具等の安全装備品装着の徹底、作業ルールの理解やTBM-KYの必要性について徹底しております。

手順の観点からは、手順書の有無確認、手順書内容の適切性の確認、手順における留意点の確認、治具使用手順の確認等を実施しました。

さらに、設備の観点からは、不安全箇所の確認として、重量物、開口部、アンバランス（吊り上げ）、高所、手すり、治具、暗所（照明）等の観点で不安全箇所を抽出し、是正処置を実施することにより安全対策の強化・徹底を行っております。

是正が必要とされた項目の一例としては、福島第一原子力発電所において、収集柵の開口部にバリケードを設置、作業床上に安全帯の使用の標識を設置、設備保護の観点から接触防止のバリケードを設置等の是正・改善処置を実施しております。

- ② 現在までの安全総点検を振り返り、何故今回の事故を防げなかったのか、分析を実施し、その結果をもとに今まで不足していた対策を検討し、展開を行ってまいります。

また、今回の3事例（福島第一、福島第二、柏崎刈羽原子力発電所）の原因をさらに深掘りするとともに、過去の重篤災害事例を比較分析し、ここから、「墜落」「挟まれ」「感電」「重量物落下」「埋没」「酸欠」等の死亡リスクの高い事故の共通要因・根本要因を洗い出し、その対策についても展開を図ってまいります。

- ③ 当社原子力発電所で作業するにあたり、入所時教育を受講することと定めており、この中で作業安全や放射線管理などの項目を教育しております。

実際に作業を行う場合、作業毎に関係者全員（当社監理員も含め）出席のもとに検討会を実施し、作業内容やリスク評価等を実施しております。

また、元請各社と安全推進協議会を通じて安全上の注意事項、作業工程、放射線管理上の注意事項等について情報共有を図るとともに、安全事前検討会の開催、朝礼・TBM-KYへの参加などを通じて、元請企業や協力企業と一体となった安全管理を徹底してまいります。1月27日には福島第一原子力発電所職員、元請企業作業員を対象とした安全講演会（資源エネルギー庁、福島労働局、東京電力㈱主催）を開催し、人身災害防止対策徹底の意識高揚を図りました。これらの安全活動については、今後も継続して取り組んでまいります。

また、作業員の経験不足の充足、安全意識醸成を目的として、危険体感訓練等が実施できる環境整備について検討しております。

さらに、福島第一原子力発電所では、平成25年度のトラブル事例の主な原因の一つが震災以降の作業経験の不足にあったことから、作業指示を与える作業班長の承認制度を平成26年度上期より見直し、作業班長承認制度の講習内容について適切な作業指示、安全対策の施行等の履修内容を充実させるよう調整を行っております。

14. 汚染水の年度内全量処理が不可能となったことに対する申し入れ（平成27年1月23日）

- 申入者 鈴木正晃副知事
- 相手方 東京電力㈱福島復興本社 石崎代表
東京電力㈱福島第一廃炉推進カンパニー 増田 CDO
- 申入内容

○ 汚染水の処理について、廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に進めることは本県の復興の大前提である。その中で、東京電力㈱が約束していたタンク内の汚染水の年度内処理が完了できないことは、計画の見通し及び進捗管理が甘いと言わざるを得ない。

- 多核種除去設備等により汚染水を全量処理するまでのスケジュールを具体的かつ定量的に示すこと。
 - 汚染水によるリスクを低減させるため、多核種除去設備等が十分な性能を発揮できるよう、国内外の技術を結集して改善等を行い、安全にかつ早期に汚染水の処理を完了させること。
- 作業員の安全確保について、廃炉等の作業においては、作業員が安全に安心して働ける作業環境の確保が何より重要であり、先日2件の死亡事故が発生したことは、極めて遺憾である。
- 現在行われている安全総点検について、あらゆるリスクを想定して確実に実施し、また労働災害が発生する根本原因を究明し、抜本的な再発防止対策を協力企業と一体となって実施すること。
- 先日の福島評議会に出席し、汚染水処理は年度内に達成できると聞いた矢先であり、スケジュールの進捗管理の甘さが避難されている方のふるさとへの帰還や本県の復興に大きな影響を与えることを改めて肝に銘じ、世界の叡智を結集して全社を挙げて取り組むよう、強く申し上げます。

【東京電力㈱の対応状況】

- ① 現時点のペースで処理した場合、処理完了は5月中になる見通しですが、追加対策の稼働状況やこのたびの死亡事故を踏まえた総点検の結果も見極めた上で、3月中旬までには全量処理完了時期の具体的な見通しを明らかにいたします。
- ② 廃炉工程につきましては、国、東京電力㈱および関係機関において世界の叡智を集めつつ進めている技術開発の成果を取り入れながら進めており、多核種除去設備等についてもこれら技術開発の成果を活用して改善を図ることにより、安全を第一に一日も早いリスク低減を目指してまいります。
- ③ 13. ①～③と同内容。

15. 福島第一原子力発電所構内の側溝において高い濃度の放射性物質が検出されたことに対する申し入れ（平成27年2月22日）

- 申入者 玉根吉正生活環境部次長
- 相手方 東京電力㈱福島第一廃炉推進カンパニー 運営総括部長
- 申入内容

- 原因を早急に究明し、その結果を踏まえた再発防止対策を確実に実施すること。また、対策を講じるまでの間、降雨等の影響により、側溝から水が溢れることがないように、管理を徹底すること。
- 側溝、港湾内、海域のモニタリングを適切に行うとともに、環境への影響を把握すること。
- モニタリング結果及び環境への影響については、県民に対して分かりやすく情報提供すること。

16. 福島第一原子力発電所K排水路に高濃度の放射性物質を含む雨水が流入していたことに対する
申し入れ（平成27年2月24日）

○ 申入者 玉根吉正生活環境部次長

○ 相手方 東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー 河合バイスプレジデント

○ 申入内容（電話による申し入れ）

- 高濃度の雨水が排水路へ流入しないよう、汚染源である2号機大物搬入口屋上部の放射能除去等、雨水対策を確実に実施すること。対策が完了するまでの間、排水路中の放射能低減策を実施すること。
- 今回確認された箇所以外にも、排水路へ高濃度の放射性物質を含む水が流入する箇所がないか、徹底した調査を速やかに行い、必要な対策を実施すること。
- 排水路、海域のモニタリングを適切に行い、環境影響を把握し、県民に対して、分かりやすく情報提供すること。

国への要請、東京電力(株)への申し入れ（平成23～25年度）

平成23年度から平成25年度までに県が行った国への要請、東京電力(株)への申し入れ内容は以下のとおり。※廃炉安全監視協議会とその部会における要請、申し入れは除く。

年月日	相手	内容
平成23年9月21日	国、東京電力(株)	台風15号の通過による災害の予防について申し入れ
平成23年11月2日	国、東京電力(株)	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、速やかな情報開示、県民の不安解消のための情報提供について申し入れ
平成23年11月4日	東京電力(株)	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したため嚴重抗議
平成23年11月7日	国	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したことに対する申し入れ
平成23年12月8日	東京電力(株)	放射性物質を含む水の海域への流失に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策についての申し入れ
平成24年1月31日	東京電力(株)	福島第一原発において頻発した配管の凍結による漏えい防止に対する申し入れ
平成24年2月12日	東京電力(株)	福島第一原発2号機の原子炉底部の温度上昇に対する申し入れ
平成24年4月13日	国、東京電力(株)	4月上旬に発生した仮設設備での類似トラブル多発に関する申し入れ
平成24年8月31日	東京電力(株)	福島第一原発1～3号機の原子炉注水量低下事象に関する申し入れ
平成24年9月7日	国、東京電力(株)	原子力発電所労働者安全衛生対策会議における、作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関する申し入れ
平成24年10月29日	国、東京電力(株)	原子力事故対応関係市町村会議における、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見通しに関するわかりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化等に関する申し入れ
平成24年11月6日	国、東京電力(株)	福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける作業員従事者登録数の記載に係る嚴重抗議
平成24年12月3日	東京電力(株)	原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議における、作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関する申し入れ
平成25年3月19日	東京電力(株)	福島第一原発において発生した停電による使用済燃料プールの冷却停止等に対する申し入れ

平成25年 3月28日	東京電力(株)	福島第一原発において発生した停電トラブルへの対応について説明を受けた際の申し入れ
平成25年 4月 5日	東京電力(株)	福島第一原発 3号機使用済燃料プールの冷却設備停止に対する申し入れ
平成25年 4月 6日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽 No.2からの汚染水漏えいに対する防止・対処の申し入れ
平成25年 4月 7日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽 No.2からの汚染水漏えいに対する早急な対応の申し入れ
平成25年 4月 8日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽 No.3からの汚染水漏えい対策について、万全を期すよう申し入れ
平成25年 4月 8日	国	3月18日の停電トラブル、4月5日の3号機使用済燃料プールの冷却設備停止、4月5日の地下貯水槽からの漏えい等、トラブルが続いたことに対する要請
平成25年 4月 9日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいについて、対応方針と改善策を検討、報告するよう申し入れ
平成25年 4月10日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する方針と改善策の報告について、全体計画の作成を申し入れ
平成25年 4月11日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽 No.3から No.6への汚染水移送配管からの漏えいに対する申し入れ
平成25年 4月13日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽 No.1からの汚染水漏えいについて、移送計画見直しを申し入れ
平成25年 4月27日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽周辺の観測井戸から全βが検出されたことに対する対策の検討・報告を申し入れ
平成25年 5月16日	国	福島第一原発における地下水バイパス等に関する国への要請
平成25年 5月17日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽の汚染水移送で敷地境界線量が1 mSv/年を超えることについて、対策・安全確保を申し入れ
平成25年 6月19日	東京電力(株)	タービン建屋東側取水口付近の観測井戸からの地下水における高濃度放射性物質の検出に対する申し入れ
平成25年 7月22日	東京電力(株)	汚染水が海に漏えいしたことについて、対策・モニタリングの強化を申し入れ
平成25年 8月 6日	国	汚染された地下水が海域に流失していることが確認されたことに対する申し入れ
平成25年 8月20日	東京電力(株)	福島第一原発 H4タンクエリアからの汚染水漏えい、連続ダストモニタ警報発生、作業員の身体汚染について、漏えい防止・影響調査を申し入れ
平成25年 8月24日	東京電力(株)	福島第一原発の一連の汚染水問題に対して、対策・見通しを示すことを申し入れ

平成25年8月28日	国	福島第一原発における汚染水対策に対する要請
平成25年9月17日	国	台風による大雨の影響で、地上タンクや堰から汚染水が漏えいしたことに対する要請
平成25年9月27日	東京電力(株)	汚染水拡大を防止するためのシルトフェンス切断トラブルに対する申し入れ
平成25年10月3日	東京電力(株)	福島第一原発の汚染水貯留タンク上部からの漏えいトラブルに対する申し入れ
平成25年10月15日	東京電力(株)	福島第一原発 H4 エリアタンク、4号機原子炉建屋、タービン建屋東側護岸を知事が現地調査した際の申し入れ
平成25年11月28日	国	与党の第三時提言「原子力災害からの復興加速化に向けて」を受けての要請
平成25年12月19日	東京電力(株)	福島第一原発5・6号機廃炉の報告を受けて、今後、取り組むべき事項について申し入れ
平成25年12月23日	東京電力(株)	福島第一原発のタンク基礎部からの漏えい事象に関する申し入れ
平成25年12月24日	東京電力(株)	福島第一原発 H4 タンクの漏えいに関する申し入れ
平成25年12月25日	国	「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」に対する国への要請
平成26年2月20日	国	Sr90及び全 β の測定方法誤り、2号機原子炉压力容器底部温度計の損傷、汚染水貯留 H6 北エリアのタンク上部からの漏えいなどのトラブルが連続して発生したことに対する要請
平成26年2月25日	東京電力(株)	H6 エリアタンクからの汚染水漏えい、2号機原子炉压力容器底部温度計の損傷、Sr 及び全 β の測定誤り、4号機使用済燃料プールの冷却一時停止など作業上のミス等により連続して発生したトラブルに対し、リスク管理徹底、作業マニュアル等の見直し、情報提供を速やかかつ正確に行うという基本姿勢・意識の徹底について申し入れ
平成26年3月20日	東京電力(株)	多核種除去設備（ALPS）の処理停止トラブルに対する申し入れ

国の会議への参加

廃炉に関する会議は、原子力施設全般の安全性を審議する原子力規制庁、健全な原子力発電所の監督を行う経済産業省資源エネルギー庁、政府の中枢である内閣府等で行われる。それぞれの会議に専門部会が置かれ、廃炉計画が議論されている。県では、各検討会にオブザーバーとして参加し、必要な意見を述べている。

機 関	検 討 会
原子力規制庁	<ul style="list-style-type: none">原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会（オブザーバー）<ul style="list-style-type: none">汚染水対策検討ワーキンググループ海洋モニタリングに関する検討会
資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none">汚染水処理対策委員会（オブザーバー）<ul style="list-style-type: none">トリチウム水タスクフォース（オブザーバー）陸側遮水壁タスクフォース高性能多核種除去設備タスクフォース廃炉・汚染水対策現地調整会議（オブザーバー）
内閣府	<ul style="list-style-type: none">廃炉・汚染水対策チーム

通報連絡要綱・通報連絡協定

1 通報連絡要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づいて定められた要綱であり、連絡事項及び連絡体制から成り立っている。

(1) 連絡事項

連絡事項には、福島第一原発及び福島第二原発から、県原子力安全対策課、県原子力センター及び立地4町（双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）へ行うこととされている「定期連絡（8項目）、事前連絡（5項目）、緊急連絡（17項目）」が定められている。

(2) 連絡体制

連絡体制には、「送受信者及び責任者の選任・連絡方法・連絡送受信簿の備え付け・通報連絡担当者会議・緊急時の通信手段の整備」が含まれている。

(3) 通報連絡担当者会議

円滑な通報連絡体制を維持するため、立地4町、周辺9市町村及び東京電力(株)の通報連絡担当者で構成する県主催の会議。

○ 平成26年度中の開催状況（平成27年2月27日時点）

- ・ 第1回 平成26年4月17日
- ・ 第2回 平成26年5月14日
- ・ 第3回 平成26年7月3日
- ・ 第4回 平成26年8月5日
- ・ 第5回 平成26年9月4日
- ・ 第6回 平成26年9月3日
- ・ 第7回 平成26年10月1日
- ・ 第8回 平成26年11月6日
- ・ 第9回 平成27年1月9日
- ・ 第10回 平成27年2月26日

2 通報連絡協定の見直し

(1) 見直しの背景

- ・ 福島第一原発、福島第二原発事故発生以降、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定された関係周辺市町村の範囲を実態に応じて拡大運用し、災害対策の事前情報としてのトラブル等についても、同様な範囲で規定する必要性が生じた。
- ・ 使用済燃料プールの冷却停止等、災害後の原子力発電所の状況に関する通報事項について明確に規定する必要性が生じた。

(2) 見直しの内容

A 通報連絡協定の締結市町村の範囲の拡大

- ・ いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村及び飯館村（7市町村）において、新たに東京電力(株)との通報連絡協定を締結。
- ・ 広野町及び浪江町においては、隣接する発電所に関する通報連絡協定を締結していたが、

見直しにより両発電所を対象とすることにした。広野町は締結し、浪江町は協議中である。

B 通報連絡の対象事象の追加等

- 原災法で規定された通報（第10条、第15条、第25条）、核燃料の冷却機能の停止、窒素封入設備の停止、発電所敷地境界のモニタリングポスト $2 \mu\text{Sv/h}$ の上昇を検出した場合（原災法10条は $5 \mu\text{Sv/h}$ ）等を、「発生後直ちに報告する事項」として追加した。
- 廃止措置に向けた中長期ロードマップにおける進捗状況や取組等を、「定期的に報告する事項」として追加。廃止措置に伴う設備等の新設や、発電所敷地の利用の変更を工事着手の「事前に報告する事項」として追加した。
- 冷温停止の維持を確認できるプラントパラメータ等を、「定期的に報告する事項」として追加した。
- 放射性物質で汚染された廃棄物等（汚染水処理に伴う汚泥やセシウム吸着塔、ガレキ、伐採木）の保管状況を、「定期的に報告する事項」として追加した。
- 発電所の建設、運転（原子炉の起動）に関する事項は全て削除した。

C 連絡体制の強化

- 災害等により通信が途絶した場合には、東京電力(株)は衛星携帯電話等の通信手段を携帯した連絡員を県及び市町村に派遣する規定を設けた。
- 災害等による電話輻輳時でも比較的つながりやすいとされる携帯電話メールを活用し、平時から電話やファックスを補完するものとして運用を行うこととした。

(3) 協定の締結、運用について

A 県及び立地4町（双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）

安全協定に基づく通報連絡要綱を平成24年7月25日改定。同月26日より新たな運用を開始。

B いわき市

通報連絡協定を平成24年7月25日に締結。同月26日より運用開始。

C 田村市、川俣町、広野町、川内町、葛尾村、飯舘村

通報連絡協定を平成24年8月9日締結（広野町は同日改定）。

同月10日より運用開始。

D 南相馬市

通報連絡協定を平成25年4月25日締結。同月26日より運用開始。

E 浪江町

現行の通報連絡協定を今後改定予定。

地域防災計画（原子力災害対策編）の概要

項 目	概 要
第1 総則	
1 目的	○ 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定した原子炉及び停止した原子炉から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止するため等に必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な事務又は業務の遂行によって県民の安全を図る。
2 計画の性格	○ 「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、この計画に定めるもの以外の対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編および地震・津波災害対策編）」に準拠する。
3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	○ 原子力災害は、自然災害と異なり、放射線による被ばくが五感に感じられない等の特殊性を有することから、住民への放射線等に関する知識の普及、関係機関の教育訓練及び資機材の整備等の必要な体制を確立する。また、原子力災害と自然災害が相前後して発生した場合、停電や通信障害等により情報収集が困難になることから、通信の多重化や非常用電源設備への整備等必要な体制をあらかじめ確立する。
4 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲（以下、「重点区域」という。）	○ 重点区域は、福島第一原発事故の際、国が避難指示した地域を考慮して、暫定的に定める。地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は、この区域を含む市町村とする。 (1) 暫定的な重点区域の範囲 PAZ 福島第一原発、第二原発からそれぞれ5kmを目安に行政区画地形等を考慮して設定する UPZ いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村全域） (2) 暫定的な重点区域以外の区域への対応 不安解消のため、情報提供、空間放射線の測定、健康診断を行う。
5 防災関係機関の事務または業務の大綱	○ 関係機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成する。
6 広域的な活動体制	○ 原子力防災対策は、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が技術的な助言を行うことを始めとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努める。
7 本県以外で発生した原子力災害への対応	○ 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、発生した都道府県への応援のため、必要な事務または業務を行う。

第2 原子力災害事前対策	本章は、予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。
1 原子力発電所における予防措置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、原子力発電所の安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずるものとする。 ○ 原子力事業者防災業務計画の作成等に当たっては、県との協議を行い、本計画との整合を保つものとする。
2 報告の徴収、立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、必要に応じ、原災法に基づく事業所への立入検査を行い、原子力災害予防のための措置が適切に行われているか確認する。
3 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、本計画の作成、防災訓練の実施等について、平常時により原子力防災専門官との密接な連携を図る。 ○ 緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリングの実施等について、地方放射線モニタリング対策官と密接な連携をはかる。
4 情報の収集・連絡体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関は、夜間・休日にも対応できる通報連絡体制を整備するとともに、専用回線網等の緊急時の通信手段を確保する。
5 災害応急体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関は、職員の参集体制など災害応急体制に係る事項を検討し、必要な体制を整備し、手順書、マニュアル等を定める。
6 緊急事態応急対策拠点施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、県、関係町及び事業者は、OFCの施設、設備、資機材、資料等について適切に維持を行い、平常時から訓練等に活用する。
7 環境放射線モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、緊急時モニタリング実施体制及び適確な精度の測定能力の維持を行う。 ○ 国、市町村、事業者と協力し、緊急時モニタリング計画を策定する。
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整備するとともに、総合情報通信ネットワーク、広報車等の整備を図る。 ○ 県は、住民相談窓口の設置等についてその方法、体制等について定める。 ○ 県は、要配慮者及び一時滞在者に対する伝達体制及び設備の整備に努める。 ○ 県は、インターネットホームページ等の多様な広報媒体の活用体制の整備に努める。
9 避難収容活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、関係市町村における広域避難計画の作成を支援するとともに、他の市町村への避難について調整し広域避難計画を作成する。
10 緊急輸送活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警察は、緊急時の道路交通管理体制等の整備に努める。 ○ 災害発生時の輸送準備のために、輸送施設等を点検する。 ○ 県は、国等から派遣される専門家の移送協力について、あらかじめ定める。
11 緊急被ばく医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、緊急被ばく医療ネットワークを構築し、医療組織体制、派遣体制等の整備を図るとともに、緊急被ばく医療活動マニュアルを整備し、緊急被ばく医療活動等に必要医薬品、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。

12 消防活動体制等の整備	○ 県は、緊急・救助等に必要な資機材の整備を進めるとともに、関係市町村等に対して消火活動用資機材等の整備について助言する。
13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	○ 関係機関は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。
14 原子力防災対策上必要な資料の整備	○ 県及び関係町は、応急対策の的確な実施に必要な社会環境に関する資料等を整備し、対応拠点施設に備え付ける。
15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	○ 県は関係町等と協力して、平常時から原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。また、暫定的な重点区域以外の住民に対しても知識の普及に努める。 ○ 防災知識の普及と啓発に際しては、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
16 防災業務関係者に対する教育	○ 県及び関係市町村は、国とともに防災業務関係者に対する研修を実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。
17 原子力防災に関する訓練	○ 県、関係町等は、国等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と防災技術の向上を図るため、防災訓練を定期的実施する。 ○ 防災訓練の実施にあたり、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫する。 ○ 訓練終了後、評価を行い改善点を明らかにし、必要に応じマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組む。
18 原子力発電所上空の飛行規制	○ 国の規制に基づき原子力関係施設付近の上空の飛行はできる限り避ける。 ○ 事業者は、原子力施設を示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努める。
19 計画に基づく行動マニュアル等の整備	○ 関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、手順等を定めたマニュアル等を整備する。
20 暫定的な重点区域以外の区域に対する体制の整備	○ 県は、暫定的な重点区域以外の区域に対する対応について、必要な体制を整備し、マニュアル等に定める。
21 特定事象未満の事象に対する体制の整備	○ 県は、特定事象に至らない放射能等放出事象に対して、警戒するために必要な体制等を整備し、マニュアル等に定める。
22 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	○ 県は、本県以外で発生した原子力災害に対して、必要な体制を整備し、マニュアル等に定める。 ○ 県は、関係道府県との相互応援協定に基づき、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、必要な要員及び資機材等の相互派遣等を実施する。

23	原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表	○ 県は、原子力災害事前対策の整備について、関係機関の協力を得て取りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表する。
第3 原子力災害応急対策計画		本章は、原災法第10条通報後の対応及び原子力緊急事態宣言が発出された場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
1	事故状況の把握及び連絡	○ 特定事象には至っていないものの、その可能性のある事故等が発生した場合には、事業者は関係機関への連絡に備える。 ○ 原子力発電所の原子力防災管理者は、特定事象発見等の場合、直ちに、通報連絡系統図により、県及び関係町等に同時にファクシミリで文書を送付する。
2	災害対策本部の設置	○ 知事は、発電所から特定事象発生のお知らせを受信した等の場合、速やかに県災害対策本部、原子力現地災害対策本部を設置する。
3	緊急事態応急対策拠点施設における活動	○ 県は、原子力災害合同対策協議会等が組織される場合に、あらかじめ指定した職員を対応拠点施設に派遣し、関係機関と共同して、情報の収集・伝達及び応急対策活動を行う。
4	住民等に対する指示の伝達と広報	○ 県は、原子力発電所から特定事象発生のお知らせを受信した場合、国の判断結果等を確認した後、直ちに報道機関に対して緊急報道の実施を要請する。 ○ 広報の一元化を図るため報道責任者を定め、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用する。
5	緊急時環境放射線モニタリング	○ 県は、原子力発電所から警戒事象発生のお知らせを受信した場合等において、モニタリング準備を開始する。 ○ 県は、特定事象発生時、国の緊急時モニタリングセンター立ち上げに協力する。
6	退避及び避難	○ 県及び市町村は、原子力発電所から警戒事象のお知らせ受信後、屋内避難等の準備、モニタリング情報の収集等を開始するとともに、指定避難所等の開設準備、住民輸送車両の確保、広報車等の準備を行う。 ○ 関係市町村長は、国からの指示または独自の判断により、避難指示または応急対策を実施する。 ○ 県は、災害の態様により他市町村への住民の避難が必要な場合、広域避難計画に基づき、受け入れ市町村に対し収容施設の供与等を指示する。 ○ 「屋内退避及び避難に関する指標」について、原子力災害対策指針に準じる。
7	立入制限措置等	○ 現地対策本部（警察班）は、防護対策区域に係る立入制限を実施する。
8	犯罪の予防等社会秩序の維持	○ 現地対策本部（警察班）は、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、治安確保に努める。
9	飲食物の摂取制限等	○ 県は、防護対策区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取を禁止するよう関係町に指示するとともに、テレビ等による広報を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲食物摂取制限に関する指標」について、原子力災害対策指針に準じる。
10 緊急被ばく医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急被ばく医療は、初期被ばく医療、二次被ばく医療、三次被ばく医療に分類され、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく者等が発生した場合にも対応するものとする。 ○ 県は、一般医療及び必要に応じ緊急被ばく医療に対処するため、現地本部に医療班を設置し、救護所などにおけるスクリーニング等の医療活動を実施する。 ○ 事業者、消防機関、初期及び二次被ばく医療機関等が連携し、迅速な対応を行うものとする。 ○ 安定ヨウ素剤の予防服用については、原子力災害対策指針を踏まえるものとする。また県は、医療班に安定ヨウ素剤配布チームを設置する。 ○ メンタルヘルス（心の健康）対策については、県は国、市町村、地域医師会等と協力して適切に実施するものとする。
11 救助・救急・消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要な資機材を確保するなどの措置を講じる。 ○ 県は、市町村等から消防活動について応援要請があった時等は、消防庁、県内他市町村等に対し、応援を要請する。
12 緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。 ○ 県警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行い、緊急輸送の交通を確保する。
13 防災業務関係者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「防災業務関係者の放射線防護に係る指標」について、実効線量が50ミリシーベルトとする。ただし、人命救助等やむを得ない作業を実施する場合には100ミリシーベルトとする。 ○ 各機関は、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査等の措置を行う。
第4 原子力災害中長期対策	本章は、原子力緊急事態が解除された場合の事後対策を示したものであるが、これ以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
1 放射性物質による環境汚染への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、国の指示等をもとに、関係機関と連携し、放射性物質による環境の汚染への対応を行う。
2 緊急事態解除宣言後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、解除宣言の後も、事後対策や被災者の生活支援を行う。
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者等と協力して環境放射線モニタリングを実施し、結果を速やかに公表する。
4 心身の健康相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、国及び関係市町村と連携し、周辺地域の居住者に対し健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

5 災害地域住民に関わる記録等の作成	<p>○ 県と市町村は、避難等の措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明及び避難所等においてとった措置等を記録することに協力する。</p> <p>○ 県は、汚染状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。</p>
6 適正な流通の促進	<p>○ 県は、国及び市町村と連携し、風評被害等の未然防止又は影響軽減のため、広報活動及び物価の監視を行うものとする。</p>
7 被災者等の生活再建等の支援	<p>○ 県は国及び市町村と連携し、被災者の生活再建のための仕組みを構築し、支援に努める。</p>
8 被災中小企業等に対する支援	<p>○ 県は国と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸し付けを行い、相談窓口を設置する。</p>
9 復旧・復興事業からの暴力団排除	<p>○ 県は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>
10 災害対策本部の解散	<p>○ 知事は、解除宣言後、応急対策がおおむね完了したと認める等の時に、災害対策本部及び現地本部を解散する。</p>

原子力防災訓練の実施

県と広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町では防災関係機関の協力を得て、防災関係者の原子力災害対策計画の熟知と防災関係機関の行う緊急時防災活動の円滑化と相互の協力体制を強化し、地域住民の安全確保と原子力防災意識の向上を図ることを目的として、原子力防災訓練を実施してきた。これまでの訓練の実施状況は、次のとおりである。

表 昭和58年度から平成25年度までの原子力防災訓練の実施状況

年度 (回数)	実施日時	実施場所 (中心会場)	参加 機関数等	訓練形態
S58 第1回	S58.11.30 9:00~14:30	福島第一原発周辺地域 (大熊町)	52機関 699名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
S60 第2回	S60.11.29 9:00~12:00	福島第二原発周辺地域 (富岡町)	18機関 181名	通報連絡、緊急時のモニタリングに関する部分訓練
S62 第3回	S63.1.26 10:00~16:15	福島第一原発周辺地域 (富岡町)	57機関 635名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H元 第4回	H元.11.10 8:30~15:30	福島第一原発周辺地域 (双葉町)	57機関 835名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H3 第5回	H3.11.14 8:30~15:30	福島第二原発周辺地域 (楡葉町)	56機関 848名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H5 第6回	H5.11.30 8:30~15:15	福島第一原発周辺地域 (大熊町)	60機関 1,131名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H7 第7回	H7.11.22 8:30~15:30	福島第二原発周辺地域 (富岡町)	68機関 1,494名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H9 第8回	H9.11.20 8:00~15:00	福島第一原発周辺地域 (双葉町)	50機関 1,535名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H11 第9回	H12.2.3 9:20~10:35 H12.2.4 9:40~12:05	福島第二原発周辺地域 (楡葉町)	150機関 1,965名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H12 第10回	H12.11.28 8:00~12:00	福島第一原発周辺地域 (大熊町、双葉町)	144機関 776名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練(通信連絡、OFC運営、住民広報、住民避難)
H13 第11回	H13.11.28 8:30~15:00	福島第二原発周辺地域 (楡葉町、富岡町)	170機関 1,480名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練(通信連絡、OFC運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等)

H14 第12回	H14.11.8 8:00~15:10	福島第一原発周辺地域 (大熊町、双葉町)	200機関 1,600名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練（通信連絡、県災対本部運営、OFC 運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等）、事故プラント復旧訓練
H15 第13回	H15.11.28 8:00~15:10	福島第二原発周辺地域 (楡葉町、富岡町)	230機関 1,587名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練（通信連絡、県災対本部運営、OFC 運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等）、事故プラント復旧訓練
H16 第14回	H16.11.24 7:45~14:40	福島第一原発周辺地域 (大熊町、双葉町)	147機関 1,082名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的な訓練として現地対応訓練（通信連絡訓練、OFC 運営、現地本部運営、参集、住民避難、立入制限等） 個別訓練を下記のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> • 通信連絡訓練 (H16.10.19 31機関 101名) • 緊急被ばく医療活動訓練 (H16.11.5 4機関 48名) • 緊急時環境放射線モニタリング訓練 (H16.11.12 9機関 46名)
H17 第15回	H17.11.14 13:00~17:00 H17.11.15 8:00~14:40	福島第二原発周辺地域 (楡葉町、富岡町)	161機関 2,304名	国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、OFC 運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難、立入制限等） 個別訓練を下記のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> • 通信連絡訓練 (H17.11.30 29機関 80名)
H18 第16回	H19.2.6 12:40~15:00 H19.2.7 7:50~15:00	福島第一原発周辺地域 (大熊町、双葉町)	160機関 2,300名	国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、OFC 運営（ブラインド（シナリオ非掲示）方式の訓練導入）、災害対策本部設置・運営、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難（広域避難含む）、立入制限措置等）

				個別訓練を下記のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> • 緊急時環境放射線モニタリング訓練 (H18.11.16 8機関 43名) • 通信連絡訓練 (H18.11.27 32機関 103名)
H19 第17回	H19.10.22 12:30~17:00 H19.10.23 8:00~15:00	福島第二発電所周辺施設 (楡葉町、富岡町)	215機関 2,093名 (延べ 2,872 名)	国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練 (通信・連絡・参集・初動体制確立、OFC 運営 (ブラインド (シナリオ非揭示) 方式の訓練導入)、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難 (漁船避難含む)、立入制限措置、発電所内応急対策 (自衛消防隊による消火訓練) 等) 個別訓練を下記のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> • 通信連絡訓練 (H19.10.3 36機関 104名)
H20 第18回	H20.10.21 13:00~18:00 H20.10.22 7:30~13:00	福島第一原発周辺施設 (大熊町、双葉町)	275機関 4,011人 (延べ 5,559 人)	国が主催する原子力総合防災訓練と併せて行う一般住民参加を含めた総合的訓練 (通信・連絡・参集・初動体制確立、OFC 運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難 (漁船避難含む)、物資搬送、立入制限措置、発電所内応急対策 (自衛消防隊による消火訓練) 等) 他に個別訓練を下記のとおり実施 <ul style="list-style-type: none"> • 通信連絡訓練 (H20.10.2 37機関 119名) • 緊急時環境放射線空中モニタリング事前訓練 (H20.10.16 18機関 40名)
H21 第19回	H21.12.22 8:30~14:30	福島第二原発周辺施設 (楡葉町、富岡町)	146機関 1,349人	原子力発電施設に対するテロ攻撃を想定した国民保護共同訓練と併せて実施。 総合的訓練 (通信連絡・緊急対処事態対策本部等設置運営、OFC 運営、救急搬送等、緊急時モニタリング、住民避難、避難住民等救援、住民広報等)

				個別訓練を下記のとおり実施 ・緊急時環境放射線モニタリング訓練 (H21.11.18~19 8機関 48名) ・通信連絡訓練 (H21.12.14 35機関 98名)
H22 第20回	H22.11.25 12:30~17:00 H22.11.26 8:30~15:00	福島第一原発周辺施設 (大熊町、双葉町)	203機関 2,402名 (延べ 3,095 名)	国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練(通信・連絡・参集・初動体制確立、OFC運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動(救護所活動を含む)、住民広報、住民避難、物資搬送、立入制限措置、発電所内応急対策等) 個別訓練を下記のとおり実施 ・通信連絡訓練 (H22.11.11 35機関)

年度	実施日時	訓練形態	実施場所	参加機関
H23	震災対応優先のため実施せず			
H24				
H25	H25.6.26	通信連絡訓練	自治会館	関係市町村、県警察本部、双葉消防本部、東京電力(株)
	H25.9.20	通信連絡訓練	自治会館	国関係機関、県関係機関、関係市町村、県警察本部、関係警察署、関係消防本部、関係消防署、防災関係機関、隣接県、東京電力(株)
	H25.12.26	通信連絡訓練、 広報訓練	自治会館(通信連絡訓練) 檜葉町、富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町(広報訓練)	原子力規制庁、OFC、環境再生事務所、関係町、自衛隊、県警察本部、双葉警察署、双葉消防本部、東京電力(株)
	H26.2.28	通信連絡訓練	自治会館	国関係機関、県関係機関、全市町村、関係警察、全消防本部、関係消防署、防災関係機関、隣接県、東京電力(株)

平成26年度の防災訓練の実施状況は以下のとおり（平成27年3月3日現在）。

○ 原子力防災住民避難訓練（本編のとおり）

○ 通信連絡訓練

第1回 平成26年5月28日

- ・ 実施場所 自治会館3階大会議室
- ・ 目的 人事異動により新たに通信連絡訓練担当となった者及び、新たに器機を整備した機関における、通信連絡体制の確認と操作方法の習熟を目的とする。
- ・ 参加機関 国関係機関、県関係機関、関係市町村、関係消防本部、東京電力㈱
- ・ 訓練方法 あらかじめ訓練日時を指定して実施。
- ・ 訓練内容 原子力発電所からの原子力災害特別措置法（以下、「原災法」）第10条通報に基づき、緊急時連絡網システム及び衛星携帯電話を使用した通信連絡訓練を実施した。

第2回 平成26年10月16日

- ・ 実施場所 自治会館3階大会議室
- ・ 目的 各関係機関の緊急時対応能力の向上
- ・ 参加機関 国関係機関、県関係機関、全市町村、関係警察、全消防本部、関係消防署、防災関係機関、隣接県、東京電力㈱
- ・ 訓練方法 あらかじめ訓練日時を指定し、全市町村及び全消防本部を加えて、第1回より参加機関を拡大して実施。
- ・ 訓練内容 福島第一原発及び第二原発での同時発災を想定した原災法第25条通報に基づく通信連絡訓練や、PAZでの避難指示及びUPZでの屋内退避指示についてTV会議等を利用した訓練を実施した。

第3回 平成26年11月20日（原子力防災住民避難訓練と併せて実施）

- ・ 実施場所 自治会館3階大会議室
- ・ 目的 関係機関の緊急時対応能力の向上
- ・ 参加機関 国関係機関、県関係機関、全市町村、関係警察、全消防本部、関係消防署、防災関係機関、隣接県、東京電力㈱
- ・ 訓練方法 あらかじめ訓練日時を指定して実施
- ・ 訓練内容 警戒事象発生の通報から原災法第10条通報、第15条通報等の通信連絡訓練を実施した。また、国からの避難指示及び安定ヨウ素剤服用指示等の連絡も実施した。さらに、通信器機が使用できなくなった場合も想定し、衛星回線による通信連絡や衛星系回線によるTV会議接続を実施した。

第4回 平成27年3月3日

- ・ 実施場所 自治会館3階大会議室
- ・ 目的 関係機関の緊急時対応能力の向上
- ・ 参加機関 国関係機関、県関係機関、全市町村、関係警察、全消防本部、関係消防署、防災関係機関、隣接県、東京電力㈱
- ・ 訓練方法 訓練日時を指定せず実施（3月2日から4日に実施することのみ通知）
- ・ 訓練内容 原子力発電所からの原子力災害特別措置法（以下、「原災法」）第10条通報に基づき、緊急時連絡網システム及び衛星携帯電話を使用した通信連絡訓練を実施した。

福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 原子力発電所の設置に対応し、県民の安全確保の徹底と原子力行政の適正かつ円滑な運営をはかるため、福島県原子力行政連絡調整会議（以下「原子力行政会議」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 原子力行政会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 原子力発電所の設置に伴う周辺地域の環境の安全対策に関すること。
- (2) 原子力発電所環境放射能等測定基本計画の策定に関すること。
- (3) 原子力行政執行上必要な情報交換に関すること。
- (4) その他原子力行政会議が必要と認める事項。

(構 成)

第3条 原子力行政会議は、次の職にある者をもって構成する。

副 知 事	生 活 環 境 部 長
直 轄 理 事	保 健 福 祉 部 長
総合安全管理担当理事	商 工 労 働 部 長
総 務 部 長	農 林 水 産 部 長
企 画 調 整 部 長	土 木 部 長

(議長及び副議長)

第4条 原子力行政会議に議長及び副議長を置く。

2. 議長に副知事を、副議長に生活環境部長をもって充てる。
3. 議長は原子力行政会議に関する事務を総理する。
4. 副議長は、議長に事故あるとき、その職務を代理する。

(幹事会の設置)

第5条 原子力行政会議に、会議に付議すべき事案の整理及び軽易な事項について協議させるため幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
3. 幹事会は、議長の指名する者が主宰する。

(専門委員の任命)

第6条 原子力行政会議の運営に関し、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、県の職員及び学識経験者を有する者のうちから知事が任命する。
3. 専門委員の任期は2年とする。ただし、現委員の任期中にあらたに任命された専門委員の任期は、現委員の任期の残任期間とする。
4. 専門委員は、再任することができる。

(会議等の開催)

第7条 原子力行政会議の会議（以下「会議」という。）及び幹事会は、必要の都度開催する。

2. 会議及び幹事会は、議長が招集する。

(意見等の聴取)

第8条 会議又は幹事会において意見又は説明を聞く必要があると認めるときは、専門委員、国の関係機関の職員、原子力発電所安全確保連絡会議の委員又は原子力発電所施設管理者等の出席を要請することができる。

(事務局)

第9条 原子力行政会議の会議の庶務は、生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が会議にはかって定める。

附 則

この要綱は、昭和48年6月4日から実施する。

昭和51年6月1日一部改正

昭和52年4月1日一部改正

昭和53年4月1日一部改正

平成元年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

(別 表)

知 事 直 轄	広 報 課 長
	総合安全管理課長
総 務 部	総 務 課 長
企 画 調 整 部	企 画 調 整 課 長
	エ ネ ル ギ ー 課 長
生 活 環 境 部	生 活 環 境 総 務 課 長
	原子力安全対策課長
	環境評価景観室長
	水・大気環境課長
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 総 務 課 長
	医 療 看 護 課 長
	薬 務 課 長
商 工 労 働 部	商 工 総 務 課 長
農 林 水 産 部	農 林 企 画 課 長
	水 産 課 長
土 木 部	土 木 企 画 課 長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の 実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故収束及び廃炉（以下「廃炉等」という。）の取組が安全かつ着実に進められることが、福島への復旧・復興並びに避難者の帰還の大前提である。

これまで原子力行政を担ってきた国は、前面に立ち、世界の英知を結集の上、総力を挙げて廃炉等に取り組む責任がある。

また、事業者である東京電力株式会社は、あらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて廃炉等に取り組む責務がある。

発電所の立地県、町である福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下これらを「乙」という。）並びに事業者である東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、国の責任のもと、丙が行う廃炉等に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺地域住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全確保、敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（東京電力の責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の支援を得ながら、汚染水対策やトラブルの未然防止にあらゆる手段を用いて対応し、一刻も早く事故を収束するとともに、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち全社を挙げて安全かつ着実に取り組むものとする。

2. 丙は、廃炉等に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺地域住民の安全確保のため、関係法令及び福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）を遵守し、周辺地域の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺地域住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとする。

3. 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉等に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うとともに、新技術の開発、施設の改善を強力に推進するものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（施設の新増設等に対する事前了解）

第3条 丙は、実施計画の変更を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2. 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（技術検討会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による事前了解に関して技術的視点から安全面を確認するため、

甲、乙、学識経験者等で構成する福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

2. 技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
3. 技術検討会は事前了解に関する事項について、発電所の状況確認を行うことができるものとする。
4. 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、技術検討会は丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

（福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認）

第5条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。以下「設置要綱」という。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、設置要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び設置要綱第6条第2項に規定する環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉等に係る安全確保の取組を確認するものとする。

（放射能の測定等）

第6条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

2. 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。
4. 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。
5. 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

（立入調査）

第7条 甲、乙又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- (2) 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

2. 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲、乙又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

（状況確認）

第8条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

2. 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

（適切な措置の要求）

第9条 甲、乙又は協議会は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、

丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

2. 丙は、前項の規定に基づき甲、乙又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲、乙又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第10条 甲、乙、協議会又は技術検討会は、第7条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第4条第3項及び第8条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第11条 発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して周辺地域住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第12条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺地域住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第13条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出抑制及び線量低減)

第14条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するとともに、敷地内の除染等を行い、敷地境界線量の低減を着実にを行うものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第15条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。

また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

1. この協定は、平成27年1月7日から実施する。

2. 福島県、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社が昭和51年3月22日に締結した福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「旧協定」という。）は、平成27年1月6日限り廃止する。
3. この協定の締結前に旧協定の規定により行われた行為は、この協定の規定に基づく行為とみなす。この協定締結の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

平成27年1月7日

甲	福島県知事	内堀雅雄
乙	双葉町長	伊澤史朗
	大熊町長	渡辺利綱
丙	東京電力株式会社	
	代表執行役社長	廣瀬直己

東京電力株式会社福島第二原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、富岡町及び楡葉町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、東京電力株式会社福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

第1条 丙は、発電所の建設及び保守運営にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

2. 丙は、原子炉発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（計画等に対する事前了解）

第2条 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2. 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（通報連絡）

第3条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。

2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（放射能の測定等）

第4条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺（以下「周辺」という。）の環境放射能及び温排水等の調査測定を実施するものとする。

2. 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めるときは、環境放射能及び温排水等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

（技術連絡会の設置）

第5条 甲、乙及び丙は、環境放射能の測定計画の策定及び測定結果の評価・解析に関すること並びに発電所の安全確保及び信頼性向上に関することについて協議を行うため、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）を設置するものとする。

2. 技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
3. 特に必要があると認めるときは、技術連絡会に学識経験者等を出席させることができるものとする。

（測定結果の提出）

第6条 甲及び丙は、第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果を技術連絡会に提出するものとする。

(測定結果の公表)

第7条 第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果は、技術連絡会の評価を経たのち、甲が公表するものとする。ただし、技術連絡会の審議を経ることができない緊急な事情があるときは、甲、乙及び丙は相互に連絡のうえ公表するものとする。

(立入調査)

第8条 甲又は乙は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の保守及び管理の状況等について特に必要と認めた場合

2. 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は乙は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第9条 甲又は乙は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う環境放射能の測定、発電所の保守及び管理、その他発電所の安全確保に関する事項について、状況確認を行うことができるものとする。

2. 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲又は乙は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第10条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づく立入調査の結果、安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ丙に適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要な場合は甲又は乙から直接丙にこれを求めることができるものとする。

2. 丙は、前項の規定に基づき甲又は乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(立入調査を行う者及び状況確認を行う者の選任)

第11条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づき立入調査を行う者及び第9条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定により選任した職員に対し、身分証明書を交付し、立入調査等の際はこれを携帯させるものとする。

3. 身分証明書の様式は、甲又は乙がそれぞれ別に定めるものとする。

(損害の補償)

第12条 発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 甲及び乙は、周辺の安全確保に関し緊密な連絡を保つため、地元関係町とともに福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2. 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(協力の要請)

第14条 連絡会議がその運営にあたって丙に協力を求めた場合は、丙はこれに応ずるものとする。

(協定の改訂)

第15条 この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれか

らもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定による改訂を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

1. この協定は、昭和51年4月1日から実施する。
2. 福島県と東京電力株式会社が昭和48年2月19日締結した原子力発電所の安全確保に関する協定は、昭和51年3月31日限り廃止する。

附 則

この協定は、昭和57年3月30日から実施する。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成3年3月18日

甲 福 島 県 知 事
乙 富 岡 町 長
 檜 葉 町 長
丙 東 京 電 力 株 式 有 限 公 司
 取締役社長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る 周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県、双葉町及び大熊町並びに東京電力株式会社は、平成27年1月7日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第17条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

1. 第1条第2項関係

関係法令等の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性物質の放出の低減、漏えいの防止及び管理の徹底に必要な技術開発の促進
- (2) 放射線業務従事者の被ばくを低減するために必要な措置
- (3) 請負企業等に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

2. 第1条第3項関係

- (1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるために必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。
- (2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。
- (3) 丙は、事故直後に緊急的に設置した設備等の品質保証の改善について、確実に取り組むものとする。

3. 第2条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

4. 第2条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、原子力災害対策特別措置法に基づくものとする。

5. 第3条関係

- (1) 事前了解の対象については、実施計画の変更を伴う施設等の新增設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの（以下「対象となる施設等」という。）とする。また、事前了解を得る時期については、対象となる施設等に係る工事の着工までとする。
ただし、上記の規定にかかわらず、丙から協議を受け、甲及び乙が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、対象となる施設等に係る実施計画の変更認可申請を原子力規制委員会に提出する前に、計画の概要を記述した文書（以下「事前了解願い」という。）をもって、甲及び乙に提出し説明するとともに、甲及び乙の議会の求めに応じて説明す

るものとする。

(3) 丙は、周辺地域住民の線量当量の評価をはじめとした施設等の安全性に係る原子力規制委員会の審査状況について、甲、乙及び技術検討会に説明するものとする。

(4) 甲及び乙は、技術検討会の検討結果が報告されたときは、速やかに、周辺地域住民の安全確保に係る事項を協議し、丙に事前了解願いに対する回答を行うものとする。

(5) 丙は、事前了解を得た後、周辺地域住民の線量当量の評価等について増加があった場合には、改めて甲及び乙に協議するものとする。

6. 第4条第2項関係

技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱に定めるものとする。

7. 第4条第4項、第8条関係

甲、乙、協議会又は技術検討会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8. 第5条関係

設置要綱は、別紙のとおりとする。

9. 第7条関係

(1) この規定に基づき立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り協議会で実施するものとする。

(2) 乙が特に必要であると認めるときは、福島第二原子力発電所への立入調査に立ち会うことができるものとする。

(3) 甲、乙又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

10. 第9条関係

(1) 甲、乙又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

ア 第7条第1項の規定に基づく立入調査又は第8条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

イ 第2条に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

(2) 甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。

11. 第11条関係

この規定に基づく補償又は賠償は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して生じ、相当の因果関係が認められる損害の補填とし、精神的損害、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害等に対する補填を含むものとする。

12. 第12条関係

(1) 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施に当たって、甲及び乙、求めに応じて甲及び乙の議会に対して説明するとともに、十分に意見を聞き、理解を得るものとする。

(2) 県民への情報提供に当たっては、廃炉等に向けた取組の実施内容や工程、進捗状況等につい

て、わかりやすく丁寧に行うものとする。

13. 第13条関係

丙は、原子力防災対策の実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制を整備するとともに、教育訓練を実施するものとする。また、丙は、甲及び乙の原子力防災計画に基づき必要な通信機器等の整備等、原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

14. 第15条関係

丙は、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化といった安全衛生に関わる事項については、請負企業等を含めて、着実に取り組むものとする。

附 則

1 平成27年1月7日から実施する。

2 福島県、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町及び東京電力株式会社が昭和51年4月1日に締結した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について」のうち、福島第一原子力発電所の事項については、本運用によるものとする。

平成27年1月7日

甲	福島県生活環境部長	長谷川 哲 也
乙	双葉町長	伊 澤 史 朗
	大熊町長	渡 辺 利 綱
丙	東京電力株式会社	
	原子力運営管理部長	五十嵐 信 二

東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、双葉町、大熊町、富岡町及び楡葉町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、昭和51年3月22日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

1. 第1条第1項関係

関係諸法令の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性廃棄物の放出低減
- (2) 放射線業務従事者の被ばく低減
- (3) 請負事業者に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

2. 第1条第2項関係

(1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるに必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。

(2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。

3. 第2条関係

(1) 事前了解の対象とするものは、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの、並びに復水器の冷却に係る取排水施設とする。

(2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、その計画の概要を記述した文書をもって、甲及び乙に提出するものとする。

なお、この計画の概要書には、周辺地域住民の線量当量の評価に関する事項及び復水器の冷却に係る取排水に関する事項を含むものとする。

4. 第3条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

5. 第3条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱（別紙1）に定めるものとする。

6. 第4条関係

乙に環境放射能等の測定体制が整備されたときは、乙も測定の実施主体とするよう協定第4条及び第6条の改正を行うものとする。

7. 第5条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱（別紙2）に定めるものとする。

8. 第8条関係

- (1) この規定に基づき甲又は乙が立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り甲乙合同で実施するものとする。
- (2) 乙が特に必要あると認めるときは、乙に立地する発電所以外の発電所（東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所）への立入調査に立ち会うことができるものとする。
- (3) 甲又は乙が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲及び乙の職員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

9. 第9条関係

- (1) この規定に基づき甲又は乙が状況確認を行う場合は、原則として甲乙合同で実施するものとする。
- (2) 甲又は乙が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲及び乙の職員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

10. 第10条関係

甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。

11. 第12条関係

この規定に基づく補償は、事故等に起因して、風評による農林水産物の価格低下、その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合は、その損害を補償することを含むものとする。

12. 第13条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保連絡会議の組織及び運営に必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱（別紙3）に定めるものとする。

附 則

昭和51年4月1日から実施する。

昭和57年3月30日一部改正

昭和60年12月27日一部改正

附 則

平成3年4月1日から実施する。

平成3年3月18日

福島県保健環境部長
双 葉 町 長

大 熊 町 長
富 岡 町 長
檜 葉 町 長
東京電力株式会社
原子力業務部長

(別紙1)

原子力発電所に関する通報連絡要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

- 甲 福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター
- 乙 双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町
- 丙 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
東京電力株式会社福島第二原子力発電所

第一 連絡事項

- 1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。
 - (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
 - (2) 発電所の定期検査の実施計画及びその実施結果
 - (3) 発電所の停止状況
 - (4) 発電所の工事計画の概要
 - (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
 - (6) 核燃料の保管状況
 - (7) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況
 - (8) 品質保証活動の実施状況
- 2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。
 - (1) 核燃料を輸送するとき。
 - (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
 - (3) 協定第2条の規定による事前了解の対象となるものを除き、原子炉等規制法に基づく施設の変更（一部施設の廃止を含む。）をしようとするとき。
 - (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップに基づく取組として、敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。
 - (5) その他必要と認められる事項
- 3 丙は、甲及び乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。
 - (1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。
 - (2) 核燃料（熔融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
 - (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
 - (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
 - (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
 - (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - (7) 原子炉施設に故障があったとき。
 - (8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。

- (9) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (14) 敷地内において火災が発生したとき。
- (15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (17) その他必要と認められる事項

第二 連絡体制

1 送受信者及び取扱い責任者の選任

甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

2 連絡方法

次のとおりとするが、原子力発電所において震度6弱以上の地震が観測され第一第3項の連絡の必要がある場合、あるいは第一第3項第1号の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、丙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲及び乙に派遣し必要な情報を常に甲に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、丙が連絡員を派遣できない場合、丙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 連絡事項のうち1及び2の事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 連絡事項のうち3については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県生活環境部長、乙は町長、丙は発電所長とする。
- (4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。
ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。
- (5) 丙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲及び乙に通知しておくものとする。また、甲及び乙に派遣された連絡員は、第二第1項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対し

て連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。

(6) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。

ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る事項

(ア) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、富岡町及び楡葉町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所

(イ) (ア)の連絡を受けて、東京電力株式会社福島第二原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを富岡町及び楡葉町に連絡する。

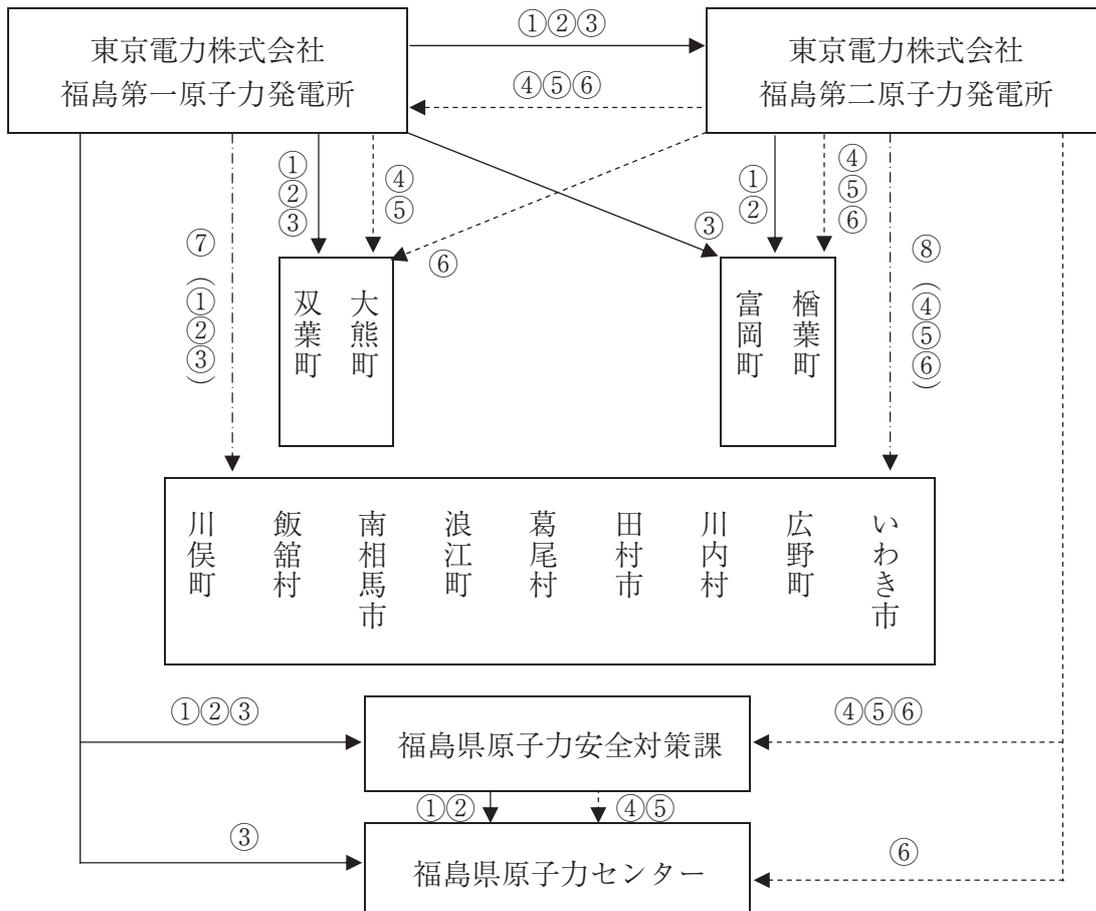
イ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る事項

(ア) 東京電力株式会社福島第二原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、双葉町及び大熊町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、富岡町、楡葉町及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所

(イ) (ア)の連絡を受けて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを双葉町及び大熊町に連絡する。

(参考図)



- ▶ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関する連絡経路
 - ① 「定期的に」連絡する事項（要綱第一の1の事項の連絡経路）
 - ② 「事前に」連絡する事項（要綱第一の2の事項の連絡経路）
 - ③ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一の3の事項の連絡経路）
- ▶ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に関する連絡経路
 - ④ 「定期的に」連絡する事項（要綱第一の1の事項の連絡経路）
 - ⑤ 「事前に」連絡する事項（要綱第一の2の事項の連絡経路）
 - ⑥ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一の3の事項の連絡経路）
- ▶ 別に締結された通報連絡協定による連絡経路
 - ⑦ 協定第1条の1、2及び3の事項（上記①②③に相当）
 - ⑧ 協定第1条の1、2及び3の事項（上記④⑤⑥に相当）

3 連絡送受信簿の備え付け

甲、乙及び丙は、それぞれ下記様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

様式1（一般用）

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容)	件 名		

様式2（事故・故障等発生時第一報用）

第 一 報

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
[件 名] [発 生 場 所] [発 生 日 時] [発生時の状況] [放射能の影響] [ECCS系の状況] [その他の事項]			

4 通報連絡担当者会議

甲は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

5 緊急時の通信手段の整備

甲は、乙に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の連絡手段の整備に協力するものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和51年6月1日	一部改正
昭和53年4月1日	一部改正
昭和57年3月30日	一部改正
昭和60年12月27日	一部改正
平成元年4月1日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正

附 則

この要綱は、平成5年1月22日から実施する。

平成6年4月1日	一部改正
----------	------

附 則

この要綱は、平成10年4月22日から実施する。

平成13年4月25日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成18年1月1日	一部改正
平成20年4月1日	一部改正
平成22年8月1日	一部改正

附 則

この要綱は、平成24年7月26日から実施する。

(別紙2)

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。

第一 構成

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）は、別表第1の機関名欄に掲げる機関ごとに、当該機関の長がその職員の中から指名した同表の人数欄に掲げる人数の委員をもって構成する。

第二 所掌事務

技術連絡会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 環境放射能測定の基本計画及び実施要領の策定に関すること。
- (2) 環境放射能測定結果の評価・解析に関すること。
- (3) 環境放射能に関する情報交換に関すること。
- (4) 事前了解に係る技術的事項に関すること。
- (5) 原子力発電所の安全性に関係する事故・故障等に関すること。
- (6) その他安全確保及び信頼性向上のため特に必要と認められること。

第三 学識経験者等の意見の聴取

技術連絡会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。

第四 議長

1. 技術連絡会に議長を置く。
2. 議長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）をもって充てる。
3. 議長は、技術連絡会及び第六の規定に基づく幹事会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 議長は、議長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。

第五 安全対策部会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第4号から第6号までに掲げる事項について協議を行わせるため、安全対策部会（以下「部会」という。）を置く。
2. 部会に属すべき委員は、別表第2の機関名欄に掲げる機関の長が、それぞれ同表の人数欄に掲げる人数を指名する。
3. 部会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。
4. 部会長は、福島県生活環境部原子力安全対策課長をもって充てる。
5. 部会長は、部会の会議を招集し、議事の運営に当たる。
6. 部会長は、部会長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。
7. 技術連絡会は、部会の協議をもって技術連絡会の協議とするものとする。

第六 幹事会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第1号から第3号までに掲げる事項について事案の整理を行わせるため、幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表第1の区分欄の甲及び丙の職員の中から議長が委嘱する。

第七 技術連絡会等の開催

1. 技術連絡会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。
2. 部会は、必要の都度開催する。
3. 幹事会は、必要の都度開催する。

第八 報告等

1. 技術連絡会は、甲及び丙の環境放射能の測定結果を評価したときは速やかに甲、乙及び丙に報告するものとする。
2. 技術連絡会は原則として毎年、前年度に係る環境放射能の測定に関する評価の結果を報告書としてまとめ、甲、乙及び丙に提出するものとする。
3. 技術連絡会は、部会において協議を行ったときは速やかに甲及び乙に報告するものとする。

第九 補 則

1. 技術連絡会の事務は、福島県生活環境部原子力安全対策課で行う。
2. この要綱に定めるもののほか、技術連絡会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成3年4月1日から実施する。
2. 昭和51年4月1日に定めた福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱は、廃止する。
平成6年4月1日 一部改正
平成9年6月30日 一部改正
平成13年4月1日 一部改正
平成14年4月1日 一部改正
平成15年4月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正

別表第1 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会

区 分	機 関 名	人 数
甲	福 島 県 生 活 環 境 部	2
	福 島 県 原 子 力 セ ン タ ー	2
	福 島 県 環 境 セ ン タ ー	1
	福 島 県 環 境 医 学 研 究 所	1
	福 島 県 水 産 試 験 場	1

乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楢葉町	2
丙	東京電力株式会社本店	2
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	2
	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	2

(福島県生活環境部の人数には議長を含む)

別表第2 安全対策部会

区分	機関名	人数
甲	福島県生活環境部	2
	福島県原子力センター	2
乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楢葉町	2

(福島県生活環境部の人数には部会長を含む)

(別紙3)

福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づき設置する福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「会議」という。）の運営は、この要綱の定めるところによる。

第一 構成

会議は次の構成員をもって組織する。（以下「委員」という。）

福島県生活環境部長	大熊町長
南相馬市長	富岡町長
浪江町長	楡葉町長
双葉町長	広野町長

第二 運営

1. 会議においては主として技術連絡会の報告、原子力発電所の安全確保に関する情報交換を行い、かつ、そのために必要な次の事業を行う。
 - (1) 情報交換
 - (2) 研修
 - (3) 調査及び研究
 - (4) 陳情及び要請
 - (5) その他会議が必要と認める事業
2. 会議が必要と認めるときは、関係行政機関、学識経験者又は原子力発電所関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第三 会長

1. 会議に会長を置く。
2. 会長は地方公共団体の長である委員の中から会議において互選する。
3. 会長は会議を代表し、会務を統轄する。
4. 会長に事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 会長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第四 会議

1. 会長は会議を招集し、その議長となる。
2. 会議は必要の都度開くものとする。
3. 会議には委員の指名する当該所属職員の代理出席を認めるほか、必要な所属職員を陪席させることができる。

第五 その他

1. 会議の経費は各委員において負担するものとする。
2. 会議の事務局は会長の所属する地方公共団体に置く。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和53年4月1日 一部改正

平成6年4月1日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成18年1月1日 一部改正

東京電力株式会社〇〇〇〇原子力発電所に係る 通報連絡に関する協定書

〇〇町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の〇〇〇〇原子力発電所に係る異常時の通報連絡等に関し、福島県の立会いのもと、次のとおり協定する。

（通報連絡事項）

第1条 乙は、甲に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に基づき乙が定めた原子炉施設保安規定の緊急事態を発令したとき。
- (2) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (3) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 原子炉を起動し、及び停止したとき。
- (5) 発電機を並列し、及び解列したとき。
- (6) 原子炉施設に故障があったとき。
- (7) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
- (8) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

（連絡体制及び連絡方法）

第2条

1. 連絡体制

甲及び乙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、乙は、送信について、正副の通報連絡担当者を定め、甲に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

2. 連絡方法

- (1) 前条に規定する事項の連絡については、原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (2) 前号の文書の宛先等は、甲は町長、乙は発電所長とする。

(協定の改訂)

第3条 この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲及び乙いずれからも、その改訂を申し出ることができる。この場合において、福島県の立会いのもと、甲及び乙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項については、福島県の立会いのもと、甲及び乙が協議して、別に定めることができるものとする。

附 則

この協定は、平成10年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書3通を作成し、甲、乙及び福島県それぞれ1通を保有する。

平成10年3月26日

締結者

発 電 所	甲	乙	立 会 人
福島第一原子力発電所	浪 江 町 長	東京電力(株)原子力管理部長	福島県生活環境部長

原子力発電所に係る通報連絡に関する協定書

〇〇町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に係る通報連絡等に関し、福島県の立会いのもと、次のとおり協定する。

（連絡事項）

第1条

- 1 乙は、甲に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。
 - (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
 - (2) 発電所の定期検査の実施計画及びその実施結果
 - (3) 発電所の停止状況
 - (4) 発電所の工事計画の概要
 - (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
 - (6) 核燃料の保管状況
 - (7) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況
 - (8) 品質保証活動の実施状況
- 2 乙は、甲に対し次の事項を事前に連絡するものとする。
 - (1) 核燃料を輸送するとき。
 - (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
 - (3) 原子炉等規制法に基づく施設の変更（一部施設の廃止を含む。）をしようとするとき。
 - (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップに基づく取組として、敷地利用の変更、設備等の設置をしようとするとき。
 - (5) その他必要と認められる事項
- 3 乙は、甲に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。
 - (1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。
 - (2) 核燃料（熔融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
 - (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
 - (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
 - (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
 - (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - (7) 原子炉施設に故障があったとき。
 - (8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
 - (9) 原子炉内で異物を発見したとき。
 - (10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
 - (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
 - (12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において

人の立入制限等の措置を講じたとき。

- (13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (14) 敷地内において火災が発生したとき。
- (15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (17) その他必要と認められる事項

(連絡体制)

第2条

1 送受信者及び取扱い責任者の選任

甲及び乙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、乙は、送信について、正副の通報連絡担当者を定め、甲に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

2 連絡方法

次のとおりとするが、原子力発電所において震度6弱以上の地震が観測され第1条第3項の連絡の必要がある場合、あるいは第1条第3項第1号の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、乙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲に派遣し必要な情報を常に甲に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、乙が連絡員を派遣できない場合、乙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 連絡事項のうち1及び2の事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 連絡事項のうち3については、原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前2号の文書の宛先等は、甲は町長、乙は発電所長とする。
- (4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。
ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。
- (5) 乙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲に通知しておくものとする。また、甲に派遣された連絡員は、第2条第1項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対して連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。

3 連絡送受信の備え付け

甲及び乙は、それぞれ下記様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

様式1（一般用）

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容) 件名			

様式2（事故・故障等発生時第一報用）

第 一 報

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
[件 名] [発 生 場 所] [発 生 日 時] [発生時の状況] [放射能の影響] [ECCS系の状況] [その他の事項]			

4 通報連絡担当者会議

円滑な通報連絡体制を維持するため、福島県は、甲及び乙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

5 緊急時の通信手段の整備

福島県は、甲に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の通信手段の整備に協力するものとする。

(協定の改訂)

第3条 この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲及び乙いずれからでも、その改訂を申し出ることができる。この場合において、福島県の立会いのもと、甲及び乙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第4条 この協定の実施において規定に反する事由が発生した場合は、その当事者は、速やかに原因調査を行い、結果及び再発防止のために講じた措置について、その相手及び福島県に報告するものとする。

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、福島県の立会いのもと、甲及び乙が協議して、別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。
- 2 この協定成立の証として、協定書3通を作成し、甲、乙及び福島県それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 〇〇
 〇〇長

乙 東京電力株式会社
 代表執行役社長

立会人 福島県
 福島県知事

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱

(目 的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた取組について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関する事。
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関する事。
- (3) 東京電力(株)福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組に関する事。
- (4) 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められる事。

(組 織)

第3条 協議会は、知事が選任する学識経験者(以下「専門委員」という。)及び別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会における事項の説明者として、別表2に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員)

第4条 専門委員は、15名以内とする。

- 2 専門委員の任期は2年以内とする。ただし、現専門委員の任期中に新たに選任された専門委員の任期は、現専門委員の残任期間とする。
- 3 専門委員は、再任することができる。

(会 議)

第5条 協議会の会長は、福島県生活環境部長をもって充てる。

- 2 会長は、必要の都度、会議を招集し、議事の運営に当たる。
- 3 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に、特定の事項について協議するため、次の部会を置く。

- (1) 労働者安全衛生対策部会
 - (2) 環境モニタリング評価部会
- 2 会長は、必要の都度、部会を招集し、会長が指名する部会長が、議事の運営に当たる。
 - 3 部会は、別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。
 - 4 会長が必要と認めるときは、専門委員又は関係機関の職員を、部会の構成員とすることができる。
 - 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
 - 6 部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。

7 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から実施する。

別表1

福島県生活環境部
いわき市
田村市
南相馬市
川俣町
広野町
楡葉町
富岡町
川内村
大熊町
双葉町
浪江町
葛尾村
飯館村

別表2

経済産業省
原子力規制委員会
東京電力株式会社

(平成27年2月27日現在)

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 平成26年度構成員名簿

1 専門委員

氏名	専門	備考
石田 順一郎	放射線防護	独立行政法人日本原子力研究開発機構 福島技術本部福島環境安全センター 特任参与
大越 実	放射性廃棄物処理	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 福島技術本部福島環境安全センター兼務
岡嶋 成晃	原子力工学 (原子炉物理)	独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学研究センター長 原子力エネルギー基板連携センター長 (兼務)
兼本 茂	制御工学	公立大学法人会津大学 コンピュータ理工学部 教授 (情報システム学部門)
宍戸 文男	放射線医学	公立大学法人福島県立医科大学医学部 教授 (放射線医学講座)
柴崎 直明	水文地質学	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授
高橋 隆行	ロボット工学	国立大学法人福島大学副学長 共生システム理工学類 教授 (人間支援システム専攻)
寺坂 晴夫	機械工学	公立大学法人会津大学 先端情報科学研究センター 教授
中村 晋	地震工学	学校法人日本大学工学部土木工学科 教授
田上 恵子	環境放射能	独立行政法人放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター 廃棄物技術開発チーム 主任研究員
長谷川 雅幸	原子力工学 (材料工学)	国立大学法人東北大学 名誉教授
原 猛也	水産資源学	公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所 研究参与
藤城 俊夫	原子力工学 (機械工学)	一般財団法人高度情報科学技術研究機構 参与
村山 武彦	リスク管理論	国立大学法人東京工業大学大学院 総合理工学研究科環境理工学創造専攻 教授
吉田 望	地震地盤工学	学校法人東北学院大学工学部環境建設工学科 教授

2 県、市町村

所 属 機 関	職 名	氏 名
福島県生活環境部	部長	長谷川 哲 也
〃	次長（県民安全担当）	玉 根 吉 正
〃	原子力安全対策課課長	渡 辺 仁
〃	放射線監視室室長	和 田 穰
〃	原子力センター所長	古 山 友 美
いわき市行政経営部原子力対策課	課長	津 田 一 浩
田村市原子力災害対策課	課長	七 海 茂
南相馬市復興企画部危機管理課	課長	高 野 公 政
川俣町総務課	課長	佐 藤 光 正
広野町環境防災課	課長	根 本 茂
檜葉町環境防災課	課長	阿 部 和 宏
富岡町生活環境課	課長	横須賀 幸 一
川内村住民課	課長	三 瓶 敏 彦
大熊町企画調整課	課長	池 沢 洋 一
双葉町復興推進課	参事兼課長	駒 田 義 誌
浪江町復興再生事務所帰町準備室	所長兼室長	山 本 邦 一
葛尾村総務課	参事兼課長	松 本 松 男
飯舘村総務課	課長	中井田 榮

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 労働者安全衛生対策部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、労働者安全衛生対策部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃止措置等作業従事者の安全確保に関すること。
- (2) 廃止措置等作業従事者の雇用適正化に関すること。
- (3) 廃止措置等作業従事者の要員確保に関すること。
- (4) 廃止措置等作業環境の安全確保に関すること。
- (5) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。なお、指名した職員は必要に応じ、同じ機関の他の職員に変更することができる。

厚生労働省	福島労働局		
原子力規制庁			
福島県	企画調整部	地域づくり総室	エネルギー課
〃	保健福祉部	健康衛生総室	地域医療課
〃	商工労働部	商工労働総室	雇用労政課

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員とする。

経済産業省
東京電力株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年9月17日から実施する。

(参考) 部会長以外の生活環境部の構成員	① 原子力安全対策課長
	② 原子力専門員
	③ 放射線監視室長
	④ 原子力センター所長

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 環境モニタリング評価部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、環境モニタリング評価部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 原子力発電所周辺モニタリングの計画に関すること。
- (2) 原子力発電所周辺モニタリングの結果に関すること。
- (3) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。

福 島 県 保健福祉部
 〃 農林水産部

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員とする。

原子力規制委員会
経済産業省
東京電力株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課放射線監視室において処理する。

附 則

この要領は、平成25年6月11日から実施する。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱

(目 的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた東京電力株式会社及び国の取組みについて、安全かつ着実に進むよう県民の目で確認していくことを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 会議は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 別表1に掲げる市町村から推薦のあった者
 - (2) 別表2に掲げる団体から推薦のあった者
 - (3) 学識経験者
- 2 前項(3)の学識経験者は、知事が選任する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任を妨げない。
- 4 会議には、議長を1名置く。
- 5 議長は、学識経験者より選任する。
- 6 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 7 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第3条 会議は、必要の都度、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、会議における説明者として、別表3に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項等)

第4条 会議では、次の事項に関する協議等を行う。

- (1) 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- (3) 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組状況
- (4) 前各号のほか、原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保の取組状況等

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月4日から施行する。

別表 1

市 町 村	1	いわき市
	2	田 村 市
	3	南相馬市
	4	川 俣 町
	5	広 野 町
	6	楡 葉 町
	7	富 岡 町
	8	川 内 村
	9	大 熊 町
	10	双 葉 町
	11	浪 江 町
	12	葛 尾 村
	13	飯 舘 村

別表 2

団 体	1	福 島 県 女 性 団 体 連 絡 協 議 会
	2	公益財団法人福島県老人クラブ連合会
	3	福 島 県 P T A 連 合 会
	4	福 島 県 消 費 者 団 体 連 絡 協 議 会
	5	福 島 県 生 活 協 同 組 合 連 合 会
	6	公益財団法人福島県観光物産交流協会
	7	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
	8	福島県飲食業生活衛生同業組合
	9	福 島 県 商 工 会 議 所 連 合 会
	10	福 島 県 商 工 会 連 合 会
	11	福 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
	12	福 島 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会
	13	福 島 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会
	14	福 島 県 森 林 組 合 連 合 会
	15	福 島 県 酪 農 業 協 同 組 合

別表 3

機 関	1	東京電力株式会社
	2	経 済 産 業 省
	3	原子力規制委員会

原子力発電のあゆみ

福島県関連年表

年	月 日	事 項
昭和35 (1960)	5・10	県、原子力産業会議に加盟し、原子力発電所立地調査を行い、大熊・双葉地点が適地であることを確認
	11・29	県開発公社（現福島県土地開発公社、以下同じ）、東京電力(株)原子力発電所用地の水質調査を行い、用地買収の受託を決定
	12・20	県、東京電力(株)に対して双葉郡に原子力発電所誘致のため敷地を提供する旨表明 〃〃 原子力発電所誘致のための土地調査に関し、県議会で質問
昭和36 (1961)	1・23	大熊町議会、原子力発電所の誘致を県知事に陳情
	4・17	大熊町議会、原子力発電所の誘致を東京電力(株)と関係代議士に陳情
	6・-	東京電力(株)、大熊地点が最適と判断し、早期に土地取得を手配すべきことを確認
	9・19	大熊町議会、原子力発電所誘致促進を議決
	〃・-	大熊、双葉両町長、原子力発電所の誘致及び事業促進にかかる陳情書を県と東京電力(株)に提出
	〃・30	大熊町議会、用地買収の誓約書を議決
昭和38 (1963)	10・22	双葉町議会、原子力発電所誘致を議決
	7・21	双葉郡町村議会議員大会、大熊町原子力発電所の早期実現方要望を採択
	10・3	東京電力(株)、大熊地点196万㎡のうち一般民有地95万㎡の取得のため、知事に用地買収あっせんを依頼
昭和39 (1964)	12・-	県開発公社、東京電力(株)の用地買収を受託
	5・-	県開発公社、大熊、双葉町の議員で構成する両町合同の開発特別委員会に用地買収の基本方針を説明
	7・-	県開発公社、町長立会いのもとに地権者の承諾書を取付け
	〃・22	県開発公社、東京電力(株)との間に「用地取得等の委託に関する契約」を締結
	11・27	法人所有地101万㎡の売買契約が成立し、東京電力(株)発電所用地を確保
	〃・30	東京電力(株)、原子力発電所建設計画を発表（1号機は昭和41年度から着工）
	12・1	東京電力(株)、大熊町に福島調査所を設置
〃・8	知事、県議会で東京電力(株)の原子力開発構想を説明	
昭和40 (1965)	9・-	県開発公社、昭和38年12月から買収に着手した用地を東京電力(株)に引き渡す（287,643坪）
	11・10	県開発公社、第二期用地買収に着手（双葉町側）
	12・1	東京電力(株)、福島原子力発電所建設準備事務所を設置
昭和41 (1966)	3・31	県開発公社、東京電力(株)との間に第二期地点につき取得業務の委託契約を締結
	4・-	東京電力(株)、原子炉の炉型を米国 GE 社の「沸騰水型軽水炉」と決定

年	月 日	事 項
昭和41 (1966)	4・4	電源開発調整審議会、福島原子力発電所1号機計画を承認（以下順次各号機計画を承認）
	7・1	東京電力(株)、福島原子力発電所1号炉の設置許可申請書を提出
	8・30	双葉郡町村議員大会、双葉原子力地帯開発計画調査の実施方要望を採択
	12・1	内閣総理大臣、福島原子力発電所1号炉設置を許可（沸騰水型軽水炉（以下同型炉）電気出力40万kW、昭和47年4月7日電気出力46万kW 変更申請許可）
	〃・8	東京電力(株)、米国 GE 社及び GETSCO と一括発注方式による1号機建設の契約を締結
	〃・23	東京電力(株)、漁業権損失補償協定を請戸漁業協同組合外9組合と締結
昭和42 (1967)	1・1	東京電力(株)、福島原子力準備事務所を廃止し、福島原子力建設所を設置
	5・26	浪江町議会、原子力発電所誘致を決議
	7・31	県開発公社、第二期用地買収を完了（349,737坪）
	11・27	南双方部総合開発期成会、原子力発電所誘致を知事に陳情
昭和43 (1968)	1・4	知事、東京電力(株)福島第二原子力発電所の誘致を発表
	〃・5	東北電力(株)、浪江町棚塩地区を建設予定地に内定
	3・29	内閣総理大臣、福島原子力発電所2号炉設置を許可（電気出力78.4万kW）
	〃・〃	国土開発協会、「双葉原子力地区の開発ビジョン」の報告書提出
	6・5	全国原子力発電所所在市町村協議会発足
	〃・15	県開発公社、福島第二原子力発電所の用地を檜葉町、富岡町に求めたい旨両町に申入れ
	〃・21	東京電力(株)、県に原子力発電第二地点の用地取得あっせんを依頼
	12・12	東北電力(株)、浪江町の原子力発電所建設のため県に用地買収を依頼
〃・16	富岡町議会、原子力発電所誘致促進を決議	
昭和44 (1969)	1・27	東北電力(株)、原子力発電所建設計画で浪江町に出力75万kWの2号機を50年着工で建設することを決定
	4・4	県、東京電力(株)と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結
	〃・10	東京電力(株)、福島原子力発電所準備事務所を設置
	〃・25	東京電力(株)、福島第二原子力発電所100万kWを4基、檜葉町、富岡町に建設する旨発表
	6・24	双葉郡町村議会議員大会、原子力発電開発と自治体における安全管理を採択
	〃・25	東京電力(株)、屋外放射線監視装置（モニタリングポスト）6基を設置
	7・31	県開発公社、東京電力(株)と福島第二原子力発電所の用地取得等の委託契約を締結
	12・-	県、原子力発電所安全確保技術連絡会を設置
昭和45 (1970)	1・16	檜葉町議会、福島第二原子力発電所建設用地の町有地処分を議決
	〃・23	内閣総理大臣、福島原子力発電所3号炉設置を許可（電気出力78.4万kW）
	5・11	県開発公社、東北電力(株)との間に用地取得業務の委託契約を締結

年	月 日	事 項
昭和45 (1970)	7・4 〃・5 11・17	福島原子力発電所1号機、燃料初装荷開始 福島原子力発電所1号機、燃料集合体22本で初期臨界 福島原子力発電所1号機、試運転開始
昭和46 (1971)	3・17 〃・19 〃・26 4・5 5・27 〃・〃 6・28 〃・29 7・5 〃・15 8・20 9・23 10・7	県防災会議、原子力災害対策計画を策定 福島第二原子力発電所地点の土地買収交渉まとめ、最終提示価格に知事の特別配慮金1億円を上積み 福島原子力発電所1号機、営業運転開始 県開発公社、福島第二原子力発電所建設に係る民地の売買契約を締結 東京電力(株)、原子炉の欠陥問題について「危険性はない」と発表 富岡町議会、原子炉欠陥問題で原子力問題調査特別委員会を開催 福島原子力発電所1号機、復水器真空低下のため原子炉自動停止 大熊町議会議員全員協議会、原子炉欠陥問題で開催 県、温排水利用養魚事業計画推進協議会を設置 東京電力(株)、福島第二原子力建設準備事務所を開設 東京電力(株)第二地点用地中農用地転用許可(面積171,747㎡) 内閣総理大臣、福島原子力発電所5号炉設置を許可(電気出力78.4万kW) 県開発公社、浪江町に現地駐在室を設置
昭和47 (1972)	1・23 〃・25 4・10 〃・28 6・7 12・- 〃・12 〃・22	内閣総理大臣、福島原子力発電所4号炉設置を許可(電気出力78.4万kW) 県、原子力発電所安全確保連絡会議を設置 福島原子力発電所1号機、蒸気圧力調整器誤作動のため原子炉自動停止 福島原子力発電所1号機、蒸気圧力調整器誤作動のため原子炉自動停止 電源開発調整審議会、福島第二原子力発電所1号機計画を承認(以下順次各号機計画を承認) 県水産試験場、原子力発電所の温排水利用による養殖実験を開始 内閣総理大臣、福島原子力発電所6号炉設置を許可(電気出力110万kW) 福島原子力発電所1号機、原子炉再循環ポンプ制御装置故障のため原子炉自動停止
昭和48 (1973)	1・22 〃・28 2・19 〃・〃 3・19 〃・31 5・1 6・1	県開発公社、浪江町に事務所開設 福島原子力発電所1号機、原子炉再循環ポンプ制御装置故障のため原子炉自動停止 「原子力発電所の安全確保に関する協定」を改正(県の立入調査権を追加) 東北電力(株)、浪江・小高原子力準備事務所を浪江町に開設 東京電力(株)、福島第二原子力発電所建設用地を国有地を含め用地取得完了 県開発公社、福島原子力第二地点に係る用地等を東京電力(株)に引継ぎ 知事、アメリカ原子力発電所の視察結果に基づき安全性について所信を表明 県、大熊町に原子力対策駐在員事務所を開設

年	月 日	事 項
昭和48 (1973)	6・1	科学技術庁、大熊町に原子力連絡調整官事務所を開設
	〃・4	県、原子力行政連絡調整会議を設置
	〃・13	福島第二原子力発電所、広野火力発電所に係る漁業補償が35億円で調印
	〃・25	福島原子力発電所1号機、地下廃棄スラッジ・タンクから放射性廃液をくみ上げ濾過処理中、濾過処理装置のドレン弁が閉止不完全だったため、床面、建屋外に放射性廃液が漏えい
	〃・26	県、福島県原子力発電所1号機の放射性廃液の漏えいに関し、立入調査を実施
	7・2	県、6月26日に実施した立入調査の結果、東京電力(株)に対し福島原子力発電所1号機に類似する施設の総点検など適切な措置を要求
	〃・7	科学技術庁、通商産業省、福島原子力発電所の放射性廃液漏れ事故に関し施設改善命令
	〃・20	東京電力(株)、福島第二原子力発電所の工業用水取水に伴う漁業補償協定を締結
	8・7	県、原子力発電所建設集中地区の双葉5町の環境放射能測定を開始
	9・18	原子力委員会、福島第二原子力発電所1号炉の設置に係る公聴会を福島市で開催
	～19	(「原子炉の設置に係る公聴会開催要領」初適用)
	〃・19	県、原子力対策専門委員会(仮称)を設置の方針決定
	〃・28	富岡町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択
	〃・29	楡葉町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択
	10・4	小高町議会、東北電力(株)原子力発電所誘致を条件付で決議
	〃・8	通商産業省、福島原子力発電所2号機核燃料制御棒が上下逆に取り付けられているのを取り替えるよう指示
	〃・19	県、双葉郡内原子力発電所周辺の放射能測定の結果、異常なしと発表
	11・1	東京電力(株)、福島第一原子力発電所内に「保健安全センター」を設置
	〃・14	福島原子力発電所2号機、試運転開始
	12・1	県、東京電力(株)に対し福島第二原子力発電所・広野火力発電所用の公有水面埋立申請を許可
〃・5	県原子力行政連絡調整会議専門委員会発足	
〃・7	東北電力(株)、相双地域振興計画策定協議会で原子力発電所2基同時建設の計画を修正した旨を表明	
〃・〃	県、相双地域振興計画策定協議会を設置し、「相双地域開発基本構想」について諮問	
〃・19	発電用施設周辺地域整備法の制定促進に関する意見書を県議会において決議	
〃・20	福島原子力発電所2号機、試運転開始	

年	月 日	事 項
昭和48 (1973)	12・27	浪江・小高原子力発電所を巡る浪江町住民と東北電力(株)・国・県・町合同の第1回話し合い
	〃・28	小高町浦尻地区で浦尻原発対策協議会主催の国・県・町・東北電力(株)と地元地権者・住民との話し合い
昭和49 (1974)	1・19	知事、全国知事会でエネルギー危機を原子力発電所で切り抜けよと政府に提言
	〃・21	東京電力(株)、原子力発電・火力発電基地双葉郡内5町に協力金として3億円を支出
	〃・30	浜通り住民216名、福島第二原子力発電所・広野火力発電所建設に係る県の公有水面埋立免許の取消しを提訴
	2・7	日本共産党県委員会、原子炉安全性確認まで操業・建設の中止と東京電力(株)提出の分析化研放射能測定データ公表を県に申入れ
	〃・13	日本科学者会議福島県支部、公開質問状で福島原子力発電所に関する分析化研の放射能測定結果数値に疑惑ありと発表
	〃・15	県、福島原子力発電所の放射能測定データの疑惑に関し、分析化研の数値の事後訂正・東京電力(株)の転記ミス、端数整理方法変更の原因ありと発表
	〃・20	県生活環境部長、日本科学者会議福島支部と共産党県委員会に対し、公開質問状に関し事務上のミスと回答
	〃・22	東京電力(株)、福島第二原子力発電所用水の木戸川取水許可申請書を県に提出
	3・7	県、議会における使用済核燃料の持ち出しに関する質問に対し、全面否定の答弁
	〃・13	県議会、原子力発電の安全確保に関する調査特別委員会設置
	〃・15	浪江町議会、原子力発電所設置促進を決議
	〃・22	県議会原子力発電の安全確保に関する調査特別委員会、使用済核燃料の持出しについては、根拠なしと最終結論
	〃・26	日本共産党、参議院予算委で福島原子力発電所下請業者被ばく問題を追及、科学技術庁長官は調査を約束
	〃・30	東京電力(株)、福島原子力発電所下請の日立製作所作業員に異常なしと科学技術庁に報告
	〃・-	日本工業立地センター、「双葉地域の開発計画」の報告書を作成
	4・1	県、生活環境部環境保全課内に原子力対策係(3名)を発足させ、大熊町の原子力対策駐在員事務所を「原子力センター」に改組
	〃・2	原子力委員会、福島第二原子力発電所1号機に関する住民側提出の疑問点に対する「検討結果説明書」をまとめる
	〃・3	BWR 運転訓練センター(大熊町夫沢)完成
	〃・25	日本社会党、県労協など6団体、「原発建設反対県共闘会議」を結成
	〃・26	東京電力(株)、小名浜海員組合と福島原子力発電所専用港に関し監視体制強化などで合意

年	月 日	事 項
昭和49 (1974)	4・30	内閣総理大臣、福島第二原子力発電所1号炉設置を許可（電気出力110万kW）
	5・4	福島原子力発電所1号機、B-制御棒駆動水圧ポンプシャフト損傷、調査のため原子炉手動停止
	6・1	東京電力(株)、県内原子力発電所等の名称を変更、福島第二原子力建設事務所を福島第二原子力建設所、福島原子力発電所と福島原子力建設所を福島第一原子力発電所と福島第一原子力建設所に変更（以下、福島第一、福島第二）
	〃・28	浜通り住民411名が福島第二原子力発電所の設置許可に対し、行政不服審査法に基づき内閣総理大臣に異議申し立て（昭和49年10月11日棄却決定）
	7・1	木戸川漁業組合員10名、原子力発電所取水に係る総会決議の無効確認の提訴
	〃・18	福島第一・2号機、営業運転開始
	8・2	県温排水調査管理委員会が初会合を開き、調査の具体的内容を検討
	9・6	福島第一・3号機、試運転開始
	10・30	県電源地域整備計画策定協議会発足
	11・8	知事、環境問題産業会議において原子力発電所問題の責任明確化を提唱
	〃・30	県、県内初のジルコニウム95などの核種の発見と環境放射能測定を公表
	12・7	県電源地域整備計画策定協議会、関係市町村の整備計画を承認
昭和50 (1975)	1・7	浜通り住民401名、東京電力(株)福島第二・1号炉の設置許可処分取消しを提訴
	〃・8	水産庁、原子力発電所温排水影響調査を次年度から6カ年計画で福島・福井を対象に実施の方針を決定
	〃・11	福島第一・2号機、原子炉再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉手動停止
	〃・30	県、東京電力(株)に緊急炉心冷却装置用パイプの安全点検を指示
	2・16	東京電力(株)、福島第一・2、3号機の運転を停止し、近く総点検する旨表明
	〃・20	県原子力センター新庁舎、双葉郡大熊町に完成
	〃・25	福島第一・3号機、緊急炉心冷却装置用パイプ検査を終え運転再開
	3・6	東京電力(株)、福島第一・2号機でも異常なしと発表
	〃・9	福島第一・2号機、給水系フランジ部及び浄化系ポンプ軸封部からの漏えい並びに逃し安全弁の排気温度上昇、調査のため原子炉手動停止
	〃・17	県、福島第二原子力発電所周辺陸域エコロジー調査報告書完成
	6・30	県原子力センター環境放射能測定監視テレメータシステム完成
	10・26	県原子力センター、「原子力の日」記念行事開催
	12・24	原子力発電所周辺環境放射線測定値との比較のため、福島市にモニタリングポストを設置
昭和51 (1976)	1・31	福島第一・2号機、復水装置空気抽出器蒸気圧力調整弁グランド漏れ、調整のため原子炉手動停止
	2・10	福島第一・1号機、発電機界磁電圧自動電圧調整器不調のため原子炉自動停止
	3・18	福島第一・2号機、原子炉再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉手動停止

年	月 日	事 項
昭和51 (1976)	3・22	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、立地4町を加えた三者協定へと改定
	ㄥ・27	福島第一・3号機、営業運転開始
	5・24	福島第一・2号機、給水制御系マスターコントローラー回路不調のため原子炉自動停止
	6・1	福島第一・1号機、B-制御棒駆動水圧ポンプのシャフトが損傷、A-ポンプに切替え、原子炉は運転を継続
	ㄥ・3	福島第一・2号機、空調用冷却水漏出のため再循環ポンプMGセット2Aがショートし再循環ポンプ1台が停止したため、2B再循環ポンプに切替え、原子炉は出力を下げて運転を継続
	ㄥ・14	福島第一・2号機、中間停止点検中、炉心スプレイ系配管の一部に異常を発見
	7・15	福島第一・1号機、格納容器内空調設備の故障により格納容器温度が上昇、調査のため原子炉手動停止
	8・12	福島第一・1号機、発電機励磁機回路の故障のため原子炉自動停止
	9・7	福島第一・3号機、速度設定回路不調のためA-再循環ポンプが停止、原子炉は出力を下げ運転を継続
	10・14	福島第一・2号機、主蒸気圧力検出用計装配管溶接部からの蒸気漏れ、調査のため原子炉手動停止
	ㄥ・18	福島第一・3号機、タービン主蒸気閉止弁用制御弁から油漏れ、調査のため原子炉手動停止
	11・22	福島第一・3号機、B-再循環ポンプの電動機中性点接地装置の母線締付部の締付不良により支持絶縁板が損傷し、B-再循環ポンプが停止、原子炉は出力を下げ運転を継続（11月24日手動停止）
昭和52 (1977)	1・15	福島第一・3号機、タービン駆動給水ポンプの制御回路用電源ヒューズ誤開放のため原子炉自動停止
	2・26	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉給水ノズルのひびを発見
	ㄥ・27	福島第一・1号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	3・5	福島第一・3号機、廃棄物処理系の配管修理作業中、作業者が転落
	ㄥ・8	福島第一・2号機、定期検査中、制御棒駆動機構コレットリティナーチューブのひびを発見
	ㄥ・-	県、福島第二原子力発電所建設予定周辺陸域エコロジー調査報告書完成
	4・1	県土地開発公社、浪江・小高原子力発電所建設促進のため、浪江町に支所開設
	ㄥ・7	福島第一・2号機、定期検査中、原子炉再循環系ライザー管のひびを発見
	5・1	浪江・小高原子力発電所予定地に高層気象観測塔が完成し観測開始
	ㄥ・25	福島第一・3号機、定期検査中、制御棒駆動機構コレットリティナーチューブのひびを発見

年	月 日	事 項
昭和52 (1977)	5・28	福島第一・3号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	6・1 ～2	県・大熊町・双葉町、福島第一・1号機の立入調査を実施（同2、3号機については6月7～8日実施）
	〃・13	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉再循環系ライザー管のひびを発見
	〃・〃	県原子力広報連絡会議（5月23日設置）、県原子力センターで初会合
	〃・17	福島第一・2号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	〃・30	県、6月1～2日の福島第一・1号機立入調査について「通報連絡の内容は適正であり被ばく線量は許容限度以内であった」と発表
	8・31	東京電力(株)、「保修訓練所」を設置
	9・6	県、原子力発電所安全確保連絡会議で、昭和52年度調査対象に加えた松葉からコバルト60が最大23pCi（ピコキュリー）/kg、マンガン54が最大30pCi/kg検出されたと公表
	〃・12	福島原子力懇談会設立
	〃・22	福島第一・5号機、試運転開始
	10・28	自治省、県に対して核燃料税の新設を許可
	11・1	福島県核燃料税条例公布（11月10日施行）
	〃・7	県、原子力発電所安全確保連絡会議で海底沈積物からコバルト60が最大136pCi/kg、マンガン54が最大66pCi/kg検出されたと公表
	12・4	原発反対県共闘会議、双葉地方原発反対同盟など主催「住民の生命と健康をおびやかす原発建設に反対する県民総決起集会」開催
昭和53 (1978)	1・12	原子力発電所立地推進懇談会、科学技術庁主催で初会合
	〃・23	木戸川漁協総会決議無効等確認訴訟取下げ
	〃・25	県漁連、東京電力(株)と福島第一原子力発電所の使用済核燃料の海上輸送に伴う「福島第一原子力発電所に関する協定」締結
	〃・26	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉再循環ポンプのフランジ部のひびを発見（手動停止）
	2・24	福島第一・4号機、試運転開始
	4・1	県保健環境部環境保全課原子力対策室発足
	〃・18	福島第一・5号機、営業運転開始
	5・18	県、原子力発電所安全確保連絡会議で海底沈積物からコバルト60が最大218pCi/kg、マンガン54が最大111pCi/kg検出されたことを公表
	〃・29	福島第一・2号機、タービン湿分分離器ドレン水位計較正中、誤作動のため原子炉自動停止
	6・13 ～14	福島第一・1、2、5号機で送電を停止し、宮城沖地震で壊れた送電線がいし取替え

年	月 日	事 項
昭和53 (1978)	6・19	福島第二原子力発電所・広野火力発電所に係る公有水面埋立免許取消訴訟中間判決、住民に原告適格性ないと訴訟却下（原告7月3日控訴）
	〃・22	福島第一・1号機、制御用空気乾燥器の切替弁の誤作動のため原子炉自動停止
	〃・26	内閣総理大臣、福島第二・2号炉設置を許可（電気出力110万kW）
	8・22	科学技術庁長官、県内の原子力発電地域を視察
	9・1	福島第一・3号機、復水器水室清掃作業中、作業員が硫化水素によるガス中毒
	10・12	福島第一・4号機、営業運転開始
	〃・17	県、原子力発電所の温排水を利用する栽培漁業センター建設の基本構想を発表
	11・21	福島第一・4号機、計装用電源回路の誤作動のため原子炉自動停止
	〃・27	福島第二原子力発電所・広野火力発電所建設に係る公有水面埋立免許取消訴訟控訴取下げ
	12・11	福島第一・1号機、定期検査中、6体の燃料集合体で燃料棒のひび割れを発見
昭和54 (1979)	3・8	東北電力(株)、原子力発電所予定地海域調査を3年ぶりに再開
	〃・15	県原子力センター増築落成
	〃・28	米国スリーマイル島原子力発電所2号機（加圧水型軽水炉、出力95.9万kW）事故発生
	4・3	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関し、県内原子力発電所の安全性について一層厳しい姿勢で対処したい旨の談話発表
	〃・4	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関連し、通商産業省、科学技術庁、原子力安全委員会に原子力防災強化などを要請するとともに、東京電力(株)に対し再点検を要請
	〃・23 ～25	資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所の特別保安監査を実施
	〃・27 ～28	県・大熊町・双葉町、米国スリーマイル島原子力発電所に関連した安全確保等に関する再点検のため福島第一原子力発電所（1、3、4号機など）の立入調査を実施
	5・4	福島第一・6号機、試運転開始
	6・6	県、4月27～28日の福島第一原子力発電所立入調査の結果、緊急時対応等について、適切な措置を国を通じて東京電力(株)に要求
	7・17 ～18	県・大熊町・双葉町、福島第一・5号機の立入調査を実施
	〃・20	福島第一・1号機、潤滑水の流量検出リレー不良により海水循環ポンプが停止したため原子炉出力を手動で降下中、「スクラム・デイスチャージ・ボリウム高」の信号により原子炉手動停止
	〃・24	福島第一・3号機、タービン制御系の制御油用小口系配管接続部からの油漏れを発見、調査のため原子炉自動停止

年	月 日	事 項
昭和54 (1979)	8・17	浪江、小高地域開発推進連絡協議会、原子力発電所建設を推進
	〃・21 ～22	県・大熊町・双葉町、福島第一・2号機の立入調査を実施
	9・3	3県知事会（福島・茨城・栃木）、原子力発電所の安全対策、原子力発電所周辺地域振興対策の強化などの推進を決定
	〃・13	資源エネルギー庁、8月23日と9月3日に動燃東海再処理工場へ輸送された福島第一・1号機の使用済核燃料のうち、ひび割れのあるもの1体、スパーサーに損傷あるもの1体の発見を発表
	〃・26	県、7月17～18日及び8月21～22日の福島第一・5号機及び2号機の立入調査について支障なしと発表
	10・17	福島第一・1号機、定期試験中、圧力調整装置の不調による圧力変動のため原子炉自動停止
	〃・24	福島第一・6号機、営業運転開始
	〃・25	資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所へ常駐検査官派遣
	11・4	福島第一・2号機、復水流量変換器の故障により高圧復水ポンプが止まり、原子炉水位が低下したため原子炉自動停止
	〃・19	県「原子力発電所防災対策実施要綱」等をまとめ公表
	〃・30 ～12・1	総評、富岡町で反原発代表者会議を開催
	12・5	県、相双地域をエネルギー地域定住圏とみなす相双地域振興策立案
	〃・14	福島第一原子力発電所と県原子力センター・大熊町・双葉町間に緊急時連絡通報用のホットライン設置
	昭和55 (1980)	1・28
〃・29		県・大熊町・双葉町、スリーマイル島原子力発電所事故に鑑み、安全確認のために福島第一・6号機の立入調査を実施
2・9		福島第一・4号機、格納容器内空調用冷却水の漏えい調査のため原子炉手動停止
〃・13		日本社会党の国会議員原発調査団、福島第一、第二原子力発電所を調査
〃・14		原子力安全委員会、福島第二・3、4号炉の安全性について地元住民等の意見を聞くため第二次公開ヒアリングを福島市の卸町総合センターで開催（陳述人20名、傍聴人312名）
〃・27		知事、県議会でホッキ貝の放射能調査を行う旨答弁
3・8		福島第一・1号機、定期検査中、ジェットポンプ計装ノズルセーフエンドのひびを発見
〃・24		県、1月29日の福島第一・6号機立入調査について、支障なしと発表 また、ホッキ貝の放射能調査結果、コバルト60、マンガン54は検出されずと発表

年	月 日	事 項
昭和55 (1980)	3・29	県、3月3日に実施した福島第一・3号機の立入調査の結果として、東京電力(株)に対し工具、機械の管理及び事故防止対策等について適切な措置を要求
	4・17	福島第一・4号機、炉心スプレイ系の定期試験中、ポンプ起動による振動で原子炉圧力スイッチが誤作動したため原子炉自動停止
	〃・28	福島第一・4号機、「発動機軸受振動大」の誤信号のため原子炉自動停止
	5・15	福島第一・6号機、タービン制御油圧系定期試験中、タービン油圧ポンプ起動時の油圧変動と振動により油圧検出器が誤作動したため原子炉自動停止
	6・6	福島第一・3号機、運転中の補修作業の際、発電機ロックアウトリレーを誤って作動させたため原子炉自動停止
	〃・11	資源エネルギー庁、福島運転管理専門官事務所を双葉町に開設
	7・28	東京電力(株)、地元漁協と「福島県相双沿岸漁業調整基金」で覚書調印
	〃・29	原子力発電関係県議会議長協議会(会長:福島県議長)発足
	8・4	福島県防災会議、原子力防災部会を設置
	〃・〃	通商産業大臣、福島第二・3、4号炉設置を許可(電気出力、各110万kW)
	〃・30	福島第一・1号機、調整運転中、タービン中間調整弁の試験時、湿分分離器水位検出器の誤作動により原子炉自動停止
	9・11	中川科学技術庁長官、福島第一、第二原子力発電所視察
	〃・22	福島第一・2号機、調整運転中、給水制御系の切替スイッチの誤作動のため原子炉自動停止
昭和56 (1981)	3・15	福島第一・2号機、強風のため補助ボイラー煙突上部が折損、原子炉は運転を継続
	〃・24	財団法人福島県原子力広報協会設立総会開催
	〃・-	県、福島第二原子力発電所周辺陸域エコロジー調査報告書完成
	4・1	財団法人福島県原子力広報協会(理事長・田中清太郎)発足
	〃・10	福島第一・1号機、隔離時復水器A系統蒸気側入口配管溶接部近傍からの水漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	〃・18	日本原子力発電(株)敦賀発電所放射性廃液漏えい問題及び事故隠し問題発覚
	〃・20	県、日本原子力発電(株)敦賀発電所事故に鑑み、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所の一般排水路の再点検について要請
	5・12	福島第一・2号機、運転中、電源回路の自動切替え時に瞬断が生じたため、高圧復水ポンプ吐出圧力(低)警報設定器が誤作動 高圧復水ポンプが停止し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止 その後所内電源切替え時に予備の高圧復水ポンプが停止し、原子炉水位がさらに低下したため高圧注水系(ECCS)及び原子炉隔離時冷却系が作動 なお、冷却材の系統からの流出はなかった。

年	月 日	事 項
昭和56 (1981)	5・12 ～13	県・大熊町・双葉町、4月20日に要請した再点検の報告に基づき、福島第一・1～6全号機の立入調査を実施
	6・4	県防災会議、米国スリーマイル島原子力発電所事故に鑑み、県原子力災害対策計画を全面修正
	〃・9	県、5月12～13日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	7・23 ～24	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所のモニタリングポスト等の作動状況、並びに廃液放流時の分析測定状況及び固体廃棄物貯蔵状況などの放射線管理状況調査のため、立入調査を実施
	〃・31	福島第二・1号機、試運転開始
	8・24	県、7月23～24日の福島第一原子力発電所立入調査結果について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	〃・26	福島第二・1号機、試運転中、主タービン制御油圧系配管の継手部からの油漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	9・18	福島第二・1号機、試運転中、タービン湿分分離器水位計が検出部での水の滞留により誤作動したため原子炉自動停止
	〃・〃	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正（昭和56年6月4日県防災会議決定）を承認
	〃・28	福島第一・5号機、調整運転中、給水試料採取系配管の取出継手部からの水漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	10・12	福島第一・6号機、復水器細管の損傷を修理するため原子炉手動停止
	〃・28	福島第二・1号機、試運転中、タービン駆動給水ポンプトリップ試験後、蒸気タービン軸振動が増加したため原子炉自動停止
	11・13	福島第二・1号機、試運転中、出力上昇時、中性子束が中性子束（熱流束相当）高の設定値に達したため原子炉自動停止
	11・19	福島第二・1号機、試運転中、低圧復水ポンプに接続する弁を誤って開き、当該ポンプの吐出圧力が低下したため、高圧復水ポンプ及びタービン駆動給水ポンプが停止し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止。その後さらに原子炉水位が低下したため高圧炉心スプレイ系（ECCS）及び原子炉隔離時冷却系が作動 なお、冷却材の系統からの流出はなかった
	12・3	福島第一・1号機、調整運転中、スクラム排出容器水位検出系の誤信号により原子炉自動停止
	〃・10	福島第二・1号機、試運転中、タービン組合せ中間弁開閉試験時、タービン湿分分離器水位計が検出部での水の滞留により誤作動したため原子炉自動停止

年	月 日	事 項
昭和56 (1981)	12・23	福島第一・5号機、原子炉水位記録計点検時、端子部の接触不良による給水制御系の誤信号により原子炉水位が上昇したため原子炉自動停止
昭和57 (1982)	2・14	福島第一・2号機、調整運転中、給水制御系の主給水制御器の不調のため原子炉自動停止
	3・25	原子力防災会議、原子力災害対策計画を修正（福島第二原子力発電所分を追加）
	ㄥ・30	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」改定（品質保証活動の励行を追加）
	4・1	原子力発電所からの温排水を利用し、放流種苗を量産する福島県栽培漁業センター開所
	ㄥ・20	福島第二・1号機、営業運転開始
	ㄥ・28	福島第一・1号機、巡視点検中、隔離時復水器B系統復水配管の溶接部近傍からの水漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	5・17 ～18	県・楡葉町・富岡町、福島第二・1号機の立入調査を実施
	6・14	県、5月17～18日の福島第二・1号機立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	ㄥ・25	福島第一・6号機、タービンバイパス弁閉表示コイルの故障により、タービン電気油圧式制御装置の電源が喪失し、原子炉自動停止
	ㄥ・28	福島第一・5号機、原子炉再循環系M-Gセット流体継手操作用モーターの不調により再循環流量が増加し、中性子束高により原子炉自動停止
	ㄥ・30	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策修正（昭和57年3月25日県防災会議決定）を承認
	7・6	福島第一・5号機、タービン主蒸気止め弁の動作試験時、テスト用電磁弁の不調により主蒸気止め弁の1弁が全閉、調査のため原子炉手動停止
	ㄥ・24	福島第一・1号機、電気式圧力調整装置の不調により、原子炉圧力が低下したため、主蒸気隔離弁が全閉し、原子炉自動停止
	ㄥ・26	電源立地促進功労者賞として、本県から田畑清太郎氏（双葉町長）、猪狩秀玄氏（楡葉町長）が内閣総理大臣賞、田中金光氏（いわき市長）が通商産業大臣賞を受賞
	8・3	自民党政調会科学技術部会、東京電力(株)福島第一原子力発電所と同福島第二原子力発電所を視察
	10・3	福島県原子力安全行政10周年記念式典、富岡町総合体育館で挙行（県、関係11市町村、県原子力広報協会主催）
	ㄥ・25	福島第一・6号機、格納容器内ドレン量増加により、調査のため原子炉手動停止
	12・20	原子炉再循環系の圧力計用予備座の接続配管溶接部からの漏えいを発見 福島第一・5号機、給水制御回路の最大流量制限器の故障のため、給水流量が減少し、原子炉水位低の信号により原子炉自動停止

年	月 日	事 項
昭和58 (1983)	2・9	県エネルギー問題懇談会の提言まとまる
	〃・10	県、原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議を設置
	〃・17	海洋投棄規定条約の国際会議、「低レベル放射性廃棄物の海洋投棄を一時的に停止する」提案が可決
	〃・〃	福島第一・6号機、定期検査中、蒸発濃縮器の組立作業時、加熱蒸気配管フランジ部に仮設していた閉止板を取り外したところ、熱湯が吹出し作業員が負傷
	3・7	福島第一・3号機、調整運転中、主復水器空気抽出器出口配管に取り付けられている保護破壊板が作動、調査のため原子炉手動停止
	〃・23	県防災会議、原子力災害対策計画を修正（県防災行政無線の整備完了に伴う連絡系統の修正）
	4・20	福島第一・2号機、定期検査中、原子炉圧力容器上蓋予備ノズル（N-6B）の液体浸透探傷検査の結果、内面コーナー部に線状指示を発見
	5・9	福島第二・1号機、国内初の384日間連続運転記録を樹立
	7・27	電源立地促進功労者賞として、遠藤正氏（大熊町長）、遠藤景芳氏（富岡町長）が内閣総理大臣賞を受賞
	8・9	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正（昭和58年3月23日県防災会議決定）を承認
	〃・13	福島第一・1号機、主蒸気加減弁の制御油圧配管からの油漏れにより、主蒸気加減弁が閉止したため、原子炉圧力が上昇し、「中性子束高高」により原子炉自動停止
	〃・26	福島第一・5号機、定格出力運転中、保修のためバイタル電源を予備変圧器に切替中、誤操作によりバイタル電源を喪失したため、給水流量が変動し原子炉自動停止
	9・1	福島第一・4号機、定格出力運転中、巡視点検により、発電機界磁調整器の摺動抵抗器の損傷を発見、補修のため原子炉手動停止
	10・26	遠藤正氏（大熊町長）が原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞
	〃・29	福島第一・6号機、定格出力運転中、主発電機界磁遮断器の誤作動により発電機自動停止、同時に原子炉自動停止
	11・19	福島第一・1号機、電気式原子炉圧力調整装置の不具合により、主蒸気加減弁が急開し主蒸気管圧力が低下したため、主蒸気隔離弁が全閉し、原子炉自動停止
〃・30	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域）	
12・15 ～16	県・楡葉町・富岡町、福島第二・2号機の立入調査を実施	
昭和59 (1984)	1・27	県、昭和58年12月15～16日の福島第二・2号機立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	2・3	福島第二・2号機、営業運転開始

年	月 日	事 項
昭和59 (1984)	2・22 ～23	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	5・5	福島第二・1号機、定格出力運転中、主発電機界磁喪失により主発電機がトリップし、これにより原子炉自動停止
	6・8	国土庁、「電源地域振興特別措置法」に関する検討結果を発表
	7・23	福島第二原子力発電所1号炉の設置許可取消しを求めた行政訴訟、福島地方裁判所で請求棄却の判決
	10・17	福島第一・2号機、定期検査中、高圧注水系手動起動試験の際、復水貯蔵タンク遮へい壁内側の高圧注水系戻り弁より漏えいが発生 漏えい水は、遮へい壁の雨水口を通じて遮へい壁外へ漏出
	11・8	福島第二・1号機、定期検査中、原子炉再循環ポンプ調整運転の際、ポンプ（A）内部に異音が発生 点検の結果、ポンプ水中軸受リングの損傷を発見
	〃・29 ～30	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	〃・30	福島第一原子力発電所、1サイトとしての累計発電量（2億万kW）世界新記録達成
	12・14	福島第二・3号機、試運転開始
	〃・25	県、11月29～30日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
昭和60 (1985)	2・13 ～14	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	4・8	福島第二・2号機、調整運転中、原子炉格納容器内の圧力上昇傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	6・21	福島第二・3号機、営業運転開始
	7・21	電源立地促進功労者として松本一郎氏（広野町長）が通商産業大臣賞を受賞
	8・21	福島第一・1号機、調整運転中、主蒸気管圧力検出器設置場所で、照明工事に係る作業中、誤って足場材を当該検出器ドレン配管に接触させたため、振動で当該検出器が作動し、「主蒸気隔離弁閉」により原子炉自動停止
	〃・23	福島第一・1号機、調整運転中、給水ポンプ最小流量配管の振動が、主蒸気管圧力検出器検出配管との支持構造物共用部を介し、当該検出器検出配管に伝わったため、当該検出器が作動し、「主蒸気隔離弁閉」により原子炉自動停止
	9・2 ～3	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所1号機の火災発生等トラブル及び通報連絡状況等確認のため立入調査を実施
	〃・19	県、9月2～3日の福島第一原子力発電所立入調査の結果として、東京電力(株)に対し異常発生時における通報連絡方法の強化徹底について適切な措置を要求

年	月 日	事 項
昭和60 (1985)	9・24	福島第一・5号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内機器ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	〃・28	福島第二・3号機、定格出力運転中、蒸気タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の駆動用蒸気加減弁制御リンク機構の不調により、当該蒸気加減弁が閉止したため、原子炉への給水流量が少なくなり、「原子炉水位低」により原子炉自動停止
	10・28	原子力センター、科学技術庁「原子力安全功労賞」を受賞
	11・29	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	12・27	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の運用に関する規定と通報連絡要綱の一部改正（協定運用の充実・強化、通報連絡事項の一層の明確化）
昭和61 (1986)	2・9	福島第一・4号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内機器ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	〃・13 ～14	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	3・26	県、2月13～14日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	4・26	ソ連チェルノブイリ原子力発電所4号機（黒鉛減速軽水冷却型炉、出力100万kW）、事故発生
	〃・29	県、科学技術庁の指示により、ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故に伴う環境放射能の特別監視態勢（6月6日、平常の監視態勢に移行）
	〃・30	県、ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故に鑑み、福島第一、第二原子力発電所に対し、より一層安全確保に努めるよう申入れ
	〃・〃	知事、同事故に関し、東京電力㈱に申入れを行ったこと、原子炉型の違い等から同様の事故の恐れはないと思われること、及び情報収集に努める旨の談話を発表
	8・23 ～27	「エネルギーフェア'86」、大熊町と周辺町で全国初開催
	〃・25	福島第一・5号機、調整運転中、給水制御系の不調により、給水流量が増加したため「原子炉水位高」により、原子炉自動停止
	10・13	福島第二・1号機、定格出力運転中、相分離母線ダクト部に異音が発生し、点検、補修のため発電機解列、原子炉はその後手動停止
	11・3	福島第一・2号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内床ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	〃・〃	ドレン量増加の原因は、原子炉再循環系（B）の配管に取付けてある小口系配管の振動による疲労割れが生じたため
	〃・4	福島第一・6号機、定期検査のため出力降下中、高圧復水ポンプ用遮断器の動作検出機構の不動作のため、誤信号により運転中の他の高圧復水ポンプが停止し、「原子炉水位低」により原子炉自動停止

年	月 日	事 項
昭和62 (1987)	1・23	県、大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	2・10	県、1月23日の福島第一原子力発電所の立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	〃・12 ～13	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	〃・20	福島第一・5号機、定格出力運転中、A原子炉再循環ポンプの軸封部の温度にわずかな上昇傾向が見られたので、点検のため、原子炉手動停止 点検の結果、温度上昇の原因は軸封部の摺動面に微細な傷が発生し、再循環水の一部が軸封部に流入したため
	3・13	県、2月12～13日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	4・24	福島第一・5号機、出力上昇中、発電機保護装置用の計器用変流器の導線の腐食断線により、当該保護装置が作動して発電機が自動停止し、引き続き原子炉自動停止
	5・28	原子力安全委員会ソ連原子力発電所事故調査特別委員会、同事故の調査検討の結果、「我が国においては、今回の事故に関連して、現行の安全規制等を早急に改める必要のあるものは見出せない。また、防災対策を変更すべき必要性は見出せない」と結論
	8・25	福島第二・4号機、営業運転開始
	10・26	結城定重氏（楡葉町長）、和田和人氏（東北放射線科学センター事務局次長）、BWR 訓練センター、原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞
	11・25	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
12・25	県、11月25日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表	
昭和63 (1988)	1・26	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	2・18	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	3・18	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプ電動機（B）の上部軸受け部温度にわずかな上昇が見られたため、点検のため原子炉手動停止 当該軸受け部温度上昇の原因は、潤滑油油面検出配管の溶接部から潤滑油がにじみ出し潤滑不足となったため
	〃・22	県、2月18日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
7・27	福島第一・3号機、運転中、原子炉格納容器内にある床ドレンサンプへの流入水の増加が認められたため、原子炉手動停止 原因は、原子炉再循環ポンプ（A）出口側の弁の空気抜き用小口径配管の溶接部からの漏えいのため	

年	月 日	事 項
昭和63 (1988)	11・25	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	12・3	福島第二・3号機、定格出力運転中、「中性子束高」の信号により、原子炉自動停止（原因は原子炉再循環流量の変動幅が一時的に増加したため）
	〃・12	福島第二・3号機、運転中、主蒸気系（B）の弁に作動不具合が発生したため、原子炉手動停止（原因は、当該弁の弁棒が折損したため）
	〃・26	県、11月25日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
昭和64 (1989)	1・6	福島第二・3号機、運転中、原子炉再循環ポンプ（B）の振動が大きくなったため、出力降下 当該ポンプの分解点検の結果、水中軸受けリング及び羽根車等の損傷を発見 原因は、水中軸受けリングの溶接部に溶込不足があったため
平成元 (1989)	2・8	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	〃・27	福島第一・5号機、運転中、原子炉再循環ポンプ（A）駆動用電動機の電気回路の保護リレーが動作し、同ポンプが停止したため、原子炉手動停止（原因は、計器用変流器の内部端子の接触不良のため）
	〃・28	県、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故の重大性に鑑み資源エネルギー庁及び科学技術庁に同機の安全確保の徹底を要望
	3・1	資源エネルギー庁、東京電力㈱に対して、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に関して金属小片・摩耗粉の徹底回収など4項目を指示
	〃・17	資源エネルギー庁、福島第二原子力発電所3号機調査特別委員会（委員長：秋山東大教授）設置
	〃・30	県、2月8日の福島第二原子力発電所立入調査について「3号機の運転管理に、過去の事故・故障の教訓が反映されていないなど、根本的な問題が認められた」と発表
	4・1	県原子力安全対策課発足（課長以下11人（うち兼務3人）体制）
	〃・28	福島第二・4号機、定格出力運転中、循環水ポンプ1台のモータ軸受温度に上昇傾向が認められたため、原子炉手動停止（原因は、モータ軸受の温度検出器用電線の絶縁低下により、誤った温度指示が出たため）
	6・3	福島第二・2号機、定格出力運転中、原子炉冷却材浄化系再生熱交換器付近からの漏えいが認められたため、原子炉手動停止（原因は、配管の溶接施行不良に起因する割れが発生、進展して貫通したため）
	8・11	資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉、再循環ポンプ損傷事故の原因調査について「原子炉再循環ポンプの水中軸受けリング溶接部に溶込不足があったため、疲労破断した」と中間発表
9・3 ～13	原子力発電関係団体協議会（会長県：福井県）、「原子力問題海外調査」を初めて実施（西ドイツ、フランス）	

年	月 日	事 項
平成元 (1989)	11・10	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域）
	〃・30	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	12・21 ～22	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	〃・27	県、11月30日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、事故の未然防止と信頼性向上に努めることが肝要」と発表 福島第二・1号機、調整運転中、タービン系統制御油の漏えいが認められたため、原子炉手動停止（原因は、タービンバイパス弁用制御油の蓄圧槽と配管を接続しているフランジ部の取付不良のため）
平成2 (1990)	1・2	福島第二・1号機、調整運転中、原子炉再循環ポンプ電動機下部軸受の油面高を示す警報が発生したため、原子炉手動停止（原因は、油面検出器が誤作動したため）
	〃・29	県、平成元年12月21～22日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、作業管理の適正化の徹底に努めることが肝要」と発表
	2・20	福島第二原子力発電所1号炉の設置許可取消しを求めた行政訴訟（控訴審）において仙台高等裁判所は控訴棄却の判決
	〃・22	資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子力再循環ポンプ損傷事故に係る原因と対策に関する調査結果を発表
	〃・〃	資源エネルギー庁、東京電力㈱に対し、福島第二・3号機事故の調査結果に基づき、再発防止の徹底と原子炉圧力容器内等に流入した金属粉等の徹底した洗浄・回収作業を指示
	〃・〃	県、国の福島第二・3号機に係る調査結果の報告を受け、東京電力㈱に対し、この調査結果に示された再発防止対策を早期に実施し、原子力発電所の安全運転に万全を期すよう申入れ
	3・14	東京電力㈱、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止策について中間報告
	〃・27	県・楡葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る立入調査を実施
	4・13	県、平成2年3月27日の福島第二・3号機事故に係る立入調査について「再発防止について早期に恒久的な対策を講じる必要がある。また今後とも金属粉等の徹底回収に努めるとともに、回収した金属粉等の適正な分析・評価を行う必要がある」と発表
	〃・17	東京電力㈱、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策及び金属粉等の回収結果を報告

年	月 日	事 項
平成2 (1990)	5・27	福島第一・2号機、定期検査中、非常用ディーゼル発電機の機能試験を実施したところ、異音が認められたため、当該発電機を停止 点検の結果、ディーゼル機関の一部の気筒に損傷を発見 原因はピストンと今回の定期検査に交換した新品のシリンダライナのなじみが不足していたため
	6・11	県・楡葉町・富岡町、東京電力(株)より報告のあった福島第二・3号機事故に係る再発防止対策の実施状況、金属粉等の回収状況等について確認のため立入調査を実施
	〃・12	福島第二・4号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止
	〃・13	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止
	〃・21	県、東京電力(株)に対し、原子炉再循環ポンプ軸封部の機能低下に伴う原子炉手動停止が連続して発生したことから、同一事象の再発防止と当該軸封部の改善を図るよう申入れ
	〃・26	県、6月11日の福島第二原子力発電所立入調査について「再発防止対策については、早期定着と的確な運用が必要である。また、金属粉等の回収状況については適正に評価されていることを確認した」と発表
	7・5	資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価の結果、「今後のプラント運転に当たって、安全上問題となる事故は認められなかった」と発表
	〃・〃	知事、資源エネルギー庁の発表に際し「県は、国の健全性評価結果に対し、福島県原子力行政連絡調整会議の専門委員の指導・助言を得ながら評価内容の検討を行う」との談話を発表
	〃・15	県・楡葉町・富岡町は、資源エネルギー庁による福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価等に関する説明会を楡葉町及び富岡町で開催
	〃・26	福島第一・3号機、調整運転中、「原子炉水位高」の信号により、蒸気タービンが自動停止したため、原子炉手動停止（原因は給水流量制御弁の動作不良により、給水流量制御が不調となったため）
	9・1	県・楡葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策のその後の実施状況及び関連機器の点検・検査状況の内容を確認するため、立入調査を実施
	〃・9	福島第一・3号機、定格出力運転中、「中性子束高」の信号により、原子炉自動停止（原因は1台の主蒸気隔離弁の弁体と弁棒との接合部に使用している回止めピンの取付けが不十分であったため、蒸気の振動によりピンが損傷し、弁体の主蒸気管を閉塞したため）

年	月 日	事 項
平成2 (1990)	10・4	原子力安全委員会、資源エネルギー庁から報告があった福島第二・3号機事故に係る「原因と再発防止策に関する調査結果」及び「健全性評価結果」の内容は妥当であると認めると発表
	〃・〃	県、9月1日の福島第二原子力発電所立入調査について「国から指示された4項目の再発防止対策については事業者としてできる限りの対策をとっているものと認められる。また関連機器等の今後の使用については、問題となる点は認められなかった」と発表
	〃・〃	県、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る国の健全性評価結果等に関する確認・検討を行った結果、「今回の事故に関連して、周辺機器、燃料等について、健全であることを確認するとともに、今後の運転に当たって、残存金属粉等が安全性に影響を及ぼすことはないことを確認した」と発表
	〃・11	東京電力(株)社長、知事に対し福島第二・3号機の運転再開について申入れ
	〃・12	県議会、福島第二・3号機の運転再開に関する審議のため議員全員による議員協議会を開催
	〃・15	県、福島第二・3号機事故に関し、原子力行政連絡調整会議を開催
	〃・17	福島第一・1号機、定格出力運転中、タービン発電機の「軸受振動大」の警報が発生したため、点検のため原子炉手動停止（原因はタービン発電機の軸封部摺動面の面荒れが進展しシールリングの動きが円滑でなくなったため）
	11・1	知事、東京電力(株)から申入れがあった福島第二・3号機の運転再開について檜葉町長、富岡町長と協議を行い、これを了承
	〃・2	知事、東京電力(株)社長に対し、福島第二・3号機の運転再開を了承する旨を伝えるとともに、安全確保協定に基づき3項目の適切な措置を講ずるよう要求
	〃・〃	県、資源エネルギー庁に対し、適切な措置の内容を伝えるとともに、事業者を厳しく指導するよう要請
	〃・5	東京電力(株)、福島第二・3号機の調整運転を開始
	〃・28	県・檜葉町・富岡町、11月2日に要求した適切な措置の実施状況確認のため、福島第二原子力発電所の実地調査を行い、要求の内容は、適切に実施されており、また、機器類の点検結果において異常は認められていないことを確認
	12・20	福島第二・3号機、総合負荷性検査（通商産業省）を終了し、営業運転を再開
	平成3 (1991)	2・8
〃・9		関西電力(株)美浜発電所2号機で蒸気発生器の伝熱管の1本が破断し、非常用炉心冷却装置が働く事故発生
3・7		県、2月8日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、予防保全の観点に立って、原子力発電所の信頼性向上に努めることが肝要」と発表

年	月 日	事 項
平成3 (1991)	3・18	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、同協定の運用に関する規程及び関係要綱を改定（福島第二・3号機事故の対応を教訓として、技術的側面の関わりの充実強化等）
	4・5	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所3号機の運転状況について状況確認調査
	9・4 ～14	原子力発電関係団体協議会（会長県：福島県）、「第2回原子力問題海外調査」を実施（スウェーデン、イギリス、フランス）
	〃・25	双葉町議会、「原発増設に関する決議」を全会一致で採択
	10・30	福島第一・1号機、定格出力運転中、タービン建屋地階南側に海水の漏えいが発見されたため原子炉手動停止
	11・14	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	12・2	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所3号機の運転状況、適切な措置の実施状況について状況確認調査
	〃・25	同上
平成4 (1992)	1・14	福島第二・1号機、定格出力運転中、相分離母線ダクト部に異音の発生が認められたため原子炉手動停止 原因はダクト端部に設置されている1枚の羽根板の取付部が、冷却用空気の流れに伴う疲労により破損し、羽根板が外れたため
	〃・21	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	〃・30	福島第一・2号機、調整運転中、タービン駆動給水ポンプのタービンの軸に振動が増加したため原子炉手動停止（原因は、タービン軸と軸封部パッキンの間隔が不十分であったことから、軸とパッキンが接触したため）
	2・12	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	3・6	県、1月21日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、原子力発電所の信頼性を高めるための品質保証活動、保守管理の徹底に努めることが肝要である」と発表
	〃・19	県、2月13日の福島第二原子力発電所立入調査について「安全確保上問題となる点は認められなかったが、先の原子炉再循環ポンプ損傷事故が与えた社会的影響を十分認識し、再発防止対策を的確に実施していくとともに原子力事業者としてのより一層の安全意識の高揚、セーフティ・カルチャーの醸成に努める必要がある」と発表
	4・5	国際原子力機関（IAEA）の運転管理調査団（OSART）、福島第二・3号機及び4号機の調査結果を公表
	〃・〃	通商産業省、原子力発電に係る「総合的予防保全対策の推進について」を公表（シビアアクシデント対策、定期的安全設計レビュー、高経年化対策）

年	月 日	事 項
平成 4 (1992)	6・29	福島第一・1号機、発電再開準備中、タービン保安装置の動作確認試験を実施したところ、「原子炉圧力高」の信号により原子炉自動停止（原因はタービン保安装置のリセット機構の掛金部に動作不良が生じ、制御油圧が低下し、また、補助油ポンプがリレーの不具合により自動起動しなかったことから、油圧がさらに低下し、タービンバイパス弁が閉となり、原子炉圧力が上昇したため）
	7・13	福島第一・6号機、調整運転中、タービン駆動給水ポンプ（A）の不具合が認められたため、原子炉手動停止（原因は、給水ポンプの軸と軸封部シールリングの間隙の調整が不十分であったことから、軸とシールリングが接触したため）
	〃・〃	福島第一・6号機、調整運転準備中、タービン駆動給水ポンプ（B）の不具合が認められたため、原子炉手動停止（原因は給水ポンプ運転中に摺動傷が生じたシールリングと軸が、給水ポンプ停止に伴い接触し、この状態でポンプを低速で回転させたことから、軸とシールリングが固着したため）
	8・1	資源エネルギー庁、「国際原子力事象評価尺度（INES）」を導入
	9・29	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所長に対し、通報連絡体制等の改善を申入れ
	〃・〃	福島第一・2号機、定格出力運転中、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止 その後さらに原子炉水位が低下したため高圧注水系（ECCS）及び原子炉隔離時冷却系が作動（原因は、高圧復水ポンプの電源盤点検作業の後、復帰操作を誤ったことを起因として、高圧復水ポンプ及びタービン駆動給水ポンプが全て停止状態となったため） なお、冷却材の系統からの流出はなし
	〃・30	県・大熊町・双葉町、福島第一・2号機の運転中に発生したトラブルについて状況確認調査を実施
	〃・〃	通報連絡の遅れについて、知事談話を発表
	10・2	福島第一・2号機及び福島第二・4号機のトラブルについて「福島県原子力発電安全対策等議員協議会」（以下「原子力発電安全対策等議員協議会」という。）を開催
	〃・14	原子力センター屋上外壁改修工事終了
	〃・16	県・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町、資源エネルギー庁に対し、 ① 東京電力(株)に対して通報連絡について、指導の徹底を図ること ② 福島第一・2号機の原因究明・再発防止策の徹底を図ること 等を要請
	〃・〃	県・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町、東京電力(株)に対し、通報連絡体制の見直し等を申入れ
	〃・22 ～23	福島第一・2号機及び福島第二・4号機のトラブルに関して、第1回「福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会」（以下「安全対策部会」という。）を開催

年	月 日	事 項
平成4 (1992)	10・22	福島第一原子力発電所2号機の立入調査を実施
	〃・29	資源エネルギー庁長官、東京電力(株)に対し、国及び県・立地町に対する通報連絡の改善並びにトラブルの再発防止策を図るように指示
	〃・30	第2回「安全対策部会」を開催
	〃・31	福島第二・3号機、定格出力運転中、原子炉給水系の不具合により原子炉給水流量が低下し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止（原因は、原子炉給水ポンプの制御回路に使われている部品の故障のため）
	11・5	東京電力(株)、県に対し、通報連絡の改善策、トラブルの原因と再発防止策を提出
	〃・〃	「安全対策部会」の協議結果を公表
平成5 (1993)	〃・9	福島第一・2号機、発電再開準備中、原子炉高圧注水ポンプのタービン入口弁駆動用モータの故障を示す警報が発信したことから、調査のため原子炉手動停止（原因は、弁駆動用モータの始動時の力が設計上必要とされる値より小さかったことから、モータが焼損したため）
	1・22	「原子力発電所に関する通報連絡要綱」の一部を改正
	2・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,680本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・19	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプ（A）の軸封部（メカニカルシール）に機能低下が認められたことから、当該軸封部を取り替えるため、原子炉手動停止
	〃・22	福島第二、補助ボイラー系の弁の操作を行っていたところ、配管の伸縮継手部から蒸気が漏れて作業員1人が死亡し、2人が火傷
	3・2	東京電力(株)、県に対し、福島第一原子力発電所運用補助共用施設（以下「運用補助共用施設」という。）設置計画の事前了解願を提出
	〃・8	「運用補助共用施設」の設置に関する事前了解願の取扱い等について「原子力発電安全対策等議員協議会」を開催
	〃・25	「運用補助共用施設」設置計画について、「安全対策部会」を開催
	～26	
	4・9	「運用補助共用施設」設置計画に関する「安全対策部会」での協議結果等について「原子力発電安全対策等議員協議会」を開催
	〃・13	県・大熊町・双葉町、「運用補助共用施設」設置計画について、事前了解通知
	5・19	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（1,920本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	8・19	原子力センター天井内壁等改修工事完了
	9・1	原子力発電関係団体協議会（会長県：新潟県）、「第3回原子力問題海外調査」を実施（フィンランド、スイス）
	～9	
10・20	環境放射線測定車「あおぞら号」整備	

年	月 日	事 項
平成5 (1993)	11・30 12・7	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域） 福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,688本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
平成6 (1994)	1・6 2・1 〃・2 〃・28 3・14 〃・15 〃・29 〃・30 〃・31 5・29 6・10 〃・21 〃・24 8・22 〃・31 〃・〃	原子力センター展示室増改築工事完了 県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の保守及び管理の状況に関する立入調査を実施 県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の保守及び管理の状況に関する立入調査を実施 原子力センター展示室ハイビジョン映像装置整備 福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,688本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出 原子力センター展示室展示備品整備 原子力センター展示室改装オープン 県、平成6年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について「特に問題となる点は認められなかったが、原子力発電所の安全性、信頼性の一層の向上を図るため、今後とも品質保証活動を推進するとともに、放射線業務従事者の線量当量の低減対策を積極的に推進することが望まれる」と発表 各電力会社、資源エネルギー庁へ「アクシデントマネジメント検討報告書」を提出 福島第二・3号機、中間停止後の出力上昇中、ジェットポンプ流量に変動が認められたため、原子炉手動停止（原因は、過去にジェットポンプの分解を実施し、再度据付けた際、押さえ金具（ビーム）に位置ずれが生じ、ビーム端部に過大な応力が発生し、運転中の高温水に溶存する酸素が作用したため、応力腐食割れにより、ビームが折損したため） 総合エネルギー調査会原子力部会「中間報告書」発表 福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出 原子力委員会、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」発表 東京電力㈱、県に対し、福島第一原子力発電所7、8号機及び広野火力発電所5、6号機増設に係る環境影響調査実施を申入れ 東京電力㈱、福島第一原子力発電所1号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出 資源エネルギー庁が今回の報告書は、「①原子力発電所の運転経験の包括的な評価、②最新の技術的知見の原子力発電所への反映状況の把握及び必要な対策の立案等が適切に行われており、東京電力㈱の報告は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表

年	月 日	事 項
平成6 (1994)	9・1	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・〃	原子力安全委員会、「原子炉安全総合検討会」の設置を決定
	10・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,400本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・24	資源エネルギー庁、平成6年3月31日に電気事業者から報告を受けた「アクシデントマネジメント検討報告書」について、その技術的妥当性を検討し、電気事業者が行う対策が原子炉施設の安全性をさらに向上させる上で妥当なものであると評価し、原子力安全委員会に報告
平成7 (1995)	1・17	兵庫県南部地震発生
	〃・19	原子力安全委員会に「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会」設置
	2・1	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・2	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・7	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（3,040本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	3・31	県、平成7年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について「特に問題となる点は認められなかった。また、今回の調査においては、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震を踏まえ、耐震対策についても調査を行ったが、発電所は、当地域において考えられる最大の地震に耐えられるよう、敷地の選定から設計・建設及び運転の各段階において、国の厳格な審査・検査がなされていた」と発表 また、同日、東京電力(株)に対し、「原子力発電所については、常に安全性及び信頼性の確保に最大限の努力を払うことが肝要であり、地震対策を含めた安全管理について万全を期すよう」要請
	5・23	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・26	仏から返還の高レベル廃棄物が青森県むつ小川原港に陸揚げ
	6・26	原子力安全委員会福島第二・1、2号機で装荷されるステップⅢ燃料を了承
	9・4	原子力発電関係団体協議会（会長県：静岡県）、「第4回原子力問題海外調査」を実施（イギリス、ベルギー、フランス）
	〃・29	資源エネルギー庁、「指針策定前の原子力発電所の耐震安全性」を報告
	〃・〃	原子力安全委員会、耐震安全検討会、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書」を報告

年	月 日	事 項
平成7 (1995)	10・5	原子力安全委員会、耐震安全検討会の報告を受け、原子力発電所耐震指針の妥当性を了承
	〃・23	東京電力(株)、福島第一原子力発電所2号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁が、今回の報告書は、「これまでの福島第一原子力発電所2号機の約21年間の運転経験や他のプラントにおける経験が適時反映され、運転期間中の福島第二原子力発電所3号機原子炉再循環ポンプ損傷事象等の最新の技術的知見についても適切に反映されていることから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・26	岩本忠夫氏(双葉町長)、原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞
	11・6	県原子力発電所安全確保連絡会議、科学技術庁・資源エネルギー庁の担当者を招き地元自治体に対し原子力発電所の耐震安全性の説明会を実施
	〃・7	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,880本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・22	原子力防災訓練実施(福島第二原子力発電所周辺地域)
	〃・25	福島第一・6号機、定格出力運転中、格納容器床ドレンサンプルへのドレン量に増加傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は、原子炉給水系の逆止弁の水抜配管に取り付けられているドレン弁に異物等がかみ込んだことにより、弁座部漏えいが生じたため
	12・7	原子力安全委員会「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備について」を公表
〃・8	高速増殖原型炉「もんじゅ」二次冷却系ナトリウム漏えい事故発生	
平成8 (1996)	1・23	福島・新潟・福井県の三県知事、「今後の原子力行政の進め方についての提言」を橋本内閣総理大臣、中川科学技術庁長官、塚原通商産業大臣に提出
	2・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,560本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・14	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・15	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	3・15	科学技術庁長官、通商産業大臣「原子力政策に関する国民的合意に向けて」の対応を発表
	〃・25	県衛生公害研究所に環境放射能分析棟完成

年	月 日	事 項
平成8 (1996)	3・29	県、平成8年2月14～15日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。また、両発電所においては平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機とした地震時の対応能力の強化のため、平成8～9年度の定期点検時に順次地震時のスクラム設定値をより安全側に変更を行うこととしていた。更に、高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい事故において問題とされた情報連絡体制・情報公開の状況等の関連事項について確認を行った」と発表 また、同日、東京電力(株)に対し「発電所の運転、保守等に係わる全構成員と地域の理解と協力の下に、安全管理に万全を期すよう」要請
	4・25	原子力委員会、第一回原子力政策円卓会議開催（以後9月18日まで延べ11回開催）
	5・31	第三回原子力政策円卓会議に知事出席
	6・15	科学技術庁と資源エネルギー庁、大熊町で原子力発電所の耐震安全性をテーマに地域フォーラムを開催
	〃・18	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	9・25	原子力委員会、「原子力に関する情報公開及び政策決定過程への国民参加の促進について」を決定
	10・3	原子力政策円卓会議モデレータから原子力委員会への提言
	〃・7	東京電力(株)、県に対し、福島第一・第二原子力発電所原子炉設置変更（以下「9×9燃料採用」計画という。）に関しての事前了解願を提出
	〃・11	原子力委員会、原子力政策円卓会議提言を受けた「今後の原子力政策の展開にあたって」を決定
	〃・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	11・7	「9×9燃料採用」計画に関する「安全対策部会」を開催（富岡町）
	〃・20	「9×9燃料採用」計画に関する「安全対策部会」を開催（大熊町）
	12・26	県・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町、「9×9燃料採用」計画について、事前了解通知
	平成9 (1997)	1・20
〃・28		福島第一・3号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内空調機ドレン量に漸増傾向が認められたため、原子炉手動停止（原因は、格納容器内の主蒸気隔離弁のうち1弁の弁棒シール部のグランドパッキンを押さえる力が不十分であったことから、運転中にシール機能が低下し、蒸気が漏えいしたため）
〃・31		原子力委員会、「当面の核燃料サイクルの具体的な施策について」を決定

年	月 日	事 項
平成9 (1997)	2・4	「当面の核燃料サイクルの推進について」を閣議了解
	ㄥ・5	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	ㄥ・6	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	ㄥ・14	通商産業大臣・科学技術庁長官、福島・新潟・福井の三県知事に対し、「当面の核燃料サイクルの推進について」を説明し、協力を要請
	ㄥ・20	科学技術庁、「もんじゅ」事故の最終報告書を原子力委員会に報告し、公表
	ㄥ・21	電気事業連合会、プルサーマル計画を公表
	ㄥ・27	福島・新潟・福井の三県知事と内閣総理大臣、三県知事提言及び閣議了解を踏まえ意見を交換
	3・6	東京電力(株)、福島・新潟県に対し、東京電力(株)としてのプルサーマル計画を説明
	ㄥ・8	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,880本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	ㄥ・11	動力炉・核燃料開発事業団東海事業所再処理施設アスファルト固化処理施設で火災爆発事故発生
	ㄥ・28	県、平成9年2月5～6日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。また、福島第一原子力発電所では、炉内構造物の応力腐食割れに対する予防保全策として、原子炉水の水質改善を図るため水素注入装置を取り付ける他、来年度以降計画的にシュラウド等の炉内構造物の交換を行っていくこととしている」と発表 また、同日東京電力(株)に対し、「動燃東海事業所再処理施設アスファルト固化処理施設の火災爆発事故は、他の原子力施設に対する県民の不安感を増すことにもつながることから、トラブルを発生させない不断の努力と迅速な対応等の重要性を改めて認識し、協力事業所も含め一層の安全管理意識の徹底を図り、今後とも原子力発電施設の安全確保に万全を期すよう」要請
	4・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,560本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	ㄥ・29	福島第二・2号機、定格出力運転中、排ガス放射線モニタの指示に増加傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は燃料体1体から漏えいが発生したため
	5・6	福島第一・4号機、計画点検のため出力降下中、出力約25万kWにおいて「原子炉水位低」により原子炉自動停止 原因はタービン駆動給水ポンプの給水流量制御機器のうち、制御信号を伝える圧力リレーOリングが硬化していたことにより制御不調となり、タービン駆動給水ポンプの手動停止による水位低下操作及び電動機駆動給水ポンプによる水位確保等制御を実施したが、水位低下が速かったため

年	月 日	事 項
平成9 (1997)	5・29	原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会、「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」を公表
	7・11	県庁内に「核燃料サイクル懇話会」を設置
	〃・29	第1回「核燃料サイクル懇話会」を佐和隆光京都大学経済研究所所長を迎え開催
	8・1	第2回「核燃料サイクル懇話会」を資源エネルギー庁審議官及び課長並びに科学技術庁課長等を迎え開催
	9・1 ～10	原子力発電関係団体協議会（会長県：鹿児島県）、「第5回原子力問題海外調査」を実施（スウェーデン、スイス、ドイツ）
	〃・12	原子力発電所の配管溶接部の焼鈍における温度記録に係る疑義発生
	〃・13	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・16	第3回「核燃料サイクル懇話会」を齋藤伸三日本原子力研究所理事・東海研究所所長を迎え開催
	11・6	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁が、今回の報告書は、「これまでの福島第一原子力発電所3号機における20年間余りの運転経験が当該号機的设计・運転管理に活かされてきたことはもとより国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、また、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに、確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていることから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・10	第4回「核燃料サイクル懇話会」を清水修二福島大学教授を迎え開催
	〃・20	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺）
	〃・28	高速増殖炉懇談会最終報告取りまとめ
	12・3	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・4	福島第二・1号機、制御棒のパターン調整を行っていたところ、制御棒の引抜き操作において、1本の制御棒に動作不調が確認されたため、原子炉手動停止原因は制御棒に膨れが発生し、燃料集合体と接触、制御棒が引抜き動作しなかったため
平成10 (1998)	2・3	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・4	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施

年	月 日	事 項
平成10 (1998)	2・19	第5回「核燃料サイクル懇話会」を楡葉町、富岡町、双葉町の各町長を迎え開催
	3・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,980本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・24	科学技術庁、資源エネルギー庁及び電気事業者で構成する使用済燃料貯蔵検討会、報告書を取りまとめ、公表
	〃・28	<p>県、平成10年2月3～4日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。福島第一原子力発電所3号機で進められているシュラウド等の交換工事においては、作業従事者被ばく線量を低減するための種々の対策が取られ、法令に定められた作業従事者個人の被ばく線量についても予想線量当量以下に目標を設定し、被ばく低減に努めていた」と発表</p> <p>また、東京電力(株)に対し「平成9年9月に明るみに出た配管溶接部熱処理温度記録の改ざん問題や12月に第二原子力発電所1号機で発生した制御棒に関するトラブルのように、なお一層の安全管理・品質保証活動の推進が必要である事例も見られた。県、立地4町及び東京電力(株)の間で締結している安全確保協定においては、請負業者も含めて、設計、製作、施工、運転保守の各段階にわたる品質保証活動を積極的に行うことを明記しているが、県民の信頼を損なうことのないよう、今後とも事業者及び協力企業における一層の安全管理の徹底、品質保証活動を推進するよう」要請</p>
	4・16	第6回「核燃料サイクル懇話会」を日本弁護士連合会の海渡雄一氏並びに河合弘之氏を迎え開催
	〃・23	東京電力(株)、郡山市で「プルサーマル討論会」を開催
	〃・28	科学技術庁・通商産業省、福島市で「プルサーマル説明会」を開催
	5・28	原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会、「現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物処分の基本的考え方について」をとりまとめ、公表
	〃・29	原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会、「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」をとりまとめ、公表
	6・11	総合エネルギー調査会原子力部会、中間報告「リサイクル燃料資源中間貯蔵の実現に向けて」をとりまとめ、公表
	〃・〃	東京電力(株)、福島第一原子力発電所4、5号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・25	資源エネルギー庁、今回の報告書について、「福島第一原子力発電所4、5号機における19年間余りの運転経験が当該号機の設計・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表

年	月 日	事 項
平成10 (1998)	6・25	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	7・14	第7回「核燃料サイクル懇話会」を資源エネルギー庁長官、課長、科学技術庁課長等を迎え開催
	〃・〃	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,240本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・20	福島第二・2号機、調整運転のため発電を開始し、出力上昇中、タービン駆動原子炉給水ポンプの蒸気加減弁フランジ部から漏水 原因はボルトナットの締めつけ不足
	〃・30	福島第一・6号機、定格出力運転中、タービン抽気系ドレン配管から少量の蒸気の漏えいを確認、点検調査のため原子炉手動停止 原因は、当該フランジ部を以前、分解点検した際、シール部に微細な異物がかみ込み、フランジシール面及びパッキンに傷が発生、シール機能が低下、パッキン部が損傷するに至ったため
	8・18	県・大熊町・双葉町、東京電力(株)の「福島第一原子力発電所3号炉におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の採用計画等」（以下「プルサーマル計画」等という。）に係る事前了解願いを受理
	〃・26	福島第一・1号機、定格出力運転中、「主変圧器地絡過電流保護リレー」の動作により、発電機・タービンがトリップし原子炉自動停止 原因は送電線への落雷により、系統保護のため送電が遮断され、主要変圧器の地絡過電流継電器が時間遅れで作動する状態になった等のため
	9・4	「プルサーマル計画」等に関する安全対策部会を開催（県庁）
	〃・9	原子力委員会、新原子力政策円卓会議を開始（平成10年度は5回開催）
	〃・21	「プルサーマル計画」等に関する安全対策部会を開催（原子力センター）
	10・1	福島第二原子力発電所の使用済燃料（44体、8 t）を六ヶ所村の日本原燃(株)の再処理施設に試験搬出
	〃・〃	核燃料サイクル開発機構発足（動力炉・核燃料開発事業団改組）
	〃・6	使用済燃料輸送容器データ問題発生
	〃・8	安全対策部会、「プルサーマル計画」等に関する協議結果をとりまとめ
	〃・〃	県議会、「プルサーマル計画」等を審議する議員協議会を開催し、資源エネルギー庁、科学技術庁及び東京電力(株)に対し質問
	〃・19	県議会、「プルサーマル計画」等を審議する議員協議会（会期外）を開催し、県執行部、安全対策部会長に対し質問
	〃・〃	県議会議長、知事に「プルサーマル計画」等に関する県議会の意向を説明
	〃・20	原子力委員会、「リサイクル燃料資源中間貯蔵の実現に向けて」を委員会決定
	〃・23	大熊・双葉両町長、知事に「プルサーマル計画」等に関する町の意向を説明

年	月 日	事 項
平成10 (1998)	11・2	県・大熊町・双葉町、「プルサーマル計画」等について、東京電力(株)に事前了解通知
	〃・4	東京電力(株)、通商産業大臣に対し「プルサーマル計画」等に関する原子炉設置許可変更を申請
	〃・24	福島第一・3号機、定格出力運転中、APRMによる中性子束高警報が発生し、原子炉自動停止 原因は、落雷による電流の一部が排気筒から主排気ダクトを通じ建屋外壁に流れた際、6チャンネルあるAPRMのうち、建屋外壁近くの同じルートに設置してある3チャンネルのケーブルに誘導電流が生じ、誤信号による中性子束高警報が発生したため
	12・3 〃・9	使用済燃料輸送容器調査検討委員会、報告書を取りまとめ 県議会、使用済燃料輸送容器データ問題を審議する議員協議会を開催し、国及び事業者に対し質問
平成11 (1999)	1・19	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,472本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・〃	福島第二、廃棄物処理建屋内の雑固体廃棄物焼却設備の焼却炉空気予熱器下部でボヤが発生 原因は空気予熱器の内部が空気流量の低下により局部的に異常加熱され、熔融によって生じた穴から溶けた部材が軽油とともに床面に落下し、発火したため
	〃・25	東京電力(株)、広野火力発電所5、6号機の増設を県・広野町に申入れ 同時に、環境影響評価調査書を通商産業省・県・広野町等に提出
	〃・29	東京電力(株)、相次いだボヤ等の対応策として、県に対し「火災の発生防止改善策について」を報告
	2・2	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・3	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・4	東京電力(株)、ボヤ等が相次いだことについて副知事らに陳謝 副知事、再発防止策の徹底を要請
	〃・5	政府、使用済燃料の中間貯蔵具体化に係る原子炉等規制法の改正を閣議決定
	〃・8	通商産業省、「電気事業者の原子力発電所高経年化対策の評価及び今後の高経年化対策に関する具体的な取組について」を原子力安全委員会に報告、公表
	〃・23	科学技術庁・資源エネルギー庁、使用済燃料輸送容器データ問題に関し、再発防止対策の具体的な取組を公表
	3・15	通商産業大臣、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等に関する原子炉設置許可変更申請を安全基準に適合と判断

年	月 日	事 項
平成11 (1999)	3・15	原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問
	ㄥ・17	原子力安全委員会放射性廃棄物安全基準専門部会、報告「主な原子炉施設におけるクリアランスレベルについて」をとりまとめ、公表
	ㄥ・23	総合エネルギー調査会原子力部会、中間報告「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度のあり方」をとりまとめ、公表
	ㄥ・24	科学技術庁、福島市を主会場として第3回「放射性廃棄物シンポジウム」を開催
	ㄥ・26	県、平成11年2月2～3日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査結果について、「特に問題となる点は認められなかったが、使用済燃料輸送容器のデータ改ざん問題や平成10年度後半には火災・ボヤが相次いだことなど、一層の安全管理の徹底や品質保証活動の推進が求められる点も見受けられた。とりわけ、使用済燃料輸送容器のデータ改ざんについては、このような事態が二度と繰り返されないよう全力を傾注し、信頼回復に努めることが望まれる」と発表
	ㄥ・ㄥ	東京高裁、東京電力(株)福島第二原子力発電所3号機の運転差止めの訴えを棄却
	ㄥ・27	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,200本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	4・14	東京電力(株)、福島第一原子力発電所7、8号機の環境影響調査を国・県・大熊町・双葉町に提出
	ㄥ・26	日本原燃(株)、六ヶ所再処理工場の竣工時期を平成15年1月から平成17年7月に変更すること等を公表
	5・28	原子力委員会、平成12年末までに新たな原子力長期計画を策定することを決定
	6・3	東京電力(株)、福島第一原子力発電所6号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	ㄥ・ㄥ	資源エネルギー庁、今回の報告書について「福島第一原子力発電所6号機における19年間の運転経験が当該号機の設備・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なもの認められる」旨の評価結果を公表
	ㄥ・ㄥ	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	ㄥ・9	使用済燃料の中間貯蔵に係る原子炉等規制法の改正法成立
	ㄥ・22	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,600本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	ㄥ・28	原子力安全委員会、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について「安全性は確保できる」との審査結果を通商産業大臣に答申

年	月 日	事 項
平成11 (1999)	6・29	原子力委員会、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について「安全性は確保できる」との審査結果を通商産業大臣に答申
	7・2	通商産業大臣、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について原子炉設置変更を許可
	〃・12	日本原子力発電(株)敦賀2号機で1次冷却水漏えい事故発生
	8・3	電調審、電源開発の大間原子力発電所(青森県)の新設を了承、答申
	〃・27	福島第一・1号機、定期検査中、炉心スプレイスパーージャの溶接部近傍にひび発見(原因は応力腐食割れ)
	〃・30	原子力発電関係団体協議会(会長県:島根県)、「第6回原子力問題海外調査」を
	~9・8	実施(イギリス、フランス、ドイツ)
	〃・3	試験用使用済燃料の六ヶ所村搬入再開(四国電力(株)伊方原子力発電所の11t)
	〃・12	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(1,760本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・14	関西電力(株)高浜発電所3号機用MOX燃料の検査データねつ造発覚
	〃・27	MOX燃料、東京電力(株)福島第一原子力発電所に到着(10月1日には高浜発電所に到着)
	〃・30	東海村JCO東海事業所(ウラン燃料加工施設)で臨界事故発生
	10・4	県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「JCO東海事業所の放射線被ばく事故に関する要望書」を提出
	〃・8	県、全国知事会を通じ、国に「原子力関係施設の事故に関する緊急要望」提出
	〃・13	県議会、臨界事故を審議する議員協議会を開催し、国に質問
	〃・18	福島第二・2号機、調整運転のため発電を開始し、出力上昇中、原子炉再循環ポンプ(A)の回転速度制御系速度指示に変動が認められたため、点検調査のため原子炉手動停止(原因は回転速度検出器の信号の波形にひずみが発生し、実際とは異なった信号を出したことで、速度信号が変動したため)
	10・22	県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「原子力防災に係る特別措置法の制定に関する要望書」提出
	11・18	東京電力(株)、柏崎刈羽原子力発電所3号機のMOX燃料装荷を2001年(平成13年)と発表
	12・13	原子力災害対策特別措置法及び原子炉等規制法の一部を改正する法律、国会で可決成立(施行は前者が平成12年6月16日、後者が7月1日)
	〃・16	関西電力(株)高浜発電所4号機用MOX燃料の検査データねつ造発覚
〃・24	原子力委員会・ウラン加工工場事故調査委員会、最終報告書をまとめる	
平成12 (2000)	1・7	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機のMOX燃料装荷延期を表明
	2・1	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施

年	月 日	事 項
平成12 (2000)	2・2	県・檜葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・3 ～4	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	〃・15	県議会、国に対する「原子力の安全確保の強化と原子力行政の信頼回復に関する意見書」を可決
	〃・22	中部電力(株)、芦浜原子力発電所（三重県）の建設計画断念を表明
	〃・24	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機用のMOX燃料品質管理データの再確認結果報告書を国に提出
	〃・25	原子力政策円卓会議、原子力委員会に対し2年間の議論を総括した7項目の提言
	3・22	高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分の無効（行政訴訟）と建設・運転の差止め（民事訴訟）について福井地裁、原告の請求を棄却する判決
	〃・28	県、平成12年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。原子力発電所は安全思想に基づいた多重防護の設計がなされているが、ヒューマンエラーを考慮したインターロックをさらに充実していくことが重要であると思われた。品質保証活動を真剣にかつ積極的に行い、県民の安心と信頼の回復に努めることが望まれる。」と発表
	4・13	東京電力(株)、福島第二原子力発電所4号機に貯蔵されている使用済燃料（31体）を2号機に移す県内初の号機間輸送を実施（4号機の貯蔵量2,005体に対し1,860体と満杯に近い状態で、9月の定期検査では容量を超えることとなるため。）
	〃・24	総合エネルギー調査会の総合部会、9年半ぶりに再開
	5・29	原子力委員会・原子力開発利用長期計画策定会議の第3分科会、高速増殖炉「もんじゅ」の早期再開を求める報告書をまとめる
	〃・〃	東京電力(株)、福島第二原子力発電所1号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁、今回の報告書について「福島第二原子力発電所1号機における17年間の運転経験が該当号機の設備・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・31	高レベル放射性廃棄物処分の枠組みを定めた、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法案」が、参議院本会議で可決、成立

年	月 日	事 項
平成12 (2000)	6・15	ドイツ連邦政府と電気事業者が、脱原子力政策に関して合意 主な合意内容 <ul style="list-style-type: none"> • 19基の個々の原子力発電所について、基本的に32年間の法的運転期間とし、これまでの運転期間を差し引いた期間で発電できる総発電電力量として、2000年1月以降、2兆6,233億kW とする。 • この発電電力量は、他の原子力発電所に転用できる。
	7・21	福島第一・6号機、定格出力運転中、7月21日3時39分に茨城県沖で発生した地震後の点検で、気体廃棄物処理系の流量増加が確認されたことから、詳細調査を行うため原子炉手動停止 原因は、クロスアラウンド管逃し弁1台の付属小口径配管取付ネジ谷部に応力が繰り返し加わった結果、割れが発生・進展し、地震力により最終的に開口したものと推定
	〃・23	福島第一・2号機、定格出力運転中、タービンバイパス弁付近からタービン制御油の漏えいが確認されたため、原子炉手動停止 また、原子炉手動停止後の点検中、原子炉建屋1階の制御棒駆動水圧系ユニット付近で水たまりを発見 タービン制御油漏えいの原因は、タービンバイパス弁用制御油配管と制御油を排出するためのドレン配管の継手溶接部に繰り返し労力が加わり、微小なひびが発生・進展し、貫通したため 制御棒駆動水圧系制御ユニットからの漏えいの原因は、制御棒駆動水圧系制御ユニットのスクラム排水ラインに設置されている逆止弁1台のボルトが緩んでいたため
	〃・25	福島第二・4号機、定格出力運転中、放射線監視モニタ（復水器と活性炭ホールドアップ装置との間に設置）の指示に上昇が認められたため、原子炉水中のよう素濃度を測定したところ、よう素濃度にも増加が認められたことから原子炉手動停止（原因は、燃料集合体1体の偶発的微小欠陥とこれに起因する二次的な割れによるもの（7月21～25日の5日間で3基が停止））
	8・1	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機 MOX 燃料の品質保証説明書を通商産業省・資源エネルギー庁に提出
	〃・9	東電 MOX 燃料使用差止裁判原告団（代表：林加奈子）が、東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機への MOX 燃料装荷差止の仮処分命令申立書を福島地方裁判所へ提出
	〃・10	通商産業省・資源エネルギー庁、東京電力(株)に対して福島第一原子力発電所3号機に係るプルトニウム混合酸化物（MOX）燃料の輸入燃料体検査の合格証を交付
	〃・29	資源エネルギー庁、東京電力(株)は、県に対し、福島第一原子力発電所3号機に係るプルトニウム混合酸化物（MOX）燃料の輸入燃料体検査の合格証を交付したことの品質管理説明

年	月 日	事 項
平成12 (2000)	9・20	県議会、東京電力(株)福島第一・6号機・同2号機、福島第二・4号機で7月下旬に相次いで起きたトラブルについて、議員協議会（会期外）を開催し、東京電力(株)、資源エネルギー庁、県執行部に対し質問
	〃・〃	東京電力(株)、福島第一原子力発電所に雑固体廃棄物処理施設完成
	〃・30	福島第二・2号機、蒸気タービンの定期検査時期変更の申請を忘れ、法定期間を超えて運転を継続 県は、資源エネルギー庁と東京電力(株)に対し、文書で抗議
	10・12	青森県知事、使用済核燃料の本格搬入の前提となる、県と村、事業者の日本原燃(株)の三者による安全協定に調印
	11・24	原子力委員会、原子力研究開発利用長期計画を決定 柔軟性の観点から、タイムスケジュールや目標量（規模）等を設定していない高速増殖炉については、核燃料サイクルの技術的選択肢の中で、潜在的可能性が最も大きい選択肢の一つとして位置付け
	〃・28	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺）
	12・1	通商産業省・資源エネルギー庁及び双葉地方町村会、大熊町で「輸入 MOX 燃料の品質保証に関する説明会」を開催
	〃・〃	「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」成立
	〃・8	東京電力(株)、福島第一・7、8号機増設計画に伴う漁業補償について、関係7漁協と補償協定締結 補償額は広野火発5、6号機の補償費30億円と合わせ152億円
	〃・〃	県、東京電力(株)に対し、福島第一・7、8号機増設計画に関する環境影響評価の稀少猛きん類保全調査結果を適正とする検討結果を回答
	〃・〃	核燃料サイクル開発機構、高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等に係る工事計画について、福井県及び敦賀市へ安全協定に基づく「事前了解願い」を提出
	〃・17	東京電力(株)福島第二・3号機の使用済燃料76体（約13t）を青森県六ヶ所村の日本原燃(株)再処理工場へ搬出（平成12年10月に青森県、六ヶ所村、日本原燃(株)の三者間で、また、11月に周辺自治体と日本原燃(株)の間で安全協定が締結されたことを受けてのはじめての本格的な搬出）
	平成13 (2001)	1・15
〃・19		東京電力(株)、安全確保協定に基づき、福島第二・専用港湾改造計画に関する事前了解願を県・富岡町・楡葉町に提出
〃・26		第1回「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する安全対策部会を開催

年	月 日	事 項
平成13 (2001)	1・29	東京電力(株)、福島第一・7、8号機の増設計画に伴う環境影響評価書を県と6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、川内村、都路村)に提出
	2・5	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・6	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・〃	「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する現地調査を実施
	〃・8	東京電力(株)、電力需要の伸び悩みなどを受け原子力を含む火力、水力などすべての発電所の新增設を原則として3年から5年凍結する方針を発表
	〃・23	第2回「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する安全対策部会を開催
	〃・26	知事、2月県議会定例会で、福島第一・3号機で予定されているMOX燃料の装荷については、当面あり得ないこと、併せて、電源立地県としての立場で、エネルギー政策全般について検討していくことを表明
	〃・〃	福島第一原子力発電所の低レベル放射線廃棄物(1,200本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	3・23	福島地方裁判所、東電MOX燃料使用差止裁判原告団(代表:林加奈子)が提出した東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機へのMOX燃料装荷差止の仮処分命令申立を却下
	〃・26	福島第一・1号機、営業運転開始から30周年
	〃・30	安全対策部会、「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する協議結果を公表
	4・1	衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組
	〃・〃	原子力安全対策課、原子力センターのホームページ公開
	〃・9	県・富岡町・楡葉町、東京電力(株)の福島第二・専用港湾改造計画を事前了解
	〃・19	原子力センターのホームページ上で空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開
	5・7	福島第二・2号機、定格出力運転中、原子炉残留熱除去系B系統の原子炉格納容器内に設置されている逆止弁の開閉試験を実施したが、閉動作しなかったため、原子炉手動停止(原因は逆止弁の動きを制御する電磁弁の故障)
	〃・16	総合資源エネルギー調査会電源開発分科会、中国電力・上関原子力発電所1、2号機の建設計画を13年度の国の電源開発基本計画に組み入れることを了承
	5・21	県、エネルギー政策全般を見直すための庁内組織「エネルギー政策検討会」を設置(知事を会長、副知事・出納長を副会長とし12部局長で構成)
	〃・27	新潟県刈羽村で、東京電力(株)柏崎・刈羽原子力発電所3号機へのプルサーマル導入の賛否を問う住民投票実施、反対多数(賛成1,533票、反対1,925票、保留131票、投票率88.14%)

年	月 日	事 項
平成13 (2001)	5・31	県、エネルギー政策検討のための「県民の意見を聞く会」を開催
	6・5	福井県及び敦賀市、核燃料サイクル開発機構の「もんじゅ」ナトリウム漏えい対策に関する国の安全審査を受けることについて事前了解
	〃・〃	国、プルサーマル計画をめぐる新潟県刈羽村の住民投票結果を受け、経済産業省など5府省の局長クラスで構成するプルサーマル連絡協議会を初開催、政府全体でプルサーマル計画の推進体制を整えることなどを申合せ
	〃・11	経済産業大臣、中国電力(株)上関原子力発電所1、2号機を組み入れた平成13年度電源開発基本計画を策定
	〃・12	県、第1回エネルギー政策検討会を開催 「21世紀における科学技術と人間社会のあり方」等4つの検討テーマを決定
	〃・14	東京電力(株)、福島第一原子力発電所2号機、福島第二原子力発電所2号機に係る「定期安全レビュー報告書」を経済産業省原子力安全・保安院に提出
	〃・〃	経済産業省原子力安全・保安院、今回の報告書について「福島第一原子力発電所2号機における26年の運転経験が当該号機の設備や運転管理に生かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映されてきたこと、また、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていること、高経年化の技術評価により現状の保全活動の見直し及び新たな保全策の抽出がなされていることから妥当なものと認める」「福島第二原子力発電所2号機における16年の運転経験が当該号機の設備、運転管理に生かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映されてきたこと、また最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに、確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていることから妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・14	経済産業省原子力安全・保安院、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	7・23	県、第2回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：21世紀における科学技術と人間社会のあり方 講師：国際基督教大学教授 村上陽一郎氏）
	〃・31	県、第3回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：21世紀における科学技術と人間社会のあり方 講師：三菱化学生命科学研究所社会生命科学研究室長 米本昌平氏）
	8・6	県、第4回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策について 講師：(株)日本総合研究所 主任研究員 飯田哲也氏）
	〃・8	国のプルサーマル連絡協議会、「中間的とりまとめ」を決定
	〃・22	県、第5回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策について 講師：京都大学経済研究所所長 佐和隆光氏）

年	月 日	事 項
平成13 (2001)	8・24	日本原燃(株)、MOX 燃料加工工場の立地協力を青森県と六ヶ所村へ申入れ
	9・10	県、第6回エネルギー政策検討会を開催（これまでの講師意見及び論点の整理）
	〃・11	米同時多発テロ事件発生、テロ対策として原子力発電所の警備強化
	9・17	県、第7回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：岩手県立大学学長 西澤潤一氏）
	10・22	県、第8回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：九州大学大学院 比較社会文化研究院教授 吉岡斉氏）
	11・1	福島第二・2号機、計画停止を終了し原子炉起動中、中間領域原子炉中性子束高信号により自動停止 原因は、運転員が制御棒を順次引き抜いて原子炉を起動していく際に中性子束を指示計だけで確認し、中性子束の増加傾向を把握できる記録計を確認しなかったため
	〃・7	中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機で、余熱除去系熱交換機室にて配管破断
	〃・9	中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機で、制御棒駆動機構ハウジング貫通部付近から原子炉水が漏えい
	〃・19	三重県海山町で原発誘致の是非を問う住民投票実施、反対多数
	〃・21	県、第9回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：東京大学大学院 新領域創成科学研究科教授 山地憲治氏）
	〃・26	県、第10回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：京都大学大学院エネルギー科学研究科教授 神田啓治氏）
	〃・28	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	12・4	日本原子力発電、茨城県東海村の東海発電所の解体に着手 商業用原発としては国内初の解体、撤去作業で、2017年度の終了を予定
	平成14 (2002)	1・7
〃・23		県、第12回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：科学ジャーナリスト 中村政雄氏）
〃・30		東北電力(株)、女川原子力発電所3号機が営業運転開始
2・5		県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
〃・6		県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
〃・9		資源エネルギー庁、「エネルギー・にっぽん 国民会議 in 東京」を開催
〃・12		県、第13回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について～原子力発電所の高経年化対策について～ 講師：物理学者・技術評論家 桜井淳氏）
〃・17		資源エネルギー庁、青森県六ヶ所村で、日本原燃(株)が同村で計画している MOX 燃料加工工場についての説明会を開催

年	月 日	事 項
平成14 (2002)	2・19	東京電力(株)、福島第二原子力発電所の低レベル放射性廃棄物を初めて青森県六ヶ所村の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	ㄥ・22	資源エネルギー庁、日本原子力発電敦賀発電所3、4号機(福井県敦賀市)の増設にかかる公開ヒアリングを実施
	3・1	ベルギー政府、国内7基の原子力発電所を2025年までに段階的に廃止することを閣議決定
	ㄥ・11	県、第14回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:地域振興について～統計データから見た電源立地地域～)
	ㄥ・15	青森県六ヶ所村の日本原燃(株)のウラン濃縮工場について、国の事業許可の無効確認と取消しを求めた行政訴訟で、青森地方裁判所は「事業許可は適法で、国の安全審査に過誤はない」として原告の訴えを棄却
	ㄥ・25	県、第15回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:原子力政策について～高経年化対策について～ 講師:東京大学名誉教授 朝田泰英氏)
	ㄥ・28	県、平成14年2月5～6日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査結果について、「福島第二原子力発電所3号機でシュラウド下部リング溶接接近傍のひび割れが発見され長期間停止した他は、両発電所ともほぼ計画どおりに運転されており、調査の範囲では、運転・保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理の面で特に問題となる点は認められなかった。また、発生したトラブル等についても再発防止対策の徹底を図るとともに、平成13年11月に発生した中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機のトラブルに関しても、国の指示に基づき、予防保全対策等の対応に努めていた」と発表
	4・1	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)が、「原子力災害対策センター」として大熊町に完成、運用開始
	ㄥ・15	県、第16回エネルギー政策検討会を開催
	ㄥ・23	知事、核燃料税の引き上げを表明(核燃料の価格に対しての税率を現行7%から10%へ、新たに核燃料の重量に対して、1kg当たり11,000円を課税)
	ㄥ・23	県エネルギー政策検討会、欧州調査(スイス、ドイツ、ベルギー、フランス)
	5・8	県エネルギー政策検討会、欧州調査(デンマーク、スウェーデン、フィンランド)
	ㄥ・23	日本原子力発電、敦賀原子力発電所1号機の運転を2010年度に停止し、廃炉にする方針を決定
	ㄥ・24	フィンランド議会、原子力発電所の新設計画の原則決定を承認
	ㄥ・27	東京電力(株)、福島第二原子力発電所3、4号機で定格熱出力一定運転を開始
	6・1	資源エネルギー庁、福島双葉地域担当官事務所を富岡町に開設
	ㄥ・3	双葉地方エネルギー政策推進協議会、知事に提言書提出
	ㄥ・7	エネルギー政策基本法案、参議院本会議において賛成多数で可決、成立
	ㄥ・11	県、第17回エネルギー政策検討会を開催

年	月 日	事 項
平成14 (2002)	6・12	福井県知事、日本原子力発電敦賀原子力発電所3、4号機増設計画について、電源開発基本計画への組入れに同意
	ㄥ・13	県議会エネルギー政策議員協議会開催
	ㄥ・24	県、核燃料税条例の改正案（これまでの課税標準である核燃料の価額に加えて重量を併用）を6月定例県議会に提案
	7・5	県議会で核燃料税条例の改正案が可決
	ㄥ・8	県、第18回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力委員会との意見交換について・エネルギー政策検討会の「中間とりまとめ」について）
	ㄥ・22	県、第19回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：「地域振興について」～財政面から見た電源立地地域～）
	8・2	経済産業省、日本原子力発電の敦賀発電所3、4号機などを新規地点として追加して電源開発基本計画を決定
	ㄥ・5	県、第20回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力委員会との意見交換会）
	ㄥ・8	原子力安全・保安院は、東京電力㈱が提出していた福島第一原子力発電所3号機、福島第二原子力発電所4号機に係る定期安全レビューについて、妥当であると評価
	ㄥ・22	福島第一・3号機、定期検査中、原子炉格納容器内の制御棒駆動水圧系配管（274本中36本）にひびを確認
	ㄥ・26	県、第21回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力委員会の申出への対応について）
	ㄥ・29	原子力安全・保安院及び東京電力㈱は、原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正の事実を公表（29件）
	9・2	福島第二・2号機、排気筒の放射線モニタ指示値が上昇、調査のため手動停止
	ㄥ・4	東京電力㈱、原子力発電所に係る不正問題を受け、福島第一・7、8号機の増設計画を延期
	ㄥ・6	県、第22回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題について）
	ㄥ・10	双葉郡の立地4町長、原子力発電所に係る不正問題を受け、プルサーマルの実施について「推進」から「一時凍結」で合意
	ㄥ・13	原子力安全・保安院は、東京電力㈱が過去に実施した原子力発電所の定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回 （本県分）福島第一・1、2、3、4、5号機 福島第二・2、3、4号機
	ㄥ・19	県、第23回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」について）

年	月 日	事 項
平成14 (2002)	9・24	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一原子力発電所に立入調査
	〃・26	知事、9月定例県議会で、福島第一・3号機で予定されているプルサーマル計画について、「前提となる条件が消滅しており、白紙撤回されたものと認識している」と述べる
	〃・27	総務省、原子力発電所に対する核燃料税（法定外普通税）の実効税率を13.5%に引き上げを求める本県の申出に同意
	10・1	原子力安全・保安院は、自主点検作業記録の不正問題の中間報告を公表
	〃・3	原子力安全・保安院は、福島第二・1号機の定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回
	〃・7	知事が、平沼経産大臣、細田科学技術担当相、藤家原子力委員会委員長、松浦原子力安全委員会委員長に県エネルギー政策検討会の中間とりまとめに基づき、原子力政策の抜本の見直しを求めた
	〃・8	知事、政府主催の全国知事会で小泉首相に対し、核燃料サイクル見直しを求めた
	〃・9	県・楡葉町・富岡町、安全確保協定に基づき、福島第二原子力発電所に立入調査
	〃・11	県議会、「原子力発電所における信頼回復と安全確保に関する意見書」「東京電力の原子力発電所に関する徹底した調査の実施と安全性確保を求める決議」を全会一致で可決
	〃・25	原子力安全・保安院と東京電力(株)は、原子力発電所における格納容器漏えい率検査の不正問題を公表
	〃・29	原子力安全委員会は、経済産業大臣に「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」を提出
	11・8	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域）
	〃・29	原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し原子炉等規制法に基づき、福島第一・1号機の1年間の原子炉運転停止処分
	12・2	県、第24回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」後の国等の動きについて・エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に対する意見募集の状況について）
	〃・19	知事は、自民党政務調査会のエネルギー関係合同会議に出席し、原子力、エネルギー政策について意見交換
	〃・〃	原子力発電環境整備機構は、高レベル放射性廃棄物の処分場建設概要調査地区の公募を開始
	〃・25	日本原子力発電敦賀発電所3、4号機増設について、福井、敦賀市が事前了解
〃・31	県、改正核燃料税を施行	
平成15 (2003)	1・16	ベルギー上院、国内7基の原子力発電所を2025年までに全廃する法案を可決、成立

年	月 日	事 項
平成15 (2003)	1・20	県、第25回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に対する意見募集の結果について）
	〃・27	名古屋高等裁判所金沢支部は、「国の高速増殖炉「もんじゅ」に係る「原子炉設置許可処分は無効」とする判決
	3・27	原子力安全委員会は「もんじゅ」の設置許可無効判決に対し、名古屋高裁金沢支部に上告申立て理由書を提出
	〃・29	核燃料サイクル開発機構の新型転換炉「ふげん」（福井県敦賀市）は、25年間の運転を終了し、国内3例目の廃炉措置に入る
	4・1	国の原子力立地会議、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域に浜通りと都路村の計16市町村を指定
	〃・〃	県、富岡町に「原子力等立地地域振興事務所」を開設
	〃・14	県、第26回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」後の国等の動きについて）
	5・16	鹿児島県、川内原子力発電所3号機増設に向けた環境調査受入れを表明
	6・3	県議会エネルギー政策議員協議会開催
	〃・9	福島第一・6号機の運転再開問題で、県議会議員全員協議会を開催 県議会は運転再開の受入れの意見を集約
	7・3	県、県内各界各層の代表者から安全・安心の確保に向けた国・東京電力(株)の取組みなどについての考えを聴くため「県民の意見を聴く会」開催
	〃・10	知事が、東京電力(株)勝俣社長へ、関連会社を含む企業システムの改善や情報公開・透明性の確保に対する社長の真摯な姿勢を評価し、福島第一・6号機の運転再開を了とした 福島第一・6号機が運転再開
	〃・11	県、第27回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：最近の国等の動きについて・エネルギー基本計画（案）について）
	〃・28	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一・3号機に立入調査。
	8・4	佐藤知事、東京電力(株)勝俣社長へ福島第一・3号機の運転再開に際し、情報公開の徹底と常に緊張感をもった対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請
	〃・12	福島第一・3号機が運転再開
	〃・13	県・楡葉町・富岡町、安全確保協定に基づき、福島第二・1号機に立入調査
	〃・20	副知事、東京電力(株)白土副社長へ福島第二・1号機の運転再開に際して、情報公開の徹底と常に緊張感をもった対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請
	〃・26	県、第28回エネルギー政策検討会を開催
	〃・〃	福島第二・1号機が運転再開

年	月 日	事 項
平成15 (2003)	8・27	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一・5号機に立入調査
	9・1	副知事、東京電力(株)白土副社長へ福島第一・5号機の運転再開に際して、情報公開の徹底と常に緊張感をもった対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請
	〃・8	福島第一・5号機が運転再開
	〃・12	知事、原子力発電所に係る不正問題発覚後初めて第二原発視察 東京電力(株)の再発防止策の取組みについて一定の評価をした上で、一層の努力を求める
	〃・16	国は、新潟県柏崎市と鹿児島県川内市の使用済み核燃料税の新設に同意
	〃・18	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	〃・19	知事、9月定例県議会で原子力安全規制体制に対する疑問を述べるとともに、エネルギー基本計画に立地地域の意見を反映するよう強く求めた
	〃・25	核燃料サイクル機構は、新型転換炉開発業務を終了したと原子力委員会に報告
	〃・30	原子力安全規制の新制度が開始
	10・1	維持基準の導入、また独立行政法人原子力安全基盤機構が発足する 国は、エネルギー基本計画を閣議決定
	〃・7	プルサーマル計画を当面の中軸に据えて推進する方針を盛り込み、10年程度先のエネルギー需要を分析する長期需要の見直しの決定作業に入る
	〃・9	県議会各派代表者会議は維持基準に対して協議し、県民の安全・安心の確保を大前提に、今後の推移を慎重に見守っていく姿勢を表明
	11・7	東京電力(株)は、三原子力発電所の圧力抑制プール内で異物が見つかった件で、原子力安全・保安院に再発防止対策を報告 うち福島第一・第二原子力発電所では936個
	〃・10	東京電力(株)は、原子力発電所で発生するトラブル等の公表基準を策定、11月17日から本格実施
	〃・15	原子力安全・保安院は10月1日から導入した「定期事業者検査」について、検査体制などを審査して三段階にランク付けすることなどを決定
	〃・21	原子力安全・保安院は、北海道電力が申請していた泊原子力発電所3号機（加圧水型、出力91.2万kW）の工事計画を認可
	〃・〃	原子力安全・保安院の経済産業省からの分離独立について、本県単独で国に対し要請
	〃・28	緊急被ばく医療活動を重点項目とした、第13回県原子力防災訓練を実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	12・1	福島・新潟・福井の三県知事は、総理大臣、経済産業大臣、官房長官に対し、経済産業省からの原子力安全・保安院の分離を含めた国の原子力安全規制体制の見直しの検討と、原子力政策に関する立地地域の意見の反映を要請

年	月 日	事 項
平成15 (2003)	12・5	関西・中部・北陸の三電力会社は、珠州原子力発電所建設計画の凍結を発表
	ㄥ・8	県警本部長は、12月定例県議会代表質問で、県内原子力発電所のテロ対策で、自衛隊との協定に基づき、自衛隊に治安出動命令が出された場合連携した対策をとると言及
	ㄥ・16	県、第29回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:最近の国等の動きについて報告)
	ㄥ・17	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	ㄥ・19	原子力委員会は、2003年度の原子力白書を5年半ぶりに発行
	ㄥ・24	東北電力(株)は、新潟県巻原子力発電所の建設計画の断念を新潟県知事に伝達
平成16 (2004)	1・29	東京電力(株)は、異物混入問題に対する最終報告書をまとめ、国と県に提出
	2・2	双葉地方電源地域政策協議会は、福島第一・2号機、同4号機、福島第二・3号機の再稼働容認を県と県議会に報告 副知事は、独自の検証作業に入ることを表明
	ㄥ・10	県、県政世論調査結果を公表 79.1%の回答者が県のエネルギー政策に対する独自の検討や問題提起を支持
	ㄥ・12	福島・新潟・福井の三県知事連名で、国の原子力安全規制体制に対する検討の要請書を再提出
	ㄥ・18	東京電力(株)白土副社長は、福島第一・2号機、同4号機、福島第二・3号機の運転再開を県と県議会に要請
	ㄥ・25	県・富岡町・楡葉町は、安全確保協定に基づき、福島第二・3号機に立入調査
	3・2	副知事が東京電力(株)白土副社長へ福島第二・3号機について、シュラウドの定期的な監視と情報公開を要請
	ㄥ・3	福島第二・3号機が運転再開
	ㄥ・12	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・4号機に立入調査
	ㄥ・15	福井県知事は、プルサーマル計画について、計画再開を了承
	ㄥ・16	生活環境部長が東京電力(株)服部常務へ福島第一・4号機の運転再開に際して、補修シュラウドの点検・監視と情報公開の徹底を要請
	ㄥ・17	福島第一・4号機が運転再開
	ㄥ・23	県・双葉町・大熊町は、安全確保協定に基づき、福島第一・2号機に立入調査
	ㄥ・26	福島第二・4号機のタービン建屋2階で、男性作業員2名が酸欠により倒れ、一時意識不明
	4・2	生活環境部長が東京電力(株)服部常務へ福島第一・2号機の運転再開に際して、安全管理など信頼回復の取組みを要請
	ㄥ・3	福島第一・2号機が運転再開
	ㄥ・12	県、第30回エネルギー政策検討会を開催
ㄥ・28	九州電力(株)は、佐賀県玄海原子力発電所3号機でプルサーマル計画の実施を決定	

年	月 日	事 項
平成16 (2004)	5・10	四国電力(株)は、伊方発電所3号機でのプルサーマル計画について、愛媛県と伊方町に事前了解願を提出
	〃・14	知事、近藤原子力委員会委員長と会談 核燃料サイクルについて、一旦立ち止まって見直すよう改めて要請
	〃・21	国(総務省)は、東北電力(株)東通原子力発電所1号機に対する核燃料税を当面12%とすることで合意
	〃・22	原子力委員会、富岡町で市民参加懇談会を開催
	〃・28	九州電力(株)が玄海3号機で実施予定のプルサーマル計画について、国へ原子炉設置変更許可を申請 併せて安全協定に基づき、佐賀県及び玄海町へ事前了解願を提出
	〃・31	県、第31回エネルギー政策検討会を開催 メリーランド大学スティーブ・フェッター教授が「再処理と直接処分の経済学」をテーマに講演
	6・16	県・檜葉町・富岡町は、安全確保協定に基づき、福島第二・2号機に立入調査
	7・15	県は、福島第二・2号機の原子炉格納容器漏えい率検査でマイナス値が出た問題で、検査結果の信頼性評価に関する検討会を開催
	8・5	生活環境部長が東京電力(株)武黒常務へ福島第二・2号機の運転再開に際して、安全・安心の確保への取組みを改めて要請
	〃・6	福島第二・2号機が運転再開
	〃・9	関西電力(株)美浜発電所3号機(加圧水型)で、蒸気噴出事故が発生 死者5人を含む11人が死傷
	〃・15	相馬共同火力発電新地発電所2号機で配管破損事故が発生
	9・22	県・富岡町・檜葉町は、安全確保協定に基づき、福島第二・4号機に立入調査
	〃・29	福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止したため、原子炉を手動停止
	10・15	生活環境部長が東京電力(株)武黒常務へ福島第二・4号機の運転再開に際して、安全・安心の確保への取組みを改めて要請
	11・1	四国電力(株)は、伊方発電所3号機でのプルサーマル計画における原子炉設置変更許可の国への申請について、愛媛県及び伊方町が了承
	〃・4	福島第二・4号機が運転再開
	〃・5	原子力防災訓練の個別訓練として、緊急被ばく医療活動訓練を実施(県立大野病院等)
	〃・8	県、第32回エネルギー政策検討会を開催 ドイツエコ研究所ミハイル・ザイラー氏が講演
	〃・12	原子力防災訓練の個別訓練として、緊急時環境放射線モニタリング訓練を実施(原子力センター等)

年	月 日	事 項
平成16 (2004)	11・19	知事、北海道東北地方知事会議で、経済産業省と原子力安全・保安院の分離の必要性を改めて指摘
	〳・22	青森県・六ヶ所村・日本原燃(株)は、ウラン試験の安全協定を締結
	〳・24	職員参集訓練、現地災害対策本部運営訓練、オフサイトセンター運営訓練を重点項目とした第14回原子力防災訓練を実施（福島第一原子力発電所周辺地域）
	12・1	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・1号機に立入調査
	〳・8	県議会議員全員協議会を開催 事業者から不正問題の再発防止対策の実施状況について説明を受ける
	〳・22	知事、原子力委員会新計画策定会議に出席し、配管減肉問題や経済産業省と原子力安全・保安院の分離の必要性について意見陳述
平成17 (2005)	2・7	福井県・敦賀市は、高速増殖原型炉もんじゅの改造工事計画について、安全協定に基づく事前了解を表明
	〳・14	県議会エネルギー政策協議会を開催 東京電力(株)勝俣社長、原子力安全・保安院から配管減肉問題について説明を受け、緊張感を持った取組みを要望
	3・31	県、第33回エネルギー政策検討会を開催 英国放射性廃棄物処分委員フレッド・バーカー氏、国際エネルギーコンサルタントのマイケル・シュナイダー氏が「核燃料サイクル政策について」をテーマに講演
	4・19	青森県・六ヶ所村・日本原燃(株)は、MOX 燃料加工工場の立地協力基本協定を締結
	5・20	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・1号機に立入調査
	〳・30	最高裁、高速増殖原型炉「もんじゅ」の設置許可を巡る上告審で許可処分を無効とした二審判決を破棄、原告の無効確認請求を退ける判決を下した
	6・29	知事、東京電力(株)勝俣社長へ、福島第一・1号機の運転再開に際し、高経年化対策や風通しが良く、透明性の高い発電所運営等を要請
	7・1	知事、中川経済産業大臣へ、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離や今後の高経年化対策等について要請
	〳・4	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	〳・24	福島第一・1号機が運転再開
	8・3	福島第一・6号機の可燃性ガス濃度制御系において流量制御器の換算式に不適切な補正係数を使用していたことを公表
	〳・8	県、第34回エネルギー政策検討会を開催
	〳・16	宮城県沖地震が発生し、女川原子力発電所1～3号機が自動停止
	〳・〳	原子力委員会、「原子力政策大綱（案）」について、国民の意見を聴く会を福島市内で開催
	〳・22	福島第一・5号機で炉心スプレイ系ポンプの定例試験流量調整弁の不具合のため、原子炉を手動停止

年	月 日	事 項
平成17 (2005)	8・25	県、第35回エネルギー政策検討会を開催
	9・4	県、国際シンポジウム「核燃料トルサイクルを考える」を東京で開催
	〃・7	経済産業省、九州電力(株)玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画に関する原子炉設置変更を許可
	10・1	日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が統合された独立行政法人日本原子力研究開発機構が発足
	〃・9	福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止し、原因調査のため、翌日原子炉を手動停止
	〃・14	原子力委員会がまとめた原子力政策大綱について、閣議決定
	〃・17	知事、福島第一・第二原子力発電所を視察し、東京電力(株)勝俣社長と会談 また、東京電力(株)と協力企業の社員の懇談会に出席
	〃・19	青森県・むつ市・東京電力(株)は、使用済核燃料中間貯蔵設備の建設受入れを正式表明し、燃料の確実な搬出を盛り込んだ協定を締結
	11・1	福島第二・2号機で残留熱除去機器冷却系海水ストレータの損傷を確認
	〃・14	災害対策本部運営訓練、オフサイトセンター運営訓練や職員の現地参集訓練を重点項目とした第15回原子力防災訓練を実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	〃・29	県・楡葉町・富岡町は、安全確保協定に基づき、福島第二・3号機に立入調査
	12・1	政府は、原子力事業者等に対し特定核燃料物質についての輸送に関する情報の管理等について所要の対応を求める等の核物質防護対策の強化を開始
	〃・28	原子力安全・保安院、原子力発電所老朽化対策の評価を10年ごとに義務づけるなど、事業者が実施すべき対策の具体的内容を示した指針を作成、平成18年より適用
	平成18 (2006)	1・16
〃・27		東京電力(株)は、福島第一・3号機の高経年化技術評価等を国に提出
〃・31		(株)東芝、福島第一・6号機の原子炉給水流量計の試験データを改ざんしていたと発表 その後、柏崎刈羽原子力発電所でも同様の不正があった可能性が高く、原子力安全・保安院は2月10日に製造事業所を任意で立入調査
2・1		福島第一・6号機で、ハフニウム板型制御棒9本のシース部及びタイロット部にひび並びにシースの一部欠損を確認
〃・10		県議会エネルギー政策議員協議会を開催、原子炉給水流量計の試験データ改ざんについて再発防止を要望
〃・16		県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき福島第一・3号機の高経年化対策について立入調査を実施
3・1		双葉地方電源地域政策協議会が開催され、東京電力(株)勝俣社長との意見交換を4年ぶりに実施

年	月 日	事 項
平成18 (2006)	3・3	福島第一・3号機で、ハフニウム板型制御棒4本のシース部にひび、1本のシース部とタイロッド部にひび及びシースの一部欠損を確認
	ㄥ・14	福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止し、原因調査のため、20日間原子炉停止
	ㄥ・16	原子力安全・保安院は、福島第一・3号機の高経年化技術等報告書を妥当とする審査結果を公表
	ㄥ・24	金沢地裁、志賀原子力発電所2号機は耐震性に問題があるとして、住民らが北陸電力(株)に運転差止めを求めた訴訟の判決で、運転差止請求を認めた
	ㄥ・26	佐賀県・玄海町、九州電力(株)玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画に正式同意、2010年までの導入を目指す
	ㄥ・29	東京電力(株)は、福島第一・3号機、柏崎刈羽2～5号機の定期安全レビューの実施結果を公表
	ㄥ・31	日本原燃(株)、青森県六ヶ所村の使用済核燃料再処理施設で運転（アクティブ試験）を開始
	4・20	原子力安全・保安院、原子炉給水流量計試験データ改ざん問題で、東芝(株)・東京電力(株)・東北電力(株)に厳重注意
	ㄥ・28	原子力安全委員会耐震指針検討分科会が発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改定案をとりまとめ
	6・7	福島第二・1号機で、残留熱除去系の流量調節弁の破損を確認
	ㄥ・9	原子力委員会、「原子力安全行政に係る施策に関する評価について、ご意見を聴く会」を福島市内で開催
	ㄥ・13	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	ㄥ・16	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき福島第一・3号機の高経年化対策の取組状況等について立入調査を実施
	ㄥ・ㄥ	鳥根県、中国電力(株)鳥根原子力発電所2号機のプルサーマル計画について、基本的に了解すると表明
	ㄥ・22	福島第一・5号機の可燃性ガス濃度制御系において実流量と指示計の不整合を確認 県は徹底的な調査を申入れ その後、福島第一・1号機、同3号機においても確認
	7・7	経済産業省資源エネルギー庁、「原子力現場技術者の育成・技能継承の支援モデル事業」の採択プロジェクト・地域の決定を発表 新潟、福島地域ほか2地域が該当
	8・5	福島第一・4号機で、純水補給水系にトリチウムを含む復水貯蔵タンクの水が流入し、トリチウムを管理区域外へ放出
	ㄥ・13	県議会エネルギー政策議員協議会を開催、福島第二・3号機の原子炉再循環系配管のひびの問題について、原子力安全・保安院、事業者に説明を求めた

年	月 日	事 項
平成18 (2006)	8・24	衆議院内閣委員会、福島第二原子力発電所を訪問し、テロ防止対策の状況等について視察
	9・1	東京電力(株)は、地質調査の補完調査として南相馬市で双葉断層のボーリング調査を開始
	〃・19	原子力安全委員会、「発電用原子炉施設の耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類を改訂
	〃・20	原子力安全・保安院、原子力施設を持つ事業者に対して新指針に沿って耐震安全性を確認するように指示
	〃・21	平成16年8月の蒸気噴出事故以来停止中だった関西電力(株)美浜原子力発電所3号機の原子炉を試験運転のため起動
	10・13	愛媛県及び伊方町、四国電力(株)伊方原子力発電所3号機のプルサーマル計画に正式同意
	〃・18	東京電力(株)、国の原子力発電所耐震設計審査指針が改訂されたことを受け、耐震安全性評価実施計画書を原子力安全・保安院に提出
	〃・23	島根県及び松江市、中国電力(株)島根原子力発電所2号機プルサーマル計画の原子炉設置変更許可申請について了解
	〃・31	中国電力(株)が土用ダム(岡山県新庄村)測定器改ざんを公表
	11・2	日本原燃(株)、試運転中の使用済核燃料再処理工場(青森県六ヶ所村)で、プルトニウムの抽出を始めたと発表
	〃・7	日本原子力研究開発機構、新型転換炉原型炉ふげん(福井県敦賀市)を2028年までに解体・破棄する計画を原子力安全・保安院に申請
	〃・15	中国電力(株)が下関発電所の冷却用海水の取水温度改ざんを公表
	〃・21	関西電力(株)、北陸電力(株)が発電用ダムのデータ改ざん、手続き不備等を公表
	〃・24	東京電力(株)、福島第一原子力発電所内の一部の補助施設で耐震性の向上を図る強化工事を実施すると発表
	〃・30	東京電力(株)、柏崎刈羽原子力発電所1、4号機で復水出口海水温度のデータ改ざんをしていたことを公表
	〃・〃	原子力安全・保安院、水力・火力・原子力発電設備を有する一般電気事業者に対して、改ざん、手続き不備等についての点検を指示
	12・5	東京電力(株)、福島第一・1号機復水器出口海水温度データ改ざんについて公表
平成19 (2007)	1・10	東京電力(株)は福島第一・4号機で取放水口温度のデータ改ざんについて公表
	〃・17	福島第一・2号機で、原子炉格納容器内の地絡発生に伴い原子炉を手動停止
	〃・25	県・大熊町・双葉町・楡葉町・富岡町・広野町は、福島第一・4号機の温排水データ改ざん問題で、海水温度測定の実施状況などを確認
	〃・26	原子力発電環境整備機構、高レベル放射性廃棄物最終処分地公募で高知県東洋町の応募書類を受理

年	月 日	事 項
平成19 (2007)	1・31	県内原子力発電所10基のうち9基のプラントで法定検査データの改ざんが行われていたことなど多数の事案が判明
	2・6 ～7	通信連絡訓練、オフサイトセンター運営訓練を重点項目とした第16回原子力防災訓練を実施（福島第一原子力発電所周辺地域）
	ㄥ・11	福島第一・4号機で、原子炉水位の上昇により「原子炉水位高」の警報が発生して主タービンが自動停止
	ㄥ・18	定期検査中の福島第二・4号機で、「主蒸気管放射能高高トリップ」警報が発信し、原子炉が自動停止
	ㄥ・19	福島第一・5号機で18日の定例試験中、原子炉を冷却する装置の弁が閉まりきらなかったことを受け、詳細調査実施のため原子炉を停止
	ㄥ・28	原子力発電環境整備機構、高レベル放射性廃棄物の最終処分に必要な文献調査を高知県東洋町で実施するのに必要な事業の許可を資源エネルギー庁に申請
	3・15	北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機で平成11年、定期検査中に89本ある制御棒のうちの3本が誤って抜け、約15分間も臨界状態が続く事故を国に報告していなかったことが判明
	ㄥ・20	福島第二・3号機で平成5年6月の定期検査中、制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明
	ㄥ・22	福島第一・3、5、2号機で昭和53、54、55年に制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明 3号機の事象については、臨界状態となっていたと推定されるが、運転日誌を改ざんして隠ぺいしていた
	ㄥ・25	能登半島沖地震発生、北陸電力(株)志賀原子力発電所1、2号機は停止中だったが、想定を超える揺れを観測
	ㄥ・28	資源エネルギー庁、高レベル放射性廃棄物の最終処分に必要な文献調査を高知県東洋町で実施する計画を認可
	ㄥ・30	福島第一・2号機で昭和59年の原子炉自動停止のトラブルを隠ぺいしていたことなどが判明
	ㄥ・ㄥ	各電力会社から原子力安全・保安院へ点検結果を報告
	4・5	原子力発電関係団体協議会、データ改ざん問題について根本的な原因究明と再発防止対策の実施を求める要請書を原子力安全・保安院などに提出
	ㄥ・ㄥ	高知県東洋町長、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の候補地選定調査に向けた文献調査に応募したことについて、住民の意思を問うため辞職
	ㄥ・6	福島第二・4号機で、昭和63年に制御棒駆動機構の使用前検査を未受検で取り替え、同一型番のものをメーカーに製造させるなどの不正を重ねていたことが判明
	ㄥ・ㄥ	東京電力(株)は、再発防止対策のアクションプログラムを公表
	ㄥ・20	原子力安全・保安院、発電施設の総点検結果報告、行政処分を発表

年	月 日	事 項
平成19 (2007)	4・22	高知県東洋町長選で高レベル放射性廃棄物処分場候補地選定調査文献調査応募に反対する候補者が当選 高知県東洋町の新町長は文献調査応募を取下
	ㄥ・23 ～24	県、立地町とともにデータ改ざん問題を受け、安全確保協定に基づく立入調査を実施
	6・8	福島第二・2号機において、圧力抑制室内壁の塗装除去を実施していたところ内壁の一部を損傷
	ㄥ・11	県、立地町は4月に実施した立入調査結果を公表、東京電力(株)に不正問題再発防止や組織風土改善の取り組み等の一層の強化を要請
	ㄥ・12	知事、国の施策に対する提言・要望活動を実施
	ㄥ・15	双葉町議会、福島第一原子力発電所7、8号機の増設凍結決議解除を可決
	ㄥ・25	福島第一・1号機において、非常用ディーゼル発電機定例試験を実施したところ、当該発電機と電源盤から発煙が確認された(原因は遮断器の組み立てミス)
	7・4	福島県警、福島海上保安部、東京電力(株)が合同で原子力発電所テロ対策総合訓練を実施
	ㄥ・4 ～6	原子力基盤機構の防災専門官広域支援現地訓練、県原子力災害対策センターで実施
	ㄥ・12	原子力発電所や核燃料サイクル施設での事業許可などについて、旧科学技術庁や原子力安全・保安院に対して住民が行った異議申し立て計25件が、最長で26年間処理されずに放置されていたことが判明
	ㄥ・16	新潟県中越沖地震発生、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所で稼働中の原子炉が自動停止
	ㄥ・19	福島県、東京電力(株)に対して耐震安全性の確保・向上の取り組みなどを要請
	ㄥ・24	原子力発電関係団体協議会、速やかな新潟県中越沖地震の解析と新耐震指針の妥当性の検討などについて国に要請
	ㄥ・26	福島県と原子力発電所立地4町は合同で国等に対して耐震安全性の確保などを要請
	ㄥ・27	福島県と原子力発電所立地4町は合同で東京電力(株)に対して耐震安全性の確保などを要請
	ㄥ・ㄥ	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、原子力安全・保安院及び東京電力(株)が原子力発電所の耐震安全性に係る取組状況を説明
	9・11	県は、県議会、県市長会、県町村会、県市議会議長会、県町村議会議長会とで、国や各政党に対して耐震安全性評価第三者委員会の設置などを要請
	ㄥ・21	立地4町で構成する県原子力発電所所在町協議会が、原子力安全・保安院に対して検査制度の見直しについて安全最優先で検討することなどを要望
	10・11	県議会で核燃料税の暫定税率を引き上げる条例が可決

年	月 日	事 項
平成19 (2007)	10・22 ～23	通信連絡訓練やオフサイトセンター運営訓練、環境放射線モニタリング訓練、緊急被ばく医療活動訓練などを重点項目とした第17回原子力防災訓練を実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	ㄥ・26	静岡地裁、東海地震で浜岡原子力発電所が大きな被害を受け、住民が被ばくする危険があるとして、住民らが中部電力(株)に運転差し止めを求めた訴訟の判決で、請求を棄却
	11・14	原子力発電関係団体協議会、原子力発電所の耐震安全性強化や定期検査間隔延長に対する慎重対応などについて国に要請
	ㄥ・26	新潟・福島・山形三県知事会議は、新たな耐震設計審査指針等の抜本的な強化や、原子力安全・保安院の分離独立などについて国に要望
	ㄥ・27	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、県及び立地4町から要請された7項目に対する現在の取組状況及び追加の地質調査の実施計画について説明
	12・17	核燃料税の更新について、総務大臣が同意
	ㄥ・19	北海道東北地方知事会、北関東磐越五県知事会議は、原子力発電と原子力行政の信頼回復について国に要望
	ㄥ・20	原子力安全委員会（鈴木篤之委員長）は、委員会内に原子力発電所の耐震性を評価する第三者組織「耐震安全性評価特別委員会」を新設
	ㄥ・27	原子力安全委員会は、発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する指針を改訂
	平成20 (2008)	1・16
2・7		県・大熊町・双葉町は、福島第一・5号機の高経年化対策の取組状況について、県原子力行政連絡調整会議専門委員とともに立入調査を実施
ㄥ・14		福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、地質調査の実施状況、柏崎刈羽4号機原子炉再循環系配管ひびの調査結果等について説明
ㄥ・27		東京電力(株)は、福島県原子力発電所所在町情報会議において「再発防止対策の実施状況について」と題して福島県及び立地4町から要請された7項目の実施状況について報告
ㄥ・29		静岡県知事は、浜岡4号機のプルサーマル計画について了承
3・26		東京電力(株)が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差の管理方針等を説明
ㄥ・31		東京電力(株)が、福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施（地質調査の結果、基準地震動の策定、代表プラント（福島第一・5号機、福島第二・4号機）の主要な設備の耐震安全性評価）
4・4		東京電力(株)が、平成19年5月21日に提出した行動計画に基づく再発防止対策の実施状況及び効果の検証結果を公表

年	月 日	事 項
平成20 (2008)	4・15	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、耐震安全性再評価の中間報告について説明
	〃・23	経済産業大臣、大間原子力発電所設置を許可
	5・9	原子力発電所所在町協議会会長（遠藤富岡町長）他が来庁し、県議会及び県に対して、健全性評価制度の議論の早期再開を要望
	〃・13	双葉地方電源地域政策協議会が開催され、原子力安全・保安院より検査制度の充実について、東京電力(株)より福島第一・第二原子力発電所における耐震安全性評価の中間報告について説明
	〃・22	東京電力(株)は、柏崎刈羽原子力発電所敷地周辺における地質調査結果の中間報告とこれまで実施してきた新潟県中越沖地震時に取得された地震観測データの分析結果を踏まえた同発電所の基準地震動を策定し、国に報告するとともに公表
	〃・25	定期検査中の福島第一・5号機において、起動操作における検査を実施中、高圧注水系の作動試験を実施したところ、停止したことなどから、原子炉を停止
	〃・26	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、県と立地町が要請した7項目に関する平成19年度の取組状況及び今後の予定について説明 また、耐震安全性再評価について、前回の会議において出された質問に対する回答等の説明
	〃・27	原子力発電関係団体協議会において、検査制度の見直しや健全性評価制度に関して、安全性の向上・確保を図ることや、国民の十分な理解を得ることなどについて要望
	〃・〃	経済産業大臣が、電源開発(株)に対して大間原子力発電所の工事計画を認可
	6・3	県議会は代表者会議を開き、耐震安全性の確保と健全性評価制度について議論開始を決定
	〃・〃	福島第一原子力発電所放射線管理区域内での作業において、(株)東芝の下請け会社の作業員が年齢を詐称し、従事していたことが判明
	〃・4	県は、東京電力(株)に対し、従業員の年齢詐称についての事実解明の調査、自社及び他協力企業での同事例の有無、再発防止対策の検討及びその結果の報告を要請
	〃・5	国が原子力事業者等に対して、従業者の管理を徹底するように求めるとともに、身分確認の仕組み及びその確認結果並びに同様の事案の有無について、報告を指示 東京電力(株)は、従業者の身分を再確認し、身分確認方法の対策を講じる旨公表
	〃・〃	東京電力(株)が、福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、県及び立地町から要請された7項目の平成19年度の取組状況と今後の予定を説明
	〃・18	東京電力(株)が、国・県に対して放射線管理区域内における従業者管理の徹底に関する指示文書について報告
	〃・20	県議会エネルギー政策議員協議会開催 健全性評価制度及び耐震安全性評価について、原子力安全・保安院及び東京電力(株)から説明を聴く

年	月 日	事 項
平成20 (2008)	7・18	県議会エネルギー政策議員協議会は、健全性評価制度に関する考え方をとりまとめ
	〃・25	県は、平成20年6月に出された「保全プログラムを基礎とする検査の導入について」のパブリックコメントに対して、15項目の意見を提出
	〃・30	県・大熊町・双葉町は、福島第一・5号機の高経年化対策に関する確認結果をとりまとめ、事業者に通知
	8・4	東京電力(株)は、原子力安全・保安部会の耐震設計小委員会地震・津波、地質地盤合同WGにおいて、平成20年3月の中間報告に示した双葉断層の評価を修正
	〃・26	県は、原子力安全・保安院よりパブリックコメントに対する回答が公表されたのを受けて、原子力安全・保安院原子力発電検査課長あてに要請書を提出
	〃・〃	県議会は各派交渉会を開催し、健全性評価制度について県議会としての見解をとりまとめ
	〃・27	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は柏崎刈羽3号機原子炉再循環系配管ひびの調査状況及び超音波探傷検査などについて説明
	〃・29	新検査制度について改正省令公布 平成21年1月1日に改正規則が施行、平成21年4月以降に行われる定期検査から適用
	9・5	県議会議長及び副議長が、健全性評価制度に関する県議会としての見解を知事に伝達
	〃・〃	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、地質調査結果について説明
	10・21 ～22	第18回県原子力防災訓練を国の原子力総合防災訓練と併せて実施
	〃・31	東京電力(株)は、改正省令に基づく福島第一・第二及び柏崎刈羽原子力発電所に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請
	11・6	東北電力(株)は女川3号機におけるプルサーマル計画について、宮城県及び女川町・石巻市に安全確保協定に基づく事前協議を申入れ、国に対して原子炉設置変更許可を申請
	〃・7	定期検査で停止中の福島第二・3号機において、制御棒の動作試験を行っていたところ、操作していた制御棒とは別の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)
	〃・10	福島県原子力発電所所在町協議会は臨時総会を開催し、プルサーマル計画について検討していくことを決定
	〃・14	原子力発電関係団体協議会において、新検査制度及び耐震安全性確保について、情報公開の徹底と国民の理解促進などについて要望
〃・26	定期検査で停止中の福島第一・1号機において、制御棒駆動水圧系の弁からの水のにじみを確認	

年	月 日	事 項
平成20 (2008)	12・12	経済産業省は、改正省令に基づく福島第一・第二及び柏崎刈羽に係る保安規定の変更を認可
	〃・22	中部電力(株)が浜岡1、2号機を廃炉にし、6号機を新設する計画を決定
平成21 (2009)	1・9	東京電力(株)は、福島第一・6号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請
	〃・30	中部電力(株)が浜岡1、2号機の運転を終了
	2・4	県と立地町は、新検査制度における保全活動と経年劣化対策に対する取組状況の確認のため、安全確保協定に基づく立入調査を実施
	〃・9	福島県原子力発電所所在町協議会が、県議会及び県に対して、プルサーマル計画議論の再開を要請
	〃・13	原子力安全・保安院が柏崎刈羽原子力発電所7号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表
	〃・17	日本原子力発電(株)は、敦賀発電所1号機の40年目の高経年化技術評価を実施し、長期保守管理方針の策定に係る保安規定の変更認可を申請
	〃・18	原子力安全委員会が柏崎刈羽原子力発電所7号機の安全機能は地震により損なわれることはなかったとの見解を公表
	〃・23	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、双葉断層の評価結果について説明
	〃・25	起動操作中の福島第一・1号機で、タービンバイパス弁が全閉し原子炉圧力が上昇したため手動停止
	3・5	北海道知事と地元4町村長が泊発電所3号機のプルサーマル計画を了承
	〃・26	定期検査で停止中の福島第一・3号機において、制御棒の制御装置の復旧作業を行っていたところ、1本の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)
	4・3	東京電力(株)が、福島第二原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施(福島第二・1～3号機の主要な設備の耐震安全性評価)
	〃・6	定期検査で停止中の福島第一・3号機において、制御棒の制御装置の復旧作業を行っていたところ、3月26日に過挿入した制御棒と同一の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)
	5・8	新潟県・柏崎市・刈羽村が柏崎刈羽原子力発電所7号機の運転再開を了承
	〃・9	柏崎刈羽原子力発電所7号機原子炉起動
	〃・28	原子力発電関係団体協議会が、新検査制度や耐震安全性確保における国の責任ある対応や国民の理解促進などについて要望
	6・1	中部電力(株)が浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置計画の認可を申請
	〃・5	福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、東京電力(株)が、県と立地町が要請した7項目に関する平成20年度の実施状況及び今後の予定について説明
	〃・〃	双葉地方電源地域政策協議会で、原子力安全・保安院が新検査制度について説明

年	月 日	事 項
平成21 (2009)	6・12	電気事業連合会が、平成21年度のプルトニウム利用計画及びプルサーマル計画の見直しを公表
	ㄥ・19	東京電力(株)が、福島第一原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施(福島第一・1～4、6号機の主要な設備の耐震安全性評価) 併せて県及び県議会に対してプルサーマル計画の議論再開を要望
	ㄥ・29	原子力安全・保安院が柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表
	7・2	原子力安全委員会が柏崎刈羽原子力発電所6号機の安全機能は地震により損なわれることはなかったとの見解を公表
	ㄥ・6	県議会代表者会議において、県議会としてプルサーマル計画を含む原子力行政に関する議論を再開することを決定
	ㄥ・9	県、立地町は2月に実施した立入調査結果を公表、日常保守活動の充実強化や安全確保等を要請
	ㄥ・ㄥ	原子力安全・保安院は、福島第一・6号機の高経年化技術評価について妥当であるとの審査結果を公表し、長期保守管理方針の策定に係る保安規定の変更を認可
	ㄥ・17	県議会エネルギー政策議員協議会開催
	ㄥ・21	県、第36回エネルギー政策検討会を開催
	ㄥ・ㄥ	原子力安全・保安院は、東京電力(株)が平成20年3月31日に報告した福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価の中間報告について、評価は妥当であると判断
	ㄥ・22	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会で東京電力(株)及び原子力安全・保安院が福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価の中間報告について説明 県、平成21年度第1回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催
	8・4	駿河湾を震源とする地震の発生により、中部電力(株)浜岡原子力発電所で運転中の4、5号機が自動停止
	ㄥ・11	新潟県・柏崎市・刈羽村が柏崎刈羽原子力発電所6号機の運転再開を了承
	ㄥ・25	柏崎刈羽原子力発電所6号機原子炉起動
	ㄥ・26	平成21年度第2回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催
	ㄥ・31	「原子力発電の位置付け」及び「核燃料サイクルの動向」について国(経済産業省資源エネルギー庁、内閣府原子力担当)からの説明
	ㄥ・ㄥ	日本原燃(株)が再処理施設の竣工時期を「平成21年8月」から「平成22年10月」に変更するとともに、再処理施設の使用計画等の変更を公表
	9・2	電気事業連合会が、平成21年度のプルトニウム利用計画の再度見直しを公表
	ㄥ・3	原子力安全・保安院は、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機の40年超運転に係る保安規定(長期保守管理方針)の変更を認可
	ㄥ・18	県議会エネルギー政策議員協議会開催

年	月 日	事 項
平成21 (2009)	10・15	運転中の福島第二・4号機において、原子炉再循環ポンプの自動停止による出力低下
	〃・16	平成21年度第3回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 プルサーマルを含む核燃料サイクルについての有識者（京都大学原子炉実験所教授 山名元氏、特定非営利活動法人原子力資料情報室共同代表 伴英幸氏）の講演
	〃・30	平成21年度第4回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 国の安全規制体制と事業者の不正問題再発防止に係る取組みについて国（原子力安全・保安院、原子力安全委員会）と事業者（東京電力㈱）からの説明
	11・5	九州電力㈱玄海原子力発電所3号機でプルサーマル運転を開始
	〃・18	原子力安全・保安院は、浜岡原子力発電所1、2号機について、商業用発電炉である軽水型原子炉施設の廃止措置としては初めてとなる計画を認可
	〃・25	平成21年度第5回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 『中間とりまとめ』における「原子力発電の位置付けについて」及び「核燃料サイクルについて」について、これまでの検証内容を整理
	〃・26	県議会エネルギー政策議員協議会開催 プルサーマル計画について、国（資源エネルギー庁）からの説明
	12・1	第37回福島県エネルギー政策検討会を開催 『中間とりまとめ』における「原子力発電の位置付けについて」及び「核燃料サイクルについて」について、幹事会におけるこれまでの検証内容を報告
	〃・2	玄海原子力発電所3号機、プルサーマル営業運転を開始
	〃・18	県議会エネルギー政策議員協議会開催 平成14年10月に議決した「原子力発電所における信頼の回復に関する意見書」の取扱いについてとりまとめ
	〃・21	県議会議長がエネルギー政策議員協議会の協議結果を踏まえ、「プルサーマルを含む原子力政策については、知事が国等の取り組みを検証し判断すべき」等とする平成14年に県議会が採択した意見書に関する見解を知事に伝達
	〃・〃	県議会議が「原子力発電所における国の安全規制機関に関する意見書」を議決
	〃・22	第19回県原子力防災訓練を国民保護共同訓練と併せて実施
	平成22 (2010)	1・21
2・1		第38回福島県エネルギー政策検討会を開催 核燃料サイクルの今後の見通し及び原子力発電所の現場での安全確保について幹事会の検証内容を報告並びに玄海3号機の現地調査結果及び福島第一・3号機でのプルサーマル実施申し入れについて報告

年	月 日	事 項
平成22 (2010)	2・2	東京電力(株)は福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における排水管誤接続に係る調査結果を原子力安全・保安院に報告、原子力安全・保安院は嚴重注意するとともに根本原因究明を指示
	ㄥ・10	第39回福島県エネルギー政策検討会を開催 「原子力発電の位置付けと核燃料サイクル」「国の安全規制体制と事業者の取組み等」の検証結果、福島第一・3号機の耐震安全性、高経年化対策、MOX燃料の現状について報告
	ㄥ・18	宮城県及び地元市町が、女川原子力発電所3号機のプルサーマル計画を事前了解
	ㄥ・25	東京電力(株)は福島第一・1号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請
	ㄥ・ㄥ	中国電力(株)が、島根原子力発電所機器点検計画に係る保守管理の不備について公表
	ㄥ・ㄥ	四国電力(株)伊方発電所3号機、プルサーマル発電の営業運転を開始
	4・28	福井県知事及び敦賀市長が、高速増殖原型炉「もんじゅ」の性能試験再開を了承
	5・6	「もんじゅ」、14年5ヵ月ぶりに運転再開
	6・2	運転中の福島第二・1号機において、原子炉隔離時冷却系の蒸気止め弁（蒸気管内側隔離弁）の不具合に伴い原子炉を手動停止
	ㄥ・3	東京電力(株)が県に対し、福島第一原子力発電所及び福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請に係る事前了解願ひ（福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画、福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画）提出
	ㄥ・9	第1回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会を開催 福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画、福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画について審議
	ㄥ・11	原子力安全・保安院は、島根原子力発電所の保守管理の不備で処分発表
	ㄥ・14	原子力安全・保安院は、平成21年度の原子力発電所における保安活動の総合評価（試行）実施結果を発表。福島第一原子力発電所1、3、5号機、福島第二原子力発電所全号機（1～4号機）は、「特に重要な課題が見いだされた」との評価
	ㄥ・17	東京電力(株)福島第一原子力発電所2号機が所内電源切替え用補助リレーの誤動作により原子炉自動停止。電源系統の故障のため、原子炉等規制法等の事故・故障に該当しないが、原子力安全・保安院は、7月6日、他の事業者に注意喚起
	ㄥ・22	第2回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会を開催 東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び同福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画についての補足説明、安全対策部会協議結果（案）の取りまとめについて審議
	ㄥ・28	東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び福島第二原子力発電所使用済樹脂等処理設備の設置計画に関する協議結果を取りまとめ

年	月 日	事 項
平成22 (2010)	8・3	県・立地町は、東京電力(株)に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び福島第二原子力発電所使用済樹脂等処理設備の設置計画について事前了解する旨を通知
	9・9	福島県知事が、経済産業省政務三役会議における原子力安全確保のあり方に関する検討に出席し、原子力推進担当機関と規制機関の明確な分離の必要性等を指摘
	〃・27	9月2日に福島第一原子力発電所5号機で発生した原子炉隔離時冷却系のタービンの制御系信号ケーブルが外されていたため自動停止した件について、原子力安全・保安院が保安規定違反として嚴重注意するとともに根本原因究明を指示
	11・2	運転中の福島第一・5号機において、原子炉給水系の不具合に伴い原子炉が自動停止
	〃・18	福島県原子力発電所安全確保連絡会議を開催し、原子力発電所の安全と品質確保のためのヒューマンエラー防止に向けた取組、福島第一原子力発電所5号機の自動停止問題等について、協議
平成23 (2011)	3・11	東日本大震災発生後、福島第一原子力発電所から特定事象発生（午後3時42分1、2、3号機全電源喪失）を受け、県災害対策本部において原子力災害対応開始。政府は午後7時3分福島第一原子力発電所原子力緊急事態宣言
	〃・〃	県は午後8時50分福島第一原子力発電所2km圏内の大熊町、双葉町住民に避難要請。原子力災害対策本部は午後9時23分福島第一原子力発電所半径3km圏内に避難指示
	〃・〃	午後6時33分福島第二原子力発電所特定事象発生（1、2、4号機原子炉除熱機能喪失）
	〃・12	政府原子力災害対策本部は午前7時45分福島第二原子力発電所緊急事態宣言発出、福島第二原子力発電所から半径3km圏内住民に対する避難指示、半径10km圏内住民に対する屋内退避指示
	〃・〃	福島第二・3号機原子炉が午後0時15分に冷温停止
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は午後5時39分福島第二原子力発電所10km圏内住民に避難指示
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は午後6時25分福島第一原子力発電所20km圏内住民に避難指示
	〃・〃	午後3時36分頃、福島第一・1号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・14	厚生労働省は福島第一原発事故の緊急作業に従事する労働者の実効線量限度を100mSvから250mSvに引き上げ
	〃・〃	午前11時1分頃、福島第一・3号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・〃	福島第二・1号機原子炉が午後5時0分に冷温停止
	〃・〃	福島第二・2号機原子炉が午後6時0分に冷温停止

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	3・15	政府原子力災害対策本部は午前11時福島第一原子力発電所20～30km圏内住民に屋内退避指示
	〃・〃	政府と東京電力(株)は「福島原発事故対策統合連絡本部」を設置
	〃・〃	政府は原子力災害現地対策本部、オフサイトセンターを福島県庁内に移転
	〃・〃	午前6時頃、福島第一・2号機圧力抑制室付近で異音が発生し、圧力低下
	〃・〃	午前6時頃、福島第一・4号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・〃	福島第二・4号機原子炉が午前7時15分冷温停止
	〃・16	福島第一・3号機原子炉建屋から水蒸気のようなもやの発生を確認
	〃・〃	県は福島市内で採取した水道水から放射性ヨウ素と放射性セシウムを検出したと発表
	〃・17	厚生労働省は原子力安全委員会により示された指標値を食品衛生法の暫定規制値とする取り扱いを発表
	〃・19	福島第一原子力発電所で緊急作業員6名が100mSv 超え被ばく、消防庁職員の最大被ばく線量は27mSv
	〃・〃	厚生労働省は川俣町の原乳、茨城のほうれん草などから暫定基準を超過する放射性ヨウ素、セシウムが検出されたと発表。県は川俣町に出荷自粛と自家消費の自粛を要請
	〃・〃	福島第一・5号機、午前5時、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プール冷却を開始
	〃・〃	福島第一・6号機、午後10時14分頃、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プール冷却を開始
	〃・20	福島第一・2号機の外部電源復旧
	〃・〃	県は暫定基準を超えるヨウ素131が検出されたいわき市、国見町、新地町、飯館村産原乳の出荷と自家消費の自粛要請
	〃・〃	県は全県内露地野菜の出荷自粛を関係機関に要請
	〃・〃	厚生労働省は政府原子力災害現地対策本部及び県が17日に採取した川俣町の水道水から暫定基準を上回るヨウ素131検出を発表
	〃・〃	福島第一・5号機原子炉が午後2時30分に冷温停止
	〃・〃	福島第一・6号機原子炉が午後7時27分に冷温停止
	〃・21	福島第一・5、6号機の外部電源復旧
	〃・〃	厚生労働省は国及び県が20日に採取した飯館村の水道水から暫定基準を越えるヨウ素131を検出したと発表 (乳児による摂取制限は3月21日から5月10日にかけて全国20事業(地域)で実施。そのうち飯館村を除く19事業(地域)は4月1日までに制限を解除、飯館村は5月10日に解除、一般の摂取制限は3月21日から4月1日にかけて飯館村で実施)

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	3・21	政府原子力災害対策本部は福島県において産出された原乳、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたハウレンソウ及びカキナの出荷制限指示（以後、各種品目について調査結果に基づき出荷制限等を指示）
	〃・〃	福島第一・3号機、原子炉建屋から黒色がかった煙発生
	〃・22	福島第一原子力発電所全6基で外部電源復旧
	〃・23	政府は屋内退避指示区域外でも100mSvを超過する区域があるとのSPEEDIによる拡散試算結果を発表
	〃・〃	福島第一・1号機、原子炉への海水注入開始
	〃・24	内閣官房長官は20km～30km圏内の避難検討を表明
	〃・〃	福島第一原発3号機、タービン建屋1階及び地下において、協力企業作業員3名が約170mSv外部被ばくの上ベータ線熱傷の可能性があり、県立医大へ搬出。（その後、放射線医学総合研究所に入院、3月28日に退院）
	〃・25	内閣官房長官は20km～30km圏内の自主避難を促す方針を表明
	〃・〃	福島第一・1号機原子炉への淡水注入開始
	〃・〃	福島第一・3号機原子炉への淡水注入開始
	〃・26	福島第一・2号機原子炉への淡水注入を開始
	〃・27	福島第一・1～3号機タービン建屋外のトレンチ立杭に水溜まり確認
	〃・〃	福島第一・2号機、消防ポンプから仮設電動ポンプに切り替え原子炉へ淡水注入
	〃・28	福島第一・3号機、消防ポンプから仮設電動ポンプに切り替え原子炉へ淡水注入
	4・2	福島第一・2号機取水口付近のコンクリート亀裂から専用港湾内に高濃度汚染水流出（4月6日に止水、流失放射性物質はヨウ素131、セシウム134、137合計で4.7PBqと評価）
	〃・4	東京電力(株)が高濃度汚染水の移送先確保のため、緊急の措置として放射性物質で汚染された滞留水等約11,500トンの海洋放出開始
	〃・7	福島第一・1号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・8	農林水産省は放射性物質による水田土壌の汚染に伴い米の作付け制限の方針を発表
	〃・11	いわき市内陸部を震源とするM7の余震発生、浜通り、中通りで最大震度6弱観測
	〃・12	原子力安全・保安院は福島第一原子力発電所事故の評価を7に訂正
	〃・17	東京電力(株)は事故収束へ2段階の工程表「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を発表
	〃・19	文部科学省は校庭使用の暫定基準発表、県内13校・幼稚園の屋外活動制限
	〃・21	政府原子力災害対策本部は福島第二原子力発電所周辺の避難指示区域を半径10km圏内から半径8kmに変更
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は関係市町村長に4月22日午前0時から福島第一原子力発電所20km圏内を警戒区域に設定するよう指示

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	4・22	政府原子力災害対策本部は南相馬市、川俣町、浪江町、葛尾村、飯館村で推定被ばく線量が年間20mSvを超える区域を計画的避難区域に、また福島第一原子力発電所20～30km圏内の田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村の一部を緊急時避難準備区域に指定
	5・1	県災害対策本部は県中浄化センター下水道汚泥から高濃度の放射性物質を検出したと発表
	〃・11	福島第一・3号機取水口付近から専用港湾内に高濃度汚染水流出、流失放射性物質量はヨウ素131、セシウム134、137合計で約20TBqと評価
	〃・17	政府原子力災害対策本部は「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」、原子力被災者への対応に関する取組のロードマップ及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を決定
	〃・20	東京電力(株)は福島第一原子力発電所の7、8号機増設中止と1～4号機廃炉を正式決定
	〃・27	県は第1回県民健康管理調査検討委員会を開催
	〃・〃	文部科学省は毎時1μSv/h超の校庭表土除去に国補助を決定、また県内全学校へ積算線量計を配布
	〃・29	東京電力(株)は福島第一・1号機使用済燃料プールの冷却をコンクリートポンプ車を使用した方法から建屋内の配管に切替え
	〃・31	福島第一・2号機、使用済燃料プールの冷却について代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	6・3	国及び県は3月12日から3月16日にかけてオフサイトセンターを中心に実施した緊急時モニタリング結果を発表
	〃・7	政府はIAEA閣僚会議に提出する政府報告書を取りまとめ、発表
	〃・10	福島第一原子力発電所汚染水処理装置の試運転を開始
	〃・〃	県原子力センター電源復旧し、環境放射能監視テレメータシステム復旧、大野局のデータ受信可能となる
	〃・16	政府は放射性物質含む汚泥8,000Bq/kg以下は埋立て可とする方針を発表
	〃・17	福島第一原子力発電所汚染水処理装置による滞留水の処理開始
	〃・18	県、立地町は震災後初の福島第一原子力発電所事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・20	福島第一・4号機使用済燃料プール補強支柱設置作業が完了
	〃・〃	原子力安全に関するIAEA閣僚会議がウイーンで開催
	〃・28	環境省は8,000Bq/kgを超えるばいじんの一時保管等、一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の当面の取扱いについて関係都県に通知
	〃・30	福島第一・2号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・〃	政府現地対策本部は伊達市4地区の104地点113世帯を特定避難勧奨地点に指定

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	7・2	福島第一・3号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	〃・14	福島第一原子力発電所の汚染水処理設備による処理水を原子炉へ注水する循環注水冷却システムの稼働開始（バッファタンク経由）
	〃・19	福島第一・3号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・21	政府原子力災害対策本部は7月8日に東京都の検査で南相馬市から出荷された肉用牛の肉から暫定基準を超える放射性セシウムが検出されたことから12か月令未滿を除く県内牛の県外への移動及び畜場への出荷制限指示（9月15日解除）
	〃・31	政府原子力災害現地対策本部は南相馬市の59世帯を特定避難勧奨地点に指定
	8・1	福島第一・4号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却開始
	〃・3	県、立地町は福島第一原子力発電所の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・〃	原子力損害賠償支援機構法が成立
	〃・〃	政府原子力災害現地対策本部が川内村の1世帯を特定避難勧奨地点に指定
	〃・5	原子力損害賠償紛争審査会が中間指針をとりまとめ
	〃・9	政府原子力災害対策本部は緊急時避難準備区域解除の方針を決定
	〃・10	福島第一・1号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	〃・〃	県、立地町は福島第二原子力発電所の事故収束作業の進捗状況について、現地調査を実施
	〃・19	福島第一原子力発電所汚染水処理設備のセシウム吸着装置から除染装置へのラインと第二セシウム吸着装置の処理ライン並列運転による滞留水処理開始
	〃・26	政府原子力災害対策本部は除染に係る緊急実施基本方針を決定
	〃・〃	放射性物質汚染対処特措法が成立
	〃・29	文部科学省は福島第一原子力発電所周辺土壌中の放射性セシウムのマップ発表
	〃・30	冷温停止中の福島第二・2号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水ポンプが当該ポンプ電動機絶縁抵抗低下のため故障し、停止
	〃・31	環境省は都道府県に放射性セシウム10万 Bq/kg以下を埋立可能とする焼却灰等の処分方法に関する方針を通知
	9・1	福島第一・3号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・14	県は県労働者安全衛生対策連絡会議を開催し、東京電力(株)等に事故収束作業の被ばく管理の徹底を求める
	〃・〃	福島第一・2号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	9・21	県は台風15号の通過による災害の予防について国、東京電力(株)に申し入れ
	〃・22	県、立地町は福島第一原子力発電所の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・30	政府原子力災害対策本部は南相馬市等5市町村の緊急時避難準備区域を解除
	〃・〃	国会事故調査委員会設置法が成立
	10・7	福島第一原子力発電所において5、6号機内の滞留水浄化後の水を利用した構内散水開始
	〃・11	厚生労働省は福島第一原発事故緊急作業従事者等の長期的健康管理のための取組等を定めた指針を策定
	〃・12	県、立地町は福島第一原子力発電所の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・14	福島第一・1号機の原子炉建屋カバー設置工事完了
	〃・20	県議会は全原発廃炉の請願を採択
	〃・28	福島第一原発2号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・29	環境省は平成27年から搬入開始とする中間貯蔵施設整備に係る工程表を示す
	11・1	厚生労働省は福島第一原発事故緊急作業の被ばく線量限度を250mSvとする特例を厚生労働大臣が認める一部の作業を除き廃止
	〃・2	県は福島第一原子力発電所2号機からのキセノン検出に関して、速やかな情報開示、県民の不安解消のための情報提供について東京電力(株)に申し入れ
	〃・3	東京電力(株)は福島第一・2号機で検出されたキセノンは自発核分裂由来と発表
	〃・4	県は福島第一・2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したため東京電力(株)に嚴重抗議
	〃・11	政府は追加被ばく線量1 mSv以上の区域を除染実施区域とするなどの除染特別措置法に定める基本方針を閣議決定
	〃・〃	福島第二原子力発電所の応急対策が終了
	〃・16	福島市旧小国村産の玄米から暫定基準を超える放射性セシウムを検出、緊急調査を実施した結果、政府原子力災害対策本部は暫定基準を超えた3市9旧市町村出荷制限指示
	〃・25	政府現地対策本部は伊達市の13地点15世帯と南相馬市20地点22世帯を特定避難勧奨地点に追加指定
	〃・29	県は原子力発電所事故対応関係市町村会議を開催し、初期対応の課題を検討
	〃・30	知事は県内全原発の廃炉を要請する方針を表明
	〃・〃	福島第一・1号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	〃・〃	福島第一・3号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	12・1	福島第一・2号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	〃・2	東京電力(株)は原発事故中間報告書を発表

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	12・4	福島第一原子力発電所汚染水処理システム淡水化装置から汚染水が漏洩し、一部が屋外の側溝流出
	〃・7	原子力委員会専門部会は廃炉措置の中長期課題を示した報告書を取りまとめ
	〃・8	県は放射性物質を含む水の海域への流出に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策について東京電力(株)に申し入れ
	〃・9	原子力安全・保安院は東京電力(株)の福島第一原子力発電所1～4号機施設運営計画を妥当と評価
	〃・10	福島第一・1号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・14	環境省は年1 mSv以上を重点地域に指定し除染することを明示した放射性物質汚染対処特措法省令公布
	〃・16	政府・東京電力(株)統合対策室は福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋のステップ2完了を報告
	〃・19	環境省は放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に本県内40市町村を含む102市町村を指定12月28日付けで告示することを発表
	〃・〃	福島第一・1号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・21	政府・東京電力(株)中長期対策会議は廃炉工程表中長期ロードマップを決定
	〃・26	政府事故調査委員会は中間報告書を発表
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は避難区域見直しの考え方を発表
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は福島第二原子力発電所の緊急事態を解除
〃・27	福島県議会は事故収束宣言撤回要請意見書を全会一致で可決	
平成24 (2012)	1・13	東京電力(株)は福島第二原子力発電所1号機の冷温停止の維持に必要な設備について高経年化技術評価及び長期保守管理方針を策定し、経済産業省に保安規定変更認可申請
	〃・15	二本松市は基礎コンクリート成分の汚染による市内新築建物内における高線量計測結果を発表
	〃・17	経済産業省と県は汚染砕石問題で事故当時屋外保管されていた砂利、製材の線量調査実施を発表
	〃・19	福島第一・2号機、使用済燃料プール塩分除去装置運転開始
	〃・28	福島第一原子力発電所汚染水処理システムの配管で凍結による汚染水漏れ頻発
	〃・31	県は福島第一原子力発電所において頻発した配管の凍結による漏えい防止に関して東京電力(株)に申し入れ
	〃・〃	東京電力(株)は国に福島第二原子力発電所の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画提出
	2・5	福島第一・2号機の原子炉圧力容器底部温度が70度に上昇、後に温度計異常と評価

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	2・7	県は警戒区域内等から搬出された碎石使用の県発注工事51カ所（汚染碎石の搬出が判明した浪江地区の事業場を除く）について高線量は確認されなかったとの調査結果を発表
	〃・〃	東京電力(株)は福島第一原子力発電所1～4号機護岸の遮水壁設置のため、県に公有水面埋立免許申請
	〃・8	県、立地町は福島第二原子力発電所の緊急事態解除後の復旧作業の状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・12	県は福島第一・2号機の原子炉底部の温度上昇に関して、速やかな対策の実施、今後のリスクを含めた県民への情報提供について東京電力(株)に申し入れ
	〃・14	県、立地町は福島第一原子力発電所の汚染水漏えい再発防止対策の実施状況について現地調査を実施
	〃・16	福島県原子力広報協会は理事会を開催し、解散を決定
	〃・28	経済産業省の検討会は、放射性セシウム100Bq/kg以下とする碎石、砂利の出荷基準案をとりまとめ
	3・1	県、立地町は福島第一・4号機原子炉建屋使用済燃料プールの状況について現地調査
	〃・10	政府は県、双葉郡8町村との協議会において、汚染廃棄物の中間貯蔵施設を大熊、双葉、楡葉3町に設置する考えを示し、協力を要請
	〃・14	福島第一・3号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・27	福島第二・3、4号機サービス建屋で福島第一原子力発電所の分析試料受け入れの際に、非管理区域の汚染が判明
	〃・30	政府原子力災害対策本部は南相馬市、川内村、田村市の避難区域再編を決定（田村市と川内村は4月1日に南相馬市は4月16日に移行）
	〃・〃	福島復興再生特別措置法が成立
	〃・〃	文部科学省は可搬型線量測定ポスト設置台数を545台に増やし配備、4月2日からホームページで公表
	4・1	食品からの被ばく線量限度を年間1mSvとする考え方に基づく食品衛生法の新たな基準が施行
	〃・〃	田村市、川内村内の避難区域を居住制限区域と避難指示解除準備区域に再編、警戒区域を解除
	〃・13	県は仮設設備での類似トラブル多発に関して東京電力(株)に申し入れ
	〃・16	南相馬市の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・18	経済産業省は県内118カ所で汚染碎石使用による高線量が測定されたとする調査結果を発表

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	4・19	経済産業省は福島第二原子力発電所1号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関する保安規定変更を認可
	〃・20	県はSPEEDIデータ取扱いで65通電子メール消去していたとする調査結果発表
	〃・〃	県は福島第一原子力発電所1～4号機護岸の遮水壁設置について公有水面埋立免許を交付
	5・17	福島第二・4号機復旧完了
	〃・21	県、立地町は福島第一原子力発電所の仮設設備のトラブル再発防止対策の実施状況について現地調査を実施
	6・11	福島原発告訴団1,324人が東電会長ら33人を告訴
	〃・14	県、立地町は福島第一・4号機原子炉建屋の健全性確認状況について現地調査を実施
	〃・20	原子力規制委員会設置法が成立
	〃・〃	東京電力(株)は社内事故調査委員会による最終報告書を発表
	〃・21	原発被災者支援法が成立
	〃・28	県と立地町は乾式キャスク仮置場設置計画の安全確保対策について東京電力(株)から説明聴取
	7・5	国会事故調査委員会は原発事故は人災等とする報告書を取りまとめ衆議院、参議院両議長に提出
	〃・17	飯館村の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編
	〃・18	福島第一・4号機使用済燃料プールから未照射燃料1体試験取出し
	〃・19	県、立地町は福島第一・4号機の未照射燃料取出し作業の実施状況について現地調査を実施
	〃・21	原発事故収束作業で下請け企業が作業員に線量計の鉛カバー装着を強要していたことが判明
	〃・23	政府原発事故調査委員会が最終報告書を提出
	〃・26	県は東京電力(株)と原発30km圏内等関係市町村との通報連絡体制(通報連絡協定の締結及び通報連絡要綱の改定)について発表
	8・9	県、立地町は福島第一原子力発電所の廃炉措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況、仮設設備の信頼性向上のための取組状況について現地調査を実施
	〃・〃	県、立地町は福島第二原子力発電所の復旧状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・10	楢葉町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域に再編、警戒区域を解除
	〃・28	県、立地町は福島第一・4号機使用済燃料プールから取り出した未照射燃料の健全性確認作業の実施状況について現地調査を実施
	〃・30	福島第一・5号機、午前11時33分、本設の残留熱除去系2系統復旧

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	8・30	県は福島第一・1号機～3号機において原子炉注水量が低下し、保安規定に定める運転上の制限を逸脱、原因はホース取替作業時に配管加工の際発生した破片が貯水タンクに混入したことによるもの。県は8月31日に監視強化等、冷温停止維持に万全を期すよう東京電力(株)に申し入れ
	9・7	県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関して国及び東京電力(株)に要請
	〃・19	原子力規制委員会が発足
	〃・〃	県原子力センターが福島市笹木野に事務所を開設
	〃・〃	環境省の検討会は森林除染について「調査研究進め判断」との見解とりまとめ、中間報告
	〃・21	県は震災時のモニタリングポスト測定結果を発表
	〃・22	福島第一・3号機原子炉建屋がれき撤去作業中燃料プールに鉄骨が落下
	10・3	福島第一・2号機原子炉圧力容器代替温度計設置作業終了
	〃・9	県は「『県民健康管理調査検討委員会』の会議運営に係る調査報告書」をとりまとめ、毎回検討会開催前の準備会の状況について発表
	〃・11	福島第二・3号機復旧完了
	〃・17	県、立地町は福島第二原子力発電所の復旧状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・29	県は原子力事故対応関係市町村会議において、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見通しに関する分かりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化等に関して国及び東京電力(株)に要請
	〃・31	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を決定
	11・6	県、立地町は中長期ロードマップの進捗状況（乾式キャスク一時保管施設設置工事、多核種除去設備の安全対策実施状況等）について現地調査実施
	〃・〃	県は福島第一・1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける作業従事者登録数の記載に関して国及び東京電力(株)に嚴重抗議
	〃・7	原子力規制委員会は福島第一原子力発電所を改正。原子炉等規制法に基づく特定施設に指定
	〃・19	県は核燃料税の廃止を発表
	〃・21	県は県防災会議原子力防災部会を開催し、地域防災計画の修正案をとりまとめ
	〃・30	政府原子力災害対策本部は大熊町の避難区域を3区域に再編することを決定
	12・3	政府・東京電力(株)中長期対策会議は福島第一・4号機の燃料取出完了の1年前倒しを決定
	〃・〃	原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関して東京電力(株)に要請

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	12・7	県は、県、関係13市町村及び学識経験者で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」を設置
	〃・10	大熊町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域等3区域に再編、警戒区域を解除
	〃・14	政府原子力災害現地対策本部は伊達市128世帯及び川内村1世帯の特定避難勧奨地点を解除
	〃・15	IAEAと政府共催の福島閣僚会議が郡山市で開催され、原子力安全強化へ共同議長声明を発表
	〃・〃	福島県とIAEAは放射線モニタリング、除染及び健康の3分野でプロジェクト覚書き締結
	〃・26	第1回廃炉安全監視協議会（名称「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」）開催
	平成25 (2013)	1・18
〃・23		県環境審議会でもニタリングポスト設置個所の年間追加被ばく線量1mSv以下にする目標を県環境基本計画に盛り込むことを示す
2・5		第2回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一原子力発電所の状況について現地確認を実施
〃・15		福島第二・2号機復旧完了
〃・18		福島第二原子力発電所共通設備復旧完了
3・7		政府原子力災害対策本部は葛尾村、富岡町、浪江町の避難区域の再編を決定
〃・〃		政府は新たに福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議を設置し、初会合において廃炉工程表の6月改定を決定
〃・8		県、立地町は福島第二原子力発電所の復旧状況等を確認するため、現地調査を実施
〃・15		県は防災会議原子力防災部会を開催し、暫定的に福島第一原子力発電所PAZを5km圏内とする防災計画修正案を審議
〃・18		福島第一原子力発電所において停電により使用済燃料代替冷却システム等が停止、原因は小動物の仮設電源盤への侵入、県は東京電力(株)に対し3月19日に再発防止の徹底等を申し入れ
〃・22		葛尾村の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
〃・〃		県は事故当初の可搬型モニタリングポストの未公表データが4,521時間分判明したとする調査結果を発表
〃・25		富岡町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除

年	月 日	事 項
平成25 (2013)	3・26	県は防災会議を開催し、福島第一原子力発電所の暫定的 PAZ 設定等、原子力災害対策編の修正を決定
	〳・28	東北電力(株)は浪江・小高原発の建設計画取りやめを発表
	〳・30	福島第一原発で、多核種除去設備 (ALPS) A 系統において、水処理設備で処理した廃液を用いた試験 (ホット試験) を開始
	4・1	浪江町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〳・2	政府福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議が楡葉町に廃炉研究施設設置を決定
	〳・3	第3回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一原子力発電所使用済燃料プール冷却停止トラブルの現場状況について現地調査を実施
	〳・4	福島第一原子力発電所共用プールからキャスク仮保管設備へ使用済燃料集合体37体輸送
	〳・5	福島第一原子力発電所において、動力電源盤故障警報が発生し、3号機使用済燃料プール冷却設備が停止、県は東京電力(株)に作業中の安全管理の徹底を申し入れ
	〳・〳	福島第一原子力発電所汚染水地下貯水槽から漏えいが判明、以後、相次いで複数の地下貯水槽で漏えいが判明、県は国への緊急要望、東京電力(株)に対し、重ねて迅速な対応等を申し入れ
	〳・24	第4回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一原子力発電所汚染水漏えい等のトラブル対応状況について、現地調査を実施
	5・7	政府原子力災害対策本部が双葉町の区域見直しを決定、警戒区域再編28日に完了
	〳・27	IAEA は緊急時対応能力研修センターを福島県自治会館内に開所
	〳・28	双葉町の避難1区域を見直し、避難指示解除準備区域、帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〳・〳	原発事故損害賠償時効特例法が成立
	〳・30	政府汚染水処理対策委員会のとりまとめを受け、経産相が東京電力(株)社長に凍土遮水壁設置指示
	〳・〳	福島第二・1号機復旧完了し、福島第二原子力発電所における原子力災害事後対策が全て完了
	6・5	東京電力(株)は福島第二原子力発電所復旧計画の最終報告を国に提出
	〳・10	政府福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議は、熔融核燃料回収前倒しの工程表改訂案を公表
	〳・11	第5回県廃炉安全監視協議会開催、資源エネルギー庁が廃炉工程表改定案を説明
	〳・13	第6回県廃炉安全監視協議会開催、福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく冷温停止維持に係る設備復旧状況について、現地調査を実施
〳・15	福島第一原子力発電所多核種除去設備 (ALPS) A 系のバッチ処理タンクで水漏れの痕跡と推定される水滴下痕確認、翌16日、A系を停止	

年	月 日	事 項
平成25 (2013)	6・19	福島第一原子力発電所タービン建屋東側取水口付近の観測用井戸から高濃度のトリチウムを検出、県は東京電力(株)に対し汚染範囲の特定や周辺への影響調査等を申し入れ
	〃・27	政府廃炉対策推進会議は福島第一・1～4号機の廃炉工程表の改定を決定
	〃・〃	経済産業省は廃炉研究に「国際廃炉研究開発機構」の設置を発表
	7・5	福島第一原子力発電所の原子炉注水系信頼性向上対策として、復水貯蔵タンク炉注水系による1～3号機原子炉注水の運用開始、循環注水冷却システムルートを4kmから3kmへ短縮
	〃・〃	県は原子力関係課長会議を開催し、海水調査地点を2カ所から6カ所に増やす等地下水汚染監視体制の強化を決定
	〃・10	原子力規制委員会は福島第一原子力発電所海側で汚染水の地中への漏出、海への拡散が強く疑われるとの見解をとりまとめ、原因究明へ作業部会設置
	〃・11	第1回県廃炉安全監視協議会環境モニタリング部会を開催
	〃・22	福島第一・4号機原子炉建屋の燃料取り出し用カバー設置完了
	〃・〃	東京電力(株)は福島第一原子力発電所の放射性物質を含む地下水が港湾へ漏出していたとの見解を発表、県は東京電力(株)に対し汚染水の漏出に関し、汚染水拡散防止対策の早急な実施、海側モニタリングの強化等を申し入れ
	8・4	平成25年度第1 回県廃炉安全確保県民会議を開催
	〃・6	第7回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一・1～4号機護岸付近の地下水放射能濃度上昇及び汚染水の海への漏出等の状況について、現地調査を実施
	〃・8	川俣町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域に再編
	〃・12	福島第一原子力発電所免震重要棟前ダストモニタで指示値が上昇し警報発生、作業員が身体汚染(19日も再発)、県は8月20日に東京電力(株)に対し原因の早期究明と作業員被ばくの防止を申し入れ
	〃・19	福島第一原子力発電所構内H4エリアの地上タンクから約300トンの汚染水が漏えい、県は、20日に東京電力(株)に対し、原因特定と再発防止対策の早期実施を申し入れ
	9・5	県は福島第一原子力発電所汚染水地上タンク漏えいについて原因特定と早期対策を東京電力(株)に申し入れ
	〃・12	福島第一原子力発電所構内H4エリア地上タンク群近くの観測用井戸水から高濃度のストロンチウム90検出
	〃・13	東京電力(株)は観測用井戸の監視結果からタンクから漏えいした汚染水が地下水を汚染したとの見解を示す
	〃・16	第8回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一原子力発電所構内H4エリアタンクにおける汚染水の漏えい、汚染水の海への漏出等の状況について、現地調査を実施

年	月 日	事 項	
平成25 (2013)	9・17	大雨のため、福島第一原子力発電所汚染水貯蔵地上タンク群のせきからベータ線放射性物質濃度は法定限度未満であったが、約885万 Bq、約1,130トンの水を放出	
	〃・〃	第9回県廃炉安全監視協議会開催、国、東京電力(株)が汚染水対策の現状を報告	
	〃・19	第1回県廃炉安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を開催	
	〃・〃	安倍首相は福島第一原子力発電所を視察し、東京電力(株)に5、6号機廃炉を要請	
	〃・20	第10回県廃炉安全監視協議会開催、福島第二・2号機原子炉内から使用済燃料プールへの燃料移動作業について現地調査を実施	
	10・2	福島第一原子力発電所 B 南エリアタンク上部天板部から漏えい発生、県は10月3日、東京電力(株)にリスク管理の徹底、降雨時対応基準の早急な明確化等を申し入れるとともに、海水の緊急モニタリングを実施	
	〃・22	第11回県廃炉安全監視協議会開催、汚染水対策、福島第一・6号機燃料取出し作業の実施状況について現地調査を実施	
	〃・30	原子力規制委員会は福島第一・4号機からの燃料取出計画認可	
	11・12	第12回県廃炉安全監視協議会開催、4号機使用済燃料プールからの燃料移動作業の準備状況について現地調査を実施	
	〃・〃	東京電力(株)は、福島第一・4号機の燃料取り出し用カバーの設置工事が完了したことを発表	
	〃・15	平成25年度第2回県廃炉安全確保県民会議開催を開催	
	〃・18	東京電力(株)が福島第一・4号機の使用済燃料プールに保管されている未使用燃料の取り出しを開始	
	〃・21	第13回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一・4号機使用済燃料プールからの燃料移動作業の実施状況について現地調査を実施	
	〃・〃	第2回労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会を開催	
	〃・26	東京電力(株)が福島第一・4号機の使用済燃料プールに保管されている使用済燃料の取り出しを開始	
	〃・〃	第14回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一・4号機使用済燃料プールからの燃料移動作業の実施状況について現地調査を実施	
	12・16	第15回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一・4号機使用済燃料プールからの燃料移動作業の実施状況について現地調査を実施	
	平成26 (2015)	1・16	第16回県廃炉安全監視協議会開催、覆土式一時保管施設、福島第一・4号機使用済燃料プールからの燃料移動作業、G6北、G4南タンクエリア堰からの漏えい防止対策の実施状況について現地調査を実施
		〃・29	東京電力(株)が福島第一・2号機タービン建屋と海水配管用トレンチ接続部の凍結工事を開始
		2・6	第3回労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会を開催

年	月 日	事 項
平成26 (2015)	2・18	平成25年度第3回廃炉安全確保県民会議を開催
	〃・19	福島第一原子力発電所汚染水貯留設備 RO 濃縮水貯槽（H6エリアC1タンク）からの漏えいが発生
	〃・20	第17回県廃炉安全監視協議会開催、東京電力(株)がH6エリアタンク汚染水の漏えい、2号機原子炉圧力容器の故障、ストロンチウムの計測誤について説明。県は、H6エリアC1タンクからの汚染水漏えいについて申し入れを実施
	3・7	第18回県廃炉安全監視協議会開催、汚染水漏えい及び4号機使用済燃料プール冷却の一時停止についての原因調査及び再発防止対策について現地調査を実施
	〃・28	福島第一原子力発電所構内における掘削作業中の協力作業員の死亡事故が発生
	4・1	楡葉町役場内に原子力安全対策課楡葉駐在員を配置
	〃・〃	田村市都路地区避難指示解除準備区域の避難指示を解除
	〃・9	東京電力(株)が地下水バイパス計画のため、専用井戸で地下水汲み上げを開始
	〃・〃	第19回県廃炉安全監視協議会開催、地下水バイパス計画の設備の現地調査を実施
	〃・13	平成26年度第1回廃炉安全確保県民会議（現地視察）を開催
	〃・18	平成26年度第2回廃炉安全確保県民会議（現地視察）を開催
	5・8	平成26年度第3回廃炉安全確保県民会議を開催
	〃・20	第20回県廃炉安全監視協議会開催、国及び東京電力(株)が4月25日に実施した申し入れに対する対応状況について説明
	〃・21	東京電力(株)が初めてとなる地下水バイパス計画による地下水の海への放出を実施
	6・2	第21回県廃炉安全監視協議会開催、凍土遮水壁の実証試験の現場確認等を実施
	〃・〃	東京電力(株)が凍土遮水壁の設置工事を開始
	〃・〃	福島第一原子力発電所4,000トンノッチタンク群からの漏えいが発生
	〃・4	第4回労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会を開催
	7・10	東京電力(株)が福島第二・1号機で使用済燃料の取り出し完了
	〃・17	第22回県廃炉安全監視協議会開催、地下水バイパスの運用状況等について現地調査を実施
	〃・23	東京電力(株)が原子力規制委員会の特定原子力施設監視・評価検討会において福島第一原子力発電所のタービン建屋とトレンチの接続部に氷、ドライアイスを投入することを示した
	〃・24	東京電力(株)が氷、ドライアイスの試験投入を開始
	〃・30	第23回県廃炉安全監視協議会開催、東京電力(株)が福島第一・1号機建屋カバー解体及びガレキ撤去に係る放射性物質の飛散防止対策について説明
	8・4	平成26年度第4回廃炉安全確保県民会議を開催
	〃・12	東京電力(株)がサブドレン計画のため井戸からの地下水汲上試験を開始
	9・3	東京電力(株)が福島第一・2号機の海側トレンチの止水対策のためセメントなどの止水剤を投入する模擬実験を開始

年	月 日	事 項
平成26 (2015)	9・9	第5回労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会を開催、県はホームページ上に、県などが測定したデータを示す他、放射性物質の飛散などに関するデータをまとめ、県民が情報を得やすい環境を整えたことを報告
	〃・10	平成26年度第5回廃炉安全確保県民会議を開催
	〃・30	福島第一原子力発電所高圧受電盤内のケーブル端末作業において感電負傷事故が発生
	10・1	川内村の東部の避難指示準備区域の避難指示を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編
	〃・16	東京電力(株)が福島第一・2号機の海側トレンチの止水対策のため止水剤の投入を開始
	〃・22	東京電力(株)が福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた飛散防止剤散布作業を開始
	〃・〃	第24回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一・1号機建屋カバーの解体に向けた飛散防止剤散布作業の取組状況等について現地調査を実施
	〃・31	東京電力(株)が福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業を実施
	〃・〃	第25回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業等について現地調査を実施
	11・5	東京電力(株)が福島第一・4号機の使用済燃料の移送を完了
	〃・8	福島第一原子力発電所構内にて、ALPS処理水を溜める地上タンクの増設工事中に鋼材が落下、付近で作業していた3人が負傷
	〃・9	福島第一・4号機の使用済み燃料プールの冷却が自動停止。県は東京電力(株)に対し原因究明を申し入れ
	〃・10	東京電力(株)が福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業（2枚目）を実施
	〃・19	平成26年度第6回廃炉安全確保県民会議を開催
	〃・〃	東京電力(株)が福島第一・4号機の未使用燃料の移送を開始
	〃・20	原子力防災住民避難訓練（災害対策本部運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練）実施
	〃・〃	東京電力(株)が福島第一・1号機の建屋上部のガレキ調査を開始
	〃・22	原子力防災住民避難訓練（住民避難訓練、緊急被ばく医療活動訓練）実施
	〃・26	東京電力(株)が福島第一・2号機の海側トレンチ内を埋め立てるセメントの投入を開始
	12・2	第26回県廃炉安全監視協議会開催、国及び東京電力(株)がトレンチ充填作業等について説明
	〃・3	第6回労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会を開催

年	月 日	事 項
平成26 (2015)	12・4	第27回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネルの吊り戻し作業等について、現地調査を実施
	〃・24	第28回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一・3号機使用済燃料プール内瓦礫撤去作業現場等について、現地調査を実施
平成27 (2015)	1・7	県、双葉町、大熊町及び東京電力(株)により、「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」を締結
	〃・19	福島第一原子力発電所にて、雨水を貯蔵する地上タンク上部から協力作業員が落下、翌日死亡する事故が発生
	〃・20	福島第二原子力発電所の廃棄物処理建屋にて、濃縮器の点検用架台に協力作業員が挟まれ、死亡する事故が発生
	〃・23	東京電力(株)が平成26年度中の汚染水全量処理を断念することを発表

《福島第一原子力発電所3号機におけるプルサーマル実施関連》

年	月 日	事 項
平成21 (2009)	12・25	東京電力(株)社長が、プルサーマル計画について県議会議長を訪問
平成22 (2010)	1・20	東京電力(株)が、福島県にプルサーマル発電の実施について検討を要請
	2・4	東京電力(株)が、福島第一・3号機に長期保管されていた MOX 燃料の健全性を自主的に調査開始することを県に報告
	〃・16	知事が、①3号機の耐震安全性の確認、②同号機の高経年化対策の確認、③搬入後10年を経過した MOX 燃料の健全性の確認の3条件が全て満たされることを必要不可欠な条件として、3号機のプルサーマル実施を受け入れる考えを表明
	3・29	知事が経済産業大臣に、技術的3条件確認の取組みを申入れ
	4・5	東京電力(株)社長が、プルサーマル計画受入れの技術的3条件の確認等について東京電力(株)の取組方針を説明するため、知事及び県議会議長を訪問 知事からは、経済産業大臣へと同様に申入れ
	5・21	東京電力(株)が、福島第一・3号機に長期保管されていた MOX 燃料の健全性調査結果について、国、県に報告
	〃・26	東京電力(株)が、技術的3条件について取りまとめ、県に報告
	〃・31	第1回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催 東京電力(株)が、技術的3条件について説明
	6・10	国と県、立地町は、長期保管 MOX 燃料を確認するため、立入調査を実施
	〃・19	福島第一・3号機が定期検査を開始
〃・24	原子力安全・保安院が、長期保管されていた MOX 燃料の健全性確認のための立入検査の実施結果について、原子力安全委員会へ報告	

年	月 日	事 項
平成22 (2010)	7・7	第2回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催 長期保管 MOX 燃料の健全性及び耐震安全性対策について検討
	〃・12	第3回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催 耐震安全性対策及び高経年化対策について検討
	〃・13	県と立地町は、耐震安全性対策及び高経年化対策の実施状況を確認するため、立入調査を実施
	〃・〃	県原子力発電所安全確保技術連絡会が、東京電力(株)によるプルサーマル実施での「技術的3条件」確認結果について、これまでの審議の範囲内においては特に問題点は確認されなかったとの中間報告をとりまとめ、公表
	〃・26	原子力安全・保安院が、福島第一・3号機のプルサーマル実施での「技術的3条件」について評価結果を発表
	〃・27	県議会代表者会議を開催
	8・4	県原子力発電所安全確保技術連絡会が、国、東京電力(株)による技術的3条件に係る確認結果については、特に問題点は確認されず、国、東京電力(株)は適切に対応したものと判断するとの最終報告をとりまとめ、知事に報告
	〃・6	知事が、福島第一・3号機におけるプルサーマルの実施を最終的に受け入れることを表明
	〃・9	東京電力(株)が、取替燃料の一部に MOX 燃料を採用することについて、国に保全計画の変更を届出
	〃・〃	県が国に対し、東京電力(株)が安全確保、信頼性向上の取組みを強化するよう指導すべき旨要請
	〃・10	知事が経済産業大臣に、「原子力安全・保安院を経済産業省から分離するなど客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立」、「使用済MOX燃料の県外への確実な搬出」、「核燃料サイクルの着実な推進」を改めて強く要請
	〃・12	県議会代表者会議及びエネルギー政策議員協議会理事会を開催
	〃・16	福島第一・3号機、取替新燃料の装荷開始
	〃・17	県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会の下に、県、立地町職員を構成員とする福島第一・3号機のプルサーマル実施に関する安全確認のためのプロジェクトチームを設置
	〃・20	第1回プロジェクトチーム会議を開催 東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機における MOX 燃料装荷及び装荷後の運転に係るスケジュール、MOX 燃料使用での安全監視状況の情報提供(案)について検討
	8・21	プロジェクトチームが、現地確認(第1回目) MOX 燃料の装荷に立会い、所定の手順で行われたことを確認
	8・30	県議会エネルギー政策議員協議会を開催

年	月 日	事 項
平成22 (2010)	8・30	県のプルサーマル実施受入れに関する報告について検討、「プルサーマル実施受入れに関する県の最終判断を尊重する」との意見を取りまとめ
	9・3	プロジェクトチームが、現地確認（第2回目） 国の立会いの下実施された制御棒駆動水圧系機能検査の状況を確認、正常に動作することを確認
	〃・10	第2回プロジェクトチーム会議を開催 定期事業者検査実施状況について、これまでのところ問題がないことを確認し、9月17日、東京電力(株)に対して県の確認結果を通知、また、MOX 燃料使用に伴いプロジェクトチームが情報提供を受ける安全監視項目等について決定
	〃・17	プロジェクトチームが、現地確認（第3回目） 福島第一・3号機の原子炉起動操作状況について確認を行うが、非常用炉心冷却の表示灯に不具合が発生し、起動作業中断。起動操作は、翌日に延期
	〃・18	福島第一・3号機が、原子炉を起動 プロジェクトチームは、9月17日から原子炉起動準備作業の最終確認を行うとともに、9月18日に原子炉が臨界に達したことを確認
	〃・23	福島第一・3号機が、プルサーマル発電を開始
	〃・30	福島第一・3号機が、定格熱出力一定運転を開始
	10・7	プロジェクトチームが、現地確認（第4回目） MOX 燃料使用に伴う安全監視情報の測定・監視状況及び起動後に実施する高圧注水系機能検査実施状況を確認
	〃・26	福島第一・3号機が、プルサーマル発電の営業運転を開始
	〃・27	第3回プロジェクトチーム会議を開催 3号機の定期検査の実施結果等について、原子力安全・保安院より説明を受けるとともに、これまでにプロジェクトチームが提供を受けた安全監視情報等の測定結果、原子炉起動時のトラブルの原因と対策について確認
	平成23 (2011)	1・19

関係機関一覧

政府関係機関

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511	www.meti.go.jp/
原子力規制庁	〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9	03-3581-3352	www.nsr.go.jp/
福島第一 原子力 規制事務所	〒979-0402 双葉郡広野町下北迫字二ツ沼44-15 広野町サッカー支援センター1階	0240-25-8140	www.nsr.go.jp/jimusho/fukushimal/
福島第二 原子力 規制事務所	〒979-0402 双葉郡広野町下北迫字二ツ沼44-15 広野町サッカー支援センター1階	0240-25-8207	www.nsr.go.jp/jimusho/fukushima2/
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構	〒319-1184 茨城県那珂郡東海村村松4-49	029-282-1122	www.jaea.go.jp/
独立行政法人 放射線医学 総合研究所	〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111	www.nirs.go.jp/

県関係機関

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
原子力安全 対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎8階	024-521-7255	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025c/
原子力 センター	〒960-8057 福島市笹木野字南中谷地8-1	024-555-6101	www.atom-moc.pref.fukushima.jp/
原子力セン ター福島支所	〒960-8560 福島市方木田字水戸内16-6	024-544-2030	www.atom-moc.pref.fukushima.jp/branch.html
災害対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎8階	024-521-7194	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/
環境創造 センター 整備推進室	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎8階	024-521-8516	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035d/
中間貯蔵施設 等対策室	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎8階	024-521-8043	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045d/
除染対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎8階	024-521-7276	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045c/
原子力損害 対策課	〒960-8043 福島市中町8-2 自治会館7階	024-521-7103	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055a/
避難者支援課	〒960-8043 福島市中町8-2 自治会館7階	024-523-4157	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055b/
地域医療課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎7階	024-521-7221	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/

周辺13市町村

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
いわき市	〒970-8686 いわき市平字梅本21	0246-22-1111	www.city.iwaki.fukushima.jp/
田 村 市	〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76-2	0247-81-2111	www.city.tamura.lg.jp/
南相馬市	〒975-8686 南相馬市原町区本町2-27	0244-22-2111	www.city.minamisoma.lg.jp/
川 俣 町	〒960-1492 伊達郡川俣町字五百田30	024-566-2111	www.town.kawamata.lg.jp/
広 野 町	〒979-0402 双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111	www.town.hirono.fukushima.jp/
檜 葉 町	(いわき出張所) 〒970-8044 いわき市中央台飯野3-3-1 (いわき出張所谷川瀬分室) 〒970-8036 いわき市平谷川瀬1-1-1 (会津美里出張所) 〒969-6164 会津美里町字本郷道上1 (現地檜葉町役場) 〒979-0696 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6	(いわき出張所) 0246-46-2551 (いわき出張所谷川瀬分室) 0246-25-5561 (会津美里出張所) 0242-56-2155 (現地檜葉町役場) 0240-25-2111	www.town.naraha.lg.jp/
富 岡 町	(郡山事務所) 〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮48-5	0120-33-6466	www.tomioka-town.jp/
川 内 村	〒979-1292 双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24	0240-38-2111	www.kawauchimura.jp/
大 熊 町	(会津若松出張所) 〒965-0873 会津若松市追手町2-41 (いわき出張所) 〒970-1144 いわき市好間工業団地1-43 (中通り連絡事務所) 〒964-0915 二本松市金色421-10	(会津若松出張所) 0120-26-3844 (いわき出張所) 0120-26-5671 (中通り連絡事務所) 0120-24-1013	www.town.okuma.fukushima.jp/
双 葉 町	(いわき事務所) 〒974-8212 いわき市東田町2-19-4	0246-84-5200	www.town.fukushima-futaba.lg.jp/
浪 江 町	(二本松事務所) 〒964-0984 二本松市北トロミ573	0243-62-0123	www.town.namie.fukushima.jp/
葛 尾 村	(三春出張所) 〒963-7719 田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1	0247-61-2850	www.katsurao.org/
飯 館 村	(飯野出張所) 〒960-1301 福島市飯野町字後川10-2 (現地飯館村役場) 〒960-1892 相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580-1	(飯野出張所) 024-562-4200 (現地飯館村役場) 0244-42-1611	www.vill.iitate.fukushima.jp/

事 業 者

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
東京電力株式会社	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3	03-6673-1111	www.tepco.co.jp/
東京電力(株)福島第一原子力発電所	〒979-1301 双葉郡大熊町大字夫沢字北原22	0240-30-9301	www.tepco.co.jp/nu/f1-np/
東京電力(株)福島第二原子力発電所	〒979-0695 双葉郡楡葉町大字波倉字小浜作12	0240-25-4111	www.tepco.co.jp/nu/f2-np/

発行 平成27年3月

福島県生活環境部原子力安全対策課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

電話 (024) 521-7255 (直通)

※この冊子は再生紙を使用しております

Fukushima Prefecture